各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 各 介 護 保 険 関 係 団 体 御中

一 厚生労働省 老健局介護保険計画課・高齢者支援課・ 振興課・老 人 保 健 課

## 介護保険最新情報

#### 今回の内容

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する 基準の一部を改正する件等の公布について 計337枚(本紙を除く)

Vol.434

平成27年3月23日

厚 生 労 働 省 老 健 局

介護保険計画課 • 高齢者支援課 • 振興課 • 老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL: 03-5253-1111(内線 2164、3971、3937、3949)

FAX: 03-3503-7894

事 務 連 絡 平成 27 年 3 月 23 日

都道府県 各 指定都市 介護保険主管部(局) 御中 中 核 市

> 厚生労働省老健局老人保健課 介護保険計画課 高齢者支援課 振興課

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正す る件等の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、 厚く御礼申し上げます。

本日、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を 改正する件(平成27年厚生労働省告示第84号)等が官報公布されました。

貴県又は貴市におかれましては、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、平成27年4月1日からの円滑な施行に向けてご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日公布された告示のうち、厚生労働省告示第 103 号から第 110 号までのものについては、平成 27 年 8 月 1 日からの適用となることを申し添えます。

#### ○ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)(抄)【平成二十七年四月一日施行】

(変更点は下線部)

現 行	改正後
別表	別表
指定居宅介護支援介護給付費単位数表	指定居宅介護支援介護給付費単位数表
居宅介護支援費	居宅介護支援費
イ 居宅介護支援費(1月につき)	イ 居宅介護支援費(1月につき)
(1) 居宅介護支援費(1)	(1) 居宅介護支援費(1)
(一) 要介護1又は要介護2 1,005単位	→ 要介護1又は要介護2 1,042単位
□ 要介護3、要介護4又は要介護5 1,306単位	<ul><li>二 要介護3、要介護4又は要介護5</li><li>1,353単位</li></ul>
(2) 居宅介護支援費(II)	(2) 居宅介護支援費(11)
(一) 要介護1又は要介護2 502単位	→ 要介護1又は要介護2 521単位
□ 要介護3、要介護4又は要介護5 653単位	□ 要介護3、要介護4又は要介護5 677単位
(3) 居宅介護支援費Ⅲ)	(3) 居宅介護支援費(11)
(一) 要介護1又は要介護2 301単位	→ 要介護1又は要介護2 313単位
□ 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 392単位	<ul><li>二 要介護3、要介護4又は要介護5</li><li>406単位</li></ul>
注 1 (1)から(3)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援	注 1 (1)から(3)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援
(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第46	(介護保険法 (平成9年法律第123号。以下「法」という。)第46
条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行	条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行
い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員	
及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基準」	及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基準」

掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。 イ 居宅介護支援費(I) 指定居宅介護支援事業所(基準第2条 第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。) において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、 当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の23第3項の規定に 基づき指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する 指定介護予防支援事業者をいう。)から委託を受けて行う指定 介護予防支援(同項に規定する指定介護予防支援をいう。)の

提供を受ける利用者数(基準第13条第25号に規定する厚生労

という。)第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提

出している指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定す

る指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)について、次に

掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。 イ 居宅介護支援費(I) 指定居宅介護支援事業所(基準第2条 第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。) において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、 当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の23第3項の規定に 基づき指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する 指定介護予防支援事業者をいう。)から委託を受けて行う指定 介護予防支援(同項に規定する指定介護予防支援をいう。)の 提供を受ける利用者数(基準第13条第26号に規定する厚生労

という。)第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提

出している指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定す

る指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)について、次に

働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を除く。)に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第2条第7号に規定する常勤換算方法で算定した員数をいう。以下同じ。)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。

- ロ 居宅介護支援費(II) 取扱件数が40以上である場合において、 40以上60未満の部分について算定する。
- ハ 居宅介護支援費(Ⅲ) 取扱件数が40以上である場合において、 60以上の部分について算定する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基 準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定 する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所 定単位数は算定しない。
- 3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援 事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、 特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相 当する単位数を所定単位数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合する指定居宅介護支援事業所の介 護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数 の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働 大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業 の実施地域(基準第18条第5号に規定する通常の事業の実施地 域をいう。)を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定 単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、特定事業 所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算す る。
- 7 利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護(短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)又は小規模多機 能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用共同生活

働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を除く。)に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第2条第7号に規定する常勤換算方法で算定した員数をいう。以下同じ。)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。

- ロ 居宅介護支援費(II) 取扱件数が40以上である場合において、 40以上60未満の部分について算定する。
- ハ 居宅介護支援費Ⅲ 取扱件数が40以上である場合において、 60以上の部分について算定する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。
- 3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援 事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、 特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相 当する単位数を所定単位数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合する指定居宅介護支援事業所の介 護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数 の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働 大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業 の実施地域(基準第18条第5号に規定する通常の事業の実施地 域をいう。)を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定 単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、特定事業 所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算す る。
- 7 利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護(短期利用特定 施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)又は小規模多機 能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。)、

介護費を算定する場合を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)若しくは複合型サービスを受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定しない。

#### 口 初回加算

300単位

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画( 法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。)を作成する 利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚 生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位 数を加算する。ただし、イの注2に規定する別に厚生労働大臣が 定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。

#### ハ 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市の市長)に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 特定事業所加算(I)

500単位

ロ 特定事業所加算(I)

300単位

(新設)

#### 二 入院時情報連携加算

注 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は 診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の 当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、別に厚生労働大 臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者1人につき1月に1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいず れかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の 加算は算定しない。

イ 入院時情報連携加算([)

200単位

口 入院時情報連携加算(Ⅱ)

100単位

認知症対応型共同生活介護(短期利用<u>認知症対応型</u>共同生活介護費を算定する場合を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)若しくは複合型サービス<u>(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。)</u>を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定しない。

#### 口 初同加算

300単位

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画 ( 法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。)を作成する 利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚 生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位 数を加算する。ただし、イの注2に規定する別に厚生労働大臣が 定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。

#### ハ 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市の市長)に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

1	特定事業所加算(I)	500単位
口	特定事業所加算(II)	400単位
ハ	特定事業所加算団	300単位

#### 二 入院時情報連携加算

注 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は 診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の 当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、別に厚生労働大 臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者1人につき1月に1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいず れかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の 加算は算定しない。

イ 入院時情報連携加算([)

200単位

口 入院時情報連携加算(Ⅱ)

100単位

300単位

注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人 福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所 (指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第126号) 別表指定地域密着型サービス 介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのヨ又は 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12 年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数 表の介護福祉施設サービスのワの在宅・入所相互利用加算を算定 する場合を除く。)し、その居宅において居宅サービス又は地域密 着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退 所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設 又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要 な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サ ービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サー ビスの利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入院又は入所 期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する。ただし、 初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

へ 認知症加算

150単位

注 日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。)の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ト 独居高齢者加算

150単元

<u>注</u> 独居の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合は、1月 につき所定単位数を加算する。

チ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

300単位

注 利用者が指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定小規模多機能型居宅介護を提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機

ホ 退院・退所加算

300単位

注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人 福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所 (指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第126号) 別表指定地域密着型サービス 介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 護のヨ又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する 基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護 給付費単位数表の介護福祉施設サービスのワの在宅・入所相互利 用加算を算定する場合を除く。)し、その居宅において居宅サービ ス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者 の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護 老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者 に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作 成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整 を行った場合(同一の利用者について、当該居宅サービス及び地 域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、 入院又は入所期間中につき3回を限度として所定単位数を加算す る。ただし、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。 (削除)

(削除)

へ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

300単位

注 利用者が指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定小規模多機能型居宅介護を提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機

能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

#### リ 複合型サービス事業所連携加算

300単位

注 利用者が指定複合型サービス (指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定複合型サービスをいう。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定複合型サービスを提供する指定複合型サービス事業所 (指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定複合型サービス事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定複合型サービス事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

#### ヌ 緊急時等居宅カンファレンス加算

200単位

注 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は 看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、 必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型 サービスの利用に関する調整を行った場合は、利用者1人につき 1月に2回を限度として所定単位数を加算する。 能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

#### 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

300単位

- 注 利用者が指定看護小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、利用開始目前6月以内において、当該利用者による当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。
- チ 緊急時等居宅カンファレンス加算

200単位

注 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は 看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、 必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型 サービスの利用に関する調整を行った場合は、利用者1人につき 1月に2回を限度として所定単位数を加算する。

#### ○ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)(抄)【平成二十七年四月一 日施行】

(変更点は下線部)

現 行		改 正 後	
別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I)		別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I)	
(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i) (一) 所要時間 3 時間以上 5 時間未満の場合		(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i) (一) 所要時間 3 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要支援 1	518単位	a 要支援 1	493単位
<u>b 要支援 2</u> 二 所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合	574単位	<u>b 要支援 2</u> 二 所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合	546単位
a 要支援1	787単位	a 要支援1	749単位
b 要支援 2	878単位	b 要支援 2	836単位
三 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合	· · ·	三 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合	· ·
<u>a 要支援 1</u>	896単位	a 要支援 1	852単位
b 要支援 2	1,001単位	b 要支援 2	952単位
(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)		(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)	
→ 所要時間3時間以上5時間未満の場合		一 所要時間3時間以上5時間未満の場合	
_a 要支援 1	468単位	<u>a 要支援 1</u>	445単位
b 要支援 2	519単位	b 要支援 2	494単位
二 所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合		二 所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合	
<u>a 要支援 1</u>	707単位	<u>a 要支援 1</u>	673単位
b 要支援 2	790単位	b 要支援 2	751単位
三 所要時間7時間以上9時間未満の場合	00年24年	三 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合	500 W /-
<u>a 要支援 1</u>	805単位	a 要支援 1	766単位
<u>b 要支援 2</u> ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(I)	899単位	<u>b 要支援 2</u> □ 介護予防認知症対応型通所介護費(II)	855単位
(1) 所要時間3時間以上5時間未満の場合		ロー介護での認知症対応空地所介護負征    (1) 所要時間3時間以上5時間未満の場合	
(1) 別安時間3時間以上3時間不個の場合 (一) 要支援1	251単位	(1) 別安時間3時間以上3時間不個の場合   (一) 要支援1	251単位
() 安文版 1 (二) 要支援 2	265単位	<u>( ) 安久坂 1</u> (二) 要支援 2	265単位
□ 女人版 2	200千匹	─ 女人\Q 6	400年世

- (2) 所要時間5時間以上7時間未満の場合
  - ─ 要支援 1─ 要支援 2407単位─ 430単位
- (3) 所要時間7時間以上9時間未満の場合
- (→) 要支援 1(□) 要支援 2469単位(□) 469単位(□) 496単位
- □ 要支援2注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし
- て市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出た単独 型,併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地 域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。 以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第5条 第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基 準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防認知 症対応型通所介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第4 条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下 同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利 用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介 護予防認知症対応型通所介護計画(指定地域密着型介護予防サ ービス基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所 介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定介護予防認知症 対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所 定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護 師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労 働大臣が定めるところにより算定する。
  - 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、 所要時間2時間以上3時間未満の指定介護予防認知症対応型通 所介護を行う場合は、注1の施設基準に掲げる区分に従い、イ (1)(一)若しくは(2)(一)又は口(1)の所定単位数の100分の63に相当する 単位数を算定する。

(2) 所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合

(一) 要支援 1 407単位

(二) 要支援 2 430単位

(3) 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合

(一) 要支援 1 469単位

496単位

□ 要支援 2

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし て市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出た単独 型,併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地 域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。 以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第5条 第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基 準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防認知 症対応型通所介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第4 条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下 同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利 用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介 護予防認知症対応型通所介護計画(指定地域密着型介護予防サ ービス基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所 介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定介護予防認知症 対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所 定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護 師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労 働大臣が定めるところにより算定する。
  - 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定介護予防認知症対応型通 所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、イ (1)(一)若しくは(2)(一)又はロ(1)の所定単位数の100分の63に相当する 単位数を算定する。

- 3 日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間7時間以上9時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間7時間以上9時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間(以下この注において「算定対象時間」という。)が9時間以上となるときは、算定対象時間が9時間以上10時間未満の場合は50単位を、10時間以上11時間未満の場合は150単位を所定単位数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市 町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1 日につき50単位を所定単位数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。)に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。
- 6 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別

3 日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間7時間以上9時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間7時間以上9時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定介護予防認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間(以下この注において「算定対象時間」という。)が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

1	9 時間以上10時間未満の場合	50単位
口	10時間以上11時間未満の場合	100単位
ハ	11時間以上12時間未満の場合	150単位
=	12時間以上13時間未満の場合	200単位
ホ	13時間以上14時間未満の場合	250単位

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市 町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1 日につき50単位を所定単位数に加算する。 (削除)

5 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別

機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

(新設)

- 7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村 長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある 利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的とし て、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、 利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの (以下この注において「栄養改善サービス」という。)を行った 場合は、栄養改善加算として、1月につき150単位を所定単位数 に加算する。
- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この注において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善 サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的 に記録していること。
- ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併 設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指 定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。
- 8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村 長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれ

- 機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護業所において、若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。)に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。
- 7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村 長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある 利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的とし て、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、 利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの (以下この注において「栄養改善サービス」という。)を行った 場合は、栄養改善加算として、1月につき150単位を所定単位数 に加算する。
- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この注において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善 サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的 に記録していること。
- ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併 設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指 定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。
- 8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村 長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれ

のある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

- ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯 科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の 者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作 成していること。
- ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、 歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行ってい るとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期 的に評価していること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併 設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指 定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。
- 9 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防認知症対応型通所介護費は、算定しない。
- 10 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所と同一建物から当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場

のある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

- ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯 科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の 者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作 成していること。
- ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、 歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行ってい るとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期 的に評価していること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併 設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指 定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。
- 9 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養 介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多 機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けて いる間は、介護予防認知症対応型通所介護費は、算定しない。
- 10 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場

合は、この限りでない。 (新設)

#### ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)

12単位

(2) サービス提供体制強化加算(I)

6 単位

#### 二 介護職員如遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・ 併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介 護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる 区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所 定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定 している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位 数の1000分の29に相当する単位数
  - (2) 介護職員処遇改善加算(<u>II</u>) (<u>1</u>)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
  - (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
  - イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

合は、この限りでない。

11 利用者に対して、その居宅と単独型・併設型指定介護予防認 知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき4 7単位を所定単位数から減算する。

#### ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)イ

18単位

(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ

12単位

(3) サービス提供体制強化加算(I)

6 単位

#### 二 介護職員如遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・ 併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介 護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる 区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所 定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定 している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位 数の1000分の68に相当する単位数
  - (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数
  - (3) 介護職員処遇改善加算<u>(11)</u> (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
  - (4) 介護職員処遇改善加算(N) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
  - イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

 (1) 要支援 1
 4,498単位

 (2) 要支援 2
 8,047単位

注1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に登録した者(以下「登録者」という。)について、登録者の要支援状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業所において、当該指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物(老 人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老 人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは

(1) 内一建物に店住りる有以外の有に対して11り場合	
<ul><li>(→) 要支援 1</li></ul>	3,403単位
□ 要支援 2	6,877単位
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	
— (→) 要支援 1	3,066単位
□ 要支援 2	6, 196単位
ロ 短期利用介護予防居宅介護費(1日につき)	
(1) 要支援 1	419単位
(2) 要支援 2	524単位

(1) 日二神爀に民仕する老川州の老に対して行る担合

- 注1 イ(1)については、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)の登録者 (当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けたものに限る。以下同じ。)に居住する登録者を除く。)について、登録者の要支援状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
  - 2 イ(2)については、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者について、登録者の要支援状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(削除)

同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けたもの若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成23年国土交通省令第64号)の施行の際現に同令第1条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第115号)第3条第5号に規定する高齢者専用賃貸住宅である賃貸住宅に限る。)に居住する利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

(新設)

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。)、訪問サービス(同項に規定する訪問サービスをいう。)及び宿泊サービス(同条第5項に規定する宿泊サービスをいう。)の算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- 4 登録者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養 介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対 応型共同生活介護を受けている間は、介護予防小規模多機能型 居宅介護費は、算定しない。
- 5 登録者が一の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に おいて、指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着 型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模 多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)を受けている間は、当該 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予

- 3 口については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登録者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 4 <u>イについては、</u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。)、訪問サービス(同項に規定する訪問サービスをいう。)及び宿泊サービス(同条第5項に規定する宿泊サービスをいう。)の算定月における提供回数について、登録者(短期利用介護予防居宅介護費を算定する者を除く。) 1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- 5 登録者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。
- 6 登録者が一の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に おいて、指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着 型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模 多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)を受けている間は、当該 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予

防小規模多機能型居宅介護事業所が指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合に、介護予防小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。

(新設)

口 初期加算

30単位

注 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から 起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につ き所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院 の後に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始し た場合も、同様とする。

#### ハ 事業開始時支援加算

500単位

注 事業開始後1年未満の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員(指定地域密着型介護予防サービス基準第47条第1項に規定する登録定員をいう。以下同じ。)の100分の70に満たない指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所について、平成27年3月31日までの間、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

#### 二 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町 村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、 登録者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場 合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定 単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定し ている場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 防小規模多機能型居宅介護事業所が指定介護予防小規模多機能 型居宅介護を行った場合に、介護予防小規模多機能型居宅介護 費は、算定しない。

7 イについては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域(指定地域密着型介護予防サービス基準第57条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

#### ハ 初期加算

30単位

注 <u>イについては、</u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に 登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算と して、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は 診療所への入院の後に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利 用を再び開始した場合も、同様とする。

(削除)

#### ニ 総合マネジメント体制強化加算

1,000単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している ものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所が、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質を継続 的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

#### ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>イについては</u>1月につき、<u>口については1日につき、</u>次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、

(1)サービス提供体制強化加算(I)500単位(2)サービス提供体制強化加算(II)350単位(3)サービス提供体制強化加算(III)350単位

#### ホ 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護 予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる 区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所 定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定 している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから<u>ニ</u>までにより算定した単位 数の1000分の42に相当する単位数
  - (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
  - (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費
- イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費(1日につき)
  - (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 801単位 (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 788単位
- ロ 介護予防短期利用共同生活介護費(1日につき)
  - (1)
     介護予防短期利用共同生活介護費(I)
     831単位

     (2)
     介護予防短期利用共同生活介護費(I)
     818単位
  - 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚

次に掲げるその他の加算は算定しない。

四 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

#### (1) イを算定している場合

<del>()</del>	サービス提供体制強化加算(1)イ	640単位
<u>()</u>	サービス提供体制強化加算(I) <u>ロ</u>	500単位
<u>(=)</u>	サービス提供体制強化加算(II)	350単位
([71])	サービス提供体制強化加算(II)	350単位
(2) 1	コを算定している場合	
<u>()</u>	サービス提供体制強化加算(1)イ	21単位
()	サービス提供体制強化加算(I)ロ	16単位
$(\equiv)$	サービス提供体制強化加算(II)	12単位

12単位

#### へ 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護 予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる 区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所 定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定 している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位 数の1000分の76に相当する単位数
  - (2) 介護職員処遇改善加算(II) <u>イからホまで</u>により算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
  - (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
  - (4) 介護職員処遇改善加算(N) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費
- イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費(1日につき)
  - (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 755単位 (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 743単位
- ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)
- (1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 783単位 (2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 771単位
- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚

生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を 満たすものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準 第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防認知症 対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第69 条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。 以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、 それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員 の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100 分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は従 業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、 別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚 生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を 満たすものとして、市町村長に届け出た指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に 従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間ケア加算(])

25単位

ロ 夜間ケア加算(II)

3 口について、医師が、認知症(介護保険法(平成9年法律第1 23号) 第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・ 心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急 に指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが適 当であると判断した者に対し、指定介護予防認知症対応型共同 生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日 を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市 町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知 症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受 入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。た だし、注3を算定している場合は算定しない。

注 イについて、入居した日から起算して30日以内の期間について

ハ 初期加算 30単位 生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を 満たすものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準 第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防認知症 対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第69 条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。 以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、 それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員 の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100 分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は従 業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、 別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし て市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日に つき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間支援体制加算(1)

50単位 25単位

#### 口 夜間支援体制加算(II)

3 口について、医師が、認知症(介護保険法(平成9年法律第1 23号) 第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・ 心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急 に指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが適 当であると判断した者に対し、指定介護予防認知症対応型共同 生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日 を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市 町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知 症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受 入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。た だし、注3を算定している場合は算定しない。

ハ 初期加算 30単位

注 イについて、入居した日から起算して30日以内の期間について

は、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

二 退居時相談援助加算

400単位

注 利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村(特別区を含む。)及び老人介護支援センター(老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。)又は地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。)に対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として算定する。

#### ホ 認知症専門ケア加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(I)

3 単位

(2) 認知症専門ケア加算(II)

4 単位

#### へ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町 村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、 利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った 場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所 定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定 している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)

12単位

は、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

二 退居時相談援助加算

400単位

注 利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村(特別区を含む。)及び老人介護支援センター(老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。)又は地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。)に対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として算定する。

#### ホ 認知症専門ケア加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(I)

3 単位

(2) 認知症専門ケア加算(II)

4 単位

#### へ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町 村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、 利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った 場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所 定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定 している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)イ

18単位

(2) サービス提供体制強化加算(I)<u>ロ</u>

12単位

(2) サービス提供体制強化加算(II)

6 単位 6 単位

(3) サービス提供体制強化加算(II)

(4) サービス提供体制強化加算(II)

(3) サービス提供体制強化加算(I)

6 単位 6 単位

卜 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介 護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲 げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数 を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を 算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定し ない。
  - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからへまでにより算定した単位 数の1000分の39に相当する単位数
  - (2) 介護職員処遇改善加算(I) (1)により算定した単位数の100分の 90に相当する単位数
  - (3) 介護職員処遇改善加算(三) (1)により算定した単位数の100分の 80に相当する単位数

ト 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介 護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲 げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数 を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を 算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定し ない。
  - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからへまでにより算定した単位 数の1000分の83に相当する単位数
  - (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからへまでにより算定した単位 数の1000分の46に相当する単位数
  - (3) 介護職員処遇改善加算(11) (2)により算定した単位数の100分の 90に相当する単位数
  - (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の 80に相当する単位数

#### ○ 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)(抄)【平成二十七年四月一日施行】

(変更点は下線部)

現 行

改正後

別表

指定介護予防支援介護給付費単位数表

介護予防支援費

イ 介護予防支援費(1月につき)

414単位

- 注1 介護予防支援費は、利用者に対して指定介護予防支援(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第58条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準」という。)第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)について、所定単位数を算定する。
  - 2 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護(介護予防短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。)を受けている場合は、当該月については、介護予防支援費は、算定しない。

口 初回加算

300単位

- 注 指定介護予防支援事業所(基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。)において、新規に介護予防サービス計画(法第8条の2<u>第18項</u>に規定する介護予防サービス計画をいう。)を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。
- ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位 注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着 型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域

別表

指定介護予防支援介護給付費単位数表介護予防支援費

イ 介護予防支援費(1月につき)

430単位

300単位

- 注1 介護予防支援費は、利用者に対して指定介護予防支援(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第58条第 1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準」という。)第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)について、所定単位数を算定する。
  - 2 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護 (短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。) 若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護 (介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)を受けている場合は、当該月については、介護予防支援費は、算定しない。

口 初回加算

- 注 指定介護予防支援事業所(基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。)において、新規に介護予防サービス計画(法第8条の2<u>第16項</u>に規定する介護予防サービス計画をいう。)を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。
- ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位 注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着 型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域

密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地 域密着型介護予防サービス基準」という。)第43条に規定する指定 介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の利用を開 始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小 規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 以下同じ。)に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画(指定 地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定する指定介 護予防サービス等の利用に係る計画をいう。以下同じ。)の作成等 に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合に おいて、利用開始目前6月以内において、当該利用者による当該 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加 算を算定している場合は、算定しない。

密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地 域密着型介護予防サービス基準」という。)第43条に規定する指定 介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の利用を開 始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小 規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 以下同じ。)に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画(指定 地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定する指定介 護予防サービス等の利用に係る計画をいう。以下同じ。)の作成等 に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合に おいて、利用開始目前6月以内において、当該利用者による当該 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加 算を算定している場合は、算定しない。

○ 厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百十九号)(抄)【平成二十七年四月一日 施行】 (変更点は下線部)

現 行 改正後 別表 別表  $1 \sim 3$  (略) 1~3 (略) 4 複合型サービス費 4 複合型サービス費 複合型サービス費市町村独自報酬(一月につき) 50の倍数であっ 複合型サービス費市町村独自報酬 (一月につき) 50の倍数であっ て、1000を超えない単位数のうち市町村が定める単位数 て、1000を超えない単位数のうち市町村が定める単位数 注1 上記については、市町村が地域の実情等を勘案して設定した要 注1 上記については、市町村が地域の実情等を勘案して設定した要 件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定複 件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定看 合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準第百七十一条 護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準 第一項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。)において、 第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費 事業所をいう。) において、指定地域密着型サービス介護給付費単 を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数 位数表の複合型サービス費を算定する場合に、当該要件について を算定する。 市町村が定める所定単位数を算定する。 注2 · 3 (略) 注2 · 3 (略)

0 (抄)【平成二十七年四月一日施行】 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号

(傍線の部分は改正部分)

数の基準厚生労働大臣が定める利用者	ては、同語の では、同語の では、高い では、高語の では、高語の では、高語の では、一年 では	改
の 費 厚	掲 汀 の	正
の算定方法生労働大臣が定める通所介護	要が、	後
数の基準厚生労働大臣が定める利用者の	大臣が定める利用者の事業と指定介護の月平均の利用者の事業と指定介護の月平均の利用者の表の上欄に運営されて一体的に運営されて一体的に運営されて一体的に運営されて一体的に運営されて一体的に運営されば、一様型通所介護事業者では、同表の下欄における通所介護の利用者では、同表の下欄における通所介護の利用者では、同表の下欄における通所介護の利用者では、同表の下欄にある場合における利用者にある場合における利用者に通いでは、大臣が定める利用者に通いでは、大臣が定める利用者に通いでは、大臣が定める利用者に通いでは、大臣が定める利用者に通いでは、大臣が定める利用者に通いでは、大臣が定める利用者に通いては、大臣が定める利用者に通いでは、大臣が定める利用者に通いでは、大臣が定める利用者に通いては、大臣が定める利用者に通いては、大臣が定める利用者に通いては、大臣が定める利用者に通いては、大臣が定める利用者に通いては、大臣が定める利用者に通いては、大臣が定める利用者に通いては、大臣が定める利用者に通いては、大臣が定める利用者に通いでは、大臣が定める利用者に対しては、大臣が定める利用者に通いては、大臣が定める利用者に通い、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては	現
費の算定方法厚生労働大臣が定める通所介護	大法 一	行

を  $\mathcal{O}$ 指 六に 超 定 えること。 居 定定めら 宅 サ ] れ ピ ス 7 基 1 準 る 利 第 用 百 定員 五. 条

用 位指 により算定する。 十を乗じて得た単 数表 定居 指定居宅サー の額の算定に関する基 の所定単位 宅サー ビス -ビスに 数に百 位 介 数 護 でを用 要 給 空準の例 分 付 V) 0 費 て 七単

基 準 厚生 並 びに複合型 労働大臣 サー が 定め ビス る登録者 費の 算定方法 の数 0) 基 準 及 び 従 業 者  $\mathcal{O}$ 員 数 0

イ 11 欄に掲げる基準に該当する場合における複合型サー ては、 指定看護小規模多 同 表の下 欄に掲げるところにより算定する。 機 能型居宅介護の登録 者 0 数 が次 F ス費 0) 表 0 0 上

口 サ  $\mathcal{O}$ 指定 表 の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における複合型 ビス費については 看 護小 規 模多 機 能型居宅介護事業 同表の下欄 に掲げるところにより算定 所 の従業 者 1の員 人数が 次

十二~十四

十 五 イ 数 の基準並びに介護予防通所介護費の算定 厚生労働大臣が定め る利用者 数 0 基 方 準 及 び 看 護 職 員 等 0 員

護予防通所介護の 指定介護予防 同 介護 業 一の事業所において一体的に運営されている場合にあっ 0 指 事 事業者が 定又はその 通 事業、 指定通所介護事業者 所介護の 双方の 指定通所介護の事業及 月平均の利用者 指定を併 の指定若 せて受け 0) 数 び しく (指 第 か ~つ、 は 定 号通 第 介 指 護 定介 号通 予 所 防 事

> 号 指 定められ 員 平 定居 لح 以 成 設 宅 1 下 + 備 う。 て 及 サ いる利 指 年 U 1 定 厚 運 ピ 営に 第 居 生. ス 用 百 等 宅 省 定員を超え 五. サ 令 関 0 第三 条の六に す 事 んる基 ピ 業 っ ス 基 + 0 七 準 人

十を乗じて得た単位 位数表の所定単位 より算定する。 指定居宅サービスに  $\mathcal{O}$ 定居宅サー 額の算定に関 ・ビス 数に百 介 する基準 数を用 護 要する費 給 分の 付 いて 0) 費 例 七単

ること。

に 用

+基準並びに複合型サー 厚生労働大臣が定め ビス費の算定方法 る登 録 者の 数  $\mathcal{O}$ 基 準 及 び 従 業 者 0) 員 数

 $\mathcal{O}$ 

イ 準に該当する場合における複合型サービス費に 指定複合型サー ビスの登録者の数が次の 表  $\mathcal{O}$ 0 上 欄 ては に . 掲げ る 同 表基

 $\mathcal{O}$ 

下欄に掲げるところにより算定する。

掲げる員数の基準に該当する場合における複合型サー 11 ては、 指定複合型サー 同表の下 欄に掲げるところにより算定する。 ビス事業所の従業者の員数が次の表 ビス費に の上 欄 0

十五 厚生 0 基準並 厚生労働大臣が定め びに介護予防 通所 る 利用 介護 者 骨の算定方法 基 準及 び 看 護 職 員 等 0 員

イ 指 つ、 通 の事業所において一体的に運営されている場合にあ 定介護予防通所介護の 所介護事業 指定介護予防 指定介護 子 者 防 通 が 通 指 所介護の 所 定 介 通所介護事業者の指 利用者の数及び指 護 0 月平均の利用者 事業と指定通 所介護 定を 定通所介護 併 (指 0) せて受け 事 定 業とが の利 って 介護 は 用 予 同 か 防

費に  $\mathcal{O}$ 用 て 上 者 欄に掲げる  $\mathcal{O}$ 0 11 数及び 指 定介 て は 護 第 基 予 同 準に 号 防 表 0 通 通 に該当する場合理所事業の利用 下 欄に 掲げ るところに 合 用 用 に 者者 お  $\mathcal{O}$ 0 け 数数 る介  $\mathcal{O}$ ょ 合 指 ŋ 護 計 定 算 予 数) 通 定 防 所 す 通 が介 る。 所 次 護 介 0 0 護表利

### 略

口 護 が 予防 次 指 定する。  $\mathcal{O}$ 定 通 表 介 所介  $\mathcal{O}$ 護 上 予 一欄に 護 防 費 通 E 掲 所 げる員 0 介 護 1 て 事 は、 数 業  $\mathcal{O}$ 所 同 基  $\mathcal{O}$ 準 表 看 の 下 に 護 該 職 欄 当 員 に す 又 掲 る は げ 場 介 合に るところに 護 職 お 員 け  $\mathcal{O}$ る介 員 ょ 数

#### 護 力を 第 生 改 厚 介 五. 介 又 予 護 条 労 正 は 生 護 防 設 0 有 号 働 労 予 す 保 介 サ 規 働 備 防 す $\mathcal{O}$ 省 る 険 護 1 るも 大 及 サ 定 規 令 省 法 職 び に 員 臣 ピ 1 定 第 令 施 ス等に 運 ょ $\mathcal{O}$ 兀 のが 行 ピ に とさ 定め 営 る改 号 平 ょ 規 員 ス 並 等 ŋ 則 数 成 係る介護予 び 正 ħ な る $\mathcal{O}$ 附 等 0) に 事 前 た お 基 看 則 $\mathcal{O}$ 指定介 その 業 同 第 護 $\mathcal{O}$ 淮 七 令第 指 四 年 部 0 職 効 条 厚 定 を 員 費単位以 基 要する費用 の七十を乗じて得 指 厚 11 通 て、 所介護 生労働 準 定 0) 介 指 例 数 護 費の 大臣 定 表 予 介護 より算定する。 $\mathcal{O}$ $\mathcal{O}$ 防 算定 サー 額 所 が 定める・ 定 $\mathcal{O}$ 予 た単 算定 方法 防 単 ピ サ 位 ス 介護 に ] 数 位 介 関 ピ 数 に 護 ス す を 百 給 予

に用分付

る

防

ころに おの ける介護予 数 0 より算 合 計 数) 防 定 でする 通が 所次 介の 護表 費  $\mathcal{O}$ E 上 欄 0 いに 掲げる基 て は 同 表準 のに 下 該 欄 当 「する に 掲 げ 場

ると

合

に

#### 略

口

護 ŋ が 予防 算 次 指 定  $\mathcal{O}$ 定 でする。 通 表 介 所介 の 上 護予 一欄に掲 護 防 費に 通 所 つ げ 介 うる員 1 護 て 事 は、 数の 業所 同表の下環の看護職具 欄 当 員 又は に す 掲 る げ 場 介 るところ 合 護 12 職 お 員 け  $\mathcal{O}$ に る 員 ょ 介 数

員数を置いていないこと。	という。)第九十七条に定める	「指定介護予防サービス基準」	厚生労働省令第三十五号。以下	方法に関する基準(平成十八年	護予防のための効果的な支援の	定介護予防サービス等に係る介	の人員、設備及び運営並びに指	指定介護予防サービス等の事業	又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める看護職員
			基準の例により算定する。	要する費用の額の算定に関する	いて、指定介護予防サービスに	の七十を乗じて得た単位数を用	費単位数表の所定単位数に百分	指定介護予防サービス介護給付	通所介護費の算定方法	厚生労働大臣が定める介護予防

+基 六 準 並 厚 びに介護予 生 労 働 大臣 防 が 定め 通 がリ る 利 ピ 用 IJ 者 テ  $\mathcal{O}$ 数 シ  $\mathcal{O}$ 彐 基 ン 準 費の 及 び 算定 医 師 方 等 法  $\mathcal{O}$ 員 数 0

条に定め

る員数を置い

V

な

労働省令第三十五号)

第 九 て

十七七

に関 防

す た

る基 8

準 効

平

成

+

八

年

厚生 方法

0

0

果

的

な支援の

十 基準 六 並 厚 びに 生 労 介護 働 大 予 臣 が 防 通 定 所  $\emptyset$ IJ る ハ 利 F. 用 IJ 者 テ  $\mathcal{O}$ 数  $\mathcal{O}$ 基 彐 準 費 及 0) び 算 医 定 師 方 等 法の 員 数  $\mathcal{O}$ 

# ロイ

げ 護予防通 が法 土 るところにより算定する。 次 指 定介護 0 作業療法士 表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場 所リハビリテーショ 士、 通 がリハ 言語聴覚士、 ビリテー \*費に 看護職 シ ョ 0 ン 事 いて 員又は は 業 所 介 0 同 合に 護 表 医 0 職 師、 におけ 下 員 欄 0 理 る介 に 員 学 掲 数 療

員 覚 学 厚 克 士、 数 療 生 0) 法 労 丰 基 看 働 潍 護 大 職 作 臣 員 業 が 又族法 定  $\otimes$ 介護職 土 る 医 <sup>暖</sup>職員の 師 理 定 通 方法リ 生労働

ハビリテ 大臣 が ] 定 シ め る介護 彐 ン 費の 予 算 防

費単位※ 基 要する費用の額の算定に関 の七十を乗じて得た単 指 て、 準 定介護予防 の例により算定する。 指 .数表の所定単 定介護 サー 予防サー ピ 位 ス 数に百 位 介 数 護 ピ する を日から

七~二十二 略 介護 方法

予防

サ する

]

ビス基準」という

関

基 0)

準 効

以 的 等 営

下

指

定

護

子 介

防 護 員

 $\mathcal{O}$ 予

た 防 設 予

 $\Diamond$ 

果

な支援の

定  $\mathcal{O}$ 

サ 備 防

ピ

ス

に係る介 びに 指

定

介

護

サ

ピ

ス

 $\mathcal{O}$ 

事

及

び ]

運

並 等

指 業

置

V

て

1

ないこと。

第百十七条に定める員数を

## 略

ロイ 護予防通 が法 げ 士 次の表の上欄に掲げる員数の るところにより算定する。 指定介護予 作業療法-所リハビリテーショ 防 士、 通 所リハ 言語 聴覚士、 ビリテー ,費に 基準に該当する場 看護職 シ ョ つい ン 事業所 事業 7 は 同 介 0) 合に 表 護 医 職師、 0) における介 下 員 の員 欄 理 に 学 掲 数療

員

数

0

基 準

> 所リ 生労働 大臣 法 ハ ビリテー が定める介護予 ショ ン費の

算 防

ないこと。
 十七条に定める員数を置いてい
 指定介護予防サービス基準第百

費 NO 指 合する費用の額の算定に関 て、 (単位数表の所定単位 準の例により算定する。 七十を乗じて得た単位 定介護予防 指定介護予防サー サー ピ ス介護 数に百分 数に百分に でする

## 七~二十二 略

# (抄) 【平成二十七年四月一

(傍線の部分は改正部分)

期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準② 単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短	勤務条件に関する基準護費を算定すべき指定短	期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に② 単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定
端数を増すごとに一を加えて得た数以上	上	端数を増すごとに一を加えて得た数以上
あっては、四に、利用者の数が百を超えて二十五又はその	えて二十五又はその	あっては、四に、利用者の数が百を超え
<ul><li>知利用者の数が百一以上の指定短期入所生活介護事業所に</li></ul>	所生活介護事業所に	団 利用者の数が百一以上の指定短期入時
事業所にあっては、四以上		事業所にあっては、四以上
<ul><li>四 利用者の数が八十一以上百以下の指定短期入所生活介護</li></ul>	の指定短期入所生活介護	四 利用者の数が八十一以上百以下の指字
護事業所にあっては、三以上		護事業所にあっては、三以上
<ul><li>三 利用者の数が六十一以上八十以下の指定短期入所生活介</li></ul>	の指定短期入所生活介	三 利用者の数が六十一以上八十以下の指
護事業所にあっては、二以上		護事業所にあっては、二以上
<ul><li> 利用者の数が二十六以上六十以下の指定短期入所生活介</li></ul>	の指定短期入所生活介	二 利用者の数が二十六以上六十以下の指
にあっては、一以上		にあっては、一以上
○ 利用者の数が二十五以下の指定短期入所生活介護事業所	入所生活介護事業所	─ 利用者の数が二十五以下の指定短期↑
いう。以下同じ。)の数が次のとおりであること。	めること。	いう。以下同じ。)の数が次のとおりであ
夜勤を行う介護職員又は看護職員(看護師又は准看護師を	(看護師又は准看護師を	夜勤を行う介護職員又は看護職員(看護
介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	   する 基準	介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する
(1) 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活	き指定短期入所生活	① 単独型短期入所生活介護費を算定すべき
の勤務条件に関する基準		の勤務条件に関する基準
活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員	護の夜勤を行う職員	活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護
単独型短期入所生活介護費又は単独型ユニット型短期入所生	ニット型短期入所生	イ 単独型短期入所生活介護費又は単独型ユニ
	進	準
指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基	勤務条件に関する基__	一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の對
現	後	改正

介護職員又は看護職員の数が一以上であること。するユニットをいう。ロにおいて同じ。)ごとに夜勤を行う「指定居宅サービス基準」という。)第百四十条の二に規定び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下二のユニット(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及

- の勤務条件に関する基準の勤務条件に関する基準に短期入所生活介護の夜勤を行う職員は一併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生
- 介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準① 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活
- 員の勤務条件に関する基準ホームである場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人□当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基□

ること。
夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであ

- 護老人ホームにあっては、一以上 老人ホームの入所者の数の合計数が二十五以下の特別養 a 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護
- の特別養護老人ホームにあっては、二以上老人ホームの入所者の数の合計数が二十六以上六十以下は指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護
- の特別養護老人ホームにあっては、三以上老人ホームの入所者の数の合計数が六十一以上八十以下と指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護
- 特別養護老人ホームにあっては、四以上老人ホームの入所者の数の合計数が八十一以上百以下のは、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護

するユニットをいう。 び 護職員又は看護職員の数が一以上であること。 指定居宅サービス基準」という。)第百四十条の二に規定 運 営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。 0 ユニット (指定居宅 口において同じ。)ごとに夜勤を行う サー ビス等 の事業の人員、 設備 以下 及

の勤務条件に関する基準活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員活介護型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生

口

- 介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(1) 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活
- 員の勤務条件に関する基準ホームである場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人□当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基□

ること。
夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであ

- 護老人ホームにあっては、一以上 老人ホームの入所者の数の合計数が二十五以下の特別養 a 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護
- の特別養護老人ホームにあっては、二以上老人ホームの入所者の数の合計数が二十六以上六十以下も指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護
- の特別養護老人ホームにあっては、三以上老人ホームの入所者の数の合計数が六十一以上八十以下は「指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護
- 特別養護老人ホームにあっては、四以上老人ホームの入所者の数の合計数が八十一以上百以下のは「指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護

- を加えて得た数以上 を加えては、四に、指定短期入所生活介護の を加えて得た数以上 を加えて得た数以上 を加えて得た数以上 を加えて得た数以上 を加えては、四に、指定短期入所生活介護の を加えては、四に、指定短期入所生活介護の を加えては、四に、指定短期入所生活介護の
- ででは、これでは、これでは、これでは、これである。 いっぱい である場合の指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)である場合の指定短期入所生活介護をから。以下同じ。)である場合の指定短期入所生活介護事業所が併設事業所(指定居」 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所(指定居

ること。
夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであ

- て、一以上 要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加え に規定する併設本体施設をいう。以下同じ。)として必 設本体施設(指定居宅サービス基準第百二十四条第四項 。 利用者の数が二十五以下の併設事業所にあっては、併
- 介護職員又は看護職員に加えて、二以上ては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行うり利用者の数が二十六以上六十以下の併設事業所にあっ
- 介護職員又は看護職員に加えて、三以上ては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行うて利用者の数が六十一以上八十以下の併設事業所にあっ
- 護職員又は看護職員に加えて、四以上は、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介は、利用者の数が八十一以上百以下の併設事業所にあって
- 本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又e 利用者の数が百一以上の併設事業所にあっては、併設

- e 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護 e 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が百を超えて二十五又はその端数を増すごとに一老人ホームの入所者の数の合計数が百一以上の特別養護 e 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護
- て、一以上 要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えに規定する併設本体施設をいう。以下同じ。)として必設本体施設(指定居宅サービス基準第百二十四条第四項。 利用者の数が二十五以下の併設事業所にあっては、併
- 介護職員又は看護職員に加えて、二以上ては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う

  b 利用者の数が二十六以上六十以下の併設事業所にあっ
- 介護職員又は看護職員に加えて、三以上ては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行うの、利用者の数が六十一以上八十以下の併設事業所にあっ
- 護職員又は看護職員に加えて、四以上は、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介は、利用者の数が八十一以上百以下の併設事業所にあって
- 本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又e・利用者の数が百一以上の併設事業所にあっては、併設

五又はその端数を増すごと一を加えて得た数以上 員に加えて、 四に、 利用者の数が百を超えて二

- (2)期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 二のユニットごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数 併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定 一以上であること。
- 護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤職員配置加算(1)又は(1)を算定すべき指定短期入所生活介
- (1)夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤職員配置加算(!)を算定すべき指定短期入所生活介護 0
- 短期入所生活介護費を算定していること。
- に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加「夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ⑴又はロ⑴ えた数以上であること。
- (2)夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤職員配置加算Ⅲを算定すべき指定短期入所生活介護 0
- ユニット型短期入所生活介護費を算定していること。
- に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加「夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ2又はロ2) えた数以上であること。
- 定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基

介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 、保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養 介護老人保健施設短期入所療養介護費又はユニット 型介護老

期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指 介護老人保健施設短期入所療養介護費⑴を算定すべき指

- は 五又はその端数を増すごと一を加えて得た数以上 看護職員に加えて、 四に、 利用者の数が百を超えて二
- (2)期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 二のユニットごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数 一以上であること。 併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定 短
- 護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤職員配置加算(1)又は(1)を算定すべき指定短期入所生活介

が

- (1)夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤職員配置加算(()を算定すべき指定短期入所生活介護
- 短期入所生活介護費を算定していること。
- えた数以上であること。 に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(1)又はロ (一を加)
- (2)夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤職員配置加算団を算定すべき指定短期入所生活介護の
- ユニット型短期入所生活介護費を算定していること。
- に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ2又はロ2
- 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基

えた数以上であること。

- 介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養 介護老人保健施設短期入所療養介護費又はユニット型介護老
- 期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべ 介護老人保健施設短期入所療養介護費⑴を算定すべき指 き指定

5年に短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する

(以上)であること。(以上)であること。(以下この号において「利用者等の数別所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の期入所療養介護の利用者の数及び当該介護者人保健施設の期入所療養介護の連絡により、

基準 定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する ご 介護老人保健施設短期入所療養介護費団を算定すべき指

する。 を行う看護職員又は介護職員の数が一以上でよいこととを行う看護職員又は介護職員の数が一以上でよいことと次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、夜勤。 ()に掲げる基準に該当するものであること。ただし、

。)。 の一部のみが介護老人保健施設に転換した場合に限るの一部のみが介護老人保健施設であること(一の病棟十三条に規定する転換(以下「転換」という。)を行をいう。以下同じ。)が介護老人保健施設基準附則第年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院 一又は二の病棟を有する病院(医療法(昭和二十三)

こと。

う。以下同じ。)に併設する介護老人保健施設である
う。以下同じ。)に併設する介護老人保健施設である
療所(医療法第一条の五第二項に規定する診療所をいが一以上である一般病床若しくは療養病床を有する診

: 病院又は夜勤を行う看護職員若しくは介護職員の数

前 併設する病院又は一般病床若しくは療養病床を有す

**基準** 定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する

甚単 | 定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する| | 介護老人保健施設短期入所療養介護費||[を算定すべき指

する。 な行う看護職員又は介護職員の数が一以上でよいこととを行う看護職員又は介護職員の数が一以上でよいこととを行う看護職員又は介護職員の数が一以上でよいこととを対し、有いに掲げる基準に該当するものであること。ただし、

。)。

の一部のみが介護老人保健施設に転換した場合に限るって開設した介護老人保健施設であること(一の病棟十三条に規定する転換(以下「転換」という。)を行をいう。以下同じ。)が介護老人保健施設基準附則第年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院 (医療法(昭和二十三:一又は二の病棟を有する病院(医療法(昭和二十三

iii 併設する病院又は一般病床若しくは療養病床を有す

- 百二十以下であること。の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計がの数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計がる診療所の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者
- して得た数以上であること。

  b 夜勤を行う看護職員の数が利用者等の数を四十一で除
- ものにあっては、一以上でよいこと。 こと。ただし、常時、緊急時の連絡体制を整備しているa゚ 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上である
- 制を整備していること。体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡b 看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護
- 置かないことができる。
  るものについては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を施設であって、次に掲げる要件のいずれにも適合してい。。
  の規定にかかわらず、病院が転換した介護老人保健
- る。)。 が介護老人保健施設に転換を行って開設した場合に限が介護老人保健施設であること(一の病棟の一部のみ1.一又は二の病棟を有する病院が転換を行って開設し.
- 病院に併設する介護老人保健施設であること。
- 合計が百二十以下であること。利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の训 併設する病院の入院患者、指定短期入所療養介護の
- d aの規定にかかわらず、一般病床又は療養病床を有す

- 百二十以下であること。の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計がる診療所の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者

- ものにあっては、一以上でよいこと。こと。ただし、常時、緊急時の連絡体制を整備しているaを勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上である
- 制を整備していること。体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡り 看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護
- 置かないことができる。るものについては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を施設であって、次に掲げる要件のいずれにも適合していい。の規定にかかわらず、病院が転換した介護老人保健
- る。)。 が介護老人保健施設に転換を行って開設した場合に限が介護老人保健施設であること(一の病棟の一部のみi 一又は二の病棟を有する病院が転換を行って開設し
- 病院に併設する介護老人保健施設であること。
- 合計が百二十以下であること。利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の训 併設する病院の入院患者、指定短期入所療養介護の
- d aの規定にかかわらず、一般病床又は療養病床を有す

ことができる。ついては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かないって、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものにる診療所が転換を行って開設した介護老人保健施設である診療所が転換を行って開設した介護老人保健施設であ

- 護老人保健施設であること。る一般病床又は療養病床を有する診療所に併設する介ュー夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であ
- の合計が十九以下であること。の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数: 併設する診療所の入院患者、指定短期入所療養介護
- する基準でき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関い、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定す
- 件に関する基準定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条「ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費⑴を算

と。 に夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であるこに規定するユニットをいう。以下ロにおいて同じ。)ごとに規定するユニット(指定居宅サービス基準第百五十五条の二

件に関する基準にすべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条に、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費∈を算

一及び11回りに掲げる基準に該当するものであること。

ことができる。ついては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かないって、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものにる診療所が転換を行って開設した介護老人保健施設であ

- 護老人保健施設であること。る一般病床又は療養病床を有する診療所に併設する介を勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であ
- の合計が十九以下であること。の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数ュー併設する診療所の入院患者、指定短期入所療養介護
- する基準べき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関べき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関
- 件に関する基準定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条プロジャーの

に夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であるこに規定するユニットをいう。以下ロにおいて同じ。)ごと二のユニット(指定居宅サービス基準第百五十五条の二

件に関する基準にすべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条にすべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条の、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費回を算

件に関する基準定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条三 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費皿を算一及び11口bに掲げる基準に該当するものであること。

一及び①三日に掲げる基準に該当するものであること。

勤を行う職員の勤務条件に関する基準(3) 夜勤職員配置加算を算定すべき指定短期入所療養介護の夜

ていること。
夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が次の基準に適合し

- であり、かつ、二を超えていること。は、利用者等の数が二十又はその端数を増すごとに一以上一利用者等の数が四十一以上の介護老人保健施設にあって
- あり、かつ、一を超えていること。
  、利用者等の数が二十又はその端数を増すごとに一以上では、利用者等の数が四十以下の介護老人保健施設にあっては
- すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定入所療養介護費、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期ロ 病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期
- の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護団病院療養病床短期入所療養介護費又は病院療養病床経過型
- おっている○ おりには○ おりに○ おりに○ おりに○ おりに○ おりに○ おりに○ おりに○ おりに○ おります○ おります○ おります○ なります○ はいりの○ はいりの○
- るこれ。〇一療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が一以上であ
- 人当たりの月平均夜勤時間数が六十四時間以下であること療養病棟における夜勤を行う看護職員又は介護職員の一

- 勤を行う職員の勤務条件に関する基準(3) 夜勤職員配置加算を算定すべき指定短期入所療養介護の夜
- ていること。 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が次の基準に適合し
- であり、かつ、二を超えていること。は、利用者等の数が二十又はその端数を増すごとに一以上、利用者等の数が四十一以上の介護老人保健施設にあって
- あり、かつ、一を超えていること。 、利用者等の数が二十又はその端数を増すごとに一以上で 刊用者等の数が四十以下の介護老人保健施設にあっては
- すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期

口

- 勤を行う職員の勤務条件に関する基準短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜田 病院療養病床短期入所療養介護費又は病院療養病床経過型
- 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟(以下)○ 指定短期入所療養介護を指すごとに一以上であり、かつ、二以上であるこの端数を増すごとに一以上であり、かつ、二以上であるこ介護職員の数が、当該療養病棟における有護職員又は「療養病棟」という。)における夜勤を行う看護職員又は「療養病棟」という。)における夜勤を行う看護職員又は「指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟(以下)
- 、 京にな。 口 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が一以上であ
- 人当たりの月平均夜勤時間数が六十四時間以下であること 三 療養病棟における夜勤を行う看護職員又は介護職員の一

(2)型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定 短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユ イ2一の規定を準用する。

ニット

- (3)養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜間勤務等看護[]から||までを算定すべき指定短期入所療
- 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜間勤務等看護⑴を算定すべき指定短期入所療養介護  $\widetilde{\mathcal{O}}$
- a 入院患者の数の合計数が十五又はその端数を増すごとに 養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び 以上であり、 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が、当該療 かつ、二以上であること。
- b 月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。 療養病棟における夜勤を行う看護職員の一人当たりの
- 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 」とあるのは、 夜間勤務等看護Ⅲを算定すべき指定短期入所療養介護の 「二十」と読み替えるものとする。 十五
- 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜間勤務等看護⑩を算定すべき指定短期入所療養介護の
- a 」とあるのは、 一の規定を準用する。この場合において、 のとする。 「看護職員又は介護職員」と読み替える-圧する。この場合において、「看護職員
- b 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が一以上で
- 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜間勤務等看護뗈を算定すべき指定短期入所療養介護 0

- (2)型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定 短 |期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユ イ2一の規定を準用する。 ニット
- (3)養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜間勤務等看護⑴から巛までを算定すべき指定短期入所療
- 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜間勤務等看護⑴を算定すべき指定短期入所療養介護の
- a 入院患者の数の合計数が十五又はその端数を増すごとに 養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び 一以上であり、かつ、二以上であること。 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が、
- b 月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。 療養病棟における夜勤を行う看護職員の一人当たりの
- 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜間勤務等看護匣を算定すべき指定短期入所療養介護の

☆の規定を準用する。この場合において、☆ a中

十五

- とあるのは、 「二十」と読み替えるものとする。
- 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜間勤務等看護皿を算定すべき指定短期入所療養介護の
- 」とあるのは、 一の規定を準用する。この場合において、 のとする 「看護職員又は介護職員」と読み替える 「看護職員
- b 療養病棟に おける夜勤を行う看護職員の数が一 以上で
- 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜間勤務等看護囮を算定すべき指定短期入所療養介護の

は「七十二時間」と読み替えるものとする。」とあるのは「二十」と、①三中「六十四時間」とあるの(①の規定を準用する。この場合において、①一中「三十

# 削除

う職員の勤務条件に関する基準活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行三認知症対応型共同生活介護の夜勤を行三。認知症対応型共同生活介護費又は短期利用認知症対応型共同生

であること。

であること。

が、当該事業所を構成する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)ごとに一以上は常育二十三号。以下「法」という。)第八条第十九項に規定に規定する介護従業者をいう。以下この号において同じ。)の数に規定する介護従業者をいう。以下この号において同じ。)の数に規定する介護従業者をいう。以下この号において同じ。)の数に規定するが、当該事業所を構成する共同生活住居(介護保険法(平成九年)の数に規定する大震従業者をいう。以下にの場に、設備及び運営に関業者(指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従

(肖)

は「七十二時間」と読み替えるものとする。」とあるのは「二十」と、①三中「六十四時間」とあるの1の規定を準用する。この場合において、①一中「三十

関する基準 指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に

三

勤務条件に関する基準算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の不認知症対応型共同生活介護費又は短期利用共同生活介護費を

(1) 夜間ケア加算(1)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜間ケア加算(1)又は(1)を算定すべき指定認知症対応型共同生

- 護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 夜間ケア加算(1)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介
- 以上であること。
  対応型共同生活介護事業所ごとに必要な数に一を加えた数対応型共同生活介護事業所ごとに必要な数に一を加えた数に、夜勤を行う介護従業者の数が、イに規定する指定認知症
- 護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準② 夜間ケア加算回を算定すべき指定認知症対応型共同生活介
- 認知症対応型共同生活介護費(I)又は短期利用共同生活介

兀 員の勤務条件に関する基準 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う

職員の勤務条件に関する基準 型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット

き指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を 行う職員の勤務条件に関する基準 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべ

第一号ロ11の規定を準用する。

(2)護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

第一号口2の規定を準用する。

- を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 液勤を行う職員の勤務条件に関する基準 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユ
- (1)夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算

第一号ロ11の規定を準用する

(2)生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活

第一号ロ2の規定を準用する。

護費皿を算定 して いること。

11口に該当するものでであること。

兀 条件に関する基準 指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務

型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福 祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着

(1)関する基準 密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に 地域密着型介護福祉施設サー ビス費を算定すべき指定地域

第一号口(1)の規定を準用する。

(2)勤務条件に関する基準 き指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべ

第一号ロ2の規定を準用する。

口 密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関 過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域 する基準 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型経

条件に関する基準 定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指

第一号ロ(1)の規定を準用する

職員 定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サー の勤務条件に関する基準 ビス費を算

第一号ロ2の規定を準用する。

- る基準 福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老 介護費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人 人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関す 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所 者生
- (1)者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生

第一号口(1)の規定を準用する。

(2)設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福元ュニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施 祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する

第一号口2の規定を準用する。

- 者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所夜勤職員配置加算①イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算②イ (1)夜勤職員配置加算<br />
  ①イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算<br />
  ③
- する基準 人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関 夜勤職員配置加算())イを算定すべき指定地域密着型介護老
- ていること。 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定し
- 規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加え、 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ⑴に た数以上であること。
- (2)する基準 人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関 夜勤職員配置加算()口を算定すべき指定地域密着型介護

老

- を行う職員の勤務条件に関する基準 ス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤 ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービ 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サー ビス費又は
- (1)う職員の勤務条件に関する基準 算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サー ビス費を

第一号口(1)の規定を準用する。

(2)の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 ] ビス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サー ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サ

第一号口2の規定を準用する。

- の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービス 夜勤職員配置加算①イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算②
- (1)施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤職員配置加算<br />
  ①イを算定すべき指定地域密着型介護福
- 地域密着型介護福祉施設サー ビス費を算定していること
- 規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加え た数以上であること。 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ11に
- (2)祉 施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤職員配置加算①ロを算定すべき指定地域密着型介護福

- □ 1□に掲げる基準に該当するものであること。
- 費を算定していること。 ─ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- た数以上であること。 規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加え 一を勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ②に
- する基準とは、「おは、これでは、これでは、これでは、これでは、「おいま」では、「おいま」では、「おいま」では、「おいま」では、「おいま」では、「おいま」では、「おいま」では、「おいま」では、「おいま」では、
- 護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。活介護費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介 ユニット型経過型地域密着型介護老人福祉施設入所者生
- る甚準指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関す

五.

- の勤務条件に関する基準ス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員へ介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービ
- ービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準① 介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サ
- 福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準② ユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護

第一号ロ(1)の規定を準用する。

- ること。

  一経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定してい
- 口 11口に掲げる基準に該当するものであること。
- ていること。「ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定し
- た数以上であること。 規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加え 一夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ②に
- サービス費を算定していること。 はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設 ユニット型経過型地域密着型介護福祉施設サービス費又
- 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関す(二)(3)口に掲げる基準に該当するものであること。

五.

- の勤務条件に関する基準ス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員イー介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービる基準
- ービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(1) 介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サ
- 第一号口①の規定を準用する。
- 福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準② ユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護

(2)の規定を準用する。

口 サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉 置入所者介護福祉施設サービス費又はユニット 型 旧 施 措 設置

(1)護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基 旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介

第一号口(1)の規定を準用する。

(2)べき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件 関する基準 ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サー ・ビス費を算定す

第一号口2の規定を準用する。

う職員の勤務条件に関する基準 若しくはロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行 夜勤職員配置加算①イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算② 1

- (1)ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤職員配置加算川イを算定すべき指定介護福 祉 施 設サー
- サービス費を算定していること。 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉 施設
- 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。
- 規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加え、 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ⑴に た数以上であること。
- ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤職員配置加算⑴ロを算定すべき指定介護福祉施 設 サー
- (1)一に該当するものであること。
- 入所定員が三十人又は五十一人以上であること ① 口に掲げる基準に該当するものであること。

口 (2)の規定を準 用 する。

口

- サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉 旧 置入所者介護福祉施設サービス費又はユ ニット型旧 措 施措設置
- (1) 護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基 旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介

第一号口(1)の規定を準用する。

(2)に関する基準 べき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件 ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定す

第一号口2の規定を準用さ する。

- 若しくは口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行 夜勤職員配置加算()イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算() 1
- (1)う職員の勤務条件に関する基準 ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤職員配置加算(1)イを算定すべき指定介護福祉

施

記 設 サ ー

- サービス費を算定していること。 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福 祉 施設
- 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。
- 規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加え 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ (1) に
- ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤職員配置加算()口を算定すべき指定介護 福

た数以上であること。

- (1)一に該当するものであること。
- 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。 ①曰に掲げる基準に該当するものであること。

- (3)ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基 夜勤職員配置加 算∭イを算定すべき指定介護福 祉 施 サー
- 置入所者介護福祉施設サービス費を算定していること。 ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット 型 旧 措
- 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。
- た数以上であること。 規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加え 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ2に
- (4)ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤職員配置加算回口を算定すべき指定介護福祉 施 設 サー
- (3)一に該当するものであること。
- 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。
- ③三に掲げる基準に該当するものであること。

介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基

六

件に関する基準 費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条 介護保健施設サービス費又はユニット型介護保健施設サービス 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サー ・ビス

液勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1)ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 介護保健施設サービス費⑴を算定すべき介護保健施 設サー

第二号イ(1)一の規定を準用する。

- (2)ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 介護保健施設サービス費団を算定すべき介護保健施設サー
- (3)スの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 介護保健施設サービス費皿を算定すべき介護保健施 設 サ

第二号イ⑴口の規定を準用する。

- (3)ビ スの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤職員配 置 加 算川イを算定すべき指定介護 福 祉 サ ĺ
- 置入所者介護福祉施設サービス費を算定していること。 ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧 措
- 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。
- 規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加え た数以上であること。 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ2に
- ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤職員配置加算嘔口を算定すべき指定介護福祉 サ
- (3)一に該当するものであること。
- 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。
- (3)三に掲げる基準に該当するものであること。

介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基

六

準

件に関する基準

費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条

ユニット型介護保健施設サービ

ス

介護保健施設サービス費又は

 $\mathcal{O}$ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 介護保健施設サー ビス費を算定すべき介護保健施設サー

・ビス

- (1)ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 介護保健施設サービス費⑴を算定すべき介護保健 施設 サ
- 第二号イ(1)一の規定を準用する。
- ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 介護保健施設サービス費団を算定すべ き介護保健 施設 サ
- 第二号イ⑴口の規定を準用する。
- ビ スの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 介護保健施設サービス費皿を算定すべ き介護保健 施設 サ

第二号イ11回の規定を準用する。

- 設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準ローユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施
- 第二号イ②一の規定を準用する。 健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(1) ユニット型介護保健施設サービス費(1)を算定すべき介護保
- 第二号イ2江の規定を準用する。 健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準② ユニット型介護保健施設サービス費団を算定すべき介護保
- 第二号イ②三の規定を準用する。 健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (3) ユニット型介護保健施設サービス費◎を算定すべき介護保第二号イ②□の規定を準用する。
- を行う職員の勤務条件に関する基準ハー夜勤職員配置加算を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤

第二号イ3の規定を準用する。

る基準 
七 指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関す

ででは、 ででででででででである。 ででででである。 でででである。 ででである。 ででである。 でである。 ででは、こっ。 ででは、 

第二号口11の規定を準用する。

施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養ローユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療

第二号イ11三の規定を準用する。

- 設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準ローユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施
- 第二号イ②一の規定を準用する。 健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準① ユニット型介護保健施設サービス費⑴を算定すべき介護保
- 健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準② ユニット型介護保健施設サービス費団を算定すべき介護保

第二号イ2日の規定を準用する。

- 第二号イ②三の規定を準用する。 健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準③ ユニット型介護保健施設サービス費皿を算定すべき介護保
- を行う職員の勤務条件に関する基準への動職員配置加算を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤

第二号イ(3)の規定を準用する。

る基準 指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関す

七

イ 療養型介護療養施設サービス費又は療養型経過型介護療養施育、 一ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 ト型療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護 ービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニッービス費の護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サ

第二号ロ⑴の規定を準用する。

行う職員の勤務条件に関する基準

設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を

施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養ローユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療

(2) $\mathcal{O}$ 規定を準用する。

夜間勤務等看護⑴から巛までを算定すべき指定介護療養施設 ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号口③の規定を準用する。

八 関する基準 指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に

単独型介護予防短期入所生活介護費又は単独型ユニット 型介

生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所 (1)予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する 単独型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護

第一号イ11の規定を準用する。

(2)き指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条 に関する基準 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべ

第一号イ②の規定を準用する。

口 生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所 併設型介護予防短期入所生活介護費又は併設型ユニット 型介

予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する 併設型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護

第一号口(1) の規定を準用する。

(2)き指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべ に関する基準

一号ロ2の規定を準用する。

口 (2)0 規定を準用 ずる。

+ 夜間勤 ービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 務等看護川から回までを算定すべき指定介護 療 養 施 設

第二号口(3の規定を準用する。

八

指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に

関する基準 護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所 単独型介護予防短期入所生活介護費又は単独型ユ ニット -型介

(1)予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する 単独型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護

生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号イ(1)の規定を準用する。

(2)件に関する基準 き指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべ

第一号イ2の規定を準用する。

口 生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所 併設型介護予防短期入所生活介護費又は併設型ユニット型介

予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する 併設型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護

第一号 口 (1)の規定を準用 する。

(2)件に関する基準 指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべ

一号ロ2の規定を準用する。

- 掲げる甚単九 - 指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に

関する基準指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべきイー介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費又はユニットイー介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費又はユニット

- 件に関する基準
  ・特に関する基準
  ・特に関する基準
- 勤務条件に関する基準すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の□ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費⑴を算定□

第二号イ11一の規定を準用する。

勤務条件に関する基準すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の「のがでででででででである。」ができる。○「のででは、一つででである。」では、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、

第二号イ11口の規定を準用する。

勤務条件に関する基準すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の□ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅲを算定

第二号イ⑴三の規定を準用する。

- 員の勤務条件に関する基準を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職② ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
- 行う職員の勤務条件に関する基準費①を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を⑦ ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護

第二号イ2一の規定を準用する

関する基準 指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に

九

関する基準指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき一介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費又はユニット

件に関する基準き指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条き指定介護予防短期入所療養介護のを勤を行う職員の勤務条の護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべ

勤務条件に関する基準すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員のすべき指定介護予防短期入所療養介護費⑴を算定

第二号イ(1)一の規定を準用する。

勤務条件に関する基準すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の口 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅲを算定

第二号イ(1)口の規定を準用する。

勤務条件に関する基準すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の回りの護者人保健施設介護予防短期入所療養介護費回を算定

第二号イ11三の規定を準用する。

- 員の勤務条件に関する基準を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職2 ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
- 行う職員の勤務条件に関する基準費①を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を分 ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護

第二号イ21一の規定を準用する。

行う職員の勤務条件に関する基準費団を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を口、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護

第二号イ2日の規定を準用する。

行う職員の勤務条件に関する基準費皿を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を三・ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護

第二号イ②回の規定を準用する。

介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (3) 夜勤職員配置加算を算定すべき指定介護予防短期入所療養

第二号イ(3)の規定を準用する。

所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型は型介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床経 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、病院療養病床経

基準 予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する 床経過型介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護① 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又は病院療養病

第二号ロ(1)の規定を準用する。

員の勤務条件に関する基準を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職立ニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費② ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又は

第二号ロ②の規定を準用する。

期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準3) 夜間勤務等看護⑴から≤までを算定すべき指定介護予防短

行う職員の勤務条件に関する基準費団を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を団、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護

第二号イ2口の規定を準用する。

行う職員の勤務条件に関する基準費皿を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を買ニュニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護

第二号イ2回の規定を準用する。

介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準3) 夜勤職員配置加算を算定すべき指定介護予防短期入所療養

第二号イ(3)の規定を準用する。

所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型過型介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床介 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、病院療養病床経

第二号口11の規定を準用する。

員の勤務条件に関する基準を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職立ニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費② ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又は

第二号ロ2の規定を準用する。

期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(3) 夜間勤務等看護⑴から巛までを算定すべき指定介護予防短

第二号ロ③の規定を準用する。

第三号の規定を準用する。 型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定介護予防短期利用認

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤第二号ロ③の規定を準用する。

務条件に関する基準

+

第三号の規定を準用する。

# ○ 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービス の種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成十八年厚生労働省告示第百六十五号)(抄)【平成二十七年四月一日施行】

(変更点は下線部)

#### 現 行

- 類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数一外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種
- 。種類及び当該サービスの単位数は、別表第一に定めるとおりとする定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣が定めるサービスの表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の特二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数イ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十
- 応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。 費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分にロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護
  - ① 要介護一 一万七千四十六単位
  - ② 要介護二 一万九千二百十三単位
  - **贸 要介護三 二万千四百三十二位**
  - 闰 要介護四 二万三千四百九十九七単位
  - ⑤ 要介護玉 二万五千六百五十八単位
- ビスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数ニー外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサーニ
  - 数は、別表第二に定めるとおりとする。1の厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費の注成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービスイ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平
  - 接状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要支口 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入
    - 印 要支援一 五千三単位
    - ② 要太矮二 一万四百七十三単位

# 改正後

- 類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数一外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種
- 。種類及び当該サービスの単位数は、別表第一に定めるとおりとする定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣が定めるサービスの表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の特二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数イ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十
- 応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に口 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護
  - 印 要介護一 一万六千二百三単位
  - ② 要介護二 一万八千百四十九単位
  - ⊗ 要介箋三 ニ丙ニ百四十六単位
  - 4 要介護四 二万二千百九十二単位
  - ⑤ 要介護玉 二万四千二百五十九単位
- ビスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数二 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサー
  - 数は、別表第二に定めるとおりとする。1の厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費の注成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービスイ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平
  - 接状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要支口 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入
  - 印 要支援一 五千三単位
  - 32 要支援二 一万四百七十三単位

#### 別表第一

- 1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費 (1日 につき) 87単位
- 注1 利用者に対して、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活 介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に 関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス 基準」という。)第192条の3第2項に規定する外部サービス利用 型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。)が、基本サービス (指定居宅サービス基準第192条の2に規定する基本サービスを いう。以下同じ。)を行った場合に算定する。
  - 2 養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の 4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)である指定特定 施設において、別に厚生労働大臣が定める者に対して基本サービ スを行った場合に、障害者等支援加算として、1日につき20単位 を所定単位数に加算する。
- 2 訪問介護
  - イ 身体介護が中心である場合
  - (1) 所要時間15分未満の場合

99単位

(2) 所要時間15分以上30分未満の場合

- 199単位
- (3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 271単位に所要時間30 分から計算して所要時間が15分増すごとに90単位を加算した単位 数
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 580単位に所要時間1時間30分 から計算して所要時間15分を増すごとに37単位を加算した単位数
- ロ 生活援助が中心である場合
  - (1) 所要時間15分未満の場合

50単位

- (2) 所要時間15分以上1時間未満の場合 99単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに50単位を加算した単位数
- (3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合

226単位

(4) 所要時間1時間15分以上の場合

271単位

- ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 90単位
  - 注1 利用者に対して、指定訪問介護(指定居宅サービス基準第4 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅 サービス事業者(指定居宅サービス基準第192条の2に規定する 受託居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等が

#### 別表第一

- 1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費 (1日 につき) 82単位
  - 注1 利用者に対して、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活 介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に 関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス 基準」という。)第192条の3第2項に規定する外部サービス利用 型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。)が、基本サービス (指定居宅サービス基準第192条の2に規定する基本サービスを いう。以下同じ。)を行った場合に算定する。
    - 2 養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の 4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)である指定特定 施設において、別に厚生労働大臣が定める者に対して基本サービ スを行った場合に、障害者等支援加算として、1日につき20単位 を所定単位数に加算する。
- 2 訪問介護
  - イ 身体介護が中心である場合
  - (1) 所要時間15分未満の場合

95単位

(2) 所要時間15分以上30分未満の場合

191単位

- (3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位に所要時間30 分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位 数
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分 から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数
- ロ 生活援助が中心である場合
  - (1) 所要時間15分未満の場合

48単位

- (2) 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数
- (3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合

217単位

(4) 所要時間1時間15分以上の場合

260単位

- <u>ハ</u> 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 86単位
  - 注1 利用者に対して、指定訪問介護(指定居宅サービス基準第4 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅 サービス事業者(指定居宅サービス基準第192条の2に規定する 受託居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等が

- 、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画(指定居宅サービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 2 イについては、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う 介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用 者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び 専門的な援助をいう。)が中心である指定訪問介護を行った場合 に所定単位数を算定する。
- 3 ロについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは 親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって 、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当 該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援 助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けな ければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法(平成9年 法律第123号。以下「法」という。)第8条第2項に規定する居宅 要介護者に対して行われるものをいう。)が中心である指定訪問 介護を行った場合に所定単位数を算定する。
- 4 ハについては、利用者に対して、通院等のため、当該事業者 の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介 助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外に おける移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手 続き、移動等の介助を行った場合に1回につき所定単位数を算 定する。

# 3 訪問入浴介護

利用者に対して、指定訪問入浴介護(指定居宅サービス基準第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費(以下「訪問入浴介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、訪問入浴介護費の注1から注8まで並びに口及びハについては、適用しない。

- 、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画(指定居宅サービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 2 イについては、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う 介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用 者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び 専門的な援助をいう。)が中心である指定訪問介護を行った場合 に所定単位数を算定する。
- 3 ロについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは 親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって 、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当 該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援 助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けな ければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法(平成9年 法律第123号。以下「法」という。)第8条第2項に規定する居宅 要介護者に対して行われるものをいう。)が中心である指定訪問 介護を行った場合に所定単位数を算定する。
- 4 ハについては、利用者に対して、通院等のため、当該事業者 の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介 助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外に おける移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手 続き、移動等の介助を行った場合に1回につき所定単位数を算 定する。

# 3 訪問入浴介護

- <u>ロ</u> 訪問入浴介護費のイの注1から注8まで並びにロ及びハについて は、適用しない。

#### 4 訪問看護

通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める 基準に適合する利用者等(平成24年厚生労働省告示第95号。以下「適 合する利用者等」という。)第4号に規定する疾病等の患者を除く。)に 対して、指定訪問看護(指定居宅サービス基準第59条に規定する指定 訪問看護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の保健師 、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士(以下「看 護師等」という。)が、その主治の医師の指示(指定訪問看護ステーシ ョン(指定居宅サービス基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問 看護ステーションをいう。以下同じ。)にあっては、主治の医師が交付 した文書による指示)及び訪問看護計画書(指定居宅サービス基準第70 条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下同じ。)に基づき、指 定訪問看護を行った場合には、現に要した時間ではなく、訪問看護計 画書に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な 時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費(以下「訪 問看護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお 、所要時間が20分未満のものについては、指定訪問看護が24時間行え る体制を整えている指定訪問看護事業所であって、居宅サービス計画 又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定訪問看護が週1回以上含ま れている場合に限り、算定する。ただし、訪問看護費のイの(5)につい て、指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴 覚士が1日に2回を超えて指定訪問看護を行った場合、1回につき100 分の81に相当する単位数を算定する。なお、訪問看護費の注1から注12 まで、注14及び注15並びにハからトまでについては、適用しない。

#### 4 訪問看護

イ 通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定め る基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号。以下 「適合する利用者等」という。)第4号に規定する疾病等の患者を除 く。)に対して、指定訪問看護(指定居宅サービス基準第59条に規定 する指定訪問看護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業 者の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚 士(以下「看護師等」という。)が、その主治の医師の指示(指定訪 問看護ステーション(指定居宅サービス基準第60条第1項第1号に 規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)にあっては 、主治の医師が交付した文書による指示)及び訪問看護計画書(指 定居宅サービス基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書をいう 。以下同じ。)に基づき、指定訪問看護を行った場合には、現に要し た時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定訪問 看護を行うのに要する標準的な時間で算定した、指定居宅サービス 介護給付費単位数表の訪問看護費(以下「訪問看護費」という。)に 100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

- 四 所要時間が20分未満のものについては、指定訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている指定訪問看護事業所であって、居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定訪問看護が週1回以上含まれている場合に限り、算定する。
- <u>か</u> 訪問看護費のイの(1)又はロの(1)について、准看護師が指定訪問看 護を行った場合は、訪問看護費に100分の81を乗じて得た単位数を 算定する。
- 三 訪問看護費のイの(5)について、指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて指定訪問看護を行った場合、1回につき100分の81に相当する単位数を算定

5 指定訪問リハビリテーション(1回につき)

通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費(以下「訪問リハビリテーション費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、訪問リハビリテーション費のイの注1から注5まで及び注7並びに口については、適用しない。

#### 6 指定通所介護

イ 利用者に対して、指定通所介護(指定居宅サービス基準第92条に 規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス 事業者(以下この号において「指定通所介護受託居宅サービス事業 者」という。)が、厚生労働大臣が定める施設基準(平成24年厚生労 働省告示第97号。以下「施設基準」という。)第9号イからニまでに 適合しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律 第67号) 第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。) 及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)に あっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)に届け出た指定 通所介護事業所(指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指 定通所介護事業所をいう。)において、指定通所介護を行った場合に は、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に 応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画(指定居宅サービ ス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいう。)に位置付けら れた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定居 宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費(以下「通所介護費」 という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、適 合する利用者等第13号に規定する利用者に対して、所要時間2時間 する。

- <u>オ</u> イから二までについては、訪問看護費のイからハまでの注1から 注12まで、注14及び注15並びに二からチまでについては、適用しな い。
- 5 指定訪問リハビリテーション(1回につき)
- 一 通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費(以下「訪問リハビリテーション費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。
- <u>ロ</u> 訪問リハビリテーション費のイの注1から注5まで及び注7、ロ 並びにハについては、適用しない。
- 6 指定通所介護
- イ 利用者に対して、指定通所介護(指定居宅サービス基準第92条に 規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス 事業者(以下この号において「指定通所介護受託居宅サービス事業 者」という。)が、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労 働省告示第96号。以下「施設基準」という。)第5号イからニまでに 適合しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律 第67号) 第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。) 及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)に あっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)に届け出た指定 通所介護事業所(指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指 定通所介護事業所をいう。)において、指定通所介護を行った場合に は、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に 応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画(指定居宅サービ ス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいう。)に位置付けら れた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した 、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費(以下「通所 介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

以上3時間未満の指定通所介護を行う場合は、通所介護費のイ(1)、 口(1)、ハ(1)又は二(1)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数 を算定する。

- □ 利用者(適合する利用者等第12号に規定する者に限る。)に対して、指定通所介護受託居宅サービス事業者が、施設基準<u>第9号</u>ホに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養通所介護事業所(指定居宅サービス基準第105条の4第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。)において、指定療養通所介護(指定居宅サービス基準第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合には、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画(指定居宅サービス基準第105条の12第1項に規定する療養通所介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で、通所介護費のホの所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。
- <u>ハ</u> イ<u>及び口</u>については、通所介護費の<u>注1から注12まで</u>並びにへ及びトについては、適用しない。
- 7 指定通所リハビリテーション

利用者に対して、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者が、施設基準第10号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画(指定居宅サービス基準第115条第1項に規定する通所リハビリテーション計画をいう。)に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費(以下「通所リハビリテーション費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、通所リハビリテーション費の注1から注16ま

- 口 利用者(適合する利用者等第14号に規定する者に限る。)に対して、指定通所介護受託居宅サービス事業者が、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合は、通所介護費のイ(1)、ロ(1)、ハ(1)又はニ(1)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。
- 八 利用者(適合する利用者等第13号に規定する者に限る。)に対して、指定通所介護受託居宅サービス事業者が、施設基準<u>第5号</u>ホに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養通所介護事業所(指定居宅サービス基準第105条の4第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。)において、指定療養通所介護(指定居宅サービス基準第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合には、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画(指定居宅サービス基準第105条の12第1項に規定する療養通所介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した、通所介護費のホの所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。
- <u>ー</u> イ<u>からハまで</u>については、通所介護費の<u>イからホまでの注1から</u> 注17まで並びにへ及びトについては、適用しない。
- 7 指定通所リハビリテーション

# で、二及びホは適用しない。

8 指定福祉用具貸与(1月につき)

利用者に対して、指定福祉用具貸与(指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者が、指定福祉用具貸与を行った場合には、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定特定施設の所在地に適用される特定施設入居者生活介護の1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た単位数)を算定する。なお、指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から注3まで及び注5については、適用しない。

#### 9 指定認知症対応型通所介護

利用者に対して、指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サー ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省 会第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第41条に規 定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅 サービス事業者が、施設基準第31号に適合しているものとして市町村 長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(指定 地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定 認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は共用型指定認知症対応型通 所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する 共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)において、指定認知 症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従 い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認 知症対応型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第52条第1項 に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。)に位置付けられた内容 の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定 地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年 厚生労働省告示第126号) 別表指定地域密着型サービス介護給付費単位 数表の認知症対応型通所介護費(以下「認知症対応型通所介護費」と いう。以下同じ。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、 適合する利用者等第30号に規定する利用者に対して、所要時間2時間 以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、認知症対

- <u>ロ</u> 通所リハビリテーション費のイからハまでの注1から注18まで並びに二からへまでは、適用しない。
- 8 指定福祉用具貸与(1月につき)
- 一 利用者に対して、指定福祉用具貸与(指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者が、指定福祉用具貸与を行った場合には、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定特定施設の所在地に適用される特定施設入居者生活介護の1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)を算定する。
- <u>ロ</u> 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から注3まで及び注5については、適用しない。
- 9 指定認知症対応型通所介護
- イ 利用者に対して、指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サ ービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労 働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第41 条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)に係る 受託居宅サービス事業者が、施設基準第28号に適合しているものと して市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護 事業所(指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独 型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は共用型指 定認知症対応型诵所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第45 条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう 。)において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施 設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現 に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画(指定地域密着 型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画 をいう。)に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行う のに要する標準的な時間で算定した、指定地域密着型サービスに要 する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号 )別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型 通所介護費(以下「認知症対応型通所介護費」という。以下同じ。) に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

応型通所介護費のイ(1)──若しくは(2)──又はロ(1)の所定単位数に100分の57 を乗じて得た単位数を算定する。なお、認知症対応型通所介護費の注 1から注10まで並びにハ及びニについては、適用しない。

#### 別表第二

- 1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス 費(1日につき) 58単位
- 注1 利用者に対して、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。)第254条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。)が、基本サービス(指定介護予防サービス基準第253条に規定する基本サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に算定する。
  - 2 養護老人ホームである指定介護予防特定施設(指定介護予防サービス基準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)において、別に厚生労働大臣が定める者に対して基本サービスを行った場合に、障害者等支援加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

(新設)

- 口 利用者(適合する利用者等第36号に規定する者に限る。)に対して、指定認知症対応型通所介護にかかる受託居宅サービス事業者が、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、認知症対応型通所介護費のイ(1)(一者しくは(2)(一又はロ(1)の所定単位数に100分の57を乗じて得た単位数を算定する。
- <u>ハ</u> 認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注11まで並びにハ 及び二については、適用しない。

#### 別表第二

- 1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス 費(1日につき) 55単位
  - 注1 利用者に対して、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。)第254条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。)が、基本サービス(指定介護予防サービス基準第253条に規定する基本サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に算定する。
    - 2 養護老人ホームである指定介護予防特定施設(指定介護予防サービス基準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)において、別に厚生労働大臣が定める者に対して基本サービスを行った場合に、障害者等支援加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。
- 2 指定訪問介護(1月につき)
- イ 利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者(指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、介護予防訪問介護費の注1のイからハまでの区分に応じ、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問介護費(以下「介護予防訪問介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

(新設)

2 指定介護予防訪問介護(1月につき)

利用者に対して、指定介護予防訪問介護(<u>指定介護予防サービス基</u> 準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)に係 る受託介護予防サービス事業者(指定介護予防サービス基準第253条に

- <u>ロ</u> 介護予防訪問介護費のイからハまでの注1から注8まで及びニからへまでについては、適用しない。
- 3 指定通所介護(1月につき)
- イ 利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費(以下「介護予防通所介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。
- <u>ロ</u> 介護予防通所介護費のハの運動器機能向上サービス (ホにおいて 「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、運動器機能 向上加算として、1月につき203単位を加算する。
- <u>ハ</u> 介護予防通所介護費の二の栄養改善サービス (ホにおいて「栄養 改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、1 月につき135単位を加算する。
- 二 <u>介護予防通所介護費のホの口腔機能向上サービス(ホにおいて「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき135単位を加算する。</u>
- 本 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第109 号に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - (1) 選択的サービス複数実施加算(I)

432単位

(2) 選択的サービス複数実施加算(II)

630単位

- <u>へ</u> イからホまでについては、介護予防通所介護費のイの注1から注 6まで及びロからリまでについては、適用しない。
- 4 指定介護予防訪問介護(1月につき)

利用者に対して、指定介護予防訪問介護(<u>介護保険法施行規則等の</u>一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた

規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等が、指定介護予防訪問介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問介護費(以下「介護予防訪問介護費」という。)の注1のイからハまでの区分に応じ、介護予防訪問介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問介護費の注1から注8まで及びニからへまでについては、適用しない。

# 3 指定介護予防訪問入浴介護

利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス基準第46条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者の看護職員1人及び介護職員1人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費(以下「介護予防訪問入浴介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問入浴介護費の注1から注8まで並びに口及びハについては、適用しない。

# 4 指定介護予防訪問看護

通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他適合する利用者等第67 号に規定する疾病等の患者を除く。) に対して、指定介護予防訪問看 護(指定介護予防サービス基準第62条に規定する指定介護予防訪問看 護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者の看護師 等が、その主治の医師の指示(指定介護予防訪問看護ステーション( 指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号に規定する指定介護予 防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。) にあっては、主治の医 師が交付した文書による指示)及び介護予防訪問看護計画書(指定介 護予防サービス基準第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書 をいう。以下同じ。) に基づき、指定介護予防訪問看護を行った場合 には、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付け られた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で、 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費(以 下「介護予防訪問看護費」という。以下同じ。) に100分の90を乗じて 得た単位数を算定する。なお、所要時間が20分未満のものについ ては、指定介護予防訪問看護が24時間行える体制を整えている

同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「旧指定介護予防サービス基準」という。)第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者の訪問介護員等が、指定介護予防訪問介護を行った場合には、この別表第二の2を準用する。

# 5 指定介護予防訪問入浴介護

- <u>ロ</u> <u>介護予防訪問入浴介護費のイの注1から注8まで並びにロ及びハ</u> については、適用しない。
- 6 指定介護予防訪問看護
- 1 通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他適合する利用者等第75 号に規定する疾病等の患者を除く。)に対して、指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービス基準第62条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者の看護師等が、その主治の医師の指示(指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)にあっては、主治の医師が交付した文書による指示)及び介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス基準第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。以下同じ。)に基づき、指定介護予防訪問看護を行った場合には、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で算定した、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費(以下「介護予防訪問看護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

指定介護予防訪問看護事業所であって、居宅サービス計画又は 訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1 回以上含まれている場合に限り、算定する。ただし、介護予防 訪問看護費のイの(5)について、指定訪問看護ステーションの理学療 法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて指定介護予防 訪問看護を行った場合、1回につき100分の81に相当する単位数を算定 する。なお、介護予防訪問看護費の注1から注10まで及び注12並びに ハからホまでについては、適用しない。

5 指定介護予防訪問リハビリテーション(1回につき)

通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費(以下「介護予防訪問リハビリテーション費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問リハビリテーション費の注1から注5まで及び注7並びに口については、適用しない。

- □ 所要時間が20分未満のものについては、指定介護予防訪問 看護を24時間行うことができる体制を整えている指定介護予 防訪問看護事業所であって、居宅サービス計画又は訪問看護 計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上 含まれている場合に限り、算定する。
- <u>ハ</u> 介護予防訪問看護費のイの(1)又はロの(1)について、准看護師が指 定介護予防訪問看護を行った場合は、介護予防訪問看護費に100分の81 を乗じて得た単位数を算定する。
- 三 介護予防訪問看護費のイの(5)について、指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき介護予防訪問看護費に100分の81を乗じて得た単位数を算定する。
- 本 イからニまでについては、介護予防訪問看護費のイ並びにロの注 1から注10まで及び注12並びにハからへまでについては、適用しない。
- 7 指定介護予防訪問リハビリテーション(1回につき)
- 五 通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費(以下「介護予防訪問リハビリテーション費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。
- <u>ロ</u> 介護予防訪問リハビリテーション費のイの注1から注5まで及び

6 指定介護予防通所介護(1月につき)

利用者に対して、指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第76号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)において、指定介護予防通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防通所介護者には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防通所介護者」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防通所介護費のイの注1から注6まで並びに口及びトからりまでについては適用しないこととし、ハからへまでについては次のとおり算定することとする。

イ 運動器機能向上加算

203単位

- 注 <u>介護予防通所介護費のハの運動器機能向上サービス(ニにおいて「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合に、1月</u>につき所定単位数を加算する。
- 口 栄養改善加算

135単位

- 注 介護予防通所介護費の二の栄養改善サービス (ニにおいて「栄養改善サービス」という。)を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- ハ 口腔機能向上加算

135単位

- 注 介護予防通所介護費のホの口腔機能向上サービス (ニにおいて 「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合に、1月につ き所定単位数を加算する。
- ニ 選択的サービス複数実施加算
  - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都 道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が、利用者に 対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能 向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につ き次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機 能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している 場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれ かの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加

注7並びに口については、適用しない。

| 8 指定介護予防通所介護(1月につき)

利用者に対して、指定介護予防通所介護(旧指定介護予防サービス 基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)に係 る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第71号に適合しているも のとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所(旧指 定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介 護事業所をいう。)において、指定介護予防通所介護を行った場合に は、この別表第二の3を準用する。 算は算定しない。

(1) 選択的サービス複数実施加算(I)

432単位

(2) 選択的サービス複数実施加算(I)

630単位

7 指定介護予防通所リハビリテーション(1月につき)

利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)において、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費(以下「介護予防通所リハビリテーション費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防通所リハビリテーション費の注1から注6まで並びにへからチまでについては適用しないこととし、口からホまでについては次のとおり算定することとする。

# イ 運動器機能向上加算

203単位

<u>注</u> 介護予防通所リハビリテーション費の口の運動器機能向上サービス(<u>ニ</u>において「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合<u>に</u>、1月につき所定単位数を加算する。

# 口 栄養改善加算

135単位

<u>注</u> 介護予防通所リハビリテーション費のハの栄養改善サービス ( <u>ニ</u>において「栄養改善サービス」という。)を行った場合<u>に</u>、1 月につき<u>所定単位数</u>を加算する。

# ハロ腔機能向上加算

135単右

# ニ 選択的サービス複数実施加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都 道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業 所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービ ス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場

- 9 指定介護予防通所リハビリテーション(1月につき)
  - イ 利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)において、指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)において、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費(以下「介護予防通所リハビリテーション費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。
  - <u>ロ</u> 介護予防通所リハビリテーション費のロの運動器機能向上サービス (<u>ホ</u>において「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、運動器機能向上加算として、1月につき203単位を加算する。
  - <u>ハ</u> 介護予防通所リハビリテーション費のハの栄養改善サービス (<u>ホ</u>において「栄養改善サービス」という。)を行った場合<u>は、栄養改</u> <u>善加算として</u>、1月につき<u>135単位</u>を加算する。
  - 三 介護予防通所リスピリテーション費の二の口腔機能向上サービス (本において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は 、口腔機能向上加算として、1月につき135単位を加算する。
  - 本 厚生労働大臣が定める基準第109号に適合しているものとして、都 道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所 が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又 は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、 1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運

合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを算定している場合には、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 選択的サービス複数実施加算(1)

432単位

(2) 選択的サービス複数実施加算(I)

630単位

8 指定介護予防福祉用具貸与(1月につき)

利用者に対して、指定介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防福祉用具貸与を行った場合には、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防特定施設の所在地の特定施設入居者生活介護に適用される単位の1単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た単位数)を算定する。なお、介護予防福祉用具貸与費の注1から注3まで及び注5については、適用しない。

9 指定介護予防認知症対応型通所介護

利用者に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。以下同じ。)第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第89号に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防即知症対応型通所介護事業所をいう。)又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)において、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)において、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)において、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従

動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 選択的サービス複数実施加算(!)

432単位

(2) 選択的サービス複数実施加算(I)

630単位

- <u>へ</u> イからホまでについては、介護予防通所リハビリテーション費の イの注1から注6まで及びロからチまでについては、適用しない。
- 10 指定介護予防福祉用具貸与(1月につき)

  - <u>ロ</u> <u>介護予防福祉用具貸与費の注1から注3まで及び注5については</u> 、適用しない。
- 11 指定介護予防認知症対応型通所介護
  - 1 利用者に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第84号に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)において、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)において、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基

い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介 護予防認知症対応型通所介護計画(指定地域密着型介護予防サービス 基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画をい う。)に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を 行うのに要する標準的な時間で、指定地域密着型介護予防サービスに 要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第128号) 別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防 認知症対応型通所介護費(以下「介護予防認知症対応型通所介護費」 という。以下同じ。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。た だし、適合する利用者等第80号に規定する利用者に対して、所要時間 2時間以上3時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場 合は、介護予防認知症対応型通所介護費のイ(1)(一)若しくは(2)(一)又はロ (1)の所定単位数に100分の57を乗じて得た単位数を算定する。なお、介 護予防認知症対応型通所介護費の注1から注5まで、注9及び注10、 ハ並びに二については適用しないこととし、注6から注8までについ ては次のとおり算定することとする。

イ 個別機能訓練加算

24単位

- <u>注</u> 介護予防認知症対応型通所介護費の<u>注6</u>の個別機能訓練を行った場合<u>に</u>、1日につき<u>所定単位数</u>を加算する。
- 口 栄養改善加算

135単位

- <u>注</u> 介護予防認知症対応型通所介護費の注7の栄養改善サービスを 行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- <u>ハ 口腔機能向上加算</u>

135単位

<u>注</u> 介護予防認知症対応型通所介護費の注8の口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画(指定地域密着型介護予防サービス基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で<u>算定した</u>、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第128号)別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費(以下「介護予防認知症対応型通所介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

- 口 利用者(適合する利用者等第89号に規定する者に限る。)に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、所要時間2時間以上3時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場合は、介護予防認知症対応型通所介護費のイ(1)(一若しくは(2)(一)又はロ(1)の所定単位数に100分の57を乗じて得た単位数を算定する。
- <u>ハ</u> 介護予防認知症対応型通所介護費の<u>注 5</u>の個別機能訓練を行った場合は、個別機能訓練加算として、1日につき24単位を加算する。
- <u>二</u> 介護予防認知症対応型通所介護費の注7の栄養改善サービスを行った場合<u>は、栄養改善加算として</u>、1月につき<u>135単位</u>を加算する。
- <u>ホ</u> 介護予防認知症対応型通所介護費の注8の口腔機能向上サービスを行った場合<u>は、口腔機能向上加算として</u>、1月につき<u>135単位</u>を加算する。
- <u>へ</u> <u>イからホまでについては、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及び口の注1から注11まで並びに八及び二については、適用しない。</u>
- <u>12</u> <u>指定第一号訪問事業(1月につき)</u> 利用者に対して、指定第一号訪問事業(法第115条の45第1項第1号

( <del>-</del>			
(新設)			

イに規定する第一号訪問事業のうち、指定事業者により行われるものに限る。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者の訪問介護 員等が、指定第一号訪問事業を行った場合には、この別表第二の2を 準用する。

13 指定第一号通所事業(1月につき)

利用者に対して、指定第一号通所事業(法第115条の45第1項第1号 口に規定する第一号通所事業のうち、指定事業者により行われるもの に限る。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者が、指定第 一号通所事業を行った場合には、この別表第二の3を準用する。

#### ○ 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数(平成十八年厚生労働省告示第二百六十三号)(抄)【平成二十七年四月一日施行】

(変更点は下線部)

行

別表

- 1 基本夜間対応型訪問介護費(1月につき) 1,006単位
- 注 利用者に対して、オペレーションセンター(指定地域密着型サー ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働 省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第5条 第1項に規定するオペレーションセンターをいう。)に通報できる端 末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整 備している場合に、所定単位数を算定する。
- 2 定期巡回サービス費(1回につき)

- 注 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着 型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事 業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(指定地域密着型サービス 基準第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、 定期巡回サービス(同項に規定する定期巡回サービスをいう。以下 同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 3 随時訪問サービス費(I) (1回につき)

- 注 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等 が、随時訪問サービス(指定地域密着型サービス基準第5条第1項 に規定する随時訪問サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、 所定単位数を算定する。
- 4 随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき)

- 注 次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2 人の指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等により随時訪問 サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、 随時訪問サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。
  - イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困 難と認められる場合
  - ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
  - ハ 長期間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供 していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う

別表

1 基本夜間対応型訪問介護費(1月につき)

注 利用者に対して、オペレーションセンター(指定地域密着型サー ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働 省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第5条 第1項に規定するオペレーションセンターをいう。)に通報できる端 末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整 備している場合に、所定単位数を算定する。

改正後

383単位 2 定期巡回サービス費 (1回につき)

- 注 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着 型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事 業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(指定地域密着型サービス 基準第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、 定期巡回サービス(同項に規定する定期巡回サービスをいう。以下 同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 583単位 3 随時訪問サービス費(I) (1回につき)

560単位

- 注 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等 が、随時訪問サービス(指定地域密着型サービス基準第5条第1項 に規定する随時訪問サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、 所定単位数を算定する。
- 785単位 4 随時訪問サービス費(II) (1回につき)

- 注 次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2 人の指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等により随時訪問 サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、 随時訪問サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。
  - イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困 難と認められる場合
  - ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
  - ハ 長期間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供 していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う

1 🗆	^
74	/

ニ その他利用者の状況等から判断して、イからハまでのいずれか に準ずると認められる場合

# 場合

ニ その他利用者の状況等から判断して、イからハまでのいずれか に準ずると認められる場合

改

正

後

現

# 厚 生 一労働 大臣 が定める中 山 間 地域等 の地 堿 (平成二十一年厚生労働省告示第八十三号) (抄) 【平成二十七年四月一日施行】

傍 線 0 部 分は 改 正 部 分

行

う。 ) 費 位十 地 位 働 1 付 ビ成定援 表額 8 防 表 算 注 注 省告 - ビスに 定に 介護給 の算 及び 指 6 ス介護給付  $\mathcal{O}$ 小規模多機 2 数 0 費 十八年厚 地 指 指 注 7 定居 単 域 定 並 表 訪 表 年 定に 0) 地 関 び 介 示 位 密 福 問 以 厚 居 以 介護 第百 及び 宅介 要する費用 着 域 す に 護 付 介 生 数 祉 宅 生労働 型サー ]費単 表」 省 密 る 指 予 下 関 護 下 サ 用 二十 費単 護支援 はする基 能型居宅介護費の 着型介 基 防 予 具 費 定 小 告 1 「指 「指 準 地 防 規 لح 位 貸 示 訪  $\mathcal{O}$ ビ (省告示第百二十六号)・ビスに要する費用の額 問 定介護予 七 模 位 数 与 定 域 訪 1 注 第 ス 伞 護予 号) 介護 う。 に 密着型介護予防 問 0) 多 居 +看 数 表」という。 準 費 12 介護 額の 宅サ 表 護 機 成 0 九 要 伞 費の 設給付 号) 防 +別表指定介護予防サー 注 能 す 訪 以 費の -成十二 問入浴 ·防サービス介護給 算定に関する基準 型居宅介護費 サ 八 る  $\mathcal{O}$ 2 -ビス ĺ 注7及び 下 費単位数 年厚生労働省告 定 別 注 注7の厚生労働大臣 指 表 ビス 期 用 年厚 介護 定居 介護 5 巡 指 指  $\mathcal{O}$ の 居 介護給付費単 サ 口 定 定 額 額 生労働 ] 介 介護予防 地 表 宅 給 居  $\mathcal{O}$ 宅介護 付費単 護予 の注 別表指 介護 随 域 の算定に 宅 算 ピ 以 スに 時 密 注 サ 定 支援 示 防 付 対 着 下 省 1 7 6 に 平 第百二 訪問 支援 要 福 費 ビス介護 応 型 定 位 ピ 関 告 示第 位 す 祉 単 成 指 型 サ 地 関 指 に ス す ける が別に定め 数 る費用 +訪 費 要する費 問 表 介 用 入 位 定 域 定 る 表 浴 人 介護 間 0 居 二十号) 看 + 具 数 ピ 密 0 j 貸 介 年 ス 基 注 宅 表」とい 給 介 着 護 給 準 -厚生労 介護給 型サー 介護 号) 介護 護 付 予 準 4 V 0 護 費 付 2費単 、 う。 費 防 看 角 0 平 伞 省 別 0 0 サ 護 支 別 単 指 注  $\mathcal{O}$ 成  $\mathcal{O}$ 費

ビス介護給付費出成十八年厚生労働 定地域密着型援介護給付票 介護予防 位数表年 5 ビス 付費 地 及 関する基 表 紅指: 及び福 び の算 0) 0 指 訪問 介護 介護 介 注 単 定居宅介護 定 定に 護 厚 6 位 居 サー 予 給 準 介護 予 並 数 祉 生 宅 型サー 防 防 費単 省 付 び 表」という。 関 用 下 サ 伞 はする基 に 告 福 訪 費 ビス介護給 具 費 「指 支援 成十八年 働 貸 祉 問 単 指 単 位  $\mathcal{O}$ 示 ビ 省告示 - ビスに 用 入浴介護 位 定 位 数 与 注 定 第 ス 介護 介護 に 具貸与 数 数 表」とい 準 費 12 居 + 表 0 宅 表」とい 九 要 伞 厚生労働省告 i 給付 号) 付 子 第百二十六 要する費用 注 サ す 訪 议 費の 2 費 費 防  $\mathcal{O}$ 成 問 る . う。 プサー ]費単 十二 入浴 0 単 別 定 下 ピ 中位数表 注 2 の 注 6、 · う。 ス介 期 指 表 用 定居 :介護 位 年 指 ビスに要する費 巡 指 0 号) 数表 厚生 0 0) 護 額 口 定 定 額 設給付 居宅介護支援 [宅介護支援に要する費 厚生労働大臣 介護予防 0 地 費 居 (以 下 示第百二十 0 介護 別表指 の算定 一労働省 随時 宅サ 域 算 (以 下  $\mathcal{O}$ 費単位 注 密 定 対 6 予 「指 着 に に関 ビス 告示 訪 防 応 型 定 「指 関 問 訪 定 七 用 型 サ 地 訪 す 第二十 介 号) する が 看 問 介  $\mathcal{O}$ 訪 ] 域 費 定 問 表 る 別 護 介 護 額 問 ピ 密 0 居 看 宅介護 لح 注 費 予 別 0) 介 ス 着 基 護 給 準 4 号) V) 定 0 費 防 表 算 護 介 型 準 費 付 護給 . う。 め 注 0 サ 指 定 看 サ 用 0 伞 7 に 護 1 指 支 别  $\mathcal{O}$ 単 成 定

額 8

二十二号)第二号のその他の地域であって、 生 一労働 大臣が定める 単 位 の単 価 平 成 + 次のいずれかに 一年厚生 省告 該 示 第

告示第九十三号)第二号のその

他の

地域であって、

次 年

0)

7

ずれ

カℷ

生労

働大

臣が定める一

単

位

 $\mathcal{O}$ 

単

価

伞

成二

十七

厚生労働

頁

に 生労 該当する 省 告 地 示 域 第 0 うち 百 二十号) 厚 生 労 働 大臣 · 規 定 とする地 が 定 8 地域を除る地域 11 た地 成 域 + 匹 年

- イ 定 により 第 地 指 項 帯 定された特別豪雪地帯 0) 対 規定により指 策 特 別 措 置 法 定された豪雪地 (昭 和 三十七年法律第七 帯 及 び 同 条第二 十三 号) 項 0) 第 規
- 口 等に 規 定 辺 でする辺 関する法 地 に係 地 る公共的 律 (昭和三十七年法律 施 設 0 総 心合整 備 第  $\mathcal{O}$ ため 八 十八  $\mathcal{O}$ 号) 財 政 第二 上 0) 条第 特 别 措 項 置 に
- 定により指 半 島 振 興法 定された半島振 昭 和 六十年 (興対策実施 ·法律第六十三号) 地 第二条 第 \_\_ 項  $\mathcal{O}$ 規
- 規  $\mathcal{O}$ 定 促 特 する 進に 定農 特 関する法 Ш 定 村 農山村 地 域 律 12 地 伞 おける農林業等の 域 ·成五年法律第七十二号) 活性 化  $\mathcal{O}$ ため 第二条 0) 基 第 盤 整 項備 に
- ホ 過疎 第 地 項 域 に 自 規 <u>\f}</u> 定する過 促 進 特別 疎 措 地 置 法 伞 成 十二年 法 律 第 + 五. 号) 第
- 4 及び福祉 の 注 護予防 注 指定介護予防 費単位数表 数表の居宅 問 介護費の 入浴 8 費の注3、 指定居宅サー 6 介 介護費の 祉用 注 護 介 祉 2 介護 予防 用 護 0) サー 八具貸与 予防 通 具貸与費 定 支援 所介護: 注7、 介 期 訪 ビス介護給付費単 護 問 ビス介護給付費単 巡 訪 ピリハ 予 問 口 費 費 訪 防 0 費 0 入 •  $\mathcal{O}$ ビリテ 浴 随 0 問 注 诵 注 注 3 介護 5 3 所 時 注 看 看護費の 0) IJ 5 対 厚生 費の 指定地 1 応型訪問 指定居宅介護支援 (ビリテ ショ 通所リ -位数表 注 7、 一労働大臣が別に定め 位数表の 注 ン 域 9 費 ĺ 介護 密 0) ピリ 介護 ショ 訪 0) 着 訪 介護 注 型 看 問 問 3 予防 テー 護 サ IJ 介 費 介護 予 費 Ì ハ 護 防 ピ  $\mathcal{O}$ 介 訪  $\mathcal{O}$ ピ 費 注 護 問 訪 注 ス 給  $\exists$ IJ 0) る地 予 看 問 8 介 付 ン テ 注 防 費 費 護 介 並 護 ] 13 び 単 域 通 費 護 び 給 0 シ 介所 費 に付位 注  $\mathcal{O}$ 彐 訪
- 次のいずれかに該当する地域
- 口 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九

- す る地 + 域 兀 0 うち に規定 厚 労 する 働 大臣 地 域 が を除 定 8 三十七年 る 地 域 平 成 + 年 厚 生 省 告
- イ 二条第 定により 雪地 指 項 の規 定された特 対 策 定により指 特 別 措 別 置 豪 法 雪 定された豪雪地 (昭 地 帯 和 帯 法 及 律第 び 司 七 条第 十三号) 二項  $\mathcal{O}$ 第 規
- 口 規 等に関する法 定する辺 辺 地 に係 る公共的 (昭 和三十七年法律 施 設  $\mathcal{O}$ 総 合整 備 第八十八号) 0) ため  $\mathcal{O}$ 財 政 第二条 上  $\mathcal{O}$ 特 第 別 措 項 置 に
- 定により指 半島 振 興 定された半島 法 昭 和 六十年法 振 興対策実施 律第六十三号) 地 第二条 第 項  $\mathcal{O}$ 規
- 規  $\mathcal{O}$ 定する 促進に関 特 定農山 特 する法 定農 村 地 山村 域 律 12 地 伞 おける農 域 成五年法律第七十二号) 林 小業等の 活性化的 心のため 第二条第一 0 基 盤 整 項備 に
- ホ 二条第一 過疎地域 項 に 自 規 立促 定する過 進 特 别 疎 措 地 置 法 平 成 十二年法 律第 十 五. 号) 第
- 護予 指 費 数 7及び福祉用具貸与費 問 介 注  $\mathcal{O}$ 護費の 注6、 8 定介護予防サー (単位数表の 表の居宅介護支援 費の注3、 入浴介護費の注 指定居宅サービス介護 防 福 介 注 護予防 介護予防 祉 2 用 定期巡 通 具貸与費 介護予 所介護 訪 ,<u>a</u> 7 ビス介護 問 訪 リハビリテ 問 口 費 訪 · 随 費 0 防 入 0  $\mathcal{O}$ 浴 通 注 注 0 問 注 給付費単 介護 i 給付 3 注 3、 5 時 看 3 所 0) IJ 対 護 1費単 心型訪 指定地 厚 ] 費 指 費 ・ショ 生 ビリテ  $\hat{o}$ 定居宅介護支援  $\hat{o}$ 通 -位数 が所り 一労働大臣が別に定める 注 注 位 7 9 数 問 ン 域 表 ,費の 表の 密着型 介護 ーショ 0 介護 ビ 訪 訪 注 3、 介護予 看護 リテー 問 問 サ 予防 IJ 介護 費の 費 1 介護 ハ ビリ 防 介 訪  $\mathcal{O}$ ビ 費 護 問 給 注 訪 注 ス 彐 0 介 2 及 予防 問 看 7 付 テ 注 地 費 ] 護 介 並 13 び 域 通 費 護 単 0) び シ 介所  $\mathcal{O}$ 費 付 位 注 彐 訪
- 次のいずれかに該当する地域
- 規定により指定された離島振興対策実施地域イが離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の
- 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九

口

号)第一条に規定する奄美群島

された特別豪雪地帯 二条第一項に規定する豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定ハ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第

規定する辺地等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置

号)第二条第一項に規定する小笠原諸島 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九

定により指定された半島振興対策実施地域トー半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規

規定する特定農山村地域の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項にて、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備

二条第一項に規定する過疎地域
・過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第

号に規定する離島
ヌー沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三

)第一条に規定する奄美群島

された特別豪雪地帯二条第一項に規定する豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定二条第一項に規定する豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定へ、豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第

規定する辺地 等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に等 に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に

定により指定された振興山村 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規

小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九

号)第二条第一項に規定する小笠原諸島

定により指定された半島振興対策実施地域トー半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規

規定する特定農山村地域の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項にチ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備

号に規定する離島
・沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三

改

正

後

参

考

現

行

法第五十八条第<u>一</u> 四条の二 同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、 同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス、第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、 生労働大臣が定める一単位の単価 行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサ **莱所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を** 第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、 する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号) ハ号)第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関 用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十 **る費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百 牛厚生省告示第二十一号)第二号、 施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準** 定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)第二号 第百二十六号)第二号、 要する費用の額の算定に関する基準 十二年厚生省告示第十九号) 十七号)第二号、 は、 ス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とす 定居宅サー 十円に次の表の上欄に 第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、同 ビスに要する費用の額の算定に関 項に規定する指定介護予防支援の事業を行う事 指定地域密着型介護予防サービスに要する費 指定居宅介護支援に要する費用の額の算 第二号、 掲げる介護保険法 (以下「一単位の単価 指定介護予防サービスに要す (平成十八年厚生労働省告示 指定地域密着型サービスに する基準 (平成九年法律 第 同法第五十 (平成十二 ーという 一号の厚 同法

							— 約 比	地域区分	額とする。
短期入所生活介護通所リハビリテーション訪問リハビリテーション	介護予防認知症対応型共同生活介護介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防通所介護	介護保健施設サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護地域密着型特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護特定施設入居者生活介護	通所介護	介護予防福祉用具貸与不護予防居宅療養管理指導福祉用具貸与	号 記憶を 新担 自事 サービス 種類	
十一分の千百						十分の千九	ਜ ይ ወ ਜ	割合	
							—————————————————————————————————————	地域区分	る。
通訪	^ ^ ^								
2所リハビリテーション18問リハビリテーション	介護予防認知症対応型共同生活介護介護予防特定施設入居者生活介護介護予防短期入所療養介護		介護保健施設サービス介護福祉施設サービス		認知症対応型共同生活介護特定施設入居者生活介護短期入所療養介護	短期入所生活介護通所介護	介護予防福祉用具貸与介護予防居宅療養管理指導福祉用具貸与	Ē.	

	二級地	
短期入所療養介護通所介護	介護予防福祉用具貸与不護予防居宅療養管理指導福祉用具貸与居宅療養管理指導	は ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
十一十一分の千七	千 分 の 千	四 日 十 分 の 千 百
	二級地	
短期入所療養介護短期入所生活介護通所介護	介護予防福祉用具貸与不護予防居宅療養管理指導福祉用具貸与居宅療養管理指導居宅療養管理指導	は 原子 原子 原子 原子 原子 原子 所護 介護 子防 一世 の 一方護 一方護 一方護 一方護 一方護 一方護 一方護 一方護
十分の千六	千分の千	二 十 分 の 千 百

訪問看護訪問介護	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 和護予防・通所リハビリテーション 介護予防・通所リハビリテーション 介護予防・通所リハビリテーション 介護予防・通所リハビリテーション 介護予防・通所リハビリテーション 介護予防・通所リハビリテーション 介護予防・通所リハビリテーション 介護予防・通所リハビリテーション	特定施設入居者生活介護地域密着型特定施設入居者生活介護地域密着型特定施設入居者生活介護地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護介護保健施設サービス介護保健施設サービス介護予防短期入所療養介護予防短期入所療養介護予防短期入所療養介護予防短期入所療養介護
十二分の千百	十  千 八  分 の 千 八	

訪問看護訪問介護	介護予防小規模多機能型居宅介護介護予防認知症対応型通所介護	介護予防通所リハビリテーション介護予防訪問リハビリテーション介護予関を機能型居宅介護認知症対応型通所介護	通所リハビリテーション訪問リハビリテーション	製売が 特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 小護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
五 月 分 の 千 百			十分の千	介 護 -

	三 級 地
短期入所療養介護 短期入所療養介護 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	(大)
	十八分の千六
	三 級 地
短期入所療養介護 を表示的に対して、 を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	短期入所生活介護 短期入所生活介護 短期入所生活介護 「護予防訪問入浴介護 「大護予防訪問入浴介護 「大護予防訪問入浴介護 「大護予防訪問入浴介護 「大護予防訪問看護 「大護予防」と「大護予防」でである。 「大護予防」では、「大策予防」では、「大策予防」では、「大策予防」では、「大策予防」では、「大策予防」では、「大策予防」では、「大策予防」では、「大策予防」が、「大策予防」が、「大策予防」が、「大策予防」では、「大策予しい、「大策予し、「大策予しい、「大策予しい、「大策予しい、「大策予し、「大策予しい、「大策)では、「大策予しい、「大策)では、「大策)では、「大策)では、「大策)では、「大策)では、「大策)では、「大策)では、「大策)では、「大策)では、「大策)では、「大策)では、「大策)では、「大策)では、「大策)では、「大策)では、「
	十 円 四 分 の 千 五

四 級 地		
介護予防福祉用具貸与福祉用具貸与福祉用具貸与居宅療養管理指導		介護予防通所リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 認知症対応型通所介護 認知症対応型通所介護 で護予防訪問リハビリテーション が関係能型居宅介護 のでである。 が関係を表している。 が関係を表している。 がある。 がある。 がある。 がある。 は、これでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
千分の千	五 千 分 の 千 百	十二分の千八
四 級 地		
介護予防福祉用具貸与不護予防居宅療養管理指導居宅療養管理指導	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護 存間対応型訪問介護 居宅介護支援 居宅介護支援 所護予防訪問介護 所護予防訪問介護	介護予防通所リハビリテーション が護予防訪問リハビリテーション 物に対応型通所介護 でである機能型居宅介護 でである。 が規模多機能型居宅介護 でである。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 が
千分の千	十 円 分 の 千 八	千分の千六

介護予防小規模多機能型居宅介護介護予防認知症対応型通所介護	介護予防通所リハビリテーション介護予防訪問リハビリテーション外規模多機能型居宅介護	通所リハビリテーションお問リハビリテーション	短期入所生活介護短期入所療養介護短期入所療養介護を無定施設入居者生活介護地域密着型介護者生活介護地域密着型介護者生活介護地域密着型介護者人福祉施設入居者生活介護介護保健施設サービス介護保健施設サービス介護予防短期入所生活介護介護予防短期入所生活介護介護予防短期入所生活介護介護予防短期入所生活介護
		十五の千五	十 五 分 の 千 匹

	五 級 地	
通所介護 通所介護 通所介護 原東京 原東 市 東 東 市 東 市	介護予防福祉用具貸与介護予防居宅療養管理指導福祉用具貸与居宅療養管理指導居宅療養管理指導	訪問入浴介護 介護予防訪問介護 作護予防訪問介護 所護予防訪問介護 所護予防訪問介護 所護予防訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問看護
十 五 分 の 千 四	千分の千	十 円 分 の 千 八
	五級地	
通所介護 短期入所療養介護 短期入所療養介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型外護老人福祉施設入所者生活介護 介護保健施設サービス 介護福祉施設サービス	介護予防福祉用具貸与介護予防居宅療養管理指導福祉用具貸与居宅療養管理指導居宅療養管理指導	訪問入浴介護 方護予防訪問介護 居宅介護支援 居宅介護支援 居宅介護支援 所護予防訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問看護
十 七 分 の 千 二	千分の千	十 分 の 千 七

訪問看護 定期巡回·随時対応型訪問介護 育護予防訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問介護	訪問入浴介護	介護予防短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 が護予防短期入所生活介護 記知症対応型通所介護 が護予防短期入所生活介護 が護予防短期入所生活介護 が護予防短期入所生活介護 が護予防短期入所生活介護 が護予防短期入所生活介護 が護予防犯知症対応型通所介護 が護予防犯知症対応型通所介護
	十千 分 の 千七	十 千 五 分 の 千 五
定期巡回·随時対応型訪問介護看護 存間対応型訪問介護 所護予防訪問介護 所護予防訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問看護	訪問入浴介護	介護予防短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 が護予防短期入所療養介護 が護予防認知症対応型共同生活介護 が護予防認知症対応型連所介護 が護予防・規模多機能型居宅介護 が護予防・規模多機能型居宅介護 が護予防・規模多機能型居宅介護
	十二分の千四	十 十 一 分 の 千 二

																		六級地
介護予防訪問リハビリテーション 一一のでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つ	リハビリテーシ	介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護  介護予防短其プ別援養介護		介護予防通所介護	介護療養施設サービス	- 1	介護福祉施設サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	特定施設入居者生活介護	短期入所療養介護	) / Milli	通所介護	介護予防福祉用具貸与一介護予防居宅療養管理指導	福祉用具貸与	居宅療養管理指導
+ =	千分の千三												-	七月	千分の千二			千分の千
																		六級地
<ul><li>介護予防訪問リハビリテク護予防訪問リハビリテーション</li><li>一次に対応型通所介護</li><li>一次に対応型通所介護</li><li>一次に対応では、</li><li>一次に対応では、</li><li>一次に対応できる。</li><li>一次に対応できる。</li><li>一次に対応できる。</li><li>一次に対応できる。</li><li>一次に対応できる。</li><li>一次に対応できる。</li><li>一次に対応できる。</li><li>一次に対応できる。</li><li>一次に対応が、</li><li>一次に対応が、</li><li>一次に対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のでは対応が、</li><li>のががは対応が、</li><li>のががが、</li><li>のががが、</li><li>のががががが、</li><li>のががががががががががが</li></ul>	訪問リハビ	介護予防認	介護予防特	介護予防短	介護予防通所介護	介護療養施設	介護保健施設サー	介護福祉施設サー	地域密差	地域密着	認知症対	特定施設	短期入所	短期入所	通所介護	介護予以	福祉用具貸与	居宅療業
<ul><li>防訪問リハビリテーション</li><li>サービス</li><li>対応型通所介護</li><li>対応型通所介護</li></ul>	リハビリテーション	防認知症対応型共同生活介護	防特定施設入居者生活介護防短其人別務養介護	防短期入所生活介護	介護	サー		施設サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	特定施設入居者生活介護	短期入所療養介護	短期入所生活介護	12	介護予防福祉用具貸与介護予队居宅療養管理指導	· () () () () () () () () () () () () ()	居宅療養管理指導

	七級地	
加速	介護予防福祉用具貸与福祉用具貸与居宅療養管理指導	介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防知期入所生活介護 訪問介護 訪問介護 を開致応型訪問介護 を開対応型訪問介護 を開対応型訪問介護 を開対応型訪問介護 を開対応型訪問介護 を開対応型訪問介護 を開対応型訪問介護 を開対応型訪問介護 を開対応型訪問介護 を開対応型訪問介護 を関う防訪問看護 を関う防護 を関う防護を表示。
四 分 の 千 十	千分の千	十 十 分 の 千 四
	新設)	
	(新設)	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 訪問入浴介護 訪問入浴介護 を開巡回・随時対応型訪問介護 を間対応型訪問介護 居宅介護支援 居宅介護支援 所護予防訪問介護 所進 所護予防訪問介護
	(新 設)	十 一 分 の 千 二

	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 不護予防・通所リハビリテーション 介護予防・通所リハビリテーション 介護予防・通所リハビリテーション 介護予防・通所リハビリテーション 介護予防・通所リハビリテーション 介護予防・通所リハビリテーション	介護予防認知症対応型共同生活介護介護予防短期入所療養介護介護予防短期入所療養介護のでである。
十 一 分 の 千 二	七 分 の 千 十	

二頁

-											
			三級地			二級地	級地	地域区分	表の下欄に#二 前号の地#	その他	
愛知県	神奈川県	東京都	千葉県	大阪府	神奈川県	東京都	東京都	都道府県	(に掲げる)地域区分	すべてのサービス	介護予防支援
名古屋市	鎌倉市	市、西東京市、小平市、日野市、国分寺市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、八王子市、武蔵野市、府中市、調布市、	千葉市	大阪市	横浜市、川崎市	狛江市、多摩市	特別区	地域	欄に掲げる地域とする。 柳に掲げる地域とする。 いて、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区		支援
		国分寺市、稲城郡田市、町田市							域内の同	千分の千	
			三級地			一一級地	級地	地域区分	表 の 下 欄 に つい	その他	
愛知県	神奈川県	東京都	(新設)	大阪府	神奈川県	東京都	東京都	都道府県	欄に掲げるがの地域区分	すべての	
名古屋市	横浜市、川崎市	、国立市、狛江市 、	(新設)	大阪市	鎌倉市	多摩市、稲城市、西東京市	特別区	地域	の下欄に掲げる地域とする。について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区	てのサービス	
		市、昭島市							区域内の同	千分の千	

	五級地								四級地		
	地		Г								
茨城県	(削除)	(削除)	兵庫県	大阪府	(削除)	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	兵庫県	大阪府
龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市	(削除)	(削除)	神戸市	箕面市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、	(削除)	相模原市、藤沢市、厚木市	立川市、昭島市、東村山市、国立市、東大和市	船橋市、浦安市	さいたま市	西宮市、芦屋市、宝塚市	守口市、大東市、門真市、四條畷市
	五級地								四級地		
(新設)	宮城県	福岡県	兵庫県	大阪府	京都府	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	兵庫県	大阪府
(新設)	仙台市	福岡市	神戸市、	郡島本町	京都市	横須賀市	三鷹市、	千葉市	さいたま市	西宮市、	吹田市、

(削除)	兵庫県	大 阪 府	京都府	滋賀県	(削除)	神奈川県	東京都	千葉県	埼 玉 県
(削除)	尼崎市、伊丹市、川西市、三田市	市、高石市、東大阪市、交野市界、松原市、摂津、	京都市	大津市、草津市	(削除)	市、大和市、伊勢原市、座間市、高座郡寒川町横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子	野市、西多摩郡日の出町三鷹市、青梅市、清瀬市、東久留米市、あきる	成田市、佐倉市、習志野市、市原市、四街道市	朝霞市、志木市、和光市、新座市

•							
					六級地		
- 埼 玉 県	群馬県	栃木県	茨 城 県	宮城県	(削除)	福岡県	広島県
市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東	高崎市	宇都宮市、下野市、下都賀郡野木町	根町 根町 北戸市、日立市、土浦市、古河市、北相馬郡利	仙台市	(削除)	福岡市	広島市
					<del>//-</del>		
					六級地		
	群馬県	栃木県	茨城県	(新設)	、 級地 北海道 - 北海道	(新設)	広島県

(削除) ————————————————————————————————————	(削 除)	(削除)	(削除)	神奈川県	東京都	千葉県	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	、愛甲郡清川村山町、中郡大磯町、中郡二宮町、愛甲郡愛川町三浦市、秦野市、海老名市、綾瀬市、三浦郡葉	町福生市、武蔵村山市、羽村市、西多摩郡奥多摩	印旛郡酒々井町、印旛郡栄町市川市、松戸市、柏市、八千代市、袖ケ浦市、	郡杉戸町、北葛飾郡松伏町奈町、入間郡三芳町、南埼玉郡宮代町、北葛飾市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡伊市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡伊市・三組市・選田市・坂戸市・幸手市・観ヶ島

長野県	山梨県	福井県	石川県	神奈川県	東京都	千葉県	
長野市、松本市、上田市	甲府市	福井市	金沢市	村、足柄下郡箱根町、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄上郡山北町小田原市、三浦市、秦野市、中郡二宮町、足柄小田原市、三浦市、秦野市、中郡二宮町、足柄	摩郡檜原村東大和市、武蔵村山市、西多摩郡瑞穂町、西多	武郡大網白里町、長生郡長柄町、長生郡長南町市、山武市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、山市、油が浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、鎮ヶ谷市、君津、大更津市、野田市、佐倉市、東金市、市原市、木更津市、野田市、佐倉市、東金市、市原市、	飾郡松伏町、中海玉郡白岡町、北葛飾郡杉戸町、北葛比企郡鳩山町、比企郡ときがわ町、南埼玉郡宮比企郡嵐山町、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡嵐山町、入間郡越生町、比企郡滑川町、間郡毛呂山町、入間郡越生町、比企郡滑川町、

京都府県	三重県	爱 知 県	静岡県	岐阜県
字治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、彦根市、守山市、栗東市、甲賀市	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市	、海部郡大治町、海部郡蟹江町西市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市西市、安城市、西尾市、稲沢市、知立市、愛豊田市、安城市、西尾市、稲沢市、知公市、愛	静岡市	岐阜市

京都府	滋賀県	三重県	愛 知 開 県 県	(新設)
亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、	賀市、野洲市、高島市、米原市、犬上郡多賀町彦根市、長浜市、草津市、守山市、栗東市、甲	弁郡東員町、三重郡朝日町、三重郡川越町山市、いなべ市、伊賀市、桑名郡木曽岬町、員津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀	野場市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、 富士市、磐田市、焼津市、湖西市、田方郡函南 野場市、袋井市、裾野市、湖西市、田方郡函南 町、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、駿東郡小山町、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、駿東郡小山町、大府市、小牧市、超川市、本居市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、知立市、産張旭市、高浜市、岩倉市、カシ市、知多市、知立市、産売市、赤富市、みよし市、あま市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛西市、弥富市、みよし市、参西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛市、弥富市、みよし市、あま市、共山市、井倉市、カシ市、田道市、海南市、カシー、海が東郡、海部蟹江町、海部郡、海部郡、海市、沿南市、沿南市、市、小牧市、田市、愛西市、清須市、北名古屋市、赤富市、カナー、海部町、海部町、海部町、海部郡、海部郡、海部郡、海部郡、海部郡、海部郡、海部郡、南部郡、北名古屋市、市、市、市、田市、大府市、市、市、市、田市、大府市、市、市、市、田市、大府市、海南市、田市、南部市、田市、海市、田市、海市、田市、海市、田市、海市、田市、海市、海市、海市、海市、海市、海市、海市、海市、海市、海市、海市、海市、海市	(新設)

広島県	(削除)	和歌山県	奈 良 県	兵庫県	大阪府	
安芸郡府中町	(削除)	和歌山市、橋本市	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	明石市、川辺郡猪名川町	北郡忠岡町、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、三、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、三岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田	京田辺市、木津川市、相楽郡精華町

広島県 世日市市	岡山県岡山市	和歌山県和歌山市、	奈良県 天理市、葛城市、 芝市、葛城市、 芝市、葛城市、 郡曽爾村、高市 北葛城郡王寺町 北葛城郡	古郡稲美町	大阪府 柏原市、泉 郡千早赤阪	置町、相
1、安芸郡海田町、安芸郡坂町		0町。	吉野郡吉野町書野町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河村、高市郡明日香村、北葛城郡上牧町、、磯城郡川西町、磯城郡田原本町、宇陀、、磯城郡川西町、磯城郡田原本町、宇陀村、高市郡明日香村、北葛城郡と駒郡、生駒郡の場が、    「本田の本の、    「本田の本の本の本の、    「本田の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の	天町、加古郡播磨町 加西市、加東市、川辺郡猪名川町、加明石市、加古川市、三木市、高砂市、	が阪村 可、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内 泉南市、阪南市、豊能郡豊能町、泉南	相楽郡精華町、相楽郡南山城村

				七級地			
埼 玉 県	群馬県	栃木県	茨城県	北海道	(削除)	福岡県	(削除)
居町 島町、比企郡吉見町、比企郡鳩山町、大里郡寄 島町、比企郡吉見町、比企郡滑川町、比企郡川 熊谷市、飯能市、深谷市、日高市、入間郡毛呂	村町前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、佐波郡玉	田原市、さくら市、下都賀郡壬生町栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大	猿島郡境町 敷郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、 みらい市、東茨城郡大洗町、稲敷郡阿見町、稲 からい市、東茨城郡大洗町、稲敷郡阿見町、稲 が、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、つくば に、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、つくば	札幌市	(削除)	、筑紫郡那珂川町、糟屋郡粕屋町春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市	(削除)
				(新設)			
				(新設)	長崎県	福岡県	山口県
				(新設)	長崎市	町、糟屋郡久山町、糟屋郡粕屋町町、糟屋郡宇美町、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵市、太宰府市、福津市、糸島市、筑紫郡那珂川北九州市、飯塚市、筑紫野市、春日市、大野城	周南市

静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県	神奈川県	東京都	千葉県
郡清水町、駿東郡長泉町、駿東郡小山町、榛原殿場市、袋井市、裾野市、田方郡函南町、駿東富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、	大垣市	長野市、松本市、塩尻市	甲府市	福井市	金沢市	富山市	新潟市	足柄下郡箱根町	西多摩郡瑞穂町、西多摩郡檜原村	、長生郡長南町、白井市、山武市、大網白里市、長生郡長柄町、白井市、山武市、大網白里市、長生郡長柄町、大栗津市、野田市、茂原市、東金市、流山市、大東津市、野田市、茂原市、東金市、流山市、

奈 良 県	兵庫県	大 阪 府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	
磯城郡川西町、磯城郡三宅町、磯城郡田原本町生駒郡三郷町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、城市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、坂市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛	美町、加古郡播磨町姫路市、加古川市、三木市、高砂市、加古郡稲	、南河内郡千早赤阪村 泉南郡岬町、南河内郡太子町、南河内郡河南町	城陽市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町	長浜市、野洲市、湖南市、東近江市	員弁郡東員町、三重郡朝日町、三重郡川越町名張市、いなべ市、伊賀市、桑名郡木曽岬町、	町	郡川根本町、周智郡森町

(削除)	い。	その他							
	名称又は記表の下欄	道府県都	長崎県	福岡県	香川県	山口県	広島県	岡山県	
	い。 ける当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではなて当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後にお考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十七年四月一日におい	その他の地域	長崎市	北九州市、飯塚市、筑紫野市、古賀市	高松市	周南市	町東広島市、廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂	岡山市	城郡河合町牧町、北葛城郡王寺町、北葛城郡広陵町、北葛、宇陀郡曽爾村、高市郡明日香村、北葛城郡上
三川西市に	に はる当該名称 はる当該名称	そ の 他							
ービス種類に応じ、川西市における一次の第二号及び第二十分の第二十分の第二十分の第二	政名称又は:地域に係る!	道府県							
ビス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とす西市における一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げるサ第一号及び第二号の規定に関わらず、兵庫県伊丹市及び兵庫県	い。 ける当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではなて当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後にお考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日におい考	その他の地域							

認知症対応型通所介護通所リハビリテーション訪問リハビリテーション	通所介護 短期入所療養介護 短期入所療養介護 地域密着型介護者生活介護 小護保健施設サービス 介護予防短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) (介護予防短期入所療養介護) (介護予防短期入所療養介護) (介護予防短期入所療養介護) (介護予防短期入所療養介護) (介護予防短期入所療養介護) (介護予防短期入所療養介護) (利護予防短期入所療養介護) (利益・ (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	介護予防福祉用具貸与不護予防居宅療養管理指導居宅療養管理指導	サービス種類
千分の千五十	千分 の 千四 十 一	千分の千	割合

(削除)

	<b>イ記</b> う 図 字 技
	介護予防訪問看護
	介護予防訪問入浴介護
	介護予防訪問介護
	居宅介護支援
	夜間対応型訪問介護
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	訪問看護
	訪問入浴介護
千分の千六十三	訪問介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護
	介護予防認知症対応型通所介護
	介護予防通所リハビリテーション
	介護予防訪問リハビリテーション
	複合型サービス
	小規模多機能型居宅介護

サービス種類	割合
介護予防居宅療養管理指導居宅療養管理指導	千分の千

か護予防・規模多機能型居宅介護 が護予防・制模多機能型居宅介護 が護予防・制度を関する。 が護予防・制度を関する。 ができる。 がでも。 ができる。 がでも。 ができる。 ができる。 がでも。 がでも。 ができる。 がでも。 がでも。 がでも。 がでも。 がでも。 がでも。 がでも。 がでも	通所介護 短期入所療養介護 短期入所療養介護 短期入所療養介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 が護保健施設サービス 介護子防通期入所疾養介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	介護予防福祉用具貸与
千分の千二十八	千 分 の 千 二 十 三	

	介護予防支援	介護予防訪問看護	介護予防訪問入浴介護	介護予防訪問介護	居宅介護支援	夜間対応型訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問看護	訪問入浴介護	訪問介護
										千分の千三十五

十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 次のいずれにも該当する利用者 次のいずれにも該当する利用者 次のいずれにも該当する利用者 次のいずれにも該当する利用者 たのもの及び要介護三、要介護一又は要介護三である利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの及び要介護三、要介護四又は要介護三である利用者であって、疾病若しくは傷害若しくはそれらの後遺症又は老衰におり生じた身体機能の低下が認められることから、屋内での生活に介護を必要とするもの 「指定居宅サービス担当者会議をいい、指定訪問介護事業所(指定居宅サービス担当者会議をいい、指定訪問介護事業所(指定居宅サービス担当者会議のより第五条第一項に規定する指定お問介護事業所をいう。)のサービス提供責任者(指定居宅サービス等基準第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。)が参加し、三第二項に規定するサービス提供責任者をいう。)が参加し、三第二項に規定する指定訪問介護事業所をいる。)のサービス提供責任者(指定居宅サービス等基準第五条第二項に規定する対応でいる基準(平成計で表達の表達の表達の表達の表達の表達の表達の表達の表達の表達の表達の表達の表達の表	改 正 後
一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者  イ 要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である利用者であって、疾病若しくは傷害若しくはそれらの後遺症又は老衰に規定する指定居宅介護支援専門員が開催するサービス担当者会議(指定居宅から、屋内での生活に介護を必要とするもの  「指定居宅サービス担当者会議をいい、指定店宅サービス等基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準(平成十一年厚生省会第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準(平成十一年厚生省会第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準(平成十一年原生省会第一段)のサービス提供責任者をいう。)が参加し、三年では、「対して、「対して、「対して、」に対して、「対して、「対して、」に対して、「対して、」に対して、「対して、対し、「対し、」に対して、「対し、」に対して、「対し、」に対して、「対し、」に対して、「対し、」に対して、「対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	(参考)現行

のに限る。)の提供が必要であると認められた利用者る指定訪問介護をいう。以下同じ。)(身体介護に該当するも未満の指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第四条に規定すね一週間のうち五日以上、頻回の訪問を含む所要時間が二十分月に一回以上開催されている場合に限る。)において、おおむ

生労働大臣が定めるサービス提供責任者 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注6の厚

。)
『生労働省告示第百十八号》第一号及び第二号に掲げる者を除く厚生労働省告示第百十八号》第一号及び第二号に掲げる者を除くた者(厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成二十四年二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了し二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了し、

生労働大臣が定める要件 生労働大臣が定める要件 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注8の厚

かに該当するとき用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれ用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれ二人の訪問介護員等により指定訪問介護を行うことについて利

困難と認められる場合 - 利用者の身体的理由により一人の訪問介護員等による介護が

〜n 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場口 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場

められる場合
ハーその他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認

生労働大臣が定める疾病等四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注1の厚

パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、

供が必要であると認められた利用者いう。以下同じ。)(身体介護に該当するものに限る。)の提護(指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をね一週間のうち五日以上、所要時間が二十分未満の指定訪問介月に一回以上開催されている場合に限る。)において、おおむ

生労働大臣が定めるサービス提供責任者指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注6の厚

。) 『生労働省告示第百十八号)第一号及び第二号に掲げる者を除くた者(厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成二十四年二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了し、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十

生労働大臣が定める要件 - 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注8の厚

かに該当するとき用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれ用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれ二人の訪問介護員等により指定訪問介護を行うことについて利

困難と認められる場合 利用者の身体的理由により一人の訪問介護員等による介護が

A-ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場

められる場合
へその他利用者の状況等から判断して、イ又は口に準ずると認

生労働大臣が定める疾病等四に指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注1の厚

ーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変がい脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、

イー、 小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン している状態 ジ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のもの 亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、 脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、 パーキンソン病 後天性免疫不全症候群 )、多系統萎縮症(線条体黒質変性症 (ホーエン・ 頚髄損傷及び人工呼吸器を使 ヤールの 慢性炎症性脱髄性多 副腎白質ジストロフ 重症度分類 オリーブ橋 に限る がス

生労働大臣が定める基準五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注5の厚

であって、次のいずれかに該当するときを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合等基準第五十九条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)同時に複数の看護師等により指定訪問看護(指定居宅サービス

護が困難と認められる場合・利用者の身体的理由により一人の看護師等による指定訪問看

(A) 単一条力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場口 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場

められる場合、おいのでは、その他利用者の状況等から判断して、イ又は口に準ずると認

生労働大臣が定める状態 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注6の厚

次のいずれかに該当する状態

くは留置カテーテルを使用している状態 で切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しという。)に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」へ 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号

。)をいう。 用している状態 発神経炎、 ージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る 性症及びパーキンソン病 イー、脊髄性筋萎縮症 小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。 亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、 後天性免疫不全症候群 )、多系統萎縮症 球脊髄性筋萎縮症、 (ホー エン・ヤールの重症 (線条体黒質変性症 頚髄損傷及び人工呼吸器を使 慢性炎症性脱髄性多 副腎白質ジストロフ )、プリオン 度分類がステ オリーブ橋

生労働大臣が定める基準指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注5の厚

五.

であって、次のいずれかに該当するときを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合等基準第五十九条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)同時に複数の看護師等により指定訪問看護(指定居宅サービス

護が困難と認められる場合 利用者の身体的理由により一人の看護師等による指定訪問

AT 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場口 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場

められる場合 おられる場合 おりまれる場所して、イ又は口に準ずると認い その他利用者の状況等から判断して、イ又は口に準ずると認

次のいずれかに該当する状態

くは留置カテーテルを使用している状態で切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しという。)に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気い別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」イ 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号

看

ハ 人工肛門又は人工勝 胱を設置している状態理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態展指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管療法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅中心静脈栄を血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄を血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄

ニ 真皮を越える褥 瘡の状態

生労働大臣が定める区分
七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注11の厚ホ 点滴注射を週三日以上行う必要があると認められる状態

指定訪問看護を行う場合 指定訪問看護を行う場合 第六号イに規定する状態にある者に対して

ある者に対して指定訪問看護を行う場合ロー特別管理加算回ー第六号ロ、ハ、ニ又はホに規定する状態に

生労働大臣が定める状態 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注12の厚

次のいずれかに該当する状態

傷及び人工呼吸器を使用している状態 ものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症 慢性炎症性脱髄性多発神経炎、 腎白質ジストロフィー、 類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度 底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレー 脊髄小脳変性症、 多発性硬化症、 パーキンソン病関連疾患 プリオン病、 重症筋無力症、 **亜急性硬化性全脳炎、** ハンチントン病、 脊髄性筋萎縮症、 (進行性核上性麻痺 後天性免疫不全症候群 スモン、 進行性筋ジストロ ライソゾーム病、 球脊髄性筋萎縮症、 筋萎縮性側 (線条体黒質変性症 ガー症候群をいう 大脳皮質基 索硬 重症度分 頚 フィー 化症 (髄損

人工肛門又は人工膀 胱を設置している状態理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管尿指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導展科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在

真皮を越える褥瘡の状態

生労働大臣が定める区分 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注11の厚ホ 点滴注射を週三日以上行う必要があると認められる状態

七

指定訪問看護を行う場合 特別管理加算印 第六号イに規定する状態にある者に対して

ある者に対して指定訪問看護を行う場合ロ 特別管理加算Ⅲ 第六号ロ、ハ、ニ又はホに規定する状態に

生労働大臣が定める状態 生労働大臣が定める状態 単位数表の訪問看護費の注12の厚八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注12の厚

次のいずれかに該当する状態

。)、プリオン病、 傷及び人工呼吸器を使用している状態 、オリー ものに限る。)をいう。 類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の 底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分 症、パーキンソン病関連疾患 多発性硬化症 性炎症性脱髄性多発神経炎、 脊髄小脳変性症、ハンチントン病、 質ジストロフィー、 ブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう 重症筋無力症、スモン、 亜急性硬化性全脳炎, )、多系統萎縮症 脊髄性筋萎縮 (進行性核上性麻痺、 後天性免疫不全症候群 進行性筋ジストロ 症 筋萎縮性側索 ライソゾーム病、 球脊髓性筋萎縮症、 (線条体黒質変性症 大脳皮質基 頚髄損 硬化 イ | |

問看護が必要であると認める状態 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪

| ン費の口の注の厚生労働大臣が定める期間 | | 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーショ

ら同年十二月までの期間 月から十二月までの期間 核市の市長。 いるものとして都道府県知事 百五十二条の二十二 六十七号) 社会参加支援加算を算定する年度の初日の 第二 以下同じ。 一百五十二条の十九第一 第一 項の中核 (厚生労働大臣が定める基準に適合して に届け出た年においては (地方自治法 市にあって 項の指定都市及び (昭和二十二年法律第 は 属する年の 指定都市又は中 届出の 同 前 法第二 年 日  $\dot{O}$ カュ

ハの注1の厚生労働大臣が定める者 - 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の

次のいずれかに該当する者

- 末期の悪性腫瘍の者

ロ 中心静脈栄養を受けている者

のハの注2の厚生労働大臣が定める特別な薬剤 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費

一号に規定する麻薬麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条

のニの注のイの厚生労働大臣が定める特別食-11 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費-11

嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提

十三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注2の別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)

 $\Box$ 問 急性 看 護が必要であると認める状態 増 悪その他当該利用 者の主治  $\mathcal{O}$ 医 師 が 時 的 頻 口  $\mathcal{O}$ 

訪

(新設

ハの注1の厚生労働大臣が定める者指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の

九

次のいずれかに該当する者

イ 末期の悪性腫瘍の者

ロ 中心静脈栄養を受けている者

指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の

+

ハの注2の厚生労働大臣が定める特別な薬剤

麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条

第一号に規定する麻薬

の二の注のイの厚生労働大臣が定める特別食 十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費

別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。) 嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特 採病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提

十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注2の

厚生労働大臣が定める者

十四四 ビスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの 難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の者であって、 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注3の サ

|生労働大臣が定める基準に適合する利用者

サービス利用が困難である利用者 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、 長時 蕳  $\mathcal{O}$ 

十 五 厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の 注 6 Ō

る入浴介助 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行わ

厚生労働大臣が定める利用者

六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の 通所介護費の 注9  $\mathcal{O}$ 

ことから介護を必要とする認知症の者 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動 が認めら れ

ョン費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーシ

第十五号に規定する入浴介助 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーシ

イ 常時頻回の喀 痰吸引を実施している此ョン費の注15の厚生労働大臣が定める状態

痰吸引を実施している状態

呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態

ハロ 中心静脈注射を実施している状態

重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 重篤な心機能障害、

、 膀 胱又は直腸 施している状態 (昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に掲げる身体障 胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則

厚生労働大臣が定める者

十三 ビスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの 「病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の者であって、 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注3の サ

生労働大臣が定める基準に適合する利用者 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、 長時間  $\mathcal{O}$ 

ビス利用が困難である利用者

十四四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通 所介護費の 注 6  $\mathcal{O}$ 

厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行わ

(新設) れる入浴介助

十五 彐 ン費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーシ

前号に規定する入浴介助

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通 所リハビリテーシ

彐

常時頻回の喀痰吸引を実施している此ン費の注15の厚生労働大臣が定める状態 痰吸引を実施している状態

呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態

中心静脈注射を実施している状態

人工腎臓を実施しており、 かつ、重篤な合併症を有する状態

重篤な心機能障害、 呼吸障害等により常時モニター測定を実

施ぼうごいる状態

(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に掲げる身体障 胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施 行規則

害者障害程度等級表の四級以上に該当し、 置を実施している状態 かつ、 ストー マ 0 処

1 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態

チ 瘡に対する治療を実施している状態

気管切開が行われている状態

・費の二の注の厚生労働大臣が定める期間指定居宅サービス介護給付費単位数表の 通所リハビリテー

月から十二月までの期間 いるものとして都道府県知事 社会参加支援加算を算定する年度の初日の属する年の (厚生労働大臣が定める基準に適合して (地方自治法に届け出た年におい 前 年 'n

届出の日から同年十二月までの期間)

注6の厚生労働大臣が定める状態 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費

のいずれかに該当する状態

喀 痰吸引を実施している状態

呼吸障害等により人工呼吸器を使用して いる状態

中心静脈注射を実施している状態

人工腎臓を実施している状態

ホ 重篤な心機能障害、 呼吸障害等により常時モニター 測定を実

人工膀 胱又は人工施している状態 肛 門の処 (置を実施している状態

褥瘡に対する治療を実施している状態 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態

瘡に対する治療を実施している状態

気管切開が行われている状態

の注12の厚生労働大臣が定める者 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護

の介護支援専門員が、 利用者の状態や家族等の事情により、 緊急に指定短期入所生活介護 イ所生活介護(指定居宅サ指定居宅介護支援事業所

> 置を実施している状態 害者障害程度等級表の四級以上に該当し、 かつ、ストー 7 (T) 処

褥 瘡に対する治療を実施している状態 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態

瘡に対する治療を実施している状態

IJ 気管切開が行われている状態

(新設)

(新設)

十七 注 10 指定居宅サービス介護給付費単 の厚生労働大臣が定める者 位 数表の 短期入所生活介護費

次のいずれにも適合している者

1 利用者の状態や家族等の事情により、 指定居宅介護支援事業

。第二十二号において同じ。) を受けることが必要と認めた者ービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう

短期入所生活介護を受けている利用者やのサービスによるものを含む。)している場合であって、指定十四条に掲げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以一十四条に掲げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護事業所をいう。)に入所(指定居宅サービス等基準第百二十一条に規定する指定短期入所生活介護事業所(連続して三十日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所(

費のハの注の厚生労働大臣が定める療養食||十三| 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護

び特別な場合の検査食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提

サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とする難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であって

(新設)

のハの注の厚生労働大臣が定める療養食 十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費

び特別な場合の検査食臓病食、脂質異常症食、痛風食及臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提

者での注2及びニ(1)から(4)までの注2の厚生労働大臣が定める利用での注2及びニ(1)から(4)までの注2、四(1)から(5)までの注2、ハ(1)から(3)まが、指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費

、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とする難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であって

ŧ O

用者 までの注6及びニ⑴から⑷までの注4の厚生労働大臣が定める利 費のイ⑴から⑶までの注8、ロ⑴から⑸までの注8、ハ⑴から⑶ 十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護

う。)を受けることが必要と認めた利用者ービス等基準第百四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいの介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護(指定居宅サ利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所

費のイ(1)から(3)までの注10の厚生労働大臣が定める状態 一十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護

第十八号に規定する状態 第十八号に規定する状態

が定める療養食費のイ4の注、ロ6の注、ハ4の注及びニ5の注の厚生労働大臣中かの注の注、ロ6の注、ハ4の注及びニ5の注の厚生労働大臣一十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護

第二十三号に規定する療養食

手術、麻酔又は放射線治療費のイ⑤口の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護

定される手術及び同章第十一部により点数の算定される麻酔のうち次に掲げるものを含む。)、同章第十部により点数の算同部において医科診療報酬点数表の例によるとされている診療ハビリテーション、同章第九部により点数の算定される処置(医科診療報酬点数表第二章第七部により点数の算定されるリ

もの

での注6及びニ⑴から⑷までの注4の厚生労働大臣が定める利用での注6及びニ⑴から⑷までの注4の字の次と、ハ⑴から⑶まのイ⑴から⑶までの注8、ハ⑴から⑶まかん)指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費十

う。)を受けることが必要と認めた利用者ービス等基準第百四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいの介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護(指定居宅サ利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所

費のイ(1)から(3)までの注11の厚生労働大臣が定める状態二十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護

第十六号に規定する状態

が定める療養食 費のイ4の注、ロ6の注、ハ4の注及びニ5の注の厚生労働大臣二十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護

第十八号に規定する療養食

手術、麻酔又は放射線治療費のイ(5)二の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、一十三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護

(1) 第七部リハビリテーションに掲げるリハビリテーションの定される手術及び同章第十一部により点数の算定される麻酔のうち次に掲げるものを含む。)、同章第十部により点数の算同部において医科診療報酬点数表の例によるとされている診療へビリテーション、同章第九部により点数の算定される処置(スビリテーション、同章第九部により点数の算定されるリイ 医科診療報酬点数表第二章第七部により点数の算定されるリ

るものに限る。) 
一 脳血管疾患等リハビリテーション料 (言語聴覚療法に係

うち次に掲げるも

## 能

- (2)
- 第九部処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの 一般処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- 創傷処置(六千平方センチメートル以上のもの 瘡に係るものを除く。)を除く。
- 熱傷処置(六千平方センチメートル以上のものを除
- b 重度褥・瘡処置
- 精神病棟等長期療養患者褥長期療養患者褥 瘡等処置
- 第 刺排膿後薬液注入 (麻酔を要しないもの) 空洞切開術後ヨードホルムガー -ゼ処 置
- i j 頸 推、胸椎又は腰椎穿刺レーン法(ドレナージ)

h

f

е

g

d

С

(洗浄、注入及び排液を含む。

k

- n m l (人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。
- 高位浣腸、高圧浣腸、洗腸干渉低周波去痰器による喀痰排出
- Ο р 摘便
- r q 腸内ガス排気処置 腰椎麻酔下直腸内異物除去 (開腹手術後)
- t 突発性難聴に対する酸素療法 酸素吸入

S

- u 歇 的陽圧吸入法

- 摂食機 能 療 法
- 第九部処置に掲げる処置のうち次に掲げるも 一般処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- 創傷処置 瘡に係るものを除く。)を除く。) (六千平方センチメートル以上のもの
- 熱傷処置(六千平方センチメートル以上のものを除く

- d 長期療養患者褥・瘡笠重度褥・瘡処置、でよくそう 瘡等処置
- f е 精神病棟等長期療養患者褥 (麻酔を要しないもの) 瘡等処置
- g 穿刺排膿後薬液注入
  が、甲除去(麻酔を要
- h 空洞切開術後ヨードホルムガー -ゼ処
- i
- k (洗浄、注入及び排液を含む。
- (人工気腹、洗浄、 注入及び排液を含む。)

1

- 高位浣腸、高圧浣腸、洗腸干渉低周波去痰器による喀痰排出
- р 摘便

O n m

腰椎麻酔下直腸内異物除去

q

- 腸内ガス排気処置 (開腹手術後)
- 酸素吸入
- 突発性難聴に 対する酸素療法
- 酸素テント
- 間歇的陽圧吸入法

- W 体外式陰圧人工呼吸器治療
- X 肛門拡張法(徒手又はブジーによるもの)
- У 痔核嵌 頓整復法(脱肛を含み非還納性ヘルニア徒手整復法
- Z 頓整復法(脱肛を含む。)
- 救急処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの 救命のための気管内挿管
- 人工呼吸 体表面ペーシング法又は食道ペーシング法

d С b

- 非開胸的心マッサージ
- е 胃洗浄 気管内洗浄

f

- 皮膚科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- 皮膚科軟膏処置 いぼ焼灼法

b a

臍肉芽腫切除術がオントフォレーゼ

d С

- 泌尿器科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- 膀 胱洗浄(薬液注入を含む。)
- 後部尿道洗浄(ウルツマン)

b

a

- 嵌 頓包茎整復法(陰留置カテーテル設置 頓包茎整復法(陰茎絞扼等)
- 産婦人科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

 $(\overline{\pm}i)$ 

d

С

- 膣洗浄(熱性洗浄を含む。)
- 子宮頸管内への薬物挿入法

b a

- 眼科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- a 眼処置
- b **養**眼処置 睫 毛抜去

- 体外式陰圧人工呼吸器治
- [門拡張法(徒手又はブジーによるもの)
- Z 痔核嵌 頓整復法(脱肛を含む。)非還納性ヘルニア徒手整復法
- 救急処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- 救命のための気管内挿管

b

- С 体表面ペーシング法又は食道ペーシング法
- 人工呼吸
- d 非開胸的心マッサージ
- 気管内洗浄
- 胃洗浄
- 皮膚科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- b a いぼ焼 灼 法 皮膚科軟膏処置
- С
- d 臍肉芽腫切除術
- 泌尿器科処置に掲げる処置のうち次に 掲げるもの
- a 胱洗浄(薬液注入を含む。)

後部尿道洗浄(ウルツマン)

b

- С
- d 嵌 頓包茎整復法(陰溜置カテーテル設置 頓包茎整復法(陰茎絞扼等) \*\*
- (五) 産婦人科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- 子宮頸管内への薬物挿入法膣洗浄(熱性洗浄を含む。

(熱性洗浄を含む。)

b a

- 眼科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの 眼処置
- 養服処置
- 睫 毛抜去

- d 結膜異物除去
- (七) 耳鼻咽喉科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの 耳処置(点耳、耳浴、耳洗浄及び簡単な耳垢栓除去を
- b 鼻処置(鼻吸引、鼻洗浄、単純鼻出血及び鼻前庭の処
- С 世を含む。) 咽頭処置
- d 関節喉頭鏡下喉頭処置(喉頭注入を含む。)
- е 鼻出血止血法(ガーゼタンポン又はバルーンによるも
- f 耳垢栓塞除去っの)。 f (複雑なもの)
- g ネブライザー
- h 超音波ネブライザー
- (J\) 整形外科的処置に掲げる処置(鋼線等による直達牽引を
- 栄養処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- b a 滋養浣腸

(3)

- 第十部手術に掲げる手術のうち次に掲げるもの 創傷処理(長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達
- □ 皮膚切開術(長径二十センチメートル未満のものに限る するものを除く。)
- 三 デブリードマン(百平方センチメートル未満のものに限
- (五) (四) 風 棘 手術 が 追手術

- d 結膜異物除去
- (七) 耳鼻咽喉科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- a 含む。) 耳処置(点耳、 耳浴、耳洗浄及び簡単な耳垢栓除去を
- b 鼻処置(鼻吸引、鼻洗浄、 単純鼻出血及び鼻前庭の処
- 置を含む。) 咽頭処置
- d
- е 鼻出血止血法(ガーゼタンポン又はバルーンによるも関節喉頭鏡下喉頭処置(喉頭注入を含む。)
- 耳垢栓塞除去の) こう (複雑なもの)
- ネブライザー
- h 超音波ネブライザー
- 除く。) 整形外科的処置に掲げる処置 (鋼線等による直達牽引を
- 仇 栄養処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- b a 滋養浣腸
- (3)第十部手術に掲げる手術のうち次に掲げるもの
- ☆ 創傷処理(長径五センチメートル以上で筋肉、 するものを除く。) 臓器に達
- □ 皮膚切開術(長径二十センチメートル未満のものに限る
- 三 デブリードマン(百平方センチメートル未満のものに限
- 西 瘭 疽手術四 派押滁去術
- 風 棘 手術

- 耳道 異物除去術 (極めて複雑なものを除く。
- 摘 出術
- 顎関節脱臼非観血的整復術
- 血管露出術
- (4)第十一部麻酔に掲げる麻酔のうち次に掲げるもの
- 静脈麻酔、 筋肉注射による全身麻酔、注腸による麻酔
- 硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入
- (5)び麻酔 は麻酔に最も近似するものとして医科診療報酬点数表により 点数の算定される特殊なリハビリテーション、処置、 ①から④までに掲げるリハビリテーション、処置、手術 手術及

活介護費の二の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 次のイからハまでのいずれにも適合している利用者 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生

みがないと診断した者であること。 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込

口 な者から説明を受け、 介護に係る計画について、 家族等が説明を受けた上で、 の号において「医師等」 医師 看護職員 介護支援専門員その 当該計画について同意している者 という。 医師等のうちその内容に応じた適当 同意している者を含む。)である が共同で作成した利用者の 他の 職種の 者 (以下こ (その

関する記録を活用し行われる介護に 等に応じ随時、 た上で介護を受けている者 た上で介護を受けている者を含む。 看取りに関する指針に基づき、 医師等の 相互の (その家族等が説明を受け 連携 利用者の  $\mathcal{O}$ 1 下 ての であること。 介護記録等利用者に 説明を受け 同 同意

- 外耳道 異物除 去術 (極 めて複雑なものを除く。
- (八) (七) 咽頭異物摘 出術
- (九) 顎関節 脱臼 [非観血: 的整復術
- 血管露出
- 第十一部麻酔に掲げる麻酔のうち次に掲げるも 静脈麻酔、 筋肉注射による全身麻酔、 注腸による麻酔

(5)

び麻酔 点数の算定される特殊なリハビリテーション、処置、 は麻酔に最も近似するものとして医科診療報酬点数表により ①から④までに掲げるリハビリテーション、処置、硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入 手術及 手術 又

二十四四 活介護費の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 みがないと診断した者であること。 次のイからハまでのいずれにも適合している利用者 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者

口 る計画が作成されていること。 利用者又はその家族等の同意を得て 当該利用者の介護に係

族の求め等に応じ随時、 意を得て介護が行われていること。 医師 看 護師 護職員等 本人又はその家族への説明を行い、 が 共 同 利用者の状態又は家 同

(新設)

指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活

ホの 注 の厚生労働大臣が定める者

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる

ことから介護を必要とする認知症の者

注4の厚生労働大臣が定める者 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の

次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者

車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者

日常的に歩行が困難な者

(1)

日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められ

(2)特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者

日常的に寝返りが困難な者 日常的に起きあがりが困難な者

(3)床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な

(4)認知症老人徘 徊感知機器 次のいずれにも該当する者

障がある者 意思の伝達、 介護を行う者への反応、記憶又は理解に支

移動において全介助を必要としない者

(5)該当する者 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 次のいずれかに

日常的に立ち上がりが困難な者

移乗において一部介助又は全介助を必要とする者

生活環境において段差の解消が必要と認められる者

(6)自動排泄処理装置 排便において全介助を必要とする者 次のいずれにも該当する者

移乗において全介助を必要とする者

三十二 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する

> 二 十 五 注4の厚生労働大臣が定める者 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の

次に掲げる福祉用具の種類に応じ、 それぞれ次に掲げる者

(1)車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者

日常的に歩行が困難な者

る者 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められ

(2)特殊寝台及び特殊寝台付属品 日常的に起きあがりが困難な者 次のいずれかに該当する者

日常的に寝返りが困難な者

(3)床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な

(4)□ 意思の伝達、 認知症老人徘 徊感知機器 介護を行う者への反応、記憶又は理解に支 次のいずれにも該当する者

障がある者

移動において全介助を必要としない者

(5) 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 次のいずれかに

該当する者

日常的に立ち上がりが困難な者

移乗において一部介助又は全介助を必要とする者 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

自動排泄処理装置 次のいずれにも該当する者

排便において全介助を必要とする者

移乗において全介助を必要とする者

二十六 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する

介護看護費の注2の厚生労働大臣が定める疾病等ス介護給付費単位数表」という。)の定期巡回・随時対応型訪問着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービ基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密

第四号に規定する疾病等

第六号に規定する状態随時対応型訪問介護看護費の注10の厚生労働大臣が定める状態三十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・

| 一十四 | 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・問介護看護をいう。) 第三条の二に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (指定地域密着型サービス基準」という。) 第三条の二に規定する指定地域密着型サービス基準「ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚という。) 第三条の二に規定する指定地域密着型サービスが護給付費単位数表の定期巡回・門介護看護をいう。口において同じ。) を行う場合

場合ある者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行うのの名に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行うロー特別管理加算団ー第六号ロ、ハ、ニ又はホに規定する状態に

第八号に規定する状態 随時対応型訪問介護看護費の注11の厚生労働大臣が定める状態二十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・

( ・) 型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用 二十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応

第十三号に規定する利用者

型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴二十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応

介護看護費の注2の厚生労働大臣が定める疾病等介護看護費の注2の厚生労働大臣が定める疾病等ス介護給付費単位数表」という。)の定期巡回・随時対応型訪問着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービ基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密

第四号に規定する疾病等

第六号に規定する状態随時対応型訪問介護看護費の注9の厚生労働大臣が定める状態十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回

一十八 随時対応型訪問介護看護費の注9の厚生労働大臣が定める区分 場合 問介護看護をいう。 という。)第三条の二に規定する指定定期巡回・随時対応型訪 ビスの事業の人員、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ある者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う 生労働省令第三十四号。 特別管理加算Ⅱ 特別管理加算(1) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡 設備及び運営に関する基準 第六号イに規定する状態にある者に対して 第六号口、 口において同じ。 以下 「指定地域密着型サービス基準 ハ、ニ又はホに規定する状態に )を行う場合 (指定地域密着型サー (平成十八年厚 口

第八号に規定する状態随時対応型訪問介護看護費の注10の厚生労働大臣が定める状態二十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・

通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者三十(指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型

7十三号に規定する利用者

型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴三十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応

が 財

第十五号に規定する入浴介助

能型居宅介護費の二の注の厚生労働大臣が定める登録者二十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機

- 「記録」に登りますべき利用者

ることから介護を必要とする認知症の者日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められ

ロ 認知症加算 ※を算定すべき利用者

る日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの要介護状態区分が要介護二である者であって、周囲の者によ

次に掲げるいずれの基準にも適合する利用者

みがないと診断した者であること。 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込

受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。)である、同意した上でサービスを受けている者(その家族等が説明をに関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受けに関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受ける求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者の求め等における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族

みがないと診断した者であること。7 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込次のイからハまでのいずれにも適合している利用者用者

介助

第十四号に規定する入浴介助

能型居宅介護費の一の注の厚生労働大臣が定める登録者三十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機

認知症加算①を算定すべき利用者

ることから介護を必要とする認知症の者
日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認めら

れ

認知症加算①を算定すべき利用者

口

る日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの要介護状態区分が要介護二である者であって、周囲の者によ

(新設)

利用者型共同生活介護費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する三十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応

みがないと診断した者であること。イー医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込ー次のイからハまでのいずれにも適合している利用者

口 型共同生活介護事業所をいう。 という。 指定訪問看護ステーションをいう。) 離にある病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーショ 応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲 で 該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上 支援専門員その他の職種の者(以下この号において「医 定地域密着型サー 医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け (指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号に規定する 同意している者を含む。)であること。 師 看護職員 が共同で作成した利用者の介護に係る計画につ ビス基準第九十条に規定する指定認知症対応 (指定認知症対応型共同 の職員又は当該指定認知症 の職員に限る。 生活介護事業 師等」 丙 所 介護 V の 当 7 距

した上で介護を受けている者を含む。)であること。
した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に不 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め、

第三十号に規定する利用者型共同生活介護費のへの注の厚生労働大臣が定める者四十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応

特定施設入居者生活介護費の一の厚生労働大臣が定める基準に適四十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型

る計画が作成されていること。

ロ 利用者又はその家族等の同意を得て、当該利用者の介護に係

利用者又はその家族への説明を行い、 員等が共同して、 定訪問看護ステーションをいう。)の職員に限る。 型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離 共同生活介護事業所をいう。 ていること。 にある病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーション (指定居宅サービス等基準第六十条第 域密着型サー 医 師 看 護師 ビス基準第九十条に規定する指定認知症対応型 (指定認知症 利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、 対応型共同生活介護事業所 の職員又は当該指定認知症対応 同意を得て介護が行われ 項第一号に規定する指 介護職 (指定

ることから介護を必要とする認知症の者日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められ型共同生活介護費のへの注の厚生労働大臣が定める者三十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応

特定施設入居者生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準に三十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型

合する利用者

第二十九号に規定する利用者

特定施設入居者生活介護費のニの厚生労働大臣が定める者四十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型

第三十号に規定する利用者

知的障害者若しくは精神障害者視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の

働大臣が定める者介護を入福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注13の厚生労力がである。 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型

次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者

- 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができ

皆 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる

)第十四条各号に掲げる者又はこれらに準ずる者へ 知的障害 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号

条各号に掲げる者に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第十二に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第十二

適合する利用者

第二十四号に規定する利用者

(新設)

知的障害者視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の

かる皆
介護福祉施設サービスのイからニまでの注13の厚生労働大臣が定三十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型

次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれぬる者

- 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができ次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者

る者

・ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる

第十四条各号に掲げる者又はこれらに準ずる者知的障害 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三)

(新設)

第二十三号に規定する療養食

る基準に適合する入所者介護を入福祉施設入所者生活介護のワの注の厚生労働大臣が定め介護老人福祉施設入所者生活介護のワの注の厚生労働大臣が定め、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型

- 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込次のイからハまでのいずれにも適合している入所者

みがないと診断した者であること。

家族等が説明を受けた上で、 な者から説明を受け、 介護に係る計画について、 う号において 医師等」 医師、 看護職員 介護支援専門員その 当該計画について同意している者 という。 医師等のうちその内容に応じた適当 同意している者を含む。)である が共同で作成した入所者の 他の 職種の者 (以下こ (その

関する記録を活用し行われる介護に 等に応じ随時、 した上で介護を受けている者を含む。)であること。 した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け 看取りに関する指針に基づき、 医師等の 相互の 連携 入所者の状態又は家族の  $\mathcal{O}$ 下 7 介護記録等入所者に 0 説明を受け 同意

いない者

「特定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。)を利用する期間中において、福祉施設入所者生活介護をいう。)を利用する期間中において、指定地域密着型が一ビス基準第百三十条に規定する指定地域密着型介護老人指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(指定地域密

介護福祉施設サービスのヲの注の厚生労働大臣が定める療養食三十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型

第十八号に規定する療養食

| でくずが | 護福祉施設サービスのワの注の厚生労働大臣が定める基準に適合四十|| 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介

する入所者

みがないと診断した者であること。
イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込次のイからハまでのいずれにも適合している入所者

る計画が作成されていること。 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係

口

意を得て介護が行われていること。 族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家

介護老人福祉施設入所者生活介護のヨの注の厚生労働大臣が定め四十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型

る者

る。)を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している者及び入所期間(入所期間が三月を超えるときは、三月を限度とす在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間

(削除)

(削除

資老人福祉施設入所者生活介護のレの注の厚生労働大臣が定める
世十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介

第三十号に規定する者

ビス費の1人の注8の厚生労働大臣が定める疾病等4十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サー

第四号に規定する疾病等

ビス費の二の注の厚生労働大臣が定める登録者五十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サー

第三十八号に規定する登録者

ビス費の示の注の厚生労働大臣が定める状態五十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サー

第六号に規定する状態

ビス費の手の注の厚生労働大臣が定める区分五十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サー

イ 特別管理加算(三 第六号イに規定する状態にある者に対して

次に掲げる要件を満たす者 | 介護福祉施設サービスのヨの注の厚生労働大臣が定める者 | 1十一 | 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型

兀

とする。)を定めて、当該施設の同一の個室を計画的に利用し間及び入所期間(入所期間が三月を超えるときは、三月を限度在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期

ている者であること。

であること。

「要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者

介護福祉施設サービスのレの注の厚生労働大臣が定める者十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型

兀

第三十四号に規定する者

ビス費の一の注5の厚生労働大臣が定める疾病等四十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サー

第四号に規定する疾病等

ビス費の八の注の厚生労働大臣が定める登録者四十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サー

第三十二号に規定する登録者

| ビス費の二の注の厚生労働大臣が定める状態||四十五||指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サー

第六号に規定する状態

ビス費の下の注の厚生労働大臣が定める区分四十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サー

₹ 特別管理加算⑴ 第六号イに規定する状態にある者に対して

準第百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をい 指定看 口において同じ。 小 規模多機能型居宅介 )を行う場合 護 (指定地 |城密着型サー ・ビス 基

五十五 ビス費のリの注の厚生労働大臣が定める状態十五(指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サー 口 ある者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合 特別管理加算Ⅲ 第六号口、 ハ、ニ又はホに規定する状態に

第八号に規定する状態

費単位数表のロの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 平成十二年厚生省告示第二十号)別表指定居宅介護支援介護給付 次のいずれかに該当している場合 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。 十三号)第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう )を作成する利用者に対し指定居宅介護支援(同法第四十六 )を行った場合 新規に居宅サービス計画 (介護保険法 (平成九年法律第百二 ロにおいて同じ

宅介護支援を行った場合 要介護状態区分が二区分以上変更された利用者に対し指定居

労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等 護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数 表」という。 (平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 )の介護福祉施設サービスのイ及びロの注13 の厚生

第四十四号に規定する視覚障害者等

Ξ. 第四十五号に規定する者 ビスのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める者 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サ

> 指定複合型サー に規定する指定複合型サービスをいう。 ピ ス (指定地域密着型サービス基準第百七十条 口において同じ。 )を

ある者に対して指定複合型サービスを行う場合 特別管理加算Ⅲ 第六号ロ、ハ、ニ又はホに規定する状態に

四十七 ビス費の手の注の厚生労働大臣が定める状態十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サー

第八号に規定する状態

四十八 費単位数表のロの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 平成十二年厚生省告示第二十号)別表指定居宅介護支援介護給付 次のいずれかに該当している場合 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

。)を作成する利用者に対し指定居宅介護支援 条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。 十三号)第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう )を行った場合 新規に居宅サービス計画 (介護保険法 (平成九年法律第百二 ロにおいて同じ (同法第四十六

宅介護支援を行った場合 要介護状態区分が二区分以上変更された利用者に対し指定居

兀 十九 労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等 表」という。)の介護福祉施設サービスのイ及びロの注13の厚生 護給付費単位数表 (平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 (以下「指定施設サービス等介護給付費単位数

第三十六号に規定する視覚障害者等

五.十 ピ スのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める者 第三十七号に規定する者 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉 施設サー

Ŧī. ロの注15の厚生労働大臣が定める者 サー ビス等介護給付費単 位数 表の 介護福 祉 施 設 サ

護老人福祉施設の たことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者 (生省令第三十九号) 第九条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣 定める基準に基づき、 -成十七年九月 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サー 入人員、 一日から同月三十日までの間において、 入所者が選定する特別な居室の提供を受 設備及び運営に関する基準 (平成十一年 指定介

ビスのヌの注の厚生労働大臣が定める療養食

第二十三号に規定する療養食

ビスのルの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

ビスのワの注の厚生労働大臣が定める者 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉

第四十九号に規定する者

指定施設サービス等介護給付費単位数表の 介護福祉 施設サ

ビスのカの注の厚生労働大臣が定める者

第三十号に規定する者

指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保 健 施

働大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な療養室の 提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていな 人保健施設の人員、 平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、 一年厚生省令第四十号)第十一条第三項第三号に掲げる厚生労 施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成

六十五

指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サ

第四十八号に規定する入所者 ビスのイ及びロの注10の厚生労働大臣が定める者 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サ 介護 施設サ 設サ 五十四四 五. 十 五. 五. 五. 十六 十三 ービスの 第四十 ビスのカの注の厚生労働大臣が定める者 ビスのワの注の厚生労働大臣が定める者

五 <del>-</del> ・ビスの 定施設 イ及びロの注15の厚生労働大臣が定める者 サー ビス等介護給付費単 位 表の 介護福 祉 施 設

サ

五十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サ 厚生省令第三十九号) 護老人福祉施設の人員 けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていな の定める基準に基づき、 ビスのヌの注の厚生労働大臣が定める療養食 平成十七年九月 一日から同月三十日までの間において、 第九条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣 入所者が選定する特別な居室の提供を受 設備及び運営に関する基準(平成十 い者 指 一定年介

第十八号に規定する療養食

第四十号に規定する入所者 ビスのルの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者 指定施設サービス等介護給付費単位数表の 介護福祉施設

指定施設サービス等介護給付費単位 数表の 介護福祉 施設サ

一号に規定する者

指定施設サービス等介護給付費単位 数表の 介護福 祉 施設サ

第三十四号に規定する者

指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保 イ及びロの注10の厚生労働大臣が定める者 健 施設サ

働大臣の定める基準に基づき、 提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていな 十一年厚生省令第四十号)第十一条第三項第三号に掲げる厚生労 人保健施設の人員、 平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、 施設及び設備並びに運営に関する基準 入所者が選定する特別な療養室の 介護老 ( 平 成

五十七 指定施設 設サー ビス等介護給付費単位数表の介護保健施設サ

い者

ービスのイ及び の注12の厚生労働大臣が定める基準に適合する

次のイからハまでのいずれにも適合している入所者

医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込

みがないと診断した者であること。

ケアに係る計画が作成されていること。 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナ

看護師

意を得てターミナルケアが行われていること。 族の求め等に応じ随時、 · 11 f 、 こくよその家族への説明を行い、同介護職員等が共同して、入所者の状態又は家15 f 月 5 月 5 日 5 本人又はその家族への説明を行い、

ビスのルの注の厚生労働大臣が定める療養食 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サ

第二十三号に規定する療養食

手術、麻酔又は放射線治療 ビスのワ2の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サ 処置

又は放射線治療 二十八号に規定するリハビリテーション、 処置、 手術、 麻 酔

ビスのカの注1の厚生労働大臣が定める入所者 指定施設サービス等介護給付費単位数表の 介護保健 施 設サ

次のいずれかに該当する者

帯状疱 疹の者 (尿路感染症の者 疹の者(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限

ビスのヨの注の厚生労働大臣が定める者 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サ

第三十号に規定する者

入所者 ビスの イ 及び 口 0 注12の厚生労働大臣が定める基準に適合する

次のイからハまでのいずれにも適合している入所者

みがないと診断した者であること。 医師が一 般に認められている医学的知見に基づき回復の見込

ルケアに係る計画が作成されていること。 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナ

族の求め等に応じ随時、 医師、看護師、介護院 介護職員等が共同して、入所者の状態又は家 本人又はその家族への説明を行い、 同

五十八 意を得てターミナルケアが行われていること。 指定施設サービス等介護給付費単位数表の 介護保健

施設サ

ビスのルの注の厚生労働大臣が定める療養食

第十八号に規定する療養食

五十九 ビスのワ②の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、 へのワ②の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サ

手術、麻酔又は放射線治療

六十 又は放射線治療 第二十三号に規定するリハビリテーション、 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設 処置、 手術、 麻酔 サー

ビスのカの注1の厚生労働大臣が定める入所者

次にいずれかに該当する者 肺炎の者

帯状疱 疹の者(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限尿路感染症の者

六十一 スのヨの注の厚生労働大臣が定める者 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サ

第三十四号に規定する者

次のいずれかに該当する機関ビスのレの注の厚生労働大臣が定める機関

イ 認知症疾患医療センター

ロ 認知症の鑑別診断等に係る専門医療機関

ら③までの注6の厚生労働大臣が定める者―ビスのイ⑴から⑷までの注11、ロ⑴及び⑵の注8並びにハ⑴か七十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サ

行っていない者

「中成十七年九月一日から同月三十日までの間において、健康保平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、健康保平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、健康保工成十七年九月一日から同月三十日までの間において、健康保工成十七年九月一日から同月三十日までの間において、健康保工成十七年九月一日から同月三十日までの間において、健康保工成十七年九月一日から同月三十日までの間において、健康保工成十七年九月一日から同月三十日までの間において、健康保工

第二十三号に規定する療養食

第三十号に規定する者―ビスのイ⑮の注及びロ⒀の注の厚生労働大臣が定める者―ビスのイ⑯の注及びロ⒀の注の厚生労働大臣が定める者七十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サ

労働大臣が定めるサービス提供責任者
お付費単位数表」という。)の介護予防訪問介護費の注2の厚生かービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防工十四 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基

ービスのレの注の厚生労働大臣が定める機関六十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健

施

設

サ

次に掲げるいずれかに該当する機関

- 認知症疾患医療センター

認知症の鑑別診断等に係る専門医療機関

ら③までの注6の厚生労働大臣が定める者ービスのイ⑴から⑷までの注11、口⑴及び⑵の注8並びにハ⑴か六十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サ

行っていない者 別な病室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、入院患者が選定する特 準 された指定介護療養型医療施設の人員、 第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するもの 険法等の一部を改正 平成十七年九月一日から同月三十日までの間に (平成十一年厚生省令第四十一号)第十二条第三項第三号に掲 する法律 (平成十八年法律第八十三号) 設備及び運営に関する基 お て、 附則 康 لح

○京養食○一ビスのイロの注、ロ回の注及びハロの注の厚生労働大臣が定め ービスのイロの注、ロ回の注及びハロの注の厚生労働大臣が定め が十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サ

第十八号に規定する療養食

ービスのイ頃の注及びロ頃の注の厚生労働大臣が定める者六十五 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サ

第三十四号に規定する者

第二号に規定する者

看護費の注1の厚生労働大臣が定める疾病等七十五.指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問

第四号に規定する疾病等

看護費の注4の厚生労働大臣が定める基準七十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問

第五号に規定する基準

看護費の注5の厚生労働大臣が定める状態七十七 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問

第六号に規定する状態

看護費の注10の厚生労働大臣が定める区分七十八(指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問

ある者に対して指定介護予防訪問看護を行う場合ロ 特別管理加算回 第六号ロ、ハ、ニ又はホに規定する状態に

療養管理指導費のハの注1の厚生労働大臣が定める者3十九 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅

第十号に規定する者

養管理指導費のハの注2の厚生労働大臣が定める特別な薬剤八十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療

療養管理指導費のニの注のイの厚生労働大臣が定める特別食八十一 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅

第十一号に規定する特別な薬剤

第二号に規定する者

看護費の注1の厚生労働大臣が定める疾病等六十七 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪

問

第四号に規定する疾病等

看護費の注4の厚生労働大臣が定める基準六十八 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問

第五号に規定する基準

第六号に規定する状態

護費の注10の厚生労働大臣が定める区分七十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看

ある者に対して指定介護予防訪問看護を行う場合 特別管理加算 第六号ロ、ハ、ニ又はホに規定する状態に

療養管理指導費のハの注1の厚生労働大臣が定める者七十一 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予

居宅

第九号に規定する者

療養管理指導費のハの注2の厚生労働大臣が定める特別な薬剤七十二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅

第十号に規定する特別な薬剤

七

療養管理指導費のニの注のイの厚生労働大臣が定める特別食1十三 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅

# 第十二号に規定する特別食

介護費のトの注の厚生労働大臣が定める期間、十二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所

の日から同年十二月までの期間) しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出表の介護予防通所介護費のハ、ニ又はホの注に掲げる基準に適合から十二月までの期間(指定介護予防サービス介護給付費単位数事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月

リハビリテーション費のへの注の厚生労働大臣が定める期間 ハ十三 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所

おいては、届出の日から同年十二月までの期間)
表の介護予防通所リハビリテーション費のロ、ハ又はニの注に掲表の介護予防通所リハビリテーション費のロ、ハ又はニの注に掲示ら十二月までの期間(指定介護予防サービス介護給付費単位数事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月

入所生活介護費のハの注の厚生労働大臣が定める療養食八十四 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期

第二十三号に規定する療養食

厚生労働大臣が定める療養食入所療養介護費のイ(3)の注、ロ(5)の注、ハ(3)の注及びニ(4)の注の八十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期

第二十三号に規定する療養食

ョン、処置、手術、麻酔又は放射線治療入所療養介護費のイ4口の厚生労働大臣が定めるリハビリテーシハ十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期

第二十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔

## 第十一号に規定する特別食

介護費のトの注の厚生労働大臣が定める期間七十四 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所

十二条の十九第 第一項の中核市にあっては 府県知事(地方自治法 のハ、二又はホの注に掲げる基準に適合しているものとして都道 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費 出た年においては、 当該加算を算定する年度の前年の一月から十二月までの 項の指定都市及び同法第二百五十二条の 届出の日から同年十二月までの期間 (昭和二十二年法律第六十七号) 指定都市又は中核市の市長) 第 期間 に届け 一 十 二 百五

前号に規定する期間 リハビリテーション費のへの注の厚生労働大臣が定める期間七十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所

第十八号に規定する療養食入所生活介護費のハの注の厚生労働大臣が定める療養食七十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期

厚生労働大臣が定める療養食入所療養介護費のイ③の注、ロ⑤の注、ハ③の注及びニ④の注の注の指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期

第十八号に規定する療養食

ョン、処置、手術、麻酔又は放射線治療入所療養介護費のイ4年の厚生労働大臣が定めるリハビリテーシ七十八 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期

第二十三号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔

### 又は放射線治療

施設入居者生活介護費のハの厚生労働大臣が定める者八十七(指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定

第三十号に規定する利用者

| 用具貸与費の注4の厚生労働大臣が定める者|| 八十八|| 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉

第三十一号に規定する者

第十四号に規定する利用者

に適合する入浴介助予防認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準予防認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準十一指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護

第十五号に規定する入浴介助

護予防認知症対応型共同生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定十一 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介

第三十号こ見定める者

第三十号に規定する者

又は放射線治療

(新設

用具貸与費の注4の厚生労働大臣が定める者 七十九 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福

祉

第二十五号に規定する者

護予防認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基護予防認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定地財する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)別表指定 関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)別表指定 円 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に

準に適合する利用者

第十三号に規定する利用

準に適合する入浴介助 護予防認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基八十一 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介

第十四号に規定する入浴介助

める者

第三十四号に規定する者

日

施

行

一つり方引上隻動り主	)の方見と雙動の主との具に対動していてのも、	
位数表(以下「指定日	位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。	
十二年厚生省告示第-	十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単	
一 指定居宅サービスに	一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成	
厚生労働大臣が守	厚生労働大臣が定める基準	

次  $\mathcal{O}$ 訪問介護費の泊2の ず にも 適合すること。 厚生劣種 ナ 臣 カ気は Z 基 淮

削

イ 利 時対 用 者 応できる体制にあること。 又 人はその 家族等から電話等 に よる 連 絡 が あ 0 た場 ※合に

口 当すること。 指 する指定訪問介護事業所をいう。 定訪問介護事業者をいう。 指 び 定 定居宅サー 運 訪 営に 問 介 護 関 す 事 うる基 ビス等基準」 業 所 準 (指定居宅 伞 成 という。 十 以下同じ。 サ 年 1 厚 ビ 生省令 ス 第 五 等 )に係る指定訪問  $\mathcal{O}$ 条第一 第三 0 事 のいずれかに該一項に規定する 業 0 項に 七 員 規 定 以

(1)号。 及 護 当 看 該指定訪問 以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第三条 運 護事業者 営に関する基準 介護事業者が指 (指定地域密着型サ (平成十八年厚 定定期巡 1 - ビスの: 生労働 口 事 随 省令第三十四 業 時 0 対 応 型訪 設 問

> 定  $\Diamond$ る 基

参

考

現

行

 $\mathcal{O}$ **訪問介護費** V ず れ にも O. 適合すること。 注2の厚生労働 居宅サー 十 に 九 号) へする 費用 ・ビス 別 表指 介護給付費単位 大臣が定める基  $\mathcal{O}$ (定居宅サー 額  $\mathcal{O}$ 算定 に ビス介護給 関 する基 数 表」という。 準 付 .費単 平 成

イ 間 に規 深 夜 下 備 を 及び 営 定 午 する営業日 指 業 定 運 日 後 営に 及び 居 + 宅 時 から サ 関 営 及び 1業時 す る 午 ピ 営業時 基 ス 間 前 等 準 六 基 指定居宅サ 時 間を 準」 平 まで 成 と 11 +  $\mathcal{O}$ う。 時 う。 年 間 厚 ピ を として定めて 生 ス 1 う。 等 第 省 令 0 第三 事 を除 九 業 十七 0 第二 1 る 号 時

口 利用 常時対応できる体 者 又 は その 家 制 族 に 等 あ から電話等 ること。 に よる 連 絡 が あ つ た場 合に

定 定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第五 に規定する指定訪問介護事業所をい か する指定訪問介護事業者をいう。 指定訪問介護 該当すること。 事 業所 (指定居宅サ . う。 以下同じ。 ピ 以下同じ ス 等 基準 が次の 条第 第 Ŧī. に 条 項に 係 第 ず る れ規 指 項

号。 護看 及び 当 以 下 該 運営に関する基準(平 護事業者 指 「指定地域密着型サー 定 訪問 介 (指定地域密着型サービスの事 護 事 業者が指定定期 成十八年厚生労働 ・ビス基準」という。 巡 口 随 省令第三十四 業 時 0 対 人員 応 第三条 訪 設 問

(1)

事 兀 的 第 に事 者 を 項 いう。 業を実施していること。 に 規 定する指定定期 以下同じ。 0) 巡 指 回 定 を 随 併時 せ 対 て 応 、受け、 訪 間 か介 つ、 看

(2)指 て 介 定 護 定 いること 当 訪 区 問 訪 分 看 該指定訪問 i護事 問 介 が 護 介 要 事業者の を 介 護 (当 護 5<sub>c</sub> 介護事業者が指定定 指 該 指定を併せて受けようとする 定 指 定訪問 要介護 居 以 宅サ 下 同 介護事 ľ 兀 又 は ビ ス 等基 子業者に を 要介 行うも 期 準 護 巡 口 第 五. 0  $\mathcal{O}$ 兀 で 11 • に 条に て 随 あ る者 計 限 は 時 る。 規 画 対 定 12 を策 要 応 たする指 介護状 対 型 定 訪 こ L

訪 問 介 護 費 0) 注 6 0) 厚 生 一労働 大臣 が 定  $\emptyset$ る 基 潍

なることが 密 護 問 護 任 五. る +接 事 介 事 者 条 介 第二 年 な 業 護 業 研 て 護 11 成 う。 連 事 職 厚 所 所 修 配 携 業 置 項 員 +に で 修 生 確実に 0 あ l 省 対 所 了 初 七 をサ 年 下 L 以 者 て 規 令 0 任 を 者 第 に 外 て お 定 て 月 見込まれるもの サ ŋ 運 指 す 0 研 営される指定訪問 るサ + 指 定 平 1 修 ピ 成三 訪 課 + 定 カン ス ピ 号) 訪 問 提 ス ] 程 問介護 提 介 +供 を 日 ピ 年三 修 第 護 供 平 責 時 ス 責 成 提 任 点  $\mathcal{O}$ 了 月三  $\overline{+}$ 事業 であること。 提 任 者 で 供 責 供に + た 者 指 所 + と 七 任 者 条 介護事業 介 係る支 で L 年 者 定 以 0) 護 あ 日 て 兀 を 居 保 下 ま 月 宅 + 険 0 配 1 · う。 所 援 て当 で 置 サ 法 初 となること に 第 を す 1 施 日 任 行う 該 る 以 以 ピ 行 者 指 指 降 下 ス 項 規 研 ŧ 該 等 に 定 定 ŧ 同 則 修 に規定す 当該 ľ 基 訪 指 訪  $\mathcal{O}$ ( 平 成 準第 叉 との 問 定 問 訪 介 介

イ 訪問介護 特定 事業所 費における特定事業所加算 加 算 (I) 次に掲げる基準の基準所加算の基準 1 ず ħ に ŧ 適 合するこ

間 指 該 示を受け 介護員等をいう。 護 指 定 員 定 訪 等 訪 問 (あら 問 た利 介護 介 護 用者の **喀事業所** かじ 事 業 め 所 がら指す を含む。 当 居宅を訪問 0 T該指· 全て 示が 定訪 の訪 以 下同 あった場 問 問 介 介 ľ 指 護 護 定訪 事 員 )に対 合 業 等 派所に 問 **企**登 介護を行 · 登 録 直 録 接、 型 訪 の L 問う訪 訪 該 当 間

> 護 0 事業 兀 的 第 に事 者 項 を 業を実施 いう。 に 規 定 以 する していること。 下 同 指 C. 定定 期 の巡 指 回 定 を 随 併時 せ 対 て 応 受け、 型 訪 か介 つ、 看

(2)介護 て 当該指定 ること。 看 護 事 業 訪問 者 介護 0 指 定 事業者が指定定期 を併 せて受け ようとす 巡 口 る 随 計 時 画 対 を 応 策 型 定 訪 問

削 除

イ 訪問 介護 費に が加算(I) からおける特点 定 事 業所 加算の 加 基 準

 $\equiv$ 

特定事業 所 次に 掲げ  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に Ł 適 合 す るこ

(1)宅 指 該 介 サ 指 護 指 示を受け ] 員 定 定 等 ビ 訪 訪 ス等基準 問 (あ 問 た利 介護 介 5 護 用 事 カゝ 事 第四 業所 じめ 業 者 0 所 から 当 条に規 居 0) 宅を 全て 該指定訪問介護 指示があっ 定する指 訪問 0) 訪問 介護員 た場, 定訪問 指 定 事 合 訪 業 等 介護 問 所 介 に 登 登録 を 護 直 録 接、 型 (指 う。 L 0 定 訪 居 該 当 問

に 員等ごとに お け る 研 修 研 を 修 含 計 む 画 画を作成. を実施 し、 当 又 は 該 実 計 施 画 を に 予 従 定 11 L 研 て 修 1 るこ 外

(2)次に 介 護 利 員 事 用 掲 等 げ 項者 のに る  $\mathcal{O}$ 基準に 伝 関 技 達 す 術 る情 !又は当該指! 指 導 従 : を 目 \\ \\ 報 若 指 しくは 的 ;定訪問 定 とし 訪問 た会議 サ 介護 介 護事 ピ が を定 ス 行 提 業 わ 期 所 供 れ 12 に 的 て におけ 当たって に 開 ること。 Ś 催 訪 す る 問  $\mathcal{O}$ 

(2)

- が 指 け 関 当 ピ  $\mathcal{O}$ 定 こス提供 する ること。 該 確 訪 実な方法により 利問 情 用 介 報 者 護 了 B を  $\mathcal{O}$ サ 担 提 後 当 供 - ビス提: す 担 に 伝達 る訪 . 当 当 」する た してから開 供 問 0 7 に当 介護 訪 問 は、 介 た 員 って 等に 護 サ 員 始 等 するととも 0) 対 F, 留 Ļ か ス 6 提 意 事 適 当 供 項 該 宜 責 んを文 利 任 報 用
- (3)診 当 等 指 を 定 定 訪 期 問 的 介 護 に 実 事 業 施すること 所  $\mathcal{O}$ 全 て 0) 訪 問 介 護 員 等 対 L 健

(4)

定

居

宅

サ

ĺ

- ビス等

基準

第

九条第

六号に

規

定

す

る

緊

(5)とが 年 福 施 者 7 兀 会 福 当 + 祉 祉 **(以** 月 祉 できることとされ 律 該 士 士 第二 及び おける対 以 士 第百二 指 則 下  $\mathcal{O}$ 及び 占め の 一 Ŀ 定 介護 訪問 実 介 項 部 務 護 第 介 +る割合が 者研 福祉 **设福祉士** 介護 応方 を改 五. 護 五. 号の 号) 福 温祉士法 正する省令 士として必 事 法が利用 修 修了者 法等 た同 業 指定を受けた学校 百分の三十 附則第二条第二項 所 (昭和 法第三条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 訪問 者 部 لح 要 に (平成二十 以上 な を改 介護 明 六十二年 う。 知識 0) 示 規定 正 又 員 さ 又は 及 0 す は れ 並 兀 び 法 に 規 Ź 介 0 て 年厚 よる 技 定 法 護 総 7 び 養 律 第三 12 に 数 能 成 律 福 ること 生 改 ょ 介 を 施  $\mathcal{O}$ 祉 伞 一十号) 一労働 習得 うち 正 ŋ 護 設 士 保 成 に 後 行 うこ 省 険 した お 0 + 社 第 社 VI 九

- 画 施 下 を予 に 同 ľ 従 定していること。 Ļ 研 を 修 訪 問 う **外** 介 訪 部 護 問 に 員 介 護 等ごとに お け 員 る研 等 を 研 修 . う。 を含 修 計 む 画 を含 を 作 を 成 む。 実施 Ļ 以 又 当 下 は 該 同 実 計 ľ
- 介 留 次に掲げる基準に従 |護員等 [意事 利用 ず項の伝達な用者に関する 0) 技 はする情 術 指 又は当該指定訪問 導 を 報 目 若しくは 指 的 定訪問 とし た会議 サ 介護 ] 介護事業 -ビス がが を 行 提 定 わ 期 所 供 れ 的 に に 7 おけ に開 当 た ること。 つて 催 る す 訪 る 問  $\mathcal{O}$
- $(\Box)$ ビス提供はする訪問へ 担 ŋ ス 提 当 伝 指 「する訪 供責任 達 定 定 してから開 居 訪 に当 介護 問 宅 問 者 サ 介 Tたって 介護 員 を 1 護 等  $\mathcal{O}$ ピ . う。 員 始 に 提 ス 等 するととも 0) 対 等 供 から に 留 以 基 意 当 潍 下 事 適宜報告を受け 当 た 第 同 該 って ľ, 項を文書等 五 に、 利 条 用者 第 は、 サー に関 サ 項 当 F,  $\mathcal{O}$ 12 ること。 ス 確 す 該 規 F. 提 実 る 利 定 ス 供 な 情 用 す 提 方法 終 報 者 る 供 了 P を サ 責 ・サー 後、 に 担 任 ょ 者 F,
- (3)康 診 当 該 断 指 等 を 定 訪問 定 期 的 介 護 に 実 事 業所 施すること。 0 全ての 訪問 介 護 員 等 に 対 Ļ 健
- (4)時 等 指 に 定 おけ 居 宅 る対 サー - ビス等 応 方法 が利用 基 準 ·第二十九 者に明示され 条第 六号に て ること 規 定 する 緊 急
- (5)とが 会福 7 兀 年 福 施 福 当該: + 祉 祉 月以 できることとさ 条 祉 士 士 及び 第 士及 第 の占 指 則 下 0) 上 百 定 1める割 実 項 三十 介護 介 び 訪 部 務 第五 介護 護 問 介護 を改 者研 福 福 Ŧī. 号) 祉 号 福 祉 合が百分の三十以上又は 正する省令 士として必要な  $\mathcal{O}$ 祉 れ 士 事 修 士法 た同 附則 修 指 法 業 『了者』 介所の 定を受けた学校 等 。 の 一 第二条第二項 法第三条 (昭和六十二年法 訪問介護員等 部を改 とい (平成二十四 、 う。 知識  $\mathcal{O}$ 規定 正する 又は 及 0) 規 並 び に 介  $\mathcal{O}$ 年厚 び 技 養 ょ 定 護 総 第三十 に 能 成 る に 律 福 数 へのうち を習 生 介 施 改 ょ 祉 (平成 ŋ 労 設 正 士 保 得 後 行 うこ 険 お  $\mathcal{O}$ + 社 介 L た 第 社 九 . 会 護 V

以 下 研 る 介 上 修 一であ 課 護 + 生 級 職 省 程 五 ること。 員 令 号) 課 修 程 了 基 者」 修 礎 三十六号) 了 研 ょ とい る改改 修 課程を修了し 、 う。 という。 正 第二十二条 前  $\mathcal{O}$ 及び 介護 の占 た者 保 級 の二十三 険 課程  $\Diamond$ (以下 法 る 施 を修 割 行 · 介 第 合 規 了 が 則 Ĺ 項 百 護 た者 に 平 職 分 0) 員 規 成 基 定 五. + 礎 す

- (6)宅 年 て Ì 修 験 は、 を有 ピ ナ 了 以 当 ス 提 Ì 者 上 該 する実 若  $\mathcal{O}$ 指 ビス等基 石しくは一つ 実務経 供 定 勤 責任 訪 0) サ 務 問 者研 者を配置することとされ 準 介 験 かを有 第五条第二項 級 護 ピ 課 ス 修修了者若 事 提供 する介護福 程修了者であること。 業 所 責任  $\mathcal{O}$ 全 の規 しくは 者 7 を二名 祉  $\mathcal{O}$ 定 士 サ 又は に 介 1 以 ている事 より一人を超 護 ピ 上 職 五. ス ただし、 配置 提 員 年 基 以 供 業所 礎 L 上 責 て 研  $\mathcal{O}$ 任 足えるサ におい 修 実 指 者 11 定居 るこ 課 務 が 程 経
- (7)<u>ー</u>に 75  $\mathcal{O}$ 平 +第 成  $\Diamond$ 数 前 以 登 事 介 一条 規 上 録 業所が社会福祉士及び介護福! 護 九 5 日 年  $\mathcal{O}$ 一であ 年 う を受けている場合に 福 定する認 れ 度 常 糸号に 祉 法 ることから 生 又 ること。 士 活 は 律 法 第百二十三 要 に 算 施行 知症 介護 掲げる行為を必要とする者 支 定 障を来すおそれ 日 規則 介 を 状が ガ護を必 態 属 歴区分が 号。 . う。 (昭和六十二年厚 限 以 下 る。 要とする認 である者 要  $\mathcal{O}$  $\overline{\phantom{a}}$ のある 介護 祉 法」 前 0) 士 三 占 法 兀 月 とい 8 附 並 知 症 及 間 る割 則 (当該 生省令第 び 症 状 び に . う。 第二十 に 若 要 お **介** しく 合 社 介 け 指 . 会 護 護 が る 条 兀 第 百 定 福 保 は 利 Ŧī. 第 +訪 五. 険 で 用 祉 行 分 問 九 条 あ 0) 士 法 動 者 項介 が る 号 及の  $\overline{\phantom{a}}$ 0
- 口 ず 特 ŧ 特 定 合 事 Ł 所 適 所 合すること。 加 加 か つ、 算 (I) (5)又は イ 1  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (6) (1) (1)から(4) から  $\mathcal{O}$ いずれかに (4)まで及 までに 適合 び 掲 (7)げ けるこ に る 掲 基 げ 準 る  $\mathcal{O}$ 基 1 ず 準  $\mathcal{O}$ れ
- 特 定 事 業 所 加 (IV) 次に掲 げ る 基 準 0 V ず n 12 ŧ 適 合するこ

以 下 研 る 上 修 介 厚 一であ 課 護 生. + 級 程 職 省 五 ること。 令 号) 課 修 員 程 了 基 者」 に 三十 修 礎 亍 研 ょ とい 六 者」という。 修 る 号) 課 改 、 う。 ) 程 正 立を修 第二 前 0 及び 十二条 了し 介護 た者 0) 保 級課程 占 の二十三 険  $\Diamond$ (以 下 法 る 施 を修 割 行 · 介 合 規 が 了 則 百 L 護 項 た 分 職 12 0 者 員 規 成 五. 基 定 以 + +礎 す

(6)

- 験を有 宅サ て 1 修了者若 年 - ビス提: -以上の京 は、 当 ĺ 該 常 F する実務者 指 ス等基 実務経 しくは 供 勤 定 責任 訪問  $\mathcal{O}$ サー 一級 者 準 験 介 第五 を を 護 ピ 研 ス 配 課 修 有する介 事 条第二 修了者 程修了 提 置することとされている事 業 供 所 責任者を二名  $\mathcal{O}$ 者であること。 若 項の規定により一人を超 全 護 褔 しくは T 祉  $\mathcal{O}$ 士 サ 又は 介護 1 以 ピ 上 職 五. ス ただし、 提 配 員 年 置 基 以供 業所 L 礎 上 責 て 研  $\mathcal{O}$ 任 2える サ 1 に 指 修 実 者 るこ お 定 課 務 が 1 居 程 経
- (7)二に規 )第一条各 び + o護 平 認 総 以上 成 めら 登 事 介 数 前 護 九年 録 業 日  $\mathcal{O}$ 年 うち、 一であ を受けてい 定 所 福 れ 常 度 する認 が 法 祉 ることから 生 又 社会福 号に掲 ること。 士 律 活 は 第百二 法 に支障を来す 要 算 施 知 介 定 祉士 る げ 行 症 護 日 る行 場 規 を 十三号。 介 状が ※合に 及び介護福祉士 則 護 属 V 態 う。 を必必 でする 為を必要とする者 区 (昭 がおそれ 限 分 和六 以 る。 要とする認 が月 である者並 下 要  $\mathcal{O}$ 十二年厚 介 前  $\mathcal{O}$ 法 ある症 0) 護 Ξ 法 占 月 兀 と 及  $\Diamond$ 附 知 間 生省 症 V る割 則第 (当 び 状 び に う。 に 若 要 お **介** 合 該 令 社 L 介 け が 指 第 会 護 < 護 る 百 条 定 兀 福 第 保 は Ŧī. 利 分 訪 + 祉 五. 険 で 用 行 問 九 士 条 法 動 あ 者 項 介 뭉 及  $\mathcal{O}$ る が  $\mathcal{O}$  $\overline{\phantom{a}}$
- 口 に 1 ず 特 ŧ 特 定 合 事 事 ŧ Ļ 業 所 適 所 合すること。 か 加 加 つ、 算 (II) (5)又は 1 1 0 0 (6) (1) (1)から 0 カン 7 5 ・ずれから (4)まで及 (4)までに に び 適 掲 (7)合 げ 「するこ に る 掲げ 基 準 る  $\mathcal{O}$ 基 11 準 ず れ 0

- (1) | 논 定して サ イの(2) 指 研 定 ピ **(**) ス 修 訪 から(4) ること。 提 問 外 供 介 責任 部 護 までに掲げる基準 に 事 業所 |者ごとに お け 0 る研 全ての . 研 修を含 修 サ 計 0 画 ] む 1 を ピ ず 作 ス れにも適合すること。 を実 成 提 供 施 責 当 任 又 は 該 者に対 実 計 **施を予** 画に従
- 任 つ、 ととさ 指 ることとされ 者 定 指 を一 訪問 定 同 れて 居 項 宅サ 人以 介 規 護 いる 事 7 上 定 業所 する基準 サ 配 1 ピ る常 置し ス 等 ビス であ 基準 て 勤 を上 提供責任者 0  $\mathcal{O}$ て、 ること。 サ 第 一回る数 1 五. 同 ピ 条 項 ス 第一 0 を  $\mathcal{O}$ 提 常 常 規 供 項 勤に 定に 勤 責 0) 任 規  $\mathcal{O}$ ょ サ ょ 者 定 ŋ 12 ŋ が ょ ピ 配 配 人以 ス 置 置 ŋ 提 するこ 配 下の 供 置 責 す
- (4)る者 であること。 < 護 総 に 掲 五. 数 は 前 げる行為を 並 行 で 0 年 びに 動 あ う 度 る 又 が 者 社 は 認 . 会  $\otimes$ 算 要 必要とする者の 福祉士及び られることから介護を必 介 定 日 護 常生活に支障を来す 日 が属する月 区 介護 分が 要介護 占 福  $\mathcal{O}$ 前 める割合が 祉 士 かそれれ 月 法 要とする認 間 施 行 に 要 で百分の  $\mathcal{O}$ 規 介 お 護 則 あ け る症 第 兀 る 六 知 又 利 な症であ 出状若し 条各号 は 用 9要介 者  $\mathcal{O}$

訪 問介護費における介護職 員 処遇 改善 加 算  $\mathcal{O}$ 基

兀

イ すること。 介護職員 (処遇 改 善 加 算 (I) 次に掲 げ る基 準  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 適 合

- (1)同じ。 改 定 改 講じていること。 善に 介護職 福利費等 善」とい 関 が介護 する計画を策定し、 員 、 う。 0  $\mathcal{O}$ 事 賃 職員処遇改善加算 業主負担の 金 に 要する費用 、退職手当を除 増加分を含むことができる。 当該計 の見込 の算定見込額を上 画に 額 基づ 0 (賃 改善 き適 金改善に 以 切 な 口 下 伴う法 [る賃 措 賃金 置 以 を 金 下
- (2)指定訪 当 該 計画に係る実施期間及び実施 問介護事業所に お いて、 (1)の賃 方法その 金 改 善に 他 0 介 関 はする 護 職 員 計  $\mathcal{O}$ 画

訪問介護費に おける介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 0 基 準

兀

1 介護職 員 処 遇 改 善 加 算 (I)

 (1) 次に掲げる る基 準 0 V ず れにも適合すること。

- 当 加改 介護職 該 算の算定見込 善」という。)に要する費用の見込額 計 画 に 員 の賃金 基づき適切 の額を上 (退職手当を除く。 な措置を講じて 回る賃金改善に関する計 )の改善 いること。 が介護 画 職 ( 以 下 を 員 策 処 遇改 定 賃 金
- (2)当 指 該計 定 訪 画 問 に係る実施期 介護事業所におい 間 及び実施方法その他 て、 (1) の賃金改善に の介 関 護 す 職 る 計 員 の画

昭 に 十二条の二十二第一  $\mathcal{O}$ + あ 和 遇 定都 全て っては、 二十二年 改 Ŧī. 号を除り 市 のの 介計 议 き、 指定都市又は中核市の市長。 法 律 下 等 以下同じ。)に届け出ていること。 :第六十七号) 第二百 員 一項の中核市(以下「指定都市」という。 に周 載 知 した介護 都 (以下「中核市 道 職 府 員 五十二条の 県 処 )及び同 知 遇 第三十五 事 改 善 という。 地 計 法 +方 画 号及 第二百 九 自 書 第 を び 作 五項( 第

- (3)場 い 加 す ること。 算 合 介 護職員 に よる賃 当 該 ただし、 事 、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実 業の 金 改 善 継続を図るために介護職 一分を除く。 経 営の 悪化等により 府県知事に届 を 見 直 すことはや 事 け 員 業 の賃 0 出ること。 継 金水準 続 む が うを得な 困 難な 本 施
- 員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。(4)当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職いが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (5)二十二年法律第五十号)、最低賃金法 労 百三十七 和二十二年法律第四十九号)、 働に 算 定日が属する月の前十二月間において、 関 雇 号)、 用保険 する法令に違反し、 法 労働安全衛生法 (昭和四十九年法律第百十 罰金以· 労働者災害補 (昭和四十七年法律第五 上  $\mathcal{O}$ (昭和三十四年 刑 に 労働基 - 六号) その 償 処 保険 せら 法 準 れ 法 法(昭和 て 法 十七第 い他 なの
- (6)号)第十条第二 の納付 保険料の 当 が適正に行われて 定 徴 訪 収 問 項に規定する労働保 等に関する法律 介 護 事業所に いること。 お (昭 1 て、 険 和 労働保? 料 兀 +を 兀 、 う。 年法 険 料 以 律 (労働 :第八 下 同 ľ + 保険 匝
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 介 護 職 職 員 員 0 0 任用の 賃金に関するものを含 際における職責又は職 む。)を定め 務内容 てい 等の るこ 要件
- □ □の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員

にあ 十二条の二十二第一項の中核市の指定都市(以下「指定都市」 十三号を除 昭 遇 和 いっては、 二十二年 全 改 一てのの き、 介 計 5、以下同じ。) に届け出てい指定都市又は中核市の市長。 法律 護 画 職 等 第六十七号) 員 を 12 定都市」という。 周 知 ĺ )に届け出ていること。 た介護 第二百五十二条 都 (以下「中核市 道 府 員 県 処 )及び同 知遇 第十 事 改 小の十九第 九号及び 」という。 地計 法 方 画 第 自 書 光二百五 第一項 元 を作成 第四

- 和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。④ 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和によいて、労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない一十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第五十七日、労働者の前十二月間において、労働基準法(昭和のこと。
- (6))の納付が適正に行 号)第十条第二項に規定する労働保 の保険料の徴収等に関する法当該指定訪問介護事業所に わ れてい 律 お ること。 (昭 11 て、 和四十四年法 険 労働保険 料 を いう。 料 以 律 (労働 :第八 下 同 じ。 +保 匝 険
- (7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- → 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- 件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めている 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要
- b a 周 0) 要件 知 L て 12 いること。 0 7 書面をもって作成し、 全ての 介 護 職
- びに掲げる要件の全てに適合すること。

に 周 知していること。

 $(\Xi)$ 該計 介護職員の資質の向上の支援に関する計画 画に係る研 |修の 実施又は研修 の機会を確 保しているこ を策定し、 当

(8)<u>(四</u>) のを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全 に実施した介護職員の処遇改善の内容 て の職員に周知していること。 平 -成二十七 三につい て、 年 兀 |月から20の届出 全ての介護職員に周知していること。 の日の属する月の前月まで (賃金改善に関するも

口 すること。 介 護職 員 処 遇 改 善加 算 (II)次に掲げる基 準 0 1 ず れにも適

(1)イ(1)から (6)じまでに 掲げる基 準に 適合すること。

次に掲げる基 次に 掲げる要件の全てに適合すること。 準 0 V ず 'n かに適合すること。

(2)

ること。 件 (介護職員の賃金に関するものを含む。 介護職員の 任用の 際 に お け る職責又は 職務内 を定めてい 容等の 要

b 員に a 周 0) 知していること。 要 件に 0 V て書面をも 0 7 作成 ĺ 全て 0 介 護 職

次に掲げる要件の全てに適合すること。

当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保して 介護職員の資質の向上の支援に関する計画 を策定し、

a につ V て、 全ての 介護職 員に 周 知 L 7 V, ること。

(3)て のを除く。 に の職員に周知していること。 実施した介護職員の 平 成二十年十 及び当 月 からイ2の届出 該介護職員 処遇改善 の処遇改善に要した費用を全 の内 0) 容 日 0 (賃金改善に関するも 属 する月の 前月まで

> a ること。 当該計画に係る研 介護職 員 の資質の 修 0 向 実 上の支援に関する計 施又は研 修の機会を確保してい 画 を策定

b

知 して

(8)実施した介護職員の処遇改善の内容  $\mathcal{O}$ を除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全て 職員に周知していること。 平 成二十. aについて、 年十月から20の届出の日の属する月の 全ての 介護職員に周 (賃金改善に関するものの属する月の前月までに いること。

口 ず すること。 れにも適合し、 れにも適合し、かつ(7)又は(8)に掲げる基準の介護職員処遇改善加算(11) イ(1)から(6)までに イ(1)から(6)までに掲げる基準 いずれかに 適  $\mathcal{O}$ 合 V

すること れ 介 に b 職 適員 合 処 遇 改 善 カュ つ加 口算 (2) (Ⅲ) 又 はイ (3)にか 掲 5 げ (6) る ま でに 基 潍  $\mathcal{O}$ 掲 11 げ ず る 基 れ 潍 か に  $\mathcal{O}$ 適い

れにも適 介 護 職 員 合する 処 遇 改 善 加 算 (IV) 1 (1)か 5 (6)ま でに 掲 げ る 基 準  $\mathcal{O}$ 11

五. # 問 入浴介護費に ピ ス 提 供 体 おけるサ 制 強 化 加 算 ピ (I)イ ス 提 次供 に 体 掲 制 げ 強 化 る 基 加 準 算  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 基 11 ず 準 れ

適

合

すること。

イ

(1) \$ 戸 五 )を実施又は 作 以 成 下 第 į 同 兀 十五 じ。)に対 全ての (に規) 当 条第 該 実施 計 定する指 介 画 護 訪 に従 し、 項に規定する訪 を予定して 問 事 入浴 業 訪問入浴 定 所 介護 (指 訪 問 研修 いること。 従 入浴 定 業者 ( 外 部 介護 居 問 介 宅 入浴 従 護 サ (指 に業者 事 介 定 業 ピ ごとに け 護 居 所 ス 従業 宅 を 等 る 研 サ 基 . う。 研 者 ] 修 潍 を含 を 修 ピ 第 いう こ ス 等 計 以 兀 下 + む画

(2)すること。 入 意 浴 事 利 介護従業者 項 用 る伝 伝達又は当該指定訪問入浴 関する情報若しくはサービス提供 0 技 術 指導を 目 的 とし 介護事 た会 議 業 派所に に を 当たっ 定 期 お ける訪 的 て 0 開 問 留 催

(3)対 当 į 定 健 康 訪 診 問 断 入 等を定期的 浴 介護事業 に実施 所  $\mathcal{O}$ 全 すること 7  $\mathcal{O}$ 訪 問 入 浴 介 護 従 業 者

(4)者研 福 当 が 百 祉 該 修 士 指 分 0 修  $\mathcal{O}$ 定 占め 訪問 六 了者及び +入浴 る割合が百 以 上で 介護事 介護職員基礎 あ ること。 業所 分の四十以上又は  $\mathcal{O}$ 介護職 研 修 課 程修 員 0 介護 総 了 者 数 0 福  $\mathcal{O}$ うち、 占 祉 士 8 る 割実介

口 ŧ 適 合 す ピ ること。 ス 提 供 体 制 強 化 加算 (I) 口 次に 掲 げ る 基 準 0 V ず れ

(2)(1)福 イ 祉 該 (1)から 指 士 0) 定 占め 訪 (3)問 ま る割合が百分の三十以 入 で 浴 に 介護事 掲 げ る 業所 基 準  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 介護 V. ず 上又は 職 n 員 に 0 t 介護福 総 適 数 合す 0 うち 祉 ること。 士:

> ず れ 介 に 護 も職 適員 処 合 すること。 遇 改 善 加 算  $({\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I})$ イ (1)か 5 (6)までに 掲 げ る 基 準 0

> > 1

五. 訪 問 入 浴 介 護 費に お け る サ 1 ピ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 0 基

条第 ľ 兀 は 当 )。) に 該計 <u></u>の 十 五 実施 指 定 画に従 を予定していること。 全 条第一項に規 項 訪 対し、 ての に 問 規 入 V) 訪 定浴 訪問 問 す 介 入浴 Ź 研 護 定する訪問 修 入浴介護従業者ごとに研修 事 指 介護 業 定 **外** 訪 所 部に 従業 問 入浴 指 者 入浴介護従業者 お 定 おける研 (指定居 介護 居 宅 事業 サ ] 修 を含 宅 所 ピ サ を ス いう。 等 む 計 を いう。 画 ピ 基 [を作 ス等 準 を 以 第 以 基 実 成 下 兀 施 Ĺ 下 準 同 + 同第 又 U 五

口 事項の伝達又は 介 護従業者 達又は当該  $\mathcal{O}$ する情報若しく 技 術 指 以指定訪! 導 ; を 目 的問 、はサー とし 入 浴 た会議 介護事業所 ビス 提 を 定 供 期 に に当たって 的 お に け 開 る 催 訪 はするこ 問 0) 入 留 浴 意

ハ 対 Ĺ 当 該 健 指 康 定 診 訪 断 問 等 入 を 浴 定 介 期 護 的 事 に実 業 所 施  $\mathcal{O}$ すること 全 7  $\mathcal{O}$ 訪 問 入 浴 介 護 従 業 者 12

分 研 福 祉 当 五十 該  $\pm$ 了 指 以上であること。 占 者 定 及び  $\Diamond$ 訪 る 問 入浴 介 割 合 護 職員 が 介 百 護 基 分 事 一礎研  $\hat{O}$ 業 三十 所 0 修 介護 課 以 上又は 程 修 職 了 員 介護 者  $\mathcal{O}$ 0) 総 占 福 数 め 祉  $\mathcal{O}$ る割 土 う 実務 合 介 が 者 百 護

務 者 が 百 研 分 修  $\mathcal{O}$ 修 五. 了 + 者 「 及 び 以 上であること。 介護職 員基礎 研 修 課 程 修 了者 0 占 8 る割

訪 問 入浴介護 費に おける介 護 職員処遇 改 善 加 算 0 基 進

六 匹 号の 規定を準 用する。

七 訪問看護費における緊急時 訪 問 看 護 加 算 0 基

利 用者又はその 家族等から電話 等に より看 延に 関する意見 元を求

8 5 訪問看護費におけるターミナルケア加算の基準 れた場合に常時 対応できる体制にあること。

八

イ いう。 指 る体制を確保しており、 定居宅サー ターミナルケアを受ける利用者について二十四時 以下同じ。) ビス等基準第五十九条に規定する指定訪 を行うことができる体制を整備していること。 かつ、 必要に応じて、 指定訪 間 問看護を 問 連 看 絡 でき 護

口 に ル ケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等 対して説明を行 主治の医師との 連携の下に、 同意を得てター 指定訪問看護に ミナルケアを行ってい おけるターミナ る

な事 ターミナル 項 が 適 ケアの 切 ĺZ 記録されて 提供について利用者 いること。 0) 身 体 状 況 0 変 化 等 必

九 訪 問 看護 掲 げ る基準 費に お け  $\mathcal{O}$ る看護 れ 体 制 適合すること。 強化 加算 の基 準

い

ず

にも

 $\mathcal{O}$ 看 緊急時 訪 算 る割 事業所 定居宅 定日 問 看 訪問 合 護 が 費の をい | 属す が サ 百 看 1 一分の んる月 う。 ・ビス 注 護 加算 10 五十以上であること。 に係る加算をいう。 等基準第六十 以 0 前三 下同じ。 (指定居宅サービス介護 月間 に に 条第一 お おけ V て る利用 項 を算定した利用 に 指 規 定 設給付 者 定する指 訪 0 問 7費単位 総 看 . 数 護 外のうち 定訪問 事業 者の 数表 所

介護給付 を算定した利用者の お 算 ける利 定 日 が ]費単 用 属 者の する月 位 数表の 総数のうち、 0 前三 占める割合が百分の三十以上であること 訪問 一月間 看 特別管 護費 にお 0 い 注 理 て 11 加 に 算 指 係 定 る加 指 訪 定居宅サービ 間 算を 看 護 **哮事業所** いう。

口

六 第四 訪 問 뭉 入浴  $\mathcal{O}$ 介護 規 定 を準 費に 用 お する け る介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 0) 基

七 められた場合に常時 訪問 利用者又はその 看護費に おける緊急時 家族等から 対応できる体 電 訪 話 問 制にあること。 等により 看 護 加 算 看護に  $\mathcal{O}$ 基 関 する意見 を

求

八 訪問 看護費におけるターミナルケア加算の基準

1 に対して説明を行 る体制を確保しており、 いう。以下同じ。) 指定居宅サー ケアに係る計画 主治の医師 ターミナルケアを受ける利用者について二十四 との ビス等基準 及び支援体制について利用者 連 を行うことができる体制を整備していること。 携の下に、 同意を得てターミナルケアを行 かつ、 - 第五十九条に規定する指 指定訪問看護に 必要に応じて、 指 及びその家族等 おけるターミナ 定訪問 定訪問 時 間 って 連 看 看 絡 護 ١, 護 で る を

要な事項 ターミナル が 適 ケアの 切に記録されていること。 提 供 いについ て 利用 者 0 身 体 状 況 0) 変 化 等

必

所 位 に 算 おけ 数 定 表 が 日 0 るター が 訪 属 問 する月 ・ミナ 看 であること。 護 費の ル 0 ケ 前 注 12 Ź 十二月 加 に 算 間 係 指 る加 にお 定居宅 算を Ņ て、 V サ う。 Ì 指 定 ピ 訪 ス を 介 問 算定 護 看 殴給付費 護 した 事 業

+訪 用 者 名以 Ŀ 強 化

イ に 対 研修(外部 11 ること。 準第六十条第一項に規定する看護師等をいう。 問看護費におけるサー 指定訪問 看護師等ごとに研修計画を作成し、 における研修を含む。) 看護事業所の全ての看護師等 ビス提供 体 を実施又は実施を予定して 制 (指定居宅サー 加 当該計画 算 0) 以下同 基 に従い、 -ビス等 ľ

口 事 術 指 項 利 用者に 1.導を目 の伝 達又は当該指定訪問看護事業所における看 的とした会議を定期的に開催すること。 関 する情報若しくはサービス提供に当たって 護 師 等 0) 留意 Ö 技

当該 を定期的に実施すること。 指 定訪 問 看護事業所の全ての看護師等に対し、 健 康 診 断

当該 年 以 上 指  $\mathcal{O}$ 定訪問看護事業所の看護師等 者の占める割合が百分の三十以 の総数のうち、 上であること。 勤 続 年 数

彐 ン実施 訪 問 訪 リハビリ 問 加 IJ 算 ハ 0 ビリテーショ テー 基準 ショ ン 費に ン費における短期集中リハビリテー お けるリハビリテー ショ ン 7 ネジ

メント 訪 加算 問 リハビリテーション費におけるリ (I) 又は(I) を算定していること。 ハビリ テー ション

ジメント IJ ビリ · 加 算 テー  $\mathcal{O}$ 基 ショ ンマネジ メント 加 算 (I) 次に 掲 げる基準 0

ず れにも適合すること。

(1)う。 訪問 + 以下同じ。 一条第一 リハビリ 項に規定する訪問 テー 0) 進捗状況を定期的 ショ ン 計 迪 IJ 指 ビリ 定 に評価 居 テ 宅 1 サ シ 1 彐 ビ 必要に応じ ス 計 等 中基準第 画 を

> 九 訪問 看護費に おけるサ ĺ ピ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 0 基

イ む。 計 る  $\mathcal{O}$ 項に規定する指定訪 画を作成 看護師等 看護師等 指 )を実施又は実施を予定していること。 定訪問 し、当該計 をいう。 看 (指定居宅サー 護 事業 以下同 所 問 画に従い、 看 (指 護 定居 ビス等基準第六十条第一項に規定す 事業所を じ。)に対し、 宅 研修 サ いう。 (外部) ビ ス 等 看護師等ごとに研修 以 における研修を含 下同 基 準 ľ 第 六十条 の全て 第

口 術指導を目的 事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当た とした会議を定期的に開催すること。 つって 護 師 等  $\mathcal{O}$ 0) 留 技 意

等を定期 当該指 的 定 訪 に 実施すること。 問 看 護事業所の 全ての 看護師等に対 し、 健 康 診

断

三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。 当該 指 定訪 問 看護事業所の 看護 師等 の総 数 のう ち、 勤 続 年 数

(新設)

新 設

て当該計画を見直していること。

- (2)従業者に対し、 基 介 る介護支援専門 は ン事業所をいう。 護 言 留意点、 準 指 の事業その 第七十六条第 語聴覚士 定訪問リハ 介護の が ビリ 他の 員をいう。 IJ 工夫等の 介護支援専門員 以 ビリテーションの観 指定居宅サー テ 下同じ。 項に規定する指定訪 ーション事業所 情報を伝達し 以下同じ。 0 ・ビスに 理学療法士、 (法第七条第五 (指定居宅サー 点か て 該当する事 を通じて、 問 いること。 IJ 6 ハビリテーショ 作業療法士又 項に規定す 日常生活上 指定訪問 業に係る - ビス等
- いずれにも適合すること。ローリハビリテーションマネジメント加算団、次に掲げる基準の
- (1) ľ, 構 条第五号に規定するリ ョン会議の から利用 成 IJ **没員をい** ハビリテー を開 活者の状 、 う。 催し、 内 容を記録すること。 以下 況等に関する情報 ション会議 IJ 一同じ。 ビリテー ハビリテー と共有し (指定居宅サ シ を構 ョンに関 ション会議 成 当該リハビリテーシ 員 する専門的な見地 ピ 同 ス等基 を いう。 号に規定する 準 十第八十 以下同
- その家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。② 訪問リハビリテーション計画について、医師が利用者又は
- していること。
  者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直
- 自立 る情報提供を行うこと。 法士又は言語聴覚士が ションに関する専門的な見地 指定訪問リハビリ のために必要な支援方法及び日常生活上 テ ĺ 介護支援専門員に対 ション 事業 カュ 5 所 利用 0) 理 者 学療法 の留意点に関 0 Ĺ 有する能力、 IJ 士: ハビリテ 作業療
- ⑤ 以下のいずれかに適合すること。
- 療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画(法第八条第一 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業

定訪問 シ ョ に関 日 0) 二十三項に規定する居宅サービス計 に位 常生 スに 居宅を訪問し、 はする専 活上の IJ 該当する事 置付けた指定訪問介護の事業その (指定居宅サ ハビ 門 留意点に関する助 的な見地から、 IJ テ 1 業に係る従業者と指 当該従業者に対 ションをいう。 ビス等基準第七十五条に規定する指 介護 言を行うこと。 0 し、 工 以 画をいう。 定訪 夫に関する指導及び リハビリテー 下 同 他 じ。 問 0 IJ 指 定居宅サー 以 ハビリテー 0) 下同じ。 利用者 ション

及び 利 療 彐 用 法 ンに関する専門 指定訪問リハビリテー 士又は言語聴覚士が 日 者の居宅を訪問 常生 一活上の 留意点に関する助 的な見地 その家族に対 シ から、 指定訪問 ョン事業所の理学療法士、 介護 言を行うこと。 IJ の エ į ハビリテーションの 夫に関する指導 リハビリテー 作業

十三 (6)訪問 次に掲げる基準 ①から⑤までに適合することを確認 リハ ビリ テ ĺ 0 ショ 11 ず ン費における社会参加 れにも適合すること。 Ĺ 記 支援加算の基準 録すること。

(1)定通所介護等」という。 う。 分の五を超えていること。 する第一 以下同じ。 に規定する指定通所リハビリテー 通所リハビリテーショ を終了した者 十二条に · 第 四 評価対象期間に 指定認知症対応型通所介護 のうち、 十一条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。 号通所事業その他社会参加に資する取 規定する指定通所介護をいう。 ( 以 下 法第百十五条の四十五第一 指定通所介護 お いて指定訪問リ 一訪問リ ン (指定居宅サー を実施した者の占める割合が ハビリテー (指定居宅サー (指定地域密着型サービス基 ションをいう。 ハビリ ショ 以下 ビス等基準 テー 項 - ビス等 ン終了 第 同 ショ ľ 組 以下同 号口に規定 ( 以 下 基準 者」 第百十条 ン 0 じ。 +第九 とい 指定 提供

了した日から起算して十四日以降四十四日以内に、指定訪問<br />
② 評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションの提供を終

<sup>¶</sup>以 上 所介護 う。 居 IJ 紀宅を訪 聴覚士 ハビリテ 継続する見込みであることを確 関 等 する情報 ょ 問 が 0) 実施 ŋ ] す ること又は介護支援専門員 ショ 訪 問リ 提供を受けること が 当 ン 該 訪問リ 事業所の 居宅訪問等を ビリテー ビリ 理学療法士 ショ テ した日 以 ン終了 認 ] シ L 下 か 彐 か ら起算して、 居 ら居宅サー 者 作 記 ン終了者 宅訪問 録していること に対して 業療法士又は言 等」 0 指定通 -ビス計 とい その

口 用 月 十二を指 数で 除して得た数が百分の二十 定 訪 問 IJ ピ IJ テー シ 彐 五以 ン事業所 上 であること。 0 利用者の 平均 利

算の基準 十四 訪問リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加

いること。
士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数三年以上の者が士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数三年以上の者が指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法

十五 通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準

次 号に規定する常勤換算方法を で二以上確保していること。 、護職員を常勤換算方法 に掲げる基準 指定居宅サー 規定する看護 ビス等基準第九十三条第一 0 職員又は V ず れにも適合すること。 介護 (指定居宅サービス等基準第二条第七 職員 V . う。 0 員数に加え 第十七号において同じ。 項 第二 号又は第三号 看護職員又は

口 る者 うち、 ける前年度又は算定日が属する月の前三月間 項に規定する指定通所介護事業所を 指 0) 定通所介護事業所 占める割合が百分の三十以上であること。 要介護状態区分が要介護三、 (指定居宅サ 要介護四又は要介護五であ ] - ビス等: いう。 の利用者 以 基 下同 準 第九 ľ 0 十三条第 総数の にお

の提供に当たる看護職員を一名以上配置していること。指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護

の基準 訪問リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算

+

に直接提供する理学療法五条に規定する指定訪問 勤続年数三年以上 指 定訪 問 IJ ハ ピ 一の者がいること。 IJ テ ] 土 IJ シ 彐 ビリテ 作業療法士又は言語聴覚士のうち、 ン 指 Ì 定 居 シ 彐 宅 ン サ を いう。 ビ ス 等 基 を利用 **運第**出 者 +

### 十六 通 所 介 護 費 練に 加お 算け る

個

別

機

能

訓

練

加

算

基

個 別 機 能 訓 (I) 次 íZ 掲 げ る 基 準 0)  $\mathcal{O}$ 11 ず れ に ŧ 適 合 す る

- (1)弌 下この号において「 0 職 てい 務に 看 定 ī護 職 通 ること。 従 所 **私員**、 事する常 介 護 柔道 を行 理 |整復師又はあん摩 勤 う 学療 時  $\mathcal{O}$ 理学療法 間 法 帯 士等」と を 通 じて、 弌 イマッサ いう。 作 :業療 専 5 Ì 法 機 を 一 -ジ指 士 能 訓 名 圧 言 練 師 語 以 指 聴 上 導 以 覚 配 員
- (2)意 項 支 欲 目 能 個 が を 訓 別 準 日 練 増 機 を 進されるよう利用者を援 備 常 能 適 生 訓 一切に 活 練 その  $\mathcal{O}$ 計 充実に資するよう複 画 項目の選択に当たっては っていること。  $\mathcal{O}$ 作 成 及  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 実施 助 Ĺ に 数 お 心 0 11 身 種 7 0) 利 類 利 用 0 用 状 機 況 者 者 に 能 0) 応じ 訓  $\mathcal{O}$ 自 生 練 <u>\</u> 活  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$
- (3)う。  $\mathcal{O}$ 当 職 機 種 能 計 がの 訓 · 共 同 者 (以 練 画 指導 12 基づ して、 下こ 員、 き、 利用者ごとに個 0 看 分号にお 計 護 職 画的 員、 に機 1 介護職 て 能 訓 別 機 練 機 能 員、 を 能 訓 行 訓 練 生 0 練 指 活 て 計 導 相 画 員 談 [を作 ること。 等 員 そ 成 لح 0) 他 L
- (4)居 能 宅 訓 訓 機 を 練 練 能  $\mathcal{O}$ 訪 計 訓 内 問 練 画 容と 指 L を た 作 導 個 上 員 成 別 等 で 機 が 利用 能訓 そ 当 該 0) 利用者 いること。 練 後三 者 計 0 月 画 居 ごと 0 又 宅 進 は を 捗 そ 訪 に 状 0 問 家 況 口 L 等を 族 以 た に 上 上 説 対 で 利用 明 L 7 個 別機 者 訓機  $\mathcal{O}$
- 口 個 別 機 能 訓 練 加 算 (Ⅱ) 次に掲げる基 準 0) 11 ず れ に ŧ 適 合 す る

容

 $\mathcal{O}$ 

見

直し

等を行

って

- (1)上 5 配 置 機 L 能 て 訓 練 11 ること 指 導 員 0 職 務 に 従 事 す る 理 学 療 法 士 等 を 名
- (2)す 画 を作成していること。 るよう 機 能 訓 利用者ごとの心身の状況 練 指 導員等が共同 L て、 を重 利 用 視 者 L 0) た 生 個 活 別 機 機 能 能 向 訓 上 に 練 計

### 十 通 所 介 護 費 練に 加お 算け (I) る 個 別 機 能 訓 練 加 算 $\mathcal{O}$

基

個 别 機 能 訓 次 に 掲 げ る 基 準  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 適 合 す Ź

- (1)する لح いう。 7 指 ツ 業 専 指 定 ナ 療 5 定 通 法 機 通 所 を一名 · ジ 指 士 能 所 介 訓 介 護 圧 言 護 練 以 師 語 指 指 を 上 聴 導 定 11 (以下この 配 覚 員 う。 居 置していること。 士 0) 宅 職 サ 以 看護職 務に従事する常勤 1 下 号において 同 ピ ن ス 員、 等 基 を 行 柔道 準 第 ?う時 理 整 九 + 学 復  $\mathcal{O}$ 理学療 療 師 間 一条に 又は 法 帯 士 を あ 法 通 規 k  $\pm$ ľ 定
- (2)機 意 項目を準備 支援と日 欲が 個別 能 訓 機 練 増 能 を 進 常 され Ļ 生活 適 訓 切 練 るよう利用者を援助 その に  $\mathcal{O}$ 計 行っていること。 充 画 項 実に資するよう複数 0 自の 作成及び実施にお 選択に当たっては Ļ いて利 心  $\mathcal{O}$ 身 種 0) 類 状 利  $\mathcal{O}$ 用 機 況 用 者 に 者 能 0) 応  $\mathcal{O}$ 訓 自 ľ 生 練 立 た活  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$
- (3)成の l 職 機 種 能 当 訓  $\mathcal{O}$ 者 該 練 計 が 指 · 共同 画 導 員 に 基づ L て、 看 き、 護 利 職 計画的 員、 用者ごとに個 介護職 機 員、 能 訓 別 練 機 生 を 能 活 行 訓 相 0 練 談 7 計 員 画 そ ・るこ を 0 作 他

(新設)

### 口 個 別 能 訓 練 加 算 $({\rm I\hspace{-.1em}I})$ 次 í 掲 げ る基 準 0 1 ず れ に Ł 適 合 す

(1)以 専ら 上 配 置 機 L 能 て 訓 い 練 るこ 指 導 員 0 職 務 に 従 事 す る 理 学 療 法 士 等 を

名

る

(2)利の 用 職 機 者ごとの心身 種 能 0) 訓 者 練 が 指 · 共同 導 員 0) L て、 状況を重視し 看 護 利 職 用 員 者の 介 た個 生活 護 職 別 機 員 機 能 能 向 生 訓 上 活 練 に 相 . 資 す 計 談 画 員 るよ を そ 作 0 成 う 他

(3)心 す 身 個  $\mathcal{O}$ る 别 状 機 機 況 能能 訓訓 応じ 練 練  $\mathcal{O}$ 計 た 項画 機 目 に 能 基 を 訓準 づ 練備 き Ļ を 適 利 切 理 用 に 学 者 提 療  $\mathcal{O}$ 供 法 生 士 活 等 て 機 1 が能 ること。 向 利 上 用 を 者 目 の的

(4)イ (4)に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す ること。

十七 通 所 介 護 費 E お け る 認 知 症 加 算  $\mathcal{O}$ 基準

イ 次 指 定 掲 げ 居 宅 る 基 サ 準 1 ピ  $\mathcal{O}$ ス 11 等 ず 基 れ 準 12 第 ŧ 九 適 十三 合 す 条 ること。 第 項 第一 号 又 は 第二

介 に 護 職 す 員 を 常 勤 換 職 算 方 法 で 以 職 上 確 保 数に L て 1 え る

規

定

る

看

護

員

又

は

介

護

員

0

員

加

看

護

職

員

又

口 知 前  $\mathcal{O}$ あ 指 症 月 る  $\mathcal{O}$ 定 者 間 症 通 状  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 所 利 占 又 介 護 8 は 用 る 行 者 事 業 割 動  $\mathcal{O}$ 総 合 が 所 認 が 数 に 百 8  $\mathcal{O}$ お う け 分 6 5  $\mathcal{O}$ れ る ること 前 + 日 年 常 度 以 生 又 上 カコ で は 5 活 介 に 算 あ 支 る 護 定 障 を 日 必 を が 要 来 属 す す す Ź お そ 月 る れ  $\mathcal{O}$ 

修 介  $\mathcal{O}$ 護 指 了 に 供 定 L た に 係 通 者 当 る 所 を 専 た 介 菛 護 る 名 的 認 を 以 知 行 な 上 研 症 う 配置 時 修 介 護 間 認 L  $\mathcal{O}$ 帯 て 知 指 を 1 症 導 通 ること。 介 に じ 護 係 て に る 係 専 専 門 5 る 実 当 的 践 該 な 指 的 研 な 修 定 研 通 認 修 所 等 知 介 護 症

棟」と 相に規 が 日三十年 病 介 予 法 棟 防 等 予 介 短 短  $\mathcal{O}$ 通 護 有 認 1 定 護 条 期 期 防 所 う。 の 二 入所 する 予 す 保 部 介 入 通 知 防 る 症 険 を 護 所 所 第 介 病 法 改 療 認 病 生 対 費 知 護 を 床 施 院 活 応 養 正 費、 症 型 有する病 に 行 介 項 す 介 通 における んる法 令 所リ 護 対 通 ょ  $\mathcal{O}$ 護 心型 規定に 介護予 所 ŋ 費 伞 介護 構 律 ハ (老人 院 成さ 成 十 介護 ピ 通所介護 介 伞 より 防 にお IJ 護 費 テ 性 予 予 年 成 通 れ ĺ な 防 防 る 政 所 認 け +認 費及 令 短 短 IJ 知 る 病 お 八 知 シ 期 期 ハ 短 棟 第 そ 年 症 彐 症 び 入 入 ピ 期 を 几  $\mathcal{O}$ 法 疾 ン 対 費、 介 所 所 IJ 入 11 百 効 律 患 応 う。 力を 護 療 テ 型 所 + 療 第 療 1 共 療 八 短 予 養 養 養 号) 十三 同 養 以 有 防 介 介 シ 病 期 彐 下 す 認 護 護 生 介 入 棟 号 第 うる も 知 費 費 ン 活 護 所 匹 健 症 は 介 費 認 生 (認 対 護 は 条 附 知  $\mathcal{O}$ 康 活 除 とさ 応 第二 介 除 保 知 費 症 則 介 症 護 < 病 第 険 護

> L 7 V るこ

(3)心 لح す 身 個  $\mathcal{O}$ る 別 状 機機 況 能 能 に 訓 訓 応じ 練 練  $\mathcal{O}$ 計 た 項画 機 目に 基 能 を 潍 づ 訓 備 き、 練 を 適 利 理 用 切 学 者 提 療  $\mathcal{O}$ 供 法 生 士 活 て 等 機 1 が能 ること。 向 利 上 用 を 者 目 的 0

新

設)

(新設

項に規に対け 棟」 予防 介 法 護 棟 等 لح 介護 予 を 短  $\mathcal{O}$ 短 诵 認 護 有 期 防 1 定 条 期 所 . う。 予防 する の 二 す 入 知 保 部 入介 通 る 所 症 険 を 所 所 認 病 生 介 病 法 第 改 対 療 を有 知 護 応 床 施 院 活 正 養 費、 症 に 型 に 項 介 介 行 す 通 する 対 お 護 通 ょ 令 る  $\mathcal{O}$ 護 所 所介護 応 け 規 IJ 費 介 ŋ 法 費 平 型 護 病 構 定 る 律 (老 成され 通 介 予 院 成 に ピ 介 伞 所 護 +人 護 防 費、 に ょ IJ 介 予 お ŋ 予 成 性 テ 年 通 護費及び . る 防 防 け な ] 所 認 政 十 認 令第 病 おそ 短 短 IJ 知 る 八 知 シ 期 短 期 症 棟 年 症 彐 ビリ 期 兀 入 入 対 を  $\mathcal{O}$ 法 疾 介護 所 所 応 入 百 効 律 患 11 テ う。 + 療 療 型 所 力 第 療 予 養 養 1 共 療 を 八 養 号) 十三 防 介 介 シ 同 養 以 有 病 期 認 護 護  $\exists$ 生 介 下 す 棟 入 号) 第 知 費 費 活 護 る 所 症 は 費 介 費 認 兀 ŧ 健 生 対 認 護 は 知 条  $\mathcal{O}$ 附 康 活 第二 知 介 費 除 と 保 応 症 則 介 症 護 < さ 第 病 険 護

十九 号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援 共同 者となった者をいう。 受け入れた若年性認知症利用者 生活 通所介護費及び 介護 費に おける若年 認知症対応型通所介護費に )ごとに個別の担当者を定めていること。 性 認 知症 (介護保険法 利用 者 1受入加 おける栄養改善加 施 行令第二条第六 算 0 基 潍

び 第二十七号。 数 の基準 第六号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。 厚 生労働大臣 並びに通所介護費等の算定方法 以下「通所介護費等算定方法」という。) が 定 める利用 者等 · の 数 の基準及び看 (平成十二年厚 護職 第一号及際生省告示

算の基準

上加算の基準二十 通所介護費及び認知症対応型通所介護費における口腔機能向

れにも該当しないこと。 通所介護費等算定方法第一号及び第六号に規定する基準のいず

<u>二</u> 十 次 íz 掲 通 げ 所 る基 介 護 費に 準 0) おける個別送迎体制 V ず れにも適合すること。 強化 加 算 0 基 準

ľ,  $\mathcal{O}$ 兀 ること。 )における二名以上の 第一 定療養通 項に 規定する指定療養通所介護事 所 介 護 事 業 所 従事者により、 、指定居宅サ ] 個別に送迎を行って 業 ビ 所 ス を 等 いう。 基 準 第百五 以下同 条

二 十 二 口 当該従 通所介護費に 事者のうち おける入 名 は、 浴 介助体 看 護 師 制 又は 強化 准 加 看 算 護 0 師 であること。 基

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

個別に入浴介助を行っていること。
イ 指定療養通所介護事業所における二名以上の従事者により、

二十三 口 当 該 通所介護費におけるサービス提供体制 従事者のうち 名は 看護師 又は 准 強 看 化 護 加算の基準 師 であること。

> 十三 者となった者をいう。 号に規定する初 共同 受け入れた若年 生 通所介護費 活 介護 費に 光期に おけ 通 性 所リ 認 る若 おける認知症によって要介護者又は要支援 知 ごとに個 症 利用 ビリテーショ 年 性 者 認 :別の担当者を定めていること。 知 (介護保険法施行令第二条第六 症 利用者受入加 ン費及び認知症 算 0 対応型通 基

所介護費における栄養改善加算の基準

十四四 数の 第二号及び第六号に規定する基準のいずれにも該当し 第二十七号。 向上加算の基準 シ 所 ョン費及び介護予防 厚生労働大臣が定める利用者等の 介護費並びに介 基準並びに通所介護費等の算定方法 通所介護費 以下「通所介護費等算定方法」という。) 準 **護予防** 通 所 認 IJ 知 通 症 所 ピ 介護 対応型通所介護費に IJ テー 費、 数の ショ 介 /護予防! ン費及び認 基準及び看 (平成十二年厚生省 通 所リ おける口腔 知 護 ハビリテー 第一号、 第一号、 一号、 一 職 症 ないこと。 対 員 心型通 等 機  $\mathcal{O}$ 能 員

いこと。 号、 通 第十六号及び第二十号に規定する基準の 所介護費等算 定 方法 第一 号、 第二 号 及び第六号 いずれ にも該当し 並 びに 第 十五

(新設)

(新設)

十五 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

- イ ŧ サー 適合すること。 ビス提供 体 制 強 化 加算(1) イ 次に掲げ る基 準 0 11 ず れ に
- の占める割合が百分の五十以上であること。
  ① 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士
- ずれにも該当しないこと。(②)通所介護費等算定方法第一号イ及びハに規定する基準のい
- 口 ŧ 適合すること。 サ ĺ ビス 提供体 制 強化 .加算(I) 口 次に掲 げ `る基 準 0) 1 ず れ
- (1) の占める 指 定 通 割合が 近所介護 事 百 1分の 業 所の 四十 介護 以上であること。 職 員 0) 総 数 のうち 介 護 福 祉
- (2) イ(2)に該当するものであること。
- 適合すること。 / - サービス提供体制強化加算® - 次に掲げる基準のいずれにも
- こと。 勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上である(1) 指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、適合すること。
- 2) イ2)に該当するものであること。
- (1) 適合すること。 サー 指定療養通所 ビス提供 体 介護 制強 化加算皿 (指定居宅サービス等基準第百五 次に掲 げ る基 準 0) 1 ず -条 の れ に
- が百分の三十以上であること。する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合に規定する指定療養通所介護をいう。)を利用者に直接提供1 指定療養通所介護(指定居宅サーヒス等基準第百五条の二
- ずれにも該当しないこと。(②)通所介護費等算定方法第一号ロ及び二に規定する基準のい
- 第四号の規定を準用する。二十四 通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準
- 二十五 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーション

- イ 適合すること。 サー ビス提 供 体 制 強 化 加 算 (I)次に掲げる基準 0 1 ず れ に ŧ
- (1) あること。 の総数のうち、 第一項に規 指 定通所介護 定する指 介護福 事 業 定通所介護事業所を 所 祉 ( 指 士 0) 定 占める割 居 宅サ ] 合が ピ 1 ス 等 百 う。 分の 基 準 四十 の介護職 第九十三条 以 上で 員
- ずれにも該当しないこと。
  ② 通所介護費等算定方法第一号イ及びハに規定する基準のい
- サー - ビス提 供 体 制 強 化 加 算 (I)次に掲げる基 準 0) 1 ず れ

口

こと。 勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上である 勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上である 1 指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、適合すること。

る

- (2) イ(2)に該当するものであること。
- (1)が百分の三十以上する職員の総数の に規定する指定療養通所介護をいう。 百分の三十以上であること。 指定療養通所介護 のうち、 (指定居宅サービス等基準第百五 勤続年数三年以上 を利用者に直 の者の占め る割 接 条 の 二 提 合 供
- ずれにも該当しないこと。 2 通所介護費等算定方法第一号ロ及びニに規定する基準のい
- 第四号の規定を準用する。 十六 通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準

### ネジメント加算の基準

- いずれにも適合すること。
  イーリハビリテーションマネジメント加算(1) 次に掲げる基準の
- (1) ئ ر て当 百 + 通 該 以下同じ。 五条第 所リハビリ 計画 [を見 項 直していること。 に テーション計 規定する通所リ 0 進捗状況を定期 画 (指 ビリ 的 定居 に テー 宅サ 評 価 し シ 3 ピ ス等基準第 必 要に応じ 計 画をい
- (2)対し 業その 事業所をいう。 準 言 第百 語 指 介 聴覚士が、 護 定 + 0 IJ 他 通 工夫等 0 所 ビリ 指定 条第 IJ 0 テー 居宅サー ビ 介護支援専門員を通じ 以 情報を伝達して リテーション事業所 下同じ。 項に規定する指 シ ョ ンの ビスに該当する事 観点から の理学療 いること。 定通 法士 て、 所 日常 IJ 指 業に係る従業者に 指 定 定訪問 生 ビリテ 居 作業療法士又は 活上の留意点 宅 サ 介護の事 ĺ -ション - ビス基
- (3)た日から起算して一 該 指 計 て、 療 示を受け 新 画に 規に 運 指 従い 定通 通所リ 動 た理 機 が所り 能 検査、 学療法士、 指定通所リ ビリ ビリ 月以内に、 テ 作業能力検 デ ĺ 作業療 ] ハビリテー シ ショ 彐 ン計画 当 n該利用 査等を行 法士 ン事業所 ショ [を作成 又は 者 0 0 ン 言 0 て 居宅を訪問し、 の実施を開始し 語聴覚士が、 医 L た利 いること。 師 又は 用 元者に対 医 師  $\mathcal{O}$
- 1) リハビリテーション会議の内容を記録する関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成
- (2)その家族に対して説明 通所リハ ビ IJ テ ] シ 彐 ン 利用者 計 画 に の同意を得ること。 0 い て 医 師 が利用者又は
- の同意を得た日の属する月から起算して六月以内の場合にある 通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画

こと。 の変化に応じ っては一月に一 回以 Ĭ, IJ 回以上、 ビリテ 通所リハビリテー ĺ 六月を超えた場合にあっては三月に ション会議を開 ション計 催 画 ï を見直している 利用者の 状態

法士又は言語聴覚士が、 る情報提供を行うこと。 自立のために必要な支援方法及び日常生活上 指定通 ションに関する専門的な見地から、 がリハ ビリテ 1 介護支援専門員に対 ション事業所 利用 の理学療法士 者 į の留意点に関す  $\mathcal{O}$ 有する能力、 IJ 作業療 ビリテ

⑤ 以下のいずれかに適合すること。

日 0 事 療法士又は言語聴覚士が、 に 関する専門 業に係る従業者と指定通所リハビリテー 常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 居宅を訪問し、 定訪問介護の 指 定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、 的な見地から、 事業その 当該従業者に対し、 他の指定居宅サー 居宅サー 介護の工夫に関する指導及び - ビス計 IJ ハビリテー ションの利用者 画に位置付けた ピ スに該当する -ション 作業

及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。

「東法士又は言語聴覚士が、指定通所リハビリテーションの療法士又は言語聴覚士が、指定通所リハビリテーションの指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業

(6) (1)から(5)までに適合することを確認し、記録すること。

テーション実施加算の基準 二十六 通所リハビリテーション費における短期集中個別リハビリ

(新設)

二十七 通所リハビリテーション費における認知症短期集中リハビメント加算(I)又は(II)を算定していること。 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジ

イ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算① 次に掲げる

リテー

ション実施加算の

基準

基準 0) V ずれにも適合すること。

- (1) 施 すること。 週間に二日を限度として個別にリハビリテー ションを実
- (2)ネジメント加算(三又は三を算定していること。) 通 所リハビリテーション費におけるリハビリテー ションマ
- 口 基準 認 知症短期集中リハビリテーショ 0 V ずれにも適合すること。 ン実施加算皿 次に掲げ Ś
- (1) 月に四 回以上リハ ビリテー シ 彐 ンを実施 すること。
- (2)が 能 の向 IJ 記 載された通所リ ハビリテー 上に資するリ ショ ンの実施頻 ビリテーションを実施すること。 ビリテー ショ 度、 実施場で ン計画を作成し、 所及び実施時間等 生活機
- (3)ネジメント 通所リ -加算(Ⅱ) ビリ テー を算定していること。 ション費におけるリ ハビリテーションマ
- 十八 ション費の注9 指定居宅サー 0 厚生労働大臣が定める基準 ビス 介護給付費単位数表 の通所リハビリテー

0 V ず れにも適合すること。

- 研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されてい 験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための 次に掲げる基準 生活行為の内 |容の 充実を図るための専門 的 な知識 若しくは経
- が記載されたリハ えたリハビリテー リハビリテーションを提供すること。 生活行為の 内 容 ・ショ ビリテーション実施計 0 充実を図るため ンの 実施頻度、 0 目 実施場所及び実施 画をあらかじめ定めて 標及び当該 目 標を踏ま 時間等
- 目 に指定通所リハビリテー 標の達成状況を報告すること。 当該計画で定めた指定通所リハビリテー リハビリテー ション会議を開催し、 ションの提供を終了し リハビリテーションの シ 3 た日 ン  $\mathcal{O}$ 前 実 施 月以内 **脚間中**
- ジメント加算団を算定していること。 通所リハビリテーション費におけるリ ハビリテーションマネ

(新設)

- 管理栄養士を一名以上配置していること。
- 口 その ア計 理学療法 利 利用 他 用 者の 画を作成していること。 0 職 者ごとの 種の 干 栄養 者 作業療法士、 状 摂 態を利用開始時に把握し (以 下 食・ 嚥下機能及び食形態にも 管理栄養士等」 言語聴覚士、 لح 看 いう。 護 医 職 師 配 員 慮した栄養 管 介護職員 理栄養士 が · 共同
- 録していること。

  一ビスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記へが利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サ
- ること。
  ること。
  利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価して、
- 三十 次に掲げる基準 言語聴覚士 通所リハビリテ 歯科衛生士又は看護職員を一名以上配置してい 0) ] V ショ ず れにも適合すること。 ン 費における口 腔機 能 向 上 加 算の 基 進

ること。

- 口 者が共同して、 言 利用 ていること。 語 聴覚士、 者 0 П 歯 腔 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成 科衛生士 機 %能を利 用 開 看護職員 始 時 に 把 介護職 握 L 員その 医 師 他の 歯 科医 職種の 師、
- こと。 ョン費の注13に規定する口腔機能向上サー っているとともに、 は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口 しくは歯科医 (指定居宅サ 利用者ごとの 師の 1 П ビス介護給付費単位数表 指示を受けた言語聴覚士若しくは看護 腔 利用者の口腔機能を定期的に記録している 機能改善管理指導 計 0 画 腔機 ビスをいう。 通 に 所リ 従 能向上サービス V 医 ハビリテーシ 師 <sup>段</sup>職員又 医 を 行 師 若

評価すること。 利用者ごとの口 腔機能改善管理指導計 画 の進捗状況を定期的

ホ 当しないこと。 通 所介護費等算定方法第二号に規定する基準 0 いずれにも該

三十 の基準 通所リハビリテーション費における中重度者ケア体制加

(新設)

次に掲げる基準 . О 1 ず れにも適合すること。

加え、 ス等基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。)で一 0 )員数(指定居宅サ 同条第二項第 指定通所リハビリテー 看護職員又は介護職員を常勤換算方法 号に規定する要件を満たす員数をいう。 ĺ ビス等基準第百十一 ショ ン事業所の看護職員又は介護職員 条第 (指定居宅サービ 項第二号イ又

口 テー 要介護三、 £ ション事業所の利用者数の総数のうち、 年度又は算定日が属する月 確保していること。 要介護四又は要介護五である者の占める割合が百分 の前 三月間 の指 要介護状態区分が 定通 所リ ビリ

定通 配 指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、 所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を一名以上 専ら指

の三十以上であること。

置していること。

通所リハビリテーション費における社会参加支援加算の

次に 掲げる基準 (T) V ず れにも適合すること。 三十二

(1)定通所介護等 を終了した者(指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所 施した者の占める割合が百分の五を超えていること。 評価対象期間において指定通所リハビリテーションの ハビリテーション費の注9の加算を算定した者を除く。 「通所リハビリテーション終了者」という。 (指定通所リ ビリテーションを除く。 )のうち を実 提供

(2)評価対象期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終

ビリ す  $\mathcal{O}$ 了した日 える見 実施 ŋ 項に テー 通 所リ 込みであることを確認 が 当 ショ 規 から 該 定す 居宅訪問等をした日か 通 ピ ン 起 所 る通 従業者 IJ IJ 算して十四日以降四 テ がリ ビ IJ ショ 指 テ ] ビリテー 定居宅サ 終了者に対 ショ ン終了 ら起算して 記 ショ 録 1 + して ピ 匹 ス等基 日以 者 ン従業者をいう。 て 0 か内に、 ること。 指 三月以 準 定 居宅訪問等に 通 第 首十 所 通 介護等 所リ 継 続

三十三 口 均 利用月数で除して得た数が百分の二十五以 十二を当 通所リハビリテーション費におけるサ 該指定通所リ ビリテー シ ョン事 1 業所 ピ £ ス提供体 であること。 0 利用者 -制強  $\bar{O}$ 平 化

加算の基準 イ サービス提供 体 制 強 化 .加算(I) イ 次に掲 げ る基 準  $\mathcal{O}$ 1 ず れ

も適合すること。

ち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。(1) 指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のう

該当しないこと。② 通所介護費等算定方法第二号に規定する基準のいずれにも

口 ŧ 適合すること。 ビ ス提供体 制 強 化 加算 (I) 口 次に 掲 げ る基 準 0) 1 ず れ

(1)指定通 イ 2)に該当するものであること。 介護福祉士 所リ  $\mathcal{O}$ ビ 占める割合が百分 IJ テ 1 シ 彐 ン 事 業 0 所 兀  $\mathcal{O}$ 十以上であること。 介 護 職 員 0 総 製のう

(2) イ(2)に該当するものであること。

三十四 通所リハビリテーション費における介護職員処遇改善加算

算の基準十七 通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加

イ 適合すること。 サービス提 供 体 制 強 化 加 算 (I) 次に掲 げる基 準 0) ١, ず れ に

(1) 基準第 占める割合が百分の四十以上であること。 ン事業所をいう。) 定 百 通 の所リハ + 条第 ビリ の介護職員の総数のうち、 テ 項 に ] 規定する指定通所リ シ ョ 事 業 所 指 定 居 介護福 ビリ 宅 サ テー 1 祉 ピ -ショ ス 等  $\pm$ 0)

該当しないこと。
② 通所介護費等算定方法第二号に規定する基準のいずれにも

口 適合すること。 サー ビス提供 体 制 強 化 加 算 (Ⅱ) 次に 掲 げる基 準 0 1 ず れ に

(1) 利用者に直接提供する職員の総数のうち、 百十条に規 指定通 者の占める割合が百分の三十以上であること。 の所リハ 定する指定通 ピ IJ テ ] 所リ シ 彐 ン ビリテー 指 定居 ションをいう。 宅 勤続年数三年以 サ 1 ピ ス等 基 準 を 第

十八 通所リハビリテーション費における介護職員処遇改善加② イ②に該当するものであること。

算

(T)

第四号の規定を準用する。

う。  $^{\circ}$  -  $^{\dagger}$ 十三号  $\overline{+}$ のてた 五果び療別びも る所け っ規 費 七 療 る ピ 護 て医 定す る 法 的 運 養 に 第 項 在 る 養 部 及  $\mathcal{O}$ ス 通 五. ず 営 介 厚 に で 第 ŧ 律 す 医 介 分、 び 及 所 あ る で 支 並 護 生 附 師 師 る 及 に 以 八 お  $\mathcal{O}$ 護 介 介 び 施 短 とさ 事 あ 項 援 労 号 号 則 別 び 護 お 下 び 事 け 0 指  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 指 護 介 設 期 働 て に 員 業 第 て け 0 に 0 に 業 る 第 定 確 定 に 費 予 護 + 入 指 看 準 て 規 方 指 大 医 医 規 れ 百 介 数 保 短 所 厚 + 防 1 該 る 所 所 た 同 臣 用 定 定 法 護 師 師 定 護 に に 期 生 兀 ピ 生 医 定 短 (指 +指 師 す 介 に 介 が 職 す 療 係 関 労 号 定 期 ス す  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 入 定め 定介 する 関 護 員 る 働 方  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る 護 員 確 法 条 養 る 所 定 入 介 第 指 型 部 法 数 居 看 所 介 第 確 予 す 予 0 保  $\mathcal{O}$ 療 大 サ 臣 兀 る 防 護 員 医 計 養 第 保 定 防 る に に 定 分 宅 護 療 十六 十号 基 及 介 介 第 サ サ 予 地 数 係 関 療 介 サ が 職 画 はする計 ĺ 係 関 準 防 域 る部 護 施 び を 護 ] 定 号 介 ス に 短 サ 対 療 条 項 設 別 都 事 並 に る す 予 ピ ピ に ピ 8 0 施 期 伞 業 防 分を ス 等 員 お 部 る ス ス ] 所 す 養 に  $\mathcal{O}$ に 道 る び 設 入 ( 健 等 築 成 る ょ 規 厚 所 地 分 計 短 ピ 在 画 型 府 数 兀 に 所 て を 期 基 + ス す 看 除 を 医 る 定 康 生 県 を 基 域 に 号 お 介 ] 画 に 等 同 を 入 八 係 る 護 ζ. 療 改 に 保 労 知 潍 に 対 け 除 都 11 ピ う。 都 所 年 る 指 施 正 ょ 険 働 事 第 所 す る 予 ス  $\mathcal{O}$ 師 道 介 لح 介 事 ŋ に る + 道 療 厚 定  $\mathcal{O}$ 府 設 前 法 大 百 在 第 並 県 な 等 臣 兀 府 養 1 生 護 業 介 配 を  $\mathcal{O}$ 届 以 す 短 介 · う。 11 予  $\mathcal{O}$ 護 置 び 知 法 お  $\mathcal{O}$ が け 下 + る 食 期 百 県 介 · う。 規 に そ 知 働 防 予 に 事 第 定 同 師 加 入 保 地 + 護 出 定 員 匹 0 部 じ。 八 事 事 省 0 係 第 に 80 た + 所 防 定  $\mathcal{O}$ 域 以 す 号 令 た る +届 +効 を る ŧ 第 短 に 短 配  $\mathcal{O}$ 密 改 百 設 期 部 七 け 下 八 力 地 期 置 基 る 届 8  $\mathcal{O}$ 活 設 着 所 第 で 分、 を 備 入 号 条 に 項 入 に け を 八 出同 正 域 介 サ 型 お  $\mathcal{O}$ 及た す U 第 有 に 係 十十効 あ 護 Ì 介 及所 に お 所 11

基準

第四号の規定を準用する。

+う。 び療別びも る法 十三 てた 七 五果 一す 所 け 0 規 療 る 及 ス 福 Ś て医 %定する 号。 4 的 運 養 第 項 る 養 に  $\mathcal{O}$ 在 部 通 び 及 祉 する 号 厚 に で 第 ŧ 律 医 分、 第 な 営 介 + 介 所 介 び 施 短 で あ ず に 以 幸 並 護 生 八 お 三  $\mathcal{O}$ 附 師 師 護 及 介 護 期 号 とさ 号 别 れ え あ 項 下 援 び 事 労 H 0 則 指  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 指 事 び 護 予 護 入 お # 第 に 業 働 る て に 第 員 確 定 業 に 防 療 Ì に て け 0 に  $\mathcal{O}$ 定 所 Ł 潍 て 規 指 方 指 大 看 医 医 規 れ 百 介 数 保 短 所 厚 + ピ 生 る 所 短 た 同 三十 定 法 臣 師 師 に 兀 算 該 用 医 定 定 護 定 護 に 期 生 期 施 ス (指 (指 当 師 す 介 介 す 関 労 号 す 師 に が 職  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 療 係 入 定 入 介 する 関 護 定 員 る 条 所 働 所 る 0  $\mathcal{O}$ る 護 定 員 確 法 養 る 定 方 サ 介 第二 子 介  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 型 部 居 看 法 1 確 予 す  $\mathcal{O}$ 数 保 指 療 大 療 護 第 る 養 臣 定 防 防 護 る 員 に 医 分 計 宅 護 第 養 保 に 定 ピ サー 介 + 及 サ + に サ 基 予 地 数 係 関 介 第 介 が 職 介 ス 短 療 画 する る部 関 護 準 防 に 護 六 施 を 護 1 護 並 期 兀 ] 域 び 定 員 施 係 号 条 サ 対 項 都 事 す ピ に 療 設 别 ピ  $\Diamond$ 設 る 予 ピ 伞  $\mathcal{O}$ び 入 計 ス 分を 業 に 部 防 ス 1 す 養 る 員 る 所 に  $\mathcal{O}$ に 道 ス サ 所 よる改 等 á 規 等 等 型 成 健 厚 地 数 介 1 療 分 計 短 ピ 在 画 府 所 兀 お 看 を 除 け 生 基 号 画 期 基 + に ス す を 医 定 康 県 を 域 に んる指 等 労 く。 対 る 予 除 を 入 準 八 係 護 都 療 に 保 知 11 準 . う。 同 所 く。 都 年 る  $\mathcal{O}$ 師 道 施 正 ょ 険 働 事 第 所 す ľ, と 厚 道 療 介 事 定 0 府 設 前 り 法 大 に 百 在 る + 短 介 第 府 養 生 護 業 介 配 並 県 を  $\mathcal{O}$ な 等 臣 届 以 兀 す 看 食 う。 八 県 介 労 予  $\mathcal{O}$ 護 置 び 知 1 法 お  $\mathcal{O}$ が け 下 + る 入 う。 + 知 護 働 防 人 予 に に 事 第 そ 定 出 同 指 所 域 ľ 規 七 事 事 省 0 員 防 係 第 に 兀  $\mathcal{O}$ 部 8 た 定  $\mathcal{O}$ + 生 定 号 業 第 令 た 短 る 届 以 + 効 を る ŧ 短 配 す 所 百 第 8 設 期 七 け 下 八 力 改 地  $\mathcal{O}$ 期 置 介 型 で を 八 備 入 分、 号 出同 条 を 正 域 に 項 入 に 1 介 る お け  $\mathcal{O}$ 及た ľ 第 有 す あ に 所 係 費 +効 及 所 に お ピ V

三十八 三十七 三十六 (削除) 基準 口 ること。 期 第十六号口 次に掲げる基準 急変時 1 めを行っ 主治 的 注5の看護体制 力医療機 利用者の急変の 指定居宅サー な巡視を行っていること。 短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加 短期入所生活介護費における医療連携強 (4) とあるの 短期入所生活介護費における個別機能 0 医師と連 の医療提供の方針について て 関を定め、 0) 規定を準用する。 ること。 . О ピ は 絡が取れな 予 加算Ⅲを算定して ス介護給付費単位数表の短期 V 測や早期発見等 ず 第十六号イ れにも適合すること。 緊急やむを得な い 等 この場合に (4)  $\mathcal{O}$ 場合に のため、 いること。 と読み替えるものとする 利用者から合意を得てい い場合の対応に係る取り 備 お 訓 えて、 看護職員による定 化 V 練 入所生活介護 加 て 加 算の基 算の基準 あ 同 らかじめ 号口(4)中 算の 費 <u>-</u>+ 二 イ| 準| 十 (新設) (新設) 基準 口 同じ。 あること。 数の利用者に対応するための 二十一条第一 じた総数のうち、 入所生活介護を受けている利用者を除く。 護をいう。 居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介 以下 指定 算定日が属する前三月間において、 短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の 短期入所生活介護費における緊急短期入所体制 同じ。 短期入所 を受け入れるために、 以下同じ。 項に に 生活介護事 利用延人員の占める割合が百分の九十以上で おい 規定する指定短期入所生活介護事業所を を受ける必要がある者 業所 緊急に指定短期入所生活介護 体制を整備していること。 利用定員の百分の五に相当する (指定居宅サー 利用定員に営業日数を乗 以下この号におい ビス等基準 (現に指定短期 確 保 加算 (指定 いう 第百 0) て 基

イ t サー 適 合 すること。 ピ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (I) イ 次 に . 掲げ る 基 準 0 11 ず れ に

- (1)j 当 事  $\mathcal{O}$ 百 V ち、 · 業 所 う。 該 適  $\overline{+}$ 特 用 定短期入所 別養護老人ホームの介護職員。 介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。 を受ける特別養護老人ホー が 以 条第 指定居宅サ 下 同 じ。 生活 項 ĺ  $\mathcal{O}$ 介 規 流定す ・ビス等基準第百二十一条第二 介護職員 護 事 る指 業 所 定 (当該指 指 ムである場 短期 定 入所 以下同じ。 居 定 宅 短期 生 サ 合に 活 ] (入所 介 ピ あっては、 護 ス 0) 項 生 事 等 総数の  $\hat{O}$ 活 業 基 規 介 潍 所 定 護 を
- (2)該 当 通 L 所介護費等算定方法第三号に規定 ないこと。 する基準  $\mathcal{O}$ 1 ず っれにも
- 口 ŧ サ 適 合 1 すること。 ピ ス 提供 体 制 強 化 加 算 (I)口 次に掲 げ `る基 準  $\mathcal{O}$ 11 ず れ
- (1)護 福 指 祉 定 士 短 期  $\mathcal{O}$ 占め 所 る割合が百 生 活 介護事業所 分の五  $\mathcal{O}$ + 介 護 以 上 職 で 員 あ  $\mathcal{O}$ ること。 総 数の うち、
- サー 合すること。 ・ビス提 (2)に 該 供 す 体 るものであること。 制 強 化 加 第 (II) 次に掲 げ る 基 準 0) 1 ず れ に

ŧ

口

(2)

イ

当

- (1) 適 短 は 介護 条 指定短期 あ 0) 合にあっては、 期入所生活介護事業所が指定居宅サー 第二 ること。 総数のうち、 職員 項の規定の 入 议 所 下 生活介護事業 常 当 「看護・ 勤 該特別養護老人ホー 適用を受ける特別養護 職員の占める割 介護職 所  $\mathcal{O}$ 員 看 ことい 護師 合 ムの が ビス等 若 段老人ホ 、 う。 百 しく 分の 看 護 基 は • ] 準 准 七 (当 - ムであ 十五 介護 第百 · 看 該 護 職 指 以 師 上員 る 定 又
- イ②に該当するものであること。
- 二 適合すること サ 1 ビス提供体 制 強化加算圖 次に掲 げ る 基 準  $\mathcal{O}$ 11 ず れ に
- (1)条に規 指定短 定する指定短期入所生活介護をいう。 期入所生活介護 指 定居 宅 サ ピ ス等 を利用者に 基 準 第百

- 1 適 合 サー すること。 ピ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (I) 次に 掲げ る基 準 0 1 ず れ に ŧ
- (1)二項の規定 あ 所生活介護 っては、 指 介 定 短期 護福 当 の適用 事 入所 祉 ⅳ該特 業 士 0) 所 生 占め 別養護老人ホームの介護職 が指 を受ける特別養護老人ホームであ 活 介 る割 定居宅サ 護 事 合が 業 所 で百分の  $\mathcal{O}$ ビス等基 介 護 五十 職 以 準 (当 員 上 第 であ 百 該 の総数 三十一 指 ること。 る場合に 定 短 条第 のう 期 入
- (2)該当 通 L 所 な 介護費等算定方法第三 号に規定する基準 0) いず れ に
- 合 サー すること。 ピ ス提 供 体 制 強 化 加 算 (Ⅱ) 次に 掲 げ る基 準 0 11 ず れ
- (1) 適 )の総数 場合にあっては、 であること。 短期入所生活介護 は 指定 条第二項 介護職 短 のうち、 員 期 入所 の規定の 以 下「看 生活 常 当 事 勤 該特別養護老人ホームの看 適用を受ける特別養護 業所が指定居宅サー 介 護• 職 護 員の占める割 事業所の 介護職 看護師 員」 とい 合 が ビス等 若 う。 百 老 しく 人ホ 分 0) 護 基 は 段・介護: 七 ] 準 准 (当 - ムであ + 第 看 百 該 護 五. 職 指 師 以 上 員 る 定 又
- イ(2)に該当 するものであること。
- サー ビス提供 体 制 強 化 加 **算**(■) 次に掲 げ る基 準 0) 1 ず れ に
- (1) 指定短期入適合すること。 指 指定短期入所生活介護を利用者に直接提 定 短期入所生活介護事業所が指定居宅サ ĺ 供 する職 ピ ス等基 員 潍 当 第

宅 する職員) 接 サー .ホームの入所者に対して介護福祉施設サービスを直 が 別 提 百分の三十以上であること。 養護老人ホームである場合にあっては、 供 ける ビス等基 の総数のうち、 職 員 準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける (当該指定短期入所生活 勤続年数三年以 介護 上 一の者 当該特別 事 業所 0 占 が 直接提供 養護老 8 指 る割 定 居

ち、

勤続年数三年

以上の者の占める割合が百分の三十以

上

で

して介護福祉施設サーある場合にあっては、

あること。

二十一条第二項

の規定の

当該特別養護老人ホームの入所者

適用を受ける特別養護老人

ホ

]

にム

対で

ビスを直接提供する職員)の総数のう

2) イ2)に該当するものであること。

第四号の規定を準用する。三十九 短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準

(削除

二十二 短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算の基② イ②に該当するものであること。

準

二十三 介護老人保健施設に係る短期入所療養介護費及び介護予第四号の規定を準用する。

短期入所療養介護費におけるリハビリテーション機能強ニューク語者と保険方言に依を対した形式の記者の記述の

化加

算

の防

基準

置 して 常 勤 いること。 0 理学 療法 士 作 業療法士又は言語 聴覚士 を 一 人以 上 配

口 基準 定する理学療法士 介護老人保 (平成 + 健 年厚 施 設 生 作業療法士又は言語聴覚士を配置して 0 省令第四 員、 施 施設及び +号) 設備 第 条第 並 び に 項第五号に規 運 営に 関 ける る

第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。 護老人保健施設 を五十で除した数以上 理学 療 法 士 0 作 人員 業 療 配置して 法 施設及び設備並 士 又 は言語聴覚 1 ること。 士を常 び に 運 営 勤 で入所者の 換 関 算 する基準 方 法 介

切に行う体制にあること。 士又は 共 「該 リ (同して利用者ごとに個別リハ 医師 言語 ハ ビリ 看護職員 聴覚士が理学療法 テ ショ 理学療法士 ン計画に 基 ビリテー 作業療法又は言語聴覚療法を適 作業療法士 き 理学療 ショ ン 計 法 言 画を作 士 語 聴覚士 作 =業療法 :成し、 等 が

イ サービス提供体制強化加算(1)

準 十 短

期

入所

療養介護費におけるサー

ピ

ス提供体

制

強化

加

第第の

基

二 十 四

短期入所療養介護費におけるサービス提供体

制

強

化

加

算の

基準

イ サービス提供体制強化加算(1) 1

- (1)っては、 介 老人保 次に 掲 健 げる基準 施 である指 のいずれにも適 定短期 入所療養 合すること。 介護 事業 所 に あ
- 事 が 十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以 )を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護 業所の介護職員の総数のうち、 百 指定短期入所療養介護 分の六十以上であること。 (指定居宅サービス等基準第 介護福祉  $\pm$ の占める割合 下同 百 じ 四
- にも該当しないこと。

  「通所介護費等算定方法第四号イに規定する基準のいずれ
- ─ 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟(以下いずれにも適合すること。 指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準の② 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である
- 祉士の占める割合が百分の六十以上であること。養介護を行う認知症病棟の介護職員の総数のうち、介護福養介護を行う認知症病棟の介護職員の総数のうち、介護福育療養病棟」という。)、当該指定短期入所療養介護を行 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟(以下
- いずれにも該当しないこと。

  「通所介護費等算定方法第四号ロ又はハに規定する基準の
- サービス提供体制強化加算(1) ロ

口

- (1)0 て 介 は、 護 老人保健 次に 掲げる基準の 施設である指定短期入所 いず れにも適合すること。 療 養介護 事 業 所 12 あ
- 福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。 定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護 日定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指
- □ イ⑴□に該当するものであること。
- (2)V 指 ず 定 院で れにも適合すること 短 期 入 ある指定短期入所療養介護事業所 所 療養介護事業所にあっては、 次に掲げる基準の 又 は 診 療 所 で ある
- ` 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟、当該

(1)って 介 老 次に掲げる基 人保 健 施 設 であ 準 る指 のいずれにも適 定短 期 入所療養介護 合すること。 事業 所 に

あ

- れにも適合すること。短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいず短期入所療養介護事業所又は診療所である

(2)

- う病室 祉 介護 療養病棟」という。)、 士 指定短期入所療養介護を行う療養病 一の占 を行う認 (以下「病室」という。) 又は当該指 める割合が百分の五十以上であること。 知症病棟の介護職員の総数 当該指 定短期1 床 入所療養介護を行 に のうち、 係 定 る 短 病 期 棟 入所療 介護福 (以 下
- いずれにも該当しないこと。

  「通所介護費等算定方法第四号ロ又はハに規定する基準の

士 定 護 0) 短 占 を 期 行う (入所 8 る 認 割 療 合が 養 知 介護を行う病 症 で百分の 病棟  $\mathcal{O}$ 五.十 介護 以 職 室又は当該 上 員 で 0 あ 総 ること。 数 0 指 うち 定 短 期 入 介 護 所 療

## □ イ2□に該当するものであること。

- (サービス提供体制強化加算(三)
- っては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあ
- いずれにも適合すること。指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準の② 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である
- $\left( \longrightarrow \right)$ こと。 のうち、 療養病棟、 常勤 職員の占める割合が百 病室又は認知症病棟 の看 分の 護 · · 七 介護 +Ŧī. 以 職 員 上 で 0 あ 総 る 数
- □ イ②□に該当するものであること。
- サービス提供体制強化加算皿

介護老人保健施設である指定短期入所療養

介護事

業

所

に

あ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

っては、

- 員 定 保健施設サービスを利用者又は入所者に直 短期入所療養介護事業所の指定短期入所療養介護又は介 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設であ の三十以上であること。  $\mathcal{O}$ 総数のうち、 勤続年数三年以上の者の 占 8 接 提供 る割 いする職 合が る 百
- 口 イ11口に該当するものであること。
- いずれにも適合すること。指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準の② 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である

## ロ サービス提供体制強化加算(三)

- (1)っては、 介護老 人保健 次に掲げ 施 る基 設 であ 準 る指 のいずれにも適 定短期入所療養 合 すること。 介護 事業 所 に あ
- 「イ(1)口に該当するものであること。、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。定短期入所療養介護事業所の看護・介護職員の総数のうち定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指
- ─ 療養病棟、病室又は認知症病棟の看護・介護職員の総数いずれにも適合すること。指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準の指定短期入所療養介護事業所又は診療所である

(2)

- こと。 のうち、 療養病 常 棟 勤 職員 病室又は認知症病棟の看 の占める割合が百分の 護 七 • 介護職 + Ŧ. 以 上 員 で 0 あ 総 る 数
- □ イ②□に該当するものであること。
- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養バーサービス提供体制強化加算(三)

介護

事

業

所

に

あ

- っては、 定短期入所療養介護事業所の指定短期入所療養介護又は 員 護保健施設サービスを利用者又は入所者に直 の総数 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施 の三十以上であること。 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 のうち、 勤続年数三年以上の者の占 [める割 接 提供 設で いする 合 あ る が 百 職 介
- □ イ⑴□に該当するものであること。
- いずれにも適合すること。指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準の②病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である

こと。 利 年数三年以上の者の占める割合が百 用 棟 指 者又は入院患者に直接提供する職員 の指定短期入所療養介護又は介護療養施設 定短期入所療養介護を行う療養病 棟、 分の三十以 の総数のうち、 病 室 サービス 又 上である は 認 知 勤を 症

口 イ2口に該当するものであること。

第四号の規定を準用する。四十一 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基準

兀 十二 祉 活 る介護療 症 専門 施設 ビス、 介護費及び 圳 域 密着型 入所者生活介 特定施設入居者生活介護費 ケ ア 養施設サー 介 加 護 算の 介護予 療養 特定施 基 施 防認 設サ 護、 準 設入居者生活介護 ビス 介護福 を ] 知症対応型共同生活 除く。 ビス 祉施設 (認: 知 認 介護予 症 サ 費 知 病 ] 症 棟 地 対 ピ を有 ス、 介護費における認知 防 域 応型 特 密 する病 介護 共 定 着 型 同 施 設入 保 介 生活 院 健 護 八居者生 におけ 施設サ **吃老人福** 介護費

ること。 認知症 専 菛 [ケア加 第 (I) 次に · 掲 げ る基 準 0) 11 ず れ に Ł 適合す

(1)こと。 行 数 下 動 のうち 事 「対象者」という。 が 業所又は ?認めら 日 常生活に支障を来す れることから 施 設に おける利用 0) 占める割合が二分の 介護を必 者 おそれ 入 要とする認 所 者  $\mathcal{O}$ あ 又 る症 は 知 入 以上である 症 状 院 N若しくは 0 患者の 者 以

(2)

数以上配置し、 介 設入居者生活介護 が二十人以上である場合にあ 二十人未満である場合にあ :護子: 十九を超えて十又はその 別に厚 認 知症 防特定施設入居者生活介護を提供 介護に 生労働大臣が定める者を含 チームとして専門的な認知症ケアを実施して 係る専門 地域密着型特定施設入居者生活介護又は 的 端数を増すごとに っては、 な研 つては、 修 を修了 む。 以 いする場 に Ĺ L を、 て 当 当 V` を加 該 該 合にあ る者 対象者の 対 対象者の 水象者の えて得た (特定施 のっては 数が 数 数

> こと。 続 利用者又は入院患者に直接提供する職員 病 棟 年数三年 指 の指 定 短 定短期入所療養介護又は介護療養施設サー期入所療養介護を行う療養病棟、病室又は 以上 の者の占める割合が百分の三十以 の総数のうち、 上 - ビスを 一であ 認 知 る 勤 症

口 イ2日に該当するものであること。

第四号の規定を準用する。
二十五 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基

準

## いること。

- (3)る留 当該事業所又は施設の従業者に対して、 ていること。 意事項の伝達又は技術的指導に係る会議 認知症ケアに関す を定期的 に開催
- 口 ること。 認知症専門ケア加算団 次に掲げる基準 (T) いず れ にも適合す
- (1) イ 0) 基準  $\mathcal{O}$ ١, ず れ にも適合すること。
- (2)特 配 護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提 っては、 置し、 いること。 定施設入居者生活介護 認 知症介護の 事業所又は施設全体の認知症ケアの 別に厚生労働大臣が定める者を含む。 指導に 係る専門的 地域密着型特定施設入居者生活介 な研修を修了している者 指導等を実施し 供 でする場合にあ を 名以上
- (3)知 症 を実施又は実施を予定して 当 ケアに関する研 該 事業所又は 施設における介護職 修計画を作成し、 いること。 当該計画に従い、 員 看 護 職 員ごとの認 研 修

兀 十三 加算の基準 特定施設入居者生活介護費におけるサー ピ ス提供体制強化

イ ŧ サー 適合すること。 ビス提供 体 制強化加算(1) イ 次に掲げる基準の 1 ず ħ

- (1) あること。 項に規定する指定特定施設をいう。 総数のうち、 指定特定施設 介護福祉士の占める割合が百分の六十以上で (指定居宅サー ビス等 以下 基準第百 同 ľ 七 の介護職員 十四条第
- (2)第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。 施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準第百七十四条 等基準第二百三十条第二 定特定施設入居者生活介護事業者が、 入居者生活介護事業者の指定を併せて受け 指定居宅サ ビス等基準第百七 項に規定する指定介護予防 + 兀 条第一 指定介護予防サー 項に規定する指 か ~つ、 指定特定 特定施設 -ビス

する。 おいて、 設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものと 設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施 事業とが 定介護予 定介護予 同じ。)の 防サー 同 防特定施設入居者生活介護をいう。 (1)の介護職員の総数の算定にあっては、 事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護 <u>ー</u>の 施設において一 ビス等基準第二百三十条第 体的に運営されている場合に 以下同じ。 項に規定する指 指定特定施

- 該当しないこと。 3 通所介護費等算定方法第五号に規定する基準のいずれにも
- る割合が百分の五十以上であること。 (1) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占めも適合すること。
- | する。 | 1)の介護職員の総数の算定にあっては、イ2)の規定を準用
- (3) イ(3)に該当するものであること。
- ■合計ること。 サービス提供体制強化加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも
- 占める割合が百分の七十五以上であること。
  (1) 指定特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の適合すること。
- を準用する。 (2) (1)の看護・介護職員の総数の算定にあっては、イ②の規定
- (3) イ(3)に該当するものであること。
- (1) 指定特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員適合すること。 サービス提供体制強化加算皿 次に掲げる基準のいずれにも
- 2 1の職員の総数の算定にあっては、イ2の規定を準用する

(3) イ(3)に該当するものであること。

四十四 特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算

第四号の規定を準用する。

ケア加算の基準 四十五 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるターミナル

第八号の規定を準用する。

四十六 ント 定期巡 体 制 強 化 口 加 算の 随 時 基準 対応型訪 問 介護看護費にお ける総合マネジ

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

三条 三条 看 随 護 時 利 の 二 計 対 准 0) 用 心型訪 兀 随 者 画 看 を 護 第 時 0 + 心身 匹 + 師 1 . う。 第 問 計 介 0 項 画 介 護看護計画 護 作 状況又はその家族等 以 項 E 職 規 :成責任者 下 員その 定する計 同 規定する定期巡 ľ 他 指 指 画作成 0)  $\mathcal{O}$ 見 関 定 定 直 地 係者 地 域密 L 口 域 責 を取 を 密 が 任 行っ 着型 随 共 者 着 ŋ 巻く 時 同 を 型 てい サ サ 対 . う。 1 環 ] 応 ること。 型 境 ピ 定 ピ ス基準 一訪問 期 ス  $\mathcal{O}$ 、基準第 変化に 巡 看護 介 口 第 護

口 内容に 指 口 口 域 対 L 定 することのできる指定定期巡回・ 密 地 地 随 随 着型サー 域 関する情報提供を行っていること。 時 域密着型サ 時  $\mathcal{O}$ 指 対応型 定定 対 病 応型訪問 院 ビス 期 訪問介護看護事業所を 巡 診 基準 療 口 介護看護をいう。 ビス基準第三条の二に規定する指定定期巡 所 • 一第三 随時対応型訪 介護老人保 一条の 四第 随時対· 問 健 以 下 いう。 項に規定する指定定期巡 介護 施 設 応型訪 その 同 看 ľ 以 護 下 事 他 問 同 業  $\mathcal{O}$ の具体的 介 ľ 所 関 **芳護看護** 係 (指定地 が施設に が 提

四十 供 体 七 制 定期巡 強 化 加算の基 回 • 随時対応型訪問介護看護費に 準 お けるサー ピ ス 提

の基準 二十六 特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算

第四号の規定を準用する。

二十七 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるターミナル

ケア加算の基準

第八号の規定を準用する。

(新設)

二十八 供体制強化 定期巡 加算の 口 • 基 随 時 対応型訪問 介護看護費におけ るサ ĺ ピ ス 提

(1)型 期 口 1 L 研 訪 7 ピ 巡 V ス基 修 随 問 口 定 介護 ること。 時 • 定 **外** 対応型 準 随 期 部に 看護 第三 時 巡 対 回 一訪問 従業 おけ 条 応 型 0 随 る研 者をいう。 兀 訪 介護看護従業者ごとに研 時 第 対 間 修を含 介護 応 項に規定 型 看護 訪 以下同 む。 問 従 介 する定期 業 護 を実 ľ 者 看 護 (指 ) に 対 施 事 又は 修 巡 定 業 計 口 地 所 実 画 Ĺ · 随 域 0 施 を 密 全 を 作 時 7 着 定 期巡 予 成 対 型 0 定 応 サ L 定

(1)

- (2)対 的 応 利 に 型 用 開 訪 者 に 催 問 介護 ï 関 ける ていること。 看 護従業者 情 報や留 意事  $\mathcal{O}$ 技 術 項 指  $\mathcal{O}$ 伝 導 を 達 文は 目 的 と 定 L 期 た会議 巡 口 を 随 定 時
- (3)断  $\mathcal{O}$ 等 定 当 を 期 該 定 指 巡 回 • 期 定 的 定 に 期 随 実施すること。 時 巡 対応型訪問介 口 • 随 時 対 応 護 型 看 訪 護 問 従 介 業 護 者 看 に 護 対 事 Ĺ 業 所 0 健 康診 全
- (4)程又介 は 護 当 修 介護 員 該 了 等 指 者 0 福  $\mathcal{O}$ 定定期巡 総数 占 祉 千 8 る割合が百 0 うち、 実務者研修修了者及び介護 口 • 随時対応型訪 介護福 分 の六十 祉 士 以 の割合が 問 介護 上 で 看 あ 職員 るこ 百 護 分 事 【基礎 0 業 兀 所 +研  $\mathcal{O}$ 以 訪 修 上問 課
- 口 (1) \$ 該 サ 当 ] す ピ ること。 ス 提 供 体 制 強 化 加算 (I) 口 次 に 掲 げ る 基 準  $\mathcal{O}$ 1 ず れ

イ

(1)

から

(3)

じまでに

掲

げ

る基

準

 $\mathcal{O}$ 

V

ず

れ

に

ŧ

適

合

す

ること。

- (2)介 員 護 等 指 福 0 定 定 祉 総 数の 期巡 士 う 実 口 5 務 • 3者研 随 介護福 時 修 対応型訪問 !修了者及 祉 士の 割 び 介 介 合 護 護 が 看 職 百 護 員 分 事 の三 基 業 礎 所 + 0 研 以 修 訪 問 課 上 介護 一又は 程 修
- ハ (1) 適 合 サー す ること。 ビス提供 体 制 強化加算』 次に掲げる基 準  $\mathcal{O}$ 11 ず れ に

者

0

占

8

る

割

合が

百分の五十以

上

であ

ること。

随 指 定定期巡 時 対応型 訪 口 問 介護看護従業者 随 時 対 応 型訪問 の総 介護 数のうち、 看 護 事 業 所 常 0 勤 定 職 期 巡 員 の回

- を作成 随 施 密 全 口 を予 着型 て 定 時 着 指 期 対  $\mathcal{O}$ 型 随 定 · 定 し Ĺ 応型 巡 サ 定 時 + 定 回 ] 期 Ì 期 対 ていること。 研 • 訪 巡 巡 ピ 応 F, 随 ス基 修 問 型 口 ス 口 介護 時 基 • • 訪 外 対応型訪問 準 随 問 準 随 |第三条 部に 看護従業者をいう。 時 介 第 時 対 護 対 心型 おける研 条 応 看 0 護 型  $\mathcal{O}$ 一訪問 兀 介護看護従業者ごとに研 訪 事 兀 第 業 問 第 が修を含. 介護看護 所 介 護 項に規定 を 項 に 看 以下同 む。) う。 規 護 従業 定 事 でする定 以 す 業 を実施 ľ 者 下 る 所 同 指 (指 )に対 ľ 指 期 定 巡 又 修 定 定 定 は 計 口 地 期 地 実 画 L  $\mathcal{O}$ 巡 • 域 域
- 期 対 応型 的 利 に 用 者に関 開 訪 催 問 介護 していること。 する 看 護従業者 情 『報や留 意事 0 技術 項 指  $\mathcal{O}$ ,導を目 伝 を目的 と 定 L 期 た会 巡 口 議 を 随 定 時

(2)

- (3) $\mathcal{O}$ 断 当該 等 定 を 期 指 定 巡 期 口 定 的 • 定 に 随 期 実施すること。 時 巡 対応型訪問 随 時 対 介護看 応型 訪 護 問 介護 従 業 者 看 に 護 対 事 Ļ 業 所 健 0 康 全 診 て
- (4)又 程 介 は 護 当 了者 介護 該 員 等 指 0) 福  $\mathcal{O}$ 定 占める割合が百分の五十以 祉 総 定 士 数 期 巡 0) うち、 実務者研 口 • 随 介時 修 護 対 |応型訪| 修了者及び介護 福 祉士  $\mathcal{O}$ 問 割 介護 上であること。 合 が 看 職 百 護 1分の三 員 事 (基礎 業 所 +研 0 修 以訪 課 上問

- 口 合 サ ì す ること。 ピ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (Ⅱ) 次 íZ 掲 げ る 基 準 0 1 ず n に Ł
- (1) 適 随 指 時 定定期巡 対応型訪問 口 • 介護 随 時 **医看護従** 対 応型 一訪問 業者の 介護 総数のうち 看 護 事業 所 常 0 勤 定 職 期 員 巡 の回

め る 合が 百 分の 六十以上であること。

- = 適合 サー すること。 イ ビス提供 (1) から(3) 体制 までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 強 化 加算』 次に掲げる基 準 . О 1 ずれ にも
- (1)以上の者の占める割合が百分の三十以上 随 指 定定 時 対応型訪 期巡 口 問 • 介護看護従業者 随 時 対応型訪問 の総数 介護看 のうち、 護 事 業所 勤  $\mathcal{O}$ 続年 定 期 数三 巡 口

一であること。

年

- 四十八 遇改善加算の基準 (2)定期巡回・ イ1)から3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 随 時 対 応型訪問介護看護費に おける介護 職 員処
- すること。 介護職員 (処遇改 善 加 算 (I) 次に掲 げ る 基 準  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 適
- (1)の見込額が介護職員の賃 改 善に関する計画 じていること。 職員処遇改善加算 金 を策 (退職手当を除 水定し、 当該計 の算定見込額を上 < 画 )の改善に に . 基 づ き適 切 要 女する費 な 回る賃金 置 を 用
- (2)町 職員処遇改善計画書を作成し、 施(1) 村長 方法その他の介護職員の処遇改善の計画等 の賃金改善に関する計画 指定定期巡回· (特別区 (T) 区長を含 随時対応型訪問 む。 当該計画に係る実施 以 下 全ての介護 介護看 同 じ。 1護事 職員に周 に届 7を記 業所 け 載した介護 期間及び実 に 知し、 出 お . . . T 1 て、 市
- (3)加 す 1 合 ること。 算による賃金改善分を除 介護職員 その内容に 当 該 ただし、 事 処 業の 遇 改善加算の算定額 継続を図るため V) 経営の て市町村長に届 悪化等により事 に介 を見直 に 相 け 護 当する賃金改善を実 出ること すことはや 職 員 業 0 0 賃 継 続 金 む 水 が を得 準 困 難な 本
- (4)に 報告すること。 業年度ごとに介護職 指定定期巡回· 随時対応型訪問 員の処遇改善に関する実績を市 介護看 護事業所に お 町 1 て、 村 長

8 る割 合 が 百 I分 の 六十以上であること。

- 適合 (2)サー イ (1) すること。 ビス提供 から(3) 体制 までに掲げる基準のいずれにも適 強 化 加 (II) 次に掲げる基準 0 合 いず すること。 れ に ŧ
- (1) 随時対応型訪問 指 定 定期巡 口 • 介護看護従業者の総数のうち、 随 時 対 応型 立訪問 介護看護事業所 勤 0 続年 定 期 数三 巡 口
- 二十九 (2)イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。 定期巡回・ 随 時 対 応型訪問 介護看護費に おける介護職 員 処
- 遇改善加算の基準

イ 次に掲げる基準 介護職口 員処遇 0 改 いずれにも適合すること。 善 加 算 (I)

- (1) 改善に関する計 の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃 講じていること。 介護職員の賃金 画 を (退職手当を除く。)の改善に要する費 策定し、 当該計画に基づき適 切 な 置 金 用
- (2)職員 施方法その他の介護職員の1)の賃金改善に関する計画 指定定期巡 処遇改善計 長 (特 別 回 • 区 画書を作成し、 0 区長を含む。 随 時 対 応型訪問介護看護事業 処遇改善の計画等を記 当該計画 全ての介護職員 に届け出て に係 る実施 いること。 に周 所 問知し、市 期間及び実 に お て、
- (3)すること。 介 護 職 員 処 遇 改 善加 算の 算定額 12 相 当する賃金改善 を 実 施
- (4)特別区 業年度ごとに 指 定定 期 0) 区長を含む。 巡 口 介 護 随 職 時 員 対応型訪問介護看護事業所 )に報告すること。 0 処遇改善に関する実績を市 に お 町 1 村 て、 長

- (5)せられていないこと。 険法その 者災害補償保険 算 定 日 他 が の労働に関する法令に違反し、 属 する月 法、 0 最低賃金法、 前十二月間 において、 労働安全衛生法、 罰金以 労働 Ŀ 基 0) 準 刑に処保
- (6)当該指定定期巡回· 労働保険料の納付が適正に行われていること。 随時対応型訪問介護看護事業 所 に お 1
- (7)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- $\left( \longrightarrow \right)$ (介護職 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件 「員の賃金に関するものを含む。)を定めているこ
- に周 一の要件について書面をもって作成 知していること。 Ĭ, 全ての 介護 職 員
- $(\Xi)$ 該計画に係る研修の 介護職員の資質の向上の支援に関する計画 実施又は研修 の機会を確保しているこ を策定し、 当
- (四) 回について、 全ての介護職員に周 知 していること。
- (8)のを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全に実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するも ての職員に周知していること。 平成二十 七 年 匹 月から20の届出 の日の属する月の前月まで
- 口 すること。 介護職員処遇改善加算① 次に掲 げ る基 準 0) V ず れ に ŧ 適
- (1)イ(1)から (6)じまでに 掲 げる基準に 適合すること。
- 次に掲げる基 準の いず れかに適合すること
- 次に掲げる要件の 全てに 適合すること。
- ること。 (介護職員の賃金に関するものを含む。 介護職員の 任用の 際 にお ける職責又は職 )を定め 務 内 容等の 要

- (5)せられていないこと。 険法その他 働者災害補 算 日 が 償保険法、 属 の労働に関 する月 0 最低賃金法、 する法令に違反し、 前 十二月間にお 労働安全衛 いて、 罰金以 労働 生法、 上 基 一の刑 準 刑に処果法、労
- (6)当該指定定期巡回· 労働保険料の納付が適正に行われていること。 随 時対応型訪問介護看護事業 所 に お 1
- (7)次に掲げる基準の 1 ずれかに適合すること。
- a 次に掲げる要件の全てに適合すること。 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等
- ること。 件 (介護職員の賃金に関するものを含む。 )を定め て 0 い要
- b 員に周 aの要件について書面をもって作成 知していること。 Ļ 全 ての介護 職
- 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a ること。 当該計画に係る研 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定 修の実施又は研修の機会を確保し てい
- (8)を除く。)及び当該 実施した介護職員の処遇改善の内容 平成二十年十月から20の届出の日の属する月の前月までに b a について、 全ての 介護職員の処遇改善 介護職員に周知 (賃金改善に関するもの に要した費用を全て して いること。
- 0 職員に周知していること。

b 員 a 周 0 知 要 件につ て 1 ること。 V て書 面 を ŧ って 作 成 L 全 7 0 介 護 職

次に 掲 げ る 要 件 0 全てに適合すること。

当該計画 介 護 職 員 0 係 る研 資 質 修  $\mathcal{O}$ 向  $\mathcal{O}$ 実 上 施  $\mathcal{O}$ 支援に 又 は 研 修 関 0 す 機 る 会を 計 画 確 を 策定し、 保して

b a に 0 1 て、 全て 0) 介 護 職 員 に 周

L

7

(3) $\mathcal{O}$ に て を除 0) 実 平 成二 職 施 員に L + た 周 介 年 知 護  $\dot{+}$ 及 び 職 月 当 員 カン 該  $\mathcal{O}$ 5 介護職員 1 処 遇 (2)改善 0 届  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 出 処 内  $\mathcal{O}$ 遇 容 日 改 0 養に 賃 属 知 す 金 要 る月 改 し 善 た費用 ること。 0 関 前 次するも 月 7まで を全

ず 合すること。 介護職員 れ にも適合し、 (処遇改 かつロ(2) 要加算(1) がつロ(2) で イ(3) (3) (は)(1) に掲げる る ま でに 基 準 の掲 げる基 1 ず れ 準 か . О に 適 V

ず れにも適合すること。 介護職員処遇 改 善 加 算 (IV)1 (1) カゝ 5 (6) ま でに 掲 げ る 基 準  $\mathcal{O}$ 11

四 十九 基 夜 間 対応型訪 問介護費に お ける二十 兀 時 間 通 報 対 応 加 算 0)

イ 日 要な人員 中に お を確 V てオペレー 保していること。 ションセ ン ター サ ] ピ スを行うた  $\otimes$ 12

口 合に 保し、必要に応じて指定訪問介護が実施されること。 利用者からの通報を受け、 連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する 緊急  $\mathcal{O}$ 対 応 が 必 要と認 8 体 5 制 れ を る 確 場

ること。 利用者の 日 中に おける居宅サー F, スの利用 状 況等 を 把 握 L て

応 利用  $\mathcal{O}$ 内容につ 者か 5 11  $\mathcal{O}$ て記録を行 通 報に 0 V て、 0 て 通 いること。 報 日 時、 通 報 内 容、 具 体 的

対

五.十 基 イ 夜 間 対応型訪 ピ ス 提 供 問 体 介護 制 強 (費におけるサー 化 加 算 (I) イ 次に ピ 撂 ス げ 提 る基 供 体 準 制 . О 強 化 1 ず 加 れ 算  $\mathcal{O}$ 

サ

ĺ

ず すること。 んにも さ 介護 職 適 員 合 処 こし、遇改 改 か善 つ加 (7) 算 又 (11) は (8) に (1) 掲げる から 06までに る基 準  $\mathcal{O}$ 11 掲げる基 ず れ か に 準 適 0 合 1

口

れにも適合すること。介護職員処遇改善加質 算 (III) (1) から (6)ま で に

掲

げ

る

基

準

 $\mathcal{O}$ 

1

基

ず

夜間 対 応型訪問 介護 費に お ける二 + 兀 時 間 通 報 対 応 加 算 0)

イ 必要な人員 日 中に お を 1 確 て 保し オ ペレー ていること ・ション セ タ 1 サ ĺ ピ スを 行う た  $\Diamond$ に

口 保し、 合に連携 利用者からの通報を受け、緊急の 必要に する指 応じて指定訪問介護が実施されること。 定訪問介護事業所に速やかに連絡 対応 が 必 要と認 する 8 体 5 制 れ を る 確場

いること。 利用者の 日 中 に おける居宅サー ビスの利用 状 況 等 を 把 握 L 7

応 利用者 の内 . 容に から ついて記  $\mathcal{O}$ 通 報 録を行っ に 0 *\* \ て 通 いること。 報日 時、 通 報 内 容、 具 体 的 対

三十  $\mathcal{O}$ 基 潍 夜間対応型訪問 介護 費に おけるサー ピ ス 提 供 体 制 強 化 加 算

1 サ ĺ ピ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (I) 次に · 掲 げ る基 準 0) い ず れ に

ŧ 適合すること。

- して いること。
- (2) (1)部に 護員等ごとに研修計画を作成し、 基 を いう。 準 指定夜間対応型訪問介護事業所夜間対応型訪問介護費⑴を算定 お 第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問 ける研 以下同じ。)の全ての訪問介護員等に対 修を含む。)を実施又は 当該計画に従い、 (指定 実施 地 を予定 域 密着 介護事 į L 研修 ーサー ているこ 訪問 業所 ピ **外** 介 ス
- (3)意事 る すること。 利用 訪問介護 ・項の伝 者に 員等 達又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所に 関する情報若しくはサービス提供に当たって  $\mathcal{O}$ 技術指導を目的 とし た会議 介護事業所におけ を定 期 的 に 開催 0 留
- (4)に 対し、 当該指定夜 健 康診 間 断等を定期的に実施 対応型訪問介護事業所 すること。  $\mathcal{O}$ 全て 0) 訪 問 介 護 員 等
- (5)の占める割合が百分の六十以上であること。福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四 当該指定夜間対応型訪問介護事業 介護福祉士の占める割合が百分の四十以上又は介護 所 の訪問介護員 研 修 課 程修 等の 了 総 数
- 口 t 適 サ 合すること。 ビス提供 体 制強 化加算(I) 口 次に掲げ げ · る 基 準 0 しい ず れ
- (2) (1) $(\dot{1})$ から (4)までに 適合するも  $\mathcal{O}$ であること。
- ち、 める割合が百分の五十以上であること。 士 指 介護福 定夜間 実務者研 祉 対応型訪問介護事業所 修  $\pm$ 修了者及び介護職員基礎 0) 占める割合が百分の三十以 0 訪 問 介護 研 修 課 上 員 程修 文は 等 0 了者 介護 総 数の 福祉 0 う
- サー 適合すること。 ビス提供体制強化加算ミイ 次に掲げ `る基 準 0) 1 ず れ に
- (2) (1) \$ 夜間 対応型訪問介護費団を算定していること。
- 4) ĺ イ (2)ピ かららまでに適合するも ス提供体制強化加算① 口 0) 次に掲げる基準 であること。 (T)

V

ず

れ

(2) (1) 適 合 すること。

- 介 護 **費**(I) を算定 して いること。
- 部に 護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従 を 基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問 指定夜間対応型訪問の いう。 おける研修を含む。)を実施又は実施 以下同じ。)の 訪問 介護 全ての訪問介護員等に対し、 **喀事業所** (指定地域密着 を予定して い、研修 介護 型サ いるこ 訪問 事 ĺ **外** 業 ピ 介 所 ス
- (3)る訪問・ すること。 意事 利用 ず項の伝達で利用者に関い 介護 員等の .達又は当該指定夜間対応型訪問.関する情報若しくはサービス提! 技術 指導を目 的 とし た会議を定 供に当 介護事業所 期 た って 的 に に 開 お  $\mathcal{O}$ 催 け留
- (4)に 当該指定立 対し、健立 夜間 康 診 断 対 等を定期 応 型 訪 問 がに実施すること。 介護事業所  $\mathcal{O}$ 全て 0 訪 問 介 護 員 等
- (5)のうち、 の福 祉士、 当該指定夜間 める割合が百分の五十以上であること。 介護福 実務者研修修了者及び介護職員基礎研 □社士の占める割合が百分の三十以上□対応型訪問介護事業所の訪問介護員 修 課 一又は 程 等 0 修 介護 総 了 数

- 口 サー 合 すること。 ピ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (II)次に 掲 げる基 準 0 1 ず れ t
- (2) (1) 適 夜間 対応型訪問 介護 費
  ●
  を算
  していること。
- イ (2) かららまでに適合するものであること。

も適合すること。

- ② イ(1)から(4)まで及び口(2)に適合す(1) ハ(1)に該当するものであること。
- 五. 十 夜 間 (1)対 カゝ 応 5 型 (4)訪 ま 問 で 及 介 護 び 費に 口 (2)お に け 適 る介 合 す 護 る 職 ŧ 員 0 処 で 遇 あ ること。 改 善 加 算 0 基

<u> 1</u>

第四十八号の規定を準用する。

五. + =  $\mathcal{O}$ 基 認 知 症 対 応 型 通 所 介 護 費に お け る サ ピ ス 提 供 体 制 強 化 加

Ł サ 適 1 合 す ビ る ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (I) 1 次に 掲 げ る 基 準  $\mathcal{O}$ 11 ず れ に

(1) 支 域 る 施 生 域 介介 知 定 の知 着 併 域 援 密 護 設 又 密 設 活 護 症 地 総 症 設 単 七 着 予 子 備 サ は 介 以  $\mathcal{O}$ 対 域 数 対 型 型 ] 地 + 下 方 防 防 応 密 を 応 共 指 型 型 共 共 介 域 法 介 サ 認 着 型 用 サ 定 事 ピ 定 護 指 共 型 密 地 業 に 護 用 用 ス 型 認 ] 第 ] 知 通 同 基 老 着 域 関 サ 型 指 所 定 予 ピ 症 す 所 知 ピ 設 型 生 指 密 項 地 す 防 ス 対 1 る 介 準 症 ス 型 定 福 特 いに る 活 指 基 着 域 サ  $\mathcal{O}$ 応 ピ 定 護 第 認 対 指 基 う。 密 事 型 祉 定 型 規 1 介 ス 認 事 兀 準 定 知 応 定 定 着型 基 施 サ 準 ピ 業 共 護 認 業 + 第 認 施 知 症 型 設 以 す ス 同 事 準 症 設 伞  $\mathcal{O}$ 知 所 五. 対 通 兀 知 Ś に 業 ( 指 を ピ 下 介 人 生 第 症 対 を 条 応 所 +症 指 護 成 員 所 11 ス 同 係 活 九 対 応 第 型 介 対 う。 条 う。 基 じ。 定 定 予 + る 介 を 十 応 型 通 護 応 地 準 介 防 八 介 設 護 11 条 型 通 項 事 第 型 所 う。 域 以 第 護 サ 年 護 備 事 第 共 所 以 に 介 業 通 密 下 予 1 厚 予 業 同 介 下 規 護 百 及 所 項所 防 以 項 着 同 九 指 防 ピ 生 び 所 生 護 同 定 事 を に 介 型 下 に 事 規 ľ 定 認 ス 労  $\mathcal{O}$ 運 活 じ す 業 護 る 指 規 う。 地 基 働 た 営 同 業 所 定 事 知 介 ľ 共 域 症 準 省 8 並 定 定 護 所 す 業 1  $\mathcal{O}$ 又 項 密 対 令  $\mathcal{O}$ び 地 す 事 用 以 ピ に る 所  $\overline{\phantom{a}}$ は に 応 لح 効 に る 業 型 単 ス 着 域 あ 介 下 第 定 ٧, 指 基 規 型 型 果 指 密 所 護 指 指 0 指 地 同 独 十六 共 う 的 定 着 指定 て 準 定 特 職 じ 型 定 定 定 域 定 定 認 す 同 な 型 地 員 は 認

> 一 十 二 夜 間 対 応 型 訪 問 介 護 費 に お け る 介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 0 基

準

第二十九号の規定を準用する。

三 十 三 0 基 進 認 知 症 対 応 型 通 所 介 護 費 E お け る サ 1 ピ ス 提 供 体 制 強 化 加

イ 適 合 サ Ì す るこ ピ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (I) 次 (Z 掲 げ る 基 準  $\mathcal{O}$ 11 ず れ に ŧ

(1) 域 施 支域介介知定 の知 着 併 域 る 生 第 援 密 又 指 設 活 護 護 症 地 設 総 症 型 設 密 単 備 は 七 以 着 予 予 対 域 数 対 サ 型 独 定 介  $\mathcal{O}$ (指 共 地 + 下 方 型 防 防 応 密 ] 指 型 を 応 (共 型 介 域 法 介 サ 認 型 着 共 用 サ 定 事 条 ピ 定 護 密 指 護 共 型 用 Ì 地 業 第 に ] 知 用 通 ス 型 認 老人福 着 関 同 サ 型 基 域 所 定 予 ビ 症 す 所 指 知 ピ 設 型 項 ス ] る 密 を 地 す 防 対 生 指 介 進 症 ス 型 定 特 着 1 に 域 る サ  $\mathcal{O}$ 応 活 ピ 指 護 第 認 基 定 対 指 う。 密 1 型 ス 祉 定 型 規 基 事 介 認 事 兀 定 知 進 応 定 施 共 基 サ 定 着 準 業 護 認 業 + 施 ピ 知 型 第 認 症 とする指: 型 設 以 ス 同 事 潍 1 知 設 平  $\mathcal{O}$ 症 所 五. 対 通 兀 知 介 に 生 業 ビ 下 人 第 症 条 + を 対 を 応 所 症 員、 護 指 ス 同 成 活 九 第 係 所 対 応 型 介 対 う。 う。 定地 基 ľ 定介 型 条 予 + る 介 を +応 通 護 応 防 型 準 条 項 設 護 八 介 11 通 所 事 第 型 域密 護 う。 第 共 以 第 サ 年 護 備 事 所 以 介 業 诵 規 下 予 ] 厚 予 及 業 同 介 下 護 所 項所 百 着 同 九 指 防 ピ 生 防 び 所 以 項 生 護 同 定 事 を に 介 U. する 型 ľ, 条 定 認 ス 労  $\mathcal{O}$ 運 下 に 活 事 業 規 護 う。 地 知 基 働 た 営 指 同 規 介 業 所 定 事 Ì 域 症 準 省 め 並 定 ľ 定 護 所 共 す 業 ピ 又 項 密 対 令 0) び 地 す 事 に  $\mathcal{O}$ 用 指 以 る 所 ス は に 着 応 と 第 効 に 域 る 業 あ 介 型 下 単 定 V 基 指 規 型 型 果 指 密 指 所 0 護 指 同 指 地 独 う。 準 特 共 +的 定 着 指 て じ 型 定 定 定 職 定 域 定 戸 六 型 定 認 員 す 定 な 地 認 密 は 地

百 1 う。 + 福 祉 条 士 以 0) 下 占 同 項 め ľ に る 規 割 定 0) す 合 á が 介 百 護 指 分 職 定  $\mathcal{O}$ 員 地 五.  $\mathcal{O}$ 域 +総 密 以 数 着 を含 型 上 で 介 あ 護 む ること。 老 人 0) 福 j 祉 Ś 施 設

(2)該 当 通 L 所 介護 な いこと 費等 算 定方法第 六号 に 規 定 す る 基 準 0) 1 ず n に ŧ

口 t 適 + 合 1 す ピ 、ること。 ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (I) 口 次 に 掲 げ る 基 準  $\mathcal{O}$ 11 ず れ

(1) 型 畄 指 介 護 独 定 認 型 福 祉 知 士 症 併  $\mathcal{O}$ 対 設 型 占 応 型 8 指 る 通 定 割 認 所 介 合 知 が 護 症 百 事 対 分 業 応 0 所 型 兀  $\mathcal{O}$ 通 + 介 所 以 護 介 上 護 職 で 員 事 あ 業 0 ること。 総 所 数 又 は 0 う 共 用

(2)サ 1 1 ピ (2)ス 提 該 当 供 体 す るも 制 強 化  $\mathcal{O}$ で 加 あ 算 (II)る 次に 掲 げ る 基 準  $\mathcal{O}$ 11 ず n

に

Ł

口

適

合

す

ること

(1) う。 施 護 型 密 九 共 定 着 司 症 対 介 対 条に 同 応 地 型 指 設 老 生 対 応 護 単 生 型 介 活 応 型 入 定 域 を 定 独 所 規 活 共 密 護 型 利 施 サ 介 通 認 型 者 指 定 介 同 着 護 設 1 老 共 所 用 知 祉 • 生 す 護 生 型 同 定 人 事 介 者 症 併 条 入 ピ 活 第 居 ス 活 サ 福 業 に 設 地 る 生 護 対 設 (指 介護 介 1 者 基 域 指 活 事 型 入 祉 所 直 応 生 潍 護 介 業 項 所 密 定 定 指 ビ 施 接 型 者生 をいう。 着 介 地 を ス に 活 第 護 設 指 所 提 通 定 介護 護予 基 規 型 域 事 百 1 定 供 認  $\mathcal{O}$ に 所 然定するだ 密 . う。 指 潍 活 九 特 地 業 あ す 介 知 る職 条 第 定 防 着 定 護 介 を 域 所 0 症 て 護 第 施 認 八 認 密 1 型 事 対 う。 を 直 +着 員 指 設 知 介 知 指 は 業 応 (指 定 項 入居 症 護 指 九 症 型 定 0 所 型  $\smile$ 接 地 に 対 予 定 条 対 特 介 設 総  $\mathcal{O}$ 定 通 提 域 又 規 者 応 防 介 に 応 定 護 備 数 指 地 所 供 は 定 生 型 護 規 型 密 域 サ 施 予 を 定 介 (共 す 活 共 ] 予 定 共 防 共 密 指 す 設 認 護 る る 同 す 同 型 着 定 介 F. 防 又 認 用 用 事 知 職 介 指 る 地 護 生 ス 認 生 は す 業 知 症 基 指 る 員 護 サ 域 活 活 指 症 指 所 定 知 対 指 0 老 1 密 介 準 指 応 地 症 定 対 又 介 定 定 認 護 応 認 総 ピ 着 域 定 護 第 対 地 型 は 定 福 型 密 地 を 応 型 ス 六 域 認 知 知 通 共 指 共 基 介 着 域 十 型 密 症 知 症 用 11 所

> 介 を 百三十 護 い う。 福 祉 条 士 以  $\mathcal{O}$ 下 占 同 項 ľ 8 に る 規 割 定 0) 合 す が 介 る 護 指 百 分 職 定 0 員 地 兀 の域 1 総以数 密 数 着 上 を 型 であ 含 介 to 護 ること。 老 人 0) 福 う 祉 ち、 施 ŧ 設

(2)該 当 通 L 所 介護 な V 骨等算 こと 定 方 法 第 六 号 に 規 定 す んる基準 0) い ず れ に

(1) 適 合 サ Ì す ること ピ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (I)次 に 掲 げ る 基 準 0 1 ず n 12

型 八 認 密 て職 護 い第 施認 定 介 +は、 設 知 介 知 着 指 員 認 護 指 単 (指 項 入居 症 護 指 九 症 型 定  $\mathcal{O}$ 知 独 定 条に 定 に 対 予 対 特 介 設 総 症 認 型 定 地 規 者 応 防 介 応 定 護 備 数 対 又 定 知 は 生 型 サ 護 規 型 施 域 定 予 を 応 地 症 (共 密 指 す 活 共 ] 予 定 共 設 防 共 型 域 対 設 着 定 る 同 防 す 同 又 用 用 介 ピ 認 通 密 応 型 型 地 ス る は 型 指 護 生 認 生 知 す 所 型 指 着 サ 基 指 る 域 定 活 知 活 指 症 指 介 型 (指 通 定 密 潍 指 地 介 症 定 介 対 護 ナ 定 定 所 認 第六 護 対 認 地 ピ 着 域 護 応 認 定 定 を 介 知 ス基準第 型 密 型 認 地 を 応 知 域 知 (指 11 ピ 護 症 介護 密着型 着型特 + 症 共 う。 型 域 症 知 ス 事 対 . う。 密 共 同 九 対応型共 症 基 定 対 業 応 老 条 同 生 着 地 進 対 応 所 型 生 応型 型 を 百三十 定 型 域 介 活 第  $\mathcal{O}$ 通 福 密 規 施 サ 活 護 介 通 利 兀 指 所 同 共 祉 設 1 指 定 介 着 老 護 所 用 + 定 介 条 施 入 ピ 定 す 護 生 型 人 事 同 介 者 認 護 設 居 ス 地 る 活 サ 福 業 生 護 に 知 事 入 者 基 域 指 指 介 ] 祉 所 活 事 直 症 業 項 所 生 準 密 定 定 護 ピ 施 介 業 接 規 対 所 に 者 活 第 着 介 地 を ス 設 指 護 所 提 定 応 又 生 介 百 護 域 11 基  $\mathcal{O}$ 定 事 に 供 す 型 は う。 定 活 護 九 特 予 密 準 指 業 あ す る 共 地 通 す 防 第 域 0 る 用 を 条 定 着 定 所 介 所

の三十以上であること。含む。)のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分

(2) イ(2)に該当するものであること。

基準 五十三 認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算の

第四十八号の規定を準用する。

介護の基準
五十四 短期利用居宅介護費を算定すべき指定小規模多機能型居宅

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

模多機: 護事業所をいう。 基準第六十三条第 指 定小規模多機 能型居宅介護事業所の 以下 能型居宅介護事業所 同じ。 項に規定する指 登録定員未満であること。  $\mathcal{O}$ 登録者の数が 定小規模多機能型居宅介 (指定地 域 当該指定小規 密着型サービ

と認めた場合であること。

と認めた場合であること。

支援事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と

生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得 合は十四日以内)の利用期間を定めること。 利用の開 始に当たって、 あらかじめ七 日 以 な 内 ļ, (利用 事 情がある場 者  $\bar{O}$ 日常

宅介護費の注4を算定していないこと。 ・ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が小規模多機能型居

五十五 小規模多機能型居宅介護費における訪問体制強化加算の基

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。)を直接提供する職員の総数を含む。)のうち、勤続年数三る指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。

三十四 認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改治 (2) イ(2)に該当するものであること。

第二十九号の規定を準用する。

(新設)

ピ 基準第六十三条第 事業所をい 上 スをいう。 域 指定小規模多機 密着型サー 配置していること。 う。 以 下 ビス基準第六十三条第 同じ。 能型居宅介護事業所 以下同じ。 項に規定する指 0 提供に当たる常勤 が提供する訪問 定 (指定地 項に規 小規模多機 サー 0 定する訪問サー 域 従業者を二名 密着型サービ -ビス 能型居宅介 (指定

口 保に関 第二十 模多機 都道 条第 算定する登録者に対する延べ する者の占める割合が百分の五十以上であって 規定するサ 第百三十三号) 事業所と同 であること。 二百 登 算 府県 定日 録 口 はする法 項に -条 の 以上であること。 能 者 0 知 型居宅介護事業所における延べ が 総数の 規定 六に規定する軽費老人ホ 事 ] 属 律 建 する月における提供回 0 ピ 物に 登 ス する有料老人ホー 第二十条の 平 うち小規模多機能型居宅 一録を受けたものに限る。 付き高齢者向け住宅であ 成十三年法律第二十六号) 集合住宅 ただし、 四に規定する養護 訪問回数が一月当たり二百回 (老人福祉 指 ム又は高 数につい 定小規模多機 ム 若 訪 法 介護 って しく 齢 問 昭昭 殴老人ホ て、 を併設する場合は 者 口 費の 同 第五条第 は 和 数 0) 項に規定する 居 同 三十八 能 が 当 か 法第一 住の安定確 ] 型 該 イ(1)を算定 ム 居宅介護 月当たり 指定小規 八年法律 イ(1)を 十九 以上 項に 同法

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

応じ、 域密着型サー 能型居宅介護計画をいう。 他 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境 の関係者が共同し、 随時、 ビス基準第七十七条第一 介護支援専門員 小規模多機能型居宅介護 以下同じ。 看護 師、 項に規定する小規模多機 の見直しを行っている 准看護 師 計画 介護 0 (指定地 殴職員そ 変化に

ロ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的

地 域 住 民等 との 交流 がを図 ŋ 利用者 の状態 12 応じ 7 地 域 0

イ も適合すること。 サー - ビス提 供 体 制 強 化 |加算(|) 1 次に掲 げ る 基 準  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に

- (1)又 修 下 は 居宅介護従業者 計画を作成し、研修 同 指定小規模多機能 項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。 じ。)に対し、 実施を予定していること。 (指定地域密着型サー 小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研 型居宅介護事業 (外部に おける研修を含む。 所 0) ビス基準第六十三 全 ての 小規 )を実施 模多 機 以 条
- (2)していること。 利 宅介護従業者の 用 者に関する情報や留意事項 技術指導を目的 とし の伝達又は た会議 厳を定期 小規模多機 的 能 開 型 催
- 該当しないこと。
  ④ 通所介護費等算定方法第七号に規定する基準のいずれにも
- 口 t 適合すること。 ] ビス提供体 -制強 化 .加算(I) 口 次に 撂 げ る基 準 0) V ず れ
- (1)数のうち、 介護従業者 指定小規模多 介護福祉士の占める割合が (看 護師又は准看護師 機 能型居宅介護事業 であ 所 るも 百分の四 0 小 0 規 模多 を 十以上である 除 機 能 型 0) 居 宅
- (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。

三十五 加 算の 基 小規 淮 模多 機 能 型居 宅介護 (費におけるサー ピ ス 提 供 体 制 強 化

適合すること。 サー - ビス提 供 体 制 強 化 加 算 (I) 次に . 掲 げ る基 準 0) 1 ず れ に Ł

イ

(1)

- 同じ。)に対し、 は 計画を作成し、研修 居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第 宅介護事業所をいう。 一項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。 ピ 実施を予定していること。 ス 指 基準 定 小規 第 **戍模多機** 六 + 三条 小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修 能 第 型 (外部に 居宅介 以 下同 項 E ľ 護事 おける研修を含む。)を実施 規 定する指 業  $\mathcal{O}$ 所 全ての小規模多機 指 定 小 定 規 地 模多機 域 密 着 能 型 以 下 能 型 サ 又 型 居
- していること。 目宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催② 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型
- あること。 の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上での総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上で居宅介護従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型
- 該当しないこと。
  ④ 通所介護費等算定方法第七号に規定する基準のいずれにも

- 適合すること。 サー ビス提 供 体 制 強 化 |加算(I) 次に掲げ る基 準 (T) 1 ず れ に ŧ
- (1) 十以上であること。 介護従業者の総数のうち、 指定小規模多機能型居宅介護事業所 常勤職員の占める割合が 0 小規模多機 百 能 一分の六 型居 宅
- イ1、2及び4に該当するものであること。
- 適合すること。 サー ビス提供体制強化加算回 次に掲げる基準 0 7 ずれ に
- (1) 介護従業者の総数のうち、勤続年数三年以上の者 指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居 が百分の三十以上であること。 0 占め る割 宅
- イ(1) 、22及び41に該当するものであること。

五十八 の基準 小 規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改 善 加 算

削 除

第四十

·八号

0

規定を準用する。

口 適合 サー すること。 ピ ス提 供 体 制 強 化 加 算(I) 次に掲げる基準 0 V ず れ

に

ŧ

- (1) 介護従業者の総数のうち、 指 定小規模多機 能 型居宅介護事業所の 常勤職員の占める割 小規模多機 合が 百 能 分の 型居 六 宅
- 十以上であること。 イ(1) 、22及び41に該当するものであること。
- 適合すること。 サー ビス提供体制 強化加算Ⅲ 次に掲げる基準  $\mathcal{O}$ いずれ に ŧ
- (1) 介護従業者の総数のうち、勤続年数三年以上の者 合が百分の三十以上であること。 指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居 0 占める割 宅
- (2)イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。

三十六 小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改 善 加

算

の基準

第二十

九

号

の規定を準

用する。

一十七 ビス、 認知症専門 施設サー ビスを除 介護福 認 知症 ビ ケア ス(認 祉 対 加算 施 応型共同 此知症病 及び介護予 設サ 0 基準 ] 棟を有する病院における介護療養施設サ 生 ピ こス、 活 介護 防認知症対応型共同生活介護に 介 護保健施設サ 地 域密着型介護 ピ ス 福 祉 介護療養 施 設サ 係 る

- ること。 認知症専門ケア加算(1) 次に 掲げる基準  $\mathcal{O}$ V ず れ にも 適 合す
- (1)数のうち、 行動が認められることから介護を必要とする認 事業所又は 「対象者」という。) 日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは 施設に おける利 の占める割合が二分の一以上であ 用者 入所者又は 入院 知症の者 患者 0 。 以
- (2)象者の数が二十人以上である場合にあっては、 者の数が二十人未満である場合にあっては、 認 知症 介護に 係る専 菛 的 な研修を修了し 7 る者 ーに 以 上、 を ī該対 該対 対 象

強

うち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数の

該当しないこと。② 通所介護費等算定方法第八号に規定する基準のいずれにも

うち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数の

イ2)に該当するものであること。

実施していること。
えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを
えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを

していること。 る留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関す

(1) イの基準のいずれにも適合すること。

を実施していること。
一名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等一名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等

(3)知症 を実施又は実施を予定していること。 当該事業所又は ケアに関する研 施設における介護職員 修 計画を作成し、 当 該計 看 画 護 に 職 従 員ごとの 研 認 修

体

制

強

イ 適合すること。 サービス提供 体 制 強 化 加 (I) 次に掲げる基 準 0) いず れ に ŧ

うち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数の

該当しないこと。
② 通所介護費等算定方法第八号に規定する基準のいずれにも

に

Ł

- ること。総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上である、指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の
- | ② イ②に該当するものであること。
- の三十以上であること。
  員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分1)指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職
- ② イ②に該当するものであること。

の基準の基準同生活介護費における介護職員処遇改善加算

第四十八号の規定を準用する。

六十 供 制 強 地 化 域 加 密 第の基 着型 特定施設入居者生活介護費にお 準 けるサー ・ビス 提

- (1)合が百 下 百九条第一 指定地域 同 ľ 分の六十以上であること。 項に 0) 密着型特定施設 介護職員の 規定する指定地域密着型 総数のうち (指 定 地 域 介護福 密 特定 着 型 祉 施 サ 士 設 0) を ピ 占め ス いう。 基準 る割 第
- 該当しないこと。
  ② 通所介護費等算定方法第九号に規定する基準のいずれにも
- 社士の占める割合が百分の五十以上であること。 (1) 指定地域密着型特定施設の介護職員の総数のうち、介護福
- 2 イ2に該当するものであること。
- 適合すること。 ハ サービス提供体制強化加算(E) 次に掲げる基準のいずれにも

- (1)ること。 総数のうち、 指定認 知症 常勤職 対応型共同生活介護事業所の看護 員 0 占める割合が百分の七十 世五以上 上 職 ーであ 員 0)
- (2) イ(2)に該当するものであること。
- 適合すること。 かービス提供体制強化加算皿 次に掲げる基準のいずれにも
- の三十以上であること。 員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分1 指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職
- 三十九 認知症対応型共同生活介護費における介護職 ② イ②に該当するものであること。

員処遇改

善

加

第二十九号の規定を準用する。算の基準

(1)勤 指 職 定 員 地 域  $\mathcal{O}$ 占め 密 着 る割 型 特 合が 定施設の看護 百分 の七十 五. 介 以 護 職 上 員 で あ 0 ること。 総数のうち

(2)イ (2) (2 該当 す るものであること。

適 合 サ すること。 ピ ス 提供 体 制 強 化加算圖 次に掲げ る基 準  $\mathcal{O}$ い ずれに

(1)4)  $\mathcal{O}$ 施 + 設 総 指 入居 数 定 以 ピ ス基 上 0 地 うち、 者 で 域 あること。 生 準 密 第 活 着 百九 介護を 型 勤 続年数三 特 条第 定施設 いう。 入居者 年 項 以 に 規 上 を 入居 0 定 生活 者 す 0 者 る 介 占 に 指 護 8 直 定 る割合が百 指 接 地 提 域 定 供 密 地 す 着 域 の職員 密着型 型 分の 特定

(2)1 (2) 該当するものであること。

六十一 遇 改善 地域密着型特 加 算の 基 定施設入居者生活介護費に おける介護 職 員 処

第四 + 号の 規定を 準 用する。

六十三 拘 東廃止未実施減算の 地域密着型介護老人 基 福祉 施設入所者 生 活 介護に おける身 体

二条第七 定地域密着型サービス基準第百三十七条第五項 項に 規定する基準に適合していな 又 は 第百六十

者受入加算の サー 兀 ビス及び介護保健施設サー 地 域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 基準 ビスにおける若年 ·性 認 介護福 知症 入 祉 施 所

+ 号の 規定を 準 ·用する。

六十 設 サー 五. ・ビス、 地 域密着型介護老人福祉施設入所者生 介護保健施設サービス及び介護療養施設 活介 護、 サー 介護 ・ビス 福 祉 施

おける栄養マネジメント加算の基準

次に掲げる基準 (T) V ず れにも適合すること。

勤 0 管 理 一栄養 士 を 名以 上配置して いること。

理 栄養士、 入所 0) 者又は入院 栄養状態を施設入所時又は入院時に 歯科医 患者 師 看護師 (以下この号におい 介護支援専門員その て 把 一入所者 握 l 他 等」 0 医 職 師 種

> + 地域密着型 特 定 施 設 入居者生活介護費にお ける介護 職 員 処 遇

改 加 算の基 進

+

· 九 号

0)

規

定

を

準

甪

でする。

兀

四十 地域密着型介護 福 祉 施設サー ビスに おける身体 拘 束 廃 止 未

実施減算の基準 指定地域密着型サー ビス基準第百三十七条第五 項 又 は 第百 六

+

二条第七項に規 定する基 準に 適合していないこと。

四 十 二 の基準 及び介護保健施設サー 地域密着型介護福祉施設サービス、 ビスにおける若年性認知症 介護福 入所者受入 祉 施 設 サー 加 ピ 算 ス

第 十二号 0) 規 定 を 準 用 す

兀 十三 ネジメント加算の基準 護保健施設サー 地域密着型介護福 ビス及び介護療養施設サービスに 祉施設サー ピ -ス| 、 介護福祉 施 おけ 設 サ る栄養 ピ ス

者 慮 が L 共 た栄 同 して、 養 ケ 7 入 計 所 者 画 を作 い等ごとの 成 L 摂 て 食 1 ること。 嚥 下 機 能 及 び 食 形 態 に ŧ

もに、 所 者 等ごとの 所 者 等 栄  $\mathcal{O}$ 栄養状 養 ケ ア 態 計 を定期 画 に 従 的 V 栄養管 に 記 録 理 7 を 行 1 って ること V . ると

必 所 者 等 ごと 該  $\mathcal{O}$ 計 栄 養 画 ケ ア 直 計 L 画 7 0 進 ること。 捗 状 況 を 定 期 的 に 評 価

ホ ) 及び イ ŧ 設 に 兀 のに 要に であって医師 厚生労働 뭉 通 第六十 (看 所 第九 介護 応じ おける医 護 十八 大臣が て当 職 費等算定方法第十号、 八 号 員 号において読み替えて準用する第四 師 0 0 口 定める地域に所在する指定 員数に対する看護 確保に関する計  $\mathcal{O}$ (第六 員 [を見 、数に係る部 十九号に 画を都 分を除 第十二号、 お V いて準 師 の配 < 道 用 府 置 でする場 に係 次 県 介 号、 知 護 十三 療養 る部 事 1十号に 第六十 に 号 合を含む。 分及び 届 型 及 が出 医 び -七号 療 お 第 た 施 別 11

六十六 お設 サー ける経口移行 同 - ビス、 ľ 密 介護保 着型介 に 加 規 算の 定する基準 健施設サー 護老人福祉 基 準  $\dot{O}$ 施 ビ 11 こス及び介護 ず れにも該当 介護 生 療 活 養 介 L 護、 施 ないこと。 心設サー 介護 ビス 福 祉 に施

て

通 規 所介護費等算定方法第十号、 定 でする基 準  $\mathcal{O}$ 11 ず れにも該当 第十二号、 L な いこと。 第十三号及び 第 +兀

お設 ける経 サー ピ 地 ス、 П 域 維 密 着型介 持 介 加 護 算 保 0 健施設サー 護 老人 基 福祉施設 ビス及び介護療養施 入所者生 活介 護、 設 サ 介 護 福 ピ ス 祉 に施

1 兀 |号に規 通 所介護 定する基 費等算定方法第十号、 準 . О いずれにも該当 第 + L 号、 な いこと。 第十三号及 び 第 +

口 ょ 入所 ŋ 適 切 者 文は に 評 入院 価 さ 脱患者の れていること。 摂食若しくは嚥下 機 能 が 医 師  $\mathcal{O}$ 判 断 に

誤 嚥等 が 発 生し た場合の 管理: 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

= V 食 形 態に に係る配 慮など誤嚥防 止 のため 0) 適 切 な 配 慮がされ

ホ 口 からニまでについて医師、 管 理栄養士、 看 護 職 員 介 菠

> いて 同口 生労働· ける医師の員 って医師の確 号 (看 通 所 大臣 ľ 及び第六 護 介 職 護 が 員 に 数に係る部 保に関する計画を都道府県知事に 定  $\mathcal{O}$ 等 規 + 員  $\Diamond$ 算 -九号に る地 数に 定する基準 定 方 域に所 対 法 が分を除 第十 おいて読み替えて準用 する看護 · 号、 . (T) 在する指定介護療 <u>\</u> V ずれにも該当 第十二 師 次号、  $\mathcal{O}$ 配置に係 第 四 第 十三 十五. る部 L する第十 届 養型医療施設 な け 号及 号 イ 出 分及び別 たものにお 九 び 一号に 第四十 第 で に + お あ 厚

兀 十四四 移 行 介護保健 加 算 地 の基 域 施設 密 着 型介護 サー ビ はる及びない 設サー 介護 |療養施設サー ビス、 介 護 ド 福 ス 祉 に 施 おけ 設 サー る 経 ピ ス П

号に 通所介護費等算 . 規 定 する基 準 定  $\mathcal{O}$ 方法第十号、 11 ず れ にも 該当しないこと 第十二号、 第十三 一号及び 第 +兀

四十五 維 持 介 護保 加 算の 地域 健 施設 基 密 着型 サー 介護 ビ ス及び介護療養施設サー 福 祉 施設サービス、 介護 ド 福 スに 祉 施 おけ 設 サ る ] ピ 経 ス 口

1 兀 号に 通所介護費 規 定する基 等算 準 定 0 方 V) 法 ずれにも該当しな 第十号、 第十二 号、 いこと。 第十三 一号及 び 第 +

口 より 入所 適切 者 又は に 評 入院 価 され 患者の てい ること。 摂食若しくは嚥下 機 能 が 医 師  $\mathcal{O}$ 判 断 12

誤嚥等 が 発 生し た場合の 管理 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 るこ

食形態に 係 いる配慮 心など誤 以嚥防 止 0) ための 適切 な 配 『慮が され て

口 からニまでについ て医 師、 管 1理栄養士、 看 護 職 員 支

ホ

さ れ . ること 0 他 0 職 種 0 者 が 共 同 i て 実 施 す る た 8 0 体 制 が 整

六十 お 設 け ĺ る  $\Box$ ピ 地 ス、 腔 域 密 衛 生 介 着 型 管 護 保 理 健 体 護 施 老 制 加 福 算 サ 1  $\mathcal{O}$ 祉 基 ビス 施 進 設 及 入 び 所 介 者 護 生 療 活 養 介 施 護 設 サ 介 1 護 ピ 福 ス 祉 に 施

イ 士 ア・マ 0) 施 技術 設 12 ネジ 的 お 助 V · て 歯 メントに 言 I 及び 科 指 医 導に基 係 師 ぶる計 又は 歯科 ーづき、 画が作成され 医 入所者 師 の指 文は ていること。 示 を受け 入院 た歯 患 者 0 科 衛 П 腔。生

口 兀 号に 通 所 規 介 %定する 護費等 基 算 定方法第十号、 準  $\mathcal{O}$ 1 ず れ にも該 第十二号、 当 L な いこと。 第十三号 及 び 第 +

六十 お設 サー け 九 る口 ピ 地 ス、 域 腔 衛 密 介護 生 着 型 管 保 介 理 加 健 護 第の 老 施 設 サー 福 基 祉施 進 F, ス 設 及 入 び 所 介護 者 生活 療養 :介護、 施 設 介護 サ 福 ピ ス 祉 に 施

前号の規定を準用する。

七十 設 サー 地 -ビスに 域 密 着 おけ 型 介 る 護 2老人福 在 宅 復 帰支援 祉 施 設 入所 機 能 加 者 算 生 0) 活 基 介 護 及 び 介 護 福 祉 施

イ 内に退 該 算定日 (在  $\mathcal{O}$ 施 0) 設に 号に 占 宅・  $\emptyset$ 所 おい る お が 入所 ス属する 割 け 合が る入 在 て 宅 相 退 所 に 月 百 互. お 分 期 所 利  $\mathcal{O}$ 者」 の二十を超えて 間 用 前 11 て介護を受けることとなっ 加 が 六月 算を算定 という。 間 月間を超え に お L V て当該 の総 てい いること。 て るも **(**) 数 · た 退 0 施 う  $\mathcal{O}$ 設 5 を 所 か た 除 5 もの ζ. 退 該 限 所 る。 期 以 L 間 下 た

口 事 生 0 退 業者 居宅を 省令第三十八 ること 当 護 所 支援 者 0 退 訪問 を 等 所 退 者の . う。 確  $\mathcal{O}$ 所 後三十 事 認 す 在宅に , 号) 業の ること又は指 以 下 第 同 日 記 員 おける生 以 録 一条第三項に規 及び 内 に、 て から情 いるこ 運営 定居宅 当 該 が に 関する 一月 報 介 施 提 定 護 設 でする指 支援 以 供 の従 上 を受けることによ 基 継 準 事 業 業者 続する見込 定 者 伞 居 が 宅介 成 (指 該 護 定 退 み 支 居 年 所

七十

地

域密

着型介護老人

福祉施設入所者生活

介護

及び

介

護

福

祉

備 援 さ 専 門 れ て 員 そ ること。 0 他 0 職 種  $\mathcal{O}$ 者 が 共 同 して 実 施 す る た 8 0 体 制 が 整

兀 十六 能 護保 維 持 地 管 健 域 理 施 密 体 設 着 制 サ ĺ 加 介 算 ピ 護 ス  $\mathcal{O}$ 福 及 基 祉 び 施 介 設 護 サ 療 養 ピ 施 ス、 設 サ ĺ 護 ピ 福 ス 祉 に 施 お 設 け サ る ピ 口 腔 ス

1 ケア・マネジメントに 士の 施 技術 設に 的 お 助 *\* \ · て 歯 言 D 及び 科 指 医 に係る計 導 師 に 又 ! 基づ は 画が 歯 き、 科 作成されて 医 入所者 師  $\mathcal{O}$ 指 又は 示 いること。 を 入院 受け 患 た 者 歯 0 科 衛 П 腔 生

口 兀 号に 通 所 介 規 定する 護費 等算 基 潍 定方法第十号、  $\mathcal{O}$ 11 ず れ にも該当しないこと。 第十二号、 第 十三号及 び 第 十

十七 機 能 介 維持 護 保 地 域 管 健 密 理 施 加 設 着 サ 算 型 ĺ 0 介 基 ピ 護 ス 福 及 祉 び 施 記 サー 介 護 療養施 ビス、 設サー 介護 ビスに 福 祉 施 お 設 け サ る ] ピ П 腔 ス

兀

前号の規定を準用する。

兀 十八 おける在 地 域 密 宅 着 型介護 復 帰 支援 福 機 祉 能 施 加 設 算 サ Ì 0 基 ピ ス 及 び 介 護 福 祉 施 設 サ ] ピ

内に退 この号に 該 施設 算定  $\mathcal{O}$ ( 在· 占 宅・入所 日  $\Diamond$ に 所 ľ, る お お が 割 属 け 1 る入所 はする月 合が 在 て 宅に 退 相 百 互 おい 分 期 所 利  $\mathcal{O}$ **の**二 間 者」とい 用 前 だが一月 て介護を受けることとな 加 六月間にお 十を超えてい 算を算定し 、 う。 間を超えて 11 て当 7 総数 ること。 いる 11 該 た退 のう f 施  $\mathcal{O}$ 設 った 所 を か 5 除 Ł 当 退 限  $\mathcal{O}$ 該 所 る。 期 以 L 間 下 た

護支援 省令 者 ることを 該 者 0) 退 居 退 所 者 所 宅 . う。 + 確 者 を  $\mathcal{O}$ 0 凣 認 事 訪 退 (号) 在 以 業 問 所 Ļ r' 後三十 宅に 下 0 第一条第三 人員 同 記 ľ 録 お 又は指定居宅介護支援 ける生 及び 日 L 以 て から 内 運営に関する基準 ること 項に規定する指 情報提供を受けることに が 当 一月 T該施設 以上継続 事 0 業者 従業 定 伞 する見込みで 居 宅介 成 (指 者 + が 護 定 当 支援 ょ 年 居 該 ŋ 厚 宅 退 あ 生 介 所

四十九 地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サービ

施 サー ピ スに におけ る在 入 所 相 互. 利 用 加 算 0 基

門 する目標及び方針を定め、 地 員との間で情報の 及び方針の内容を説明し、 域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福 宅に おい て生活 交換を十分に行い、 している期 入所者又はその家族等に対 同意を得ていること。 間 中の 介護支援 双方が合意の 祉 施 専 設 '門員と入所 0 l 上介護に 介護支援 て当該 ずる 目 関 専

ビス提供体制強化加算の基準七十二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護におけるサー

「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは「通所介護費等算定第三十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑵中

職員処遇改善加算の基準七十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護

方法第十号」と読み替えるものとする。

第四十八号の規定を準用する。

七十 居 宅 兀 介護 短期 の基 利用 準 居宅介護費を算定す き指 定 看 護 小 規 模多 機 能 型

るのは ピ 域 ス基準 密着型サ 五. + 第百 複合型サ 兀 ĺ 号 七 ピ 0) ス基準第六 規 定を 条」 ピ ス 準 費」 と 用する。 十三 لح 条」 読み替えるも 小規模多機能型居宅介護費」 とある 0 場 合 0 に 0 は お とす 1 地 て 域 密着型サ 同 뭉 中 地

の基準 | 一角護小規模多機能型居宅介護費における訪問看護体制減算

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

いう。 位数表 条第一 要する費用 示第百二十六 型居宅介護 算定日が 項に 以 (以 下 下 規定す 同 属する月 事業 0 ľ 「指定地域密着型サー 号) 額 る指定看護 所 0 別表指定地域密着型サ 算 に 0) 定に おけ 前三 (指定地域密着型サ 一月間に、 関する基準 る利用 小規模多機 者 お い ビス介護給付費単位数表」 (指 て (平成十 定 能 型居 地 指 ピ ピ 域 ス 定 ス介護給付 八 密 宅介護 基 看 着型 年厚生労働省 準第百七十 護 小 サ 事業所 規 / | ビス **戍模多機** ]費単

スにおける在宅・入所相互利用加算の基準

標及び方針の内容を説明し、 門員との間で情報の交換を十分に行い、 する目標及び方針を定め、 地 域 在 宝にお 密着型介護 いて生活 老人福祉 してい 施設又は介護老人福祉 入所者又はその家族等に る 期 同意を得ていること。 間 中の 介護支援専門員 双方が合意の 施設 対  $\mathcal{O}$ くと入所 して当 上介護に 介護支援 する 該 関 目 専

定方法第十号」と読 「通所介護費等算定方法第三号」とあるの 第二十 一号の規定を準 み替えるもの 用 する。この とする。 場合にお は、 いて、 通 所介護費等算 同 号 1 (2)中

改

第二十九号の規定を準用する。

(新設)

百 地 定する者を除く。 という。) 総数のうち、 分の三十 域 ピ スをい 密着型サー . う。 の複合型サービス費に係る短期利用 未満であること。 主 以 ビス基準第百七十七条第九号に規定する看護サ 一治の 下同じ。 以下この号及び第七十八号に 医師の を提供 指 示に基づく看護サー した利用者 0 な 居宅介護費を算 占める割合が į, . て同 ピ ス じ。 (指定

口 口 看 小 護加 に 規模多機 型 算 未満であること。 おい 定日 居宅介護事 算 て同じ。 が (指定地 能型居宅介護費のトに係る加 属 する月 業所における利用者 域密着型サ 0 を算定した利用者の占める割合が百分の三 前三 月 ĺ 間 にお ビス介護給 の総数 1 て、 算をいう。 付 のうち、 指 ]費単 定 看 位 護 第七十八号 数表の看護 緊急時訪問 小 規模多機

あること。 能 1 多 算定日 機 て同じ。 型居宅介護事業所における利用者 (指定地 能型居宅介護 が属する月 域 を算定した利用者の占める割合が百分の五 密着型サ 費の 0 前三 チに係る加算を ĺ ビス 月 介護給付費単 間 に お の総 V いう。 て 数 位 のうち 指 第 数 定 七 表 看 0 護 看護 特別管理加 小 号 規 土未満で 小規模 模多機 にお

第七号の規定を準用する。

第八号の規定を準用する。

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が 型居宅介護事業所における利用者の総 算定日が属する月 0 前三 月間 にお V て、 数 指定看 のうち、 護 主治の 小 規模多機 医師

第七号の規定を準用する。 五十二 複合型サービス費における緊急時訪問看護加算の基準

第八号の規定を準用する。 五十三 複合型サービス費におけるターミナルケア加算の基準

百分の八十以上であること。

口 ること。 看 能型居宅介護事業所における利用者の総数 算定日 護加算を算定し が 属する月の た利用者の占める割合が百分の 前三月 別間にお いて、 指定看 のうち 五十以上であ 護 緊急時訪問 小規模多機

● 算を算定した利用者の 能 算定日 型居宅介護事業所に が 属 する月 0) 前三 占める割合が百分の二十以上であること おける利用者 月 別間にお の総 V て、 数 のうち 指 定看 護 小規 特 別管理加 模多機

体制強化加算の基準七十九 看護小規模多機能型居宅介護費における総合マネジメント

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

定地 小規模多機能型居宅介護計画をいう。  $\mathcal{O}$ 他 域密着型サー 用 の関係者が 者の心身 随 時 介護支援専門 共 0 同 状況又はその家族等を取 ビス基準第百七十九条第 看護小規模多機能 ] 看護 師 の見直しを行ってい 准 型居宅介護計画 看 ŋ 巻く環 項 護 に規定する看護 師 境 介護職員そ 0 変化に

口 対し 介護をいう。 ビス基準第百七 できる指定看護小規模多機能型居宅介護 地 域 指定看護小 0) 病 院、 の具体的な内容に関する情報提供を行っている 診 十条に規定する指定看護 規模多機能型居宅介護事 療 所 介護老人保 健施 設 小規模多機能型居宅 業 そ (指定地域密着型サ 所 0) が 他 提供すること 0 関 係 が施設に

利用 事や活動等に積極的に参加していること。 地域住民等との 者 0 地 域に 交流を図り、 おける多様な活動 利用者の状態に応じて、 が 確 保されるよう、 地 日 域の 常的

八十 複合型サービス費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(1)イ 次に掲げる基準のいずれに

(新設)

五十四 複合型サービス費におけるサービス提供体制強化

加算の

基

準

1

サー

ビス提供体制強化加

(I)

次に掲げる基準の

いずれ

に

五二頁

も適合すること。

- (1)修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 業者をいう。 模多機能型居宅介護従業者 百 ,護従業者ごとに研修計画を作成し、 七十一条第一項に規定する看護小規模多機 指 定看護小規 以下同じ。)に対し、 模多機能型居宅介護事業所の全ての (指定地域密着型サー 看護小規 研修 (外部に **戍模多機** 能 型 多機能型居宅室居宅介護従 ビス基準第 看 おける研 護 亦 規
- (2)開 能 催していること。 型居宅介護従業者の 利 用 者に 関する情報や留意事項の伝達又は看護小規模多機 技術指導を目 的 とした会議を定期的に
- (3)多機 るものを除く。)の総数のうち、 百 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護 分の五十以上であること。 能型居宅介護従業者(保健師、 介護福 看護師又は准看護師であ 祉 士の 占める割合が 吸小規模
- (4)Ł 該当しないこと。 通所介護費等算定方法第十一号に規定する基 準 0) 11 ず れ
- 口 (1)ŧ サー 適合すること。 型居宅介護従業者 指定看護小規 ビス提供体 模多 -制強 機 化 (保健 加算 能型居宅 師 (I) 口 介 護師 護 次に 事 又は 業 掲 所 げ 准 る基 0 看護師 看 準 護 小 0) 規 V あるも **戍模多機** ず れ
- イ(1) (2)及び(4)に該当するも 0 であること。

0

を除く。

0)

総数のうち

介護福祉士

の占める割合が

百

看

四十以上であること。

- 適合すること。 サー ビス提供体制強化加算団 次に掲げる基準  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に
- (1) 能型居宅介護従業者の総数のうち、 百 分の六十以上であること。 指定看護小規 模多機能型居宅介護事 常勤職員の占める割合が 業所の看 護 亦 規模多機
- (2)イ(1)、 (2)及び4)に該当するものであること。

適合すること。 (1)

- を含む。)を実施又は実施を予定していること。 ス従業者ごとに研修計画を作成し、研修サービス従業者をいう。以下同じ。)に いう。 域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する複合型 第 百七十 指 定複合型サー 以下 同じ。 条第 項 ビス事業所 の全ての K に規定す 以下同じ。)に対し、 複合型サー る指定複合型サー (指定地 域密着型サー ビス従業者 (外部における研 複合型サービ ビス事業所 ビス基 (指定地 修 を 準
- (2)こと。 従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は複合型サー l している - ビス
- (3)うち、 保健師、 当該指定複合型サー 介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること、看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数の ビス事業所の複合型サー ビス従業者
- (4)も該当しないこと。 通所介護費等算定方法第十 号に規定する基準 0 いず れ

- 口 適合すること。 サー ビス提供 体 制 強 化 加 算 (Ⅱ) 次に掲げる基 0 V ず れ に Ł
- (1) 0 の う ち、 指定複合型サー 常勤職員の占める割合が百分の六十以上であること。 ピ ス事業所の 複合型サ ピ ス 従業者 の総
- (2)イ (1) (2)及び41に該当するものであること。

- = 適 サー 合 すること。 ピ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (Ⅲ) 次 に 掲 げ る 基 準 0 7) ず れ 12 ŧ
- (1)能 占  $\Diamond$ 型 る 居 定 割 宅 看 合が百 護 護 小 従 規 業者 分 模 0 多 三十以 機  $\mathcal{O}$ 総数 能 型 上であること。 居 のうち、 宅介護 勤 事 続年 業 所 数  $\mathcal{O}$ 看 年 護 以 小 上 規 0) 模 者 多 機  $\mathcal{O}$
- 八十 (2)複 イ 合型 (1) サ (2)及び Ľ ス費における介護 (4)に 該当するものであること。 職 員処遇改 善 加 算 0) 基

兀

+

八

号の

規

定

を準

一用する。

八十二 める規定に適合しれらの規定を同名条第七号、第九日 指 定 居宅介 居宅介護 適合していないこと。 護支援 九号から 護支援等の 条第十六号において準 費における運営基 第十 事業の人員及 一号まで、 第十 用する場合を含む。 び 準 運 減 -四号及 営に関 算  $\mathcal{O}$ 基 はする基 び 第十五号(こ 準 )に定 中第十三

介護支援 た 居 十三 入浴 等 対 を 定 生 浴 ( 利 いう。 居 活 介  $\mathcal{O}$ 正 介護 護 宅サ 当な理 用 事 宅 指 介 期 護 業 訪 定 居宅介護支援費における特定事 事業 1 間 通 を 指  $\mathcal{O}$ 問 を 所 V 人員及び 由 ピ 指 定 ピ 介 ス等 ス計 不所をい 「なく、 、 う。 定 介 護 指 定 居 め 宅 定 短 護 基 サ 指 定 て 期 画 行うも . う。 運営に 指定居宅介護支援事業 準 入 ] に 定 期 指 第百 定通 認 所 巡 指 F, 位 ス 以下同じ。 療 置 知 口 定 養介 一付けられ 関する基準第二条に規 所リ 等 症 九  $\mathcal{O}$ 訪 十三条に に 対 問 基 随 限 応型 護 時 準 ハ 看 ビリ れた指す る。 対 護 第 指 通 応 兀 にお 所 型 規 定特 テ 指 業 十 介 訪 定 ] 兀 定 所 定 護 問 す 指 定 シ 条 訪 *\*\ 所 集 訪 る指 定 施 問 問 て 中 介 彐 ( 指 指 福 設 規 前 減 護 ン IJ 介 入居 六月 定 定 算 定 定 祉 護 看 定 とする指 福 用 指 居宅介護支援 0 小 ピ す 護 んる指 規 者 IJ 指 間 基 祉 具 定 貸 生 模 指 用 短 テ 定 活 作成 多 具 与 期 ] 定 訪 定 定 問入 貸与 介護 ショ 居 夜 入 訪 間 所 問 宅

型

居

宅

介

利

間

を

8

7

行

うも

0)

る。

指

定

認

知

症

定 対

域

着

型

特 活

定

施

設

入

居

者生

活

介護

利 行 12

用 う 限

期 ŧ

間

を

定

8 る

7

行

(利用期

間

に限

る 密

又は

指定看護小規模多機能型居宅介護

応型

共

同 護

生

介 用

護 期

利

用 定

期

間を定

 $\emptyset$ 

7

0

限

- 適 サー 合 すること。 ピ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (Ⅲ) 次に 掲げ る基 準 0 1 ず れ 12 ŧ
- (1) $\mathcal{O}$ 上であること。 の う ち、 指 定 複 勤 合 続 型 年 サ 数 三年 ピ ス 以 事 上 業 0 所 者  $\mathcal{O}$ 複 0 占 合型 め る割 サ 合 ピ が ス 百 従 業者 分 0 0) +総 以数
- 五. + (2)五.  $\overline{+}$ 複 1 合型サー 九号の規定 (1) (2)及び F こス費 を準 (4)に E 用 該 す お 当 ける す るも 介 護 0 であること。 職 員 処 遇 改 善 加 算 0) 基

準

準

五十六 める規· れらの規定を同 条第七号、 指 定居宅介護支援等の 定に適合してい 居宅介護支援 第九号から第十一号まで、 条第十 費に ないこと。 五. 事 号におい おける運 業の 人員及び 7 営 基準 準 -用する場合を含 第十三号 減 運 営に 算  $\mathcal{O}$ 及び 関 基 す 第十四 る基 む。 準 号 第 十三 定

五十七 ス計画をいった居宅サージ 規定 又 は 等の が護 間 介護支援 サー 百 介護 正 事業の する 当 分 指 コ な 理 0 居宅介護支援 ピ 定 事業 福 いう。 九 ス 等 ・ビス計 人員 由 + ビス等」という。 定 祉 なく、 を超えていること。 に 福 用 所 しに をい 及び 係 祉 具 る事 貸与 用 画 運営に . う。 費に 具貸与をいう。 位 指定居宅介護支援事業 · 法 · (指 業 置 自付けら 第八 者によっ 以下同じ。 おける特定事 定居宅サー 関する基準第二条 条第二十三 0 れた指定訪問 て提供されたも 提 供 にお 業 ビス等 総 一項に 数 所 のう 下この号 11 所 集 基 介 規 て に ( 指 中 減 準 定 前 規 する 六月 0) 第 定 定 算 する 0) 同 に 百 指 居  $\mathcal{O}$ 居 占 お 九 定 間 宅 基 8  $\mathcal{O}$ +通 宅 介 サー 作成 る 訪 て 所 定 護 一条に 介護 割 問 居 支 L 宅 介 ピ

等に +F, 定 · を超 ス等」という。 8 係る事業者によって提 て行うも えていること。 0) 12 限 る。 0) 提供 (平成二十七年九月一日から適用) 総数 供されたもの (以下この のうち、 の占める割 同 に お 0) V 訪 て 問 合が 訪 介 護 問 百 サ 介 ] 護 分 ・ビス 0 サ 八 

十 兀 居宅介護支援費における特定事業所加 算の 基

イ 特 定 事 業 所 加 算 (I) 次に 掲げる基準 0) 11 ず れ に Ł 適 合 するこ

- (1)専門 居宅介 専 5 員 を二名以上 定 支援 居宅介 をい 護 、 う。 支援 配 |置していること。 )の提供に当た (法第四 十六条 . る常 第 項 勤 に  $\mathcal{O}$ 主 規 定 任 とする指 介 護支
- (2)員 (を三名 専ら 指定 以 Ŀ 居宅介護 配 置していること。 殴支援の 提供に 当たる常 勤 0) 介 護 支 援 専 菛
- (3)項 に 利 用 係 る伝 者に 達等 関 はする情 を目的とした会議 報又はサー ・ビス提 を定期: 供 に当 的 開 た 催 0 て す ること。 0) 留 意 事
- (4)<u>二</u> 十 0 相 談 兀 に 時 間 対 応する体 連 絡 体制を確保 :制を確保していること。 Ļ カュ つ、 必要に . 応 じ て 利 用

 $\mathcal{O}$ 

- (5)百 が 分 要 算 非定日が 介 0 護三、 兀 十以上であること。 属する月の 要介護四又は要介護 利用者の総 五. 数 で のうち、 ある者 要 0) 占め 介 護 る 状 割 態 合 X が 分
- (6)当 該 計 指定居宅介護支援事業所におけ 画 的に研修を実 施していること。 る 介 護 支 援 専 門 員 に 対
- (7)一合に 地 (支援を提供していること。 域包括支援センターから支援が困 おいても、 当 一該支援が困難 な事 例 難 に な 事 係 いる者に 例 を紹 介 指 z 定 居 れ 宅 た
- (8)地 域包括支援セン タ 1 · 等が実施 す る 事 例 検 討 会 等 i 参 加 L
- (9)居宅介護支援 費に 係る運営基 準 減 算 又 は 特 定 事 業 所 集 中 減
- 受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事 指 定 適 居宅介護支援事業所にお 用を受けてい な いて指す 定居 宅 業所 介 護 支援 (T) 介 護 0 支援 提 供

五. 十八八 イ 居宅介護支援費に お ける特定 事 業 所 加 算 0 基

特 定 事 業 所 加 算 (I) 次 に 掲 げ る基 準  $\mathcal{O}$ 11 ず れ に ŧ 適 合 す るこ

- (1) 定 専門 居 専 宅 5 員 を配 定 支援 居宅介 置していること。 をいう。 護 支援 法 0) 第 提 匹 供 に当 十六 たる常 条 第 勤 項  $\mathcal{O}$ に 規 主 任 定 でする 介 護 支 指
- 員 専ら を三名以 指 定居宅介護支援 上 配 置 l ていること。 0 提 供に . 当 たる常 勤 0 介 護 支 援 専 門

(2)

- (3)(4)項に <u>二</u> 十 利 係る伝 相 用 · 四 時 談に 者に 間 達等 関 対 はする情 応する体 連 を目 絡 体 制 的とした会議を定期 報又はサー を確保 制を確保していること。 ・ビス カュ 提 つ、 供に当 必 的 要に 開 た 応 催 0 て ľ す て る  $\mathcal{O}$ 利 留 用 意 者
- (5)百分の五十以上であること。 が 算定日 要介護三、 が 属 要介 する月の 護 兀 及び要介護五である者 利 用者の総数のうち、 0) 要 占 介 め 護 る 状 割 態 合 区 が 分
- (6)Ļ 当該指定居宅介護支援事業所における・ 計画的 に研修を実 施していること。 介 護 支 援 専 菛 員 に 対
- (7)場合に 介護支援を提 地 域包括· おいても、 支援センター 供し てい 当 該 ること。 支援が困難な事例 から支援が困難な事 に 係 る者 例 を紹 に 指 介 定 さ 居 れ 宅た
- (8)地域包括支援 セン ター · 等 が 寒施 する 事 例 検 討 会等 に 参 加 し
- (9)居宅介護支援 適 用を受けていないこと 費に 係 る運営基 準 減 算 又 は 特 定 事 業 所 集 中 減
- を受ける利用 指 定居宅介護支援事業所において指定居 者数 が当該指定居宅介護支援 事業 宅 介 所 護 支援 0) 介 護 0 支 提 供

門 員一人当たり 厄 十名未満であること。

(11)修 12 法 おけ 第六 `る科 + -九条 目 . О ケケ ア 第 7 ネジメントの 項に規定する介護支援専門員 基 礎 技 術 関する実習 実務研

等に 協 過力又は 協力体制を確保し て V ること。 【H28年度の 介

## 口 特定事業所加 護支援専門員実務研 第 (Ⅱ) 修受講試験の合格 次に掲げる基準 0) いず 発 表の ħ にも適合するこ 日 から適用】

- کے
- (1)イ (2)(3)(4)(6) (7)(9) (10)及び (11)0) 基 準 に 適合するこ
- (2)専ら 菛 員 を配 定居宅介護支援の 置してい ること。 提 供に 当たる常 勤  $\mathcal{O}$ 主 任 介護支援
- 特 定 事業所 加算(II) 次に掲げる基 準  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 適合するこ
- (2)(1) 口 (2)(3) $\mathcal{O}$ 基 (4)準 に (6)適合すること。 (7)(9)(10)及 び (11)0) 基 準 に 適 合すること。
- (3)員 を二名以上配 専 5 指 定 居 宅 置していること。 介護支援の 提供に た る 常 勤 0 介 護 支 援 専 菛

八十 Ŧ. 居宅介護支援費に係る入院時情報連 携 加 算 0) 基

イ 又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情 入院時情報連携加算⑴ ていること。 病院又は診療所を訪 問 ľ 当該 報を 提 病 院 供

口 ること。 診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供してい 入院時情報連携加算回 イ以外の方法により、 当該病院又は

八十六 基準 介護福 祉 施 設 サー ビスにおける身 体 拘 束 廃 止 未実 施 減 算の

成十一年厚生省令第三十九号) 七 項に規定する基準に適合していないこと。 指定介護老人福 祉 施 設  $\mathcal{O}$ 人員、 第十一条第五項又は第四十二条第 設備 及び 運営に 関 する基準 平

八十七 介護福祉施設サー ビスにおけるサー ピ ス 提 供 体 制 強 化 加 算

> 専門員 人当 た ŋ 兀 + 名未満であること。

(新設

口 特定事業 所 加 算 (II) 次に 掲 げ る基 準 0 1 ず れ に ŧ 適合するこ

کے

(1)イ (1) (3)(4)(6) (7)(9)及び (10)0 基 準 に適合すること。

(2)員を二名以上 専 5 指 定 居宅介護支援の 一配置し ていること。 提供に . 当 たる常 勤 0 介護支援 専 菛

(新設

五. 十九 入院時情報 居宅介護支援費に係る入院時情報連携 連 携加算(I) 病院又は診療所を訪 加 算 の基 問 Ļ

イ

していること。 又は診療 所の職員に 対して当該利用者に係る必要な情 当該 報 を 提 病 供 院

口 診療所の職員に対して当 1 ること。 入院時情 報連 携 加 算 (Ⅱ) 該 利用者に係る必要な情報を提 イ以 外の方法によ り、 当該 病 供 院 L 又 て は

六十 準 介護福 祉 施 設 サー ビスに おける身体: 拘 束 廃 止 未 実 施 減 算  $\mathcal{O}$ 基

成十一年厚生省令第三十九号) 七項に規定する基準に適合していないこと。 指 定 介 護老人福 祉 施 設 0 人員、 第十一条第五項又は第四十二条第 設備及び 運 営に 関 する 基 準 伞

六十 介護福祉施設サー ビスにおけるサービ ス 提 供 体 制 強 化 加 算

 $\mathcal{O}$ 基

方 法第 第三十 通 所 介護 十二号」と読 · 八 号 費等算定 0 規 定 み 方法第三号」とあるの を 替えるものとする。 準 ·用する。 この場合 は に お 通 11 て、 所 介 護 同 費 号 等 1 算 (2)定中

八十 介護福 祉 施 設 サ ĺ ピ こスに おける介護 職 員 処 遇 改 善 加 算 0 基

第 兀 号 0 規 定 を 準 用 す る。

+基 九 護 保 健 施 設 サ ĺ ピ ス に お け る身 体 拘 束 廃 止 未 実 施 減 算 0

潍 条 第七 伞 介 護 項に規 成 老 + 保 定する基 年 健 厚 施 生 設 省令第四  $\mathcal{O}$ 準 人 員、 に適合していないこと。 +施 号) 設及 第十三条第五 び設 備 並 びに 運 項 営に 又 は 関 第 はする基 匹 十三

九 十 加 算  $\mathcal{O}$ 護 基 保 健 施 設 サー ピ スにおける在 宅 復 帰 在 宅 療 養 支 援 機 能

イ 次 0) 11 ず れ にも 適 合すること。

- (1)ととなったもの 7 た 者 退 算 1 た退所者に (当該 所 定日が属する月 者」とい 施設 限る。 . う。 内で死亡した者を除 (当該施設に )のうち、 0 前 六月間 の占める割 おける入所期間 在 に 宅にお お < 合 いて当該 が 百 11 以 下こ て 分 の三 が 介 施 こ の 号 一月間 護 設 を受けるこ か を に 5 超えて を お 退 超え 1 所 て
- (2)介 者 該 退所 0) 施 護 す 護 支援 る 介 在 設 兀 宅に 見 護 0) 又 者 込みであることを確 匹 従 は 0 事 業者 要介 又は おけ 業者が当 退 所 る生活 護五 後三 要 から情報 介護五の 該 0) + 以 退 所 者 場合 が 日 提供を受けることに 以 月 以· 場 に 内 る合にあ 認 あ  $\mathcal{O}$ (退 居宅を 上 って (退 所 は、 記 って 時 録 所 訪 0 は 時 問 + L 要 て 0) 兀 介 L 十四四 ょ 1 要 日 護 又は 介 ŋ 以 る 状 内) 護 日 態 以 状 当 指定 区 該 態 分 退 区 居 が 宅 当 継分 所 要
- 口 が 百 分 0) Ŧī. 兀 |を当 以上であること。 該 施 設の入所 者 の平均 在 所 日数 で除 して得た

0 基 潍

定方法第十二号」と読 通 第 + 所介護費等算 뭉 の規 定方法: 定 を み替 準 第三号」とあるの 用 する。 えるものとする。 この 場 合 は に お ľ て、 通 所 介 同 護 号 費 1 等 (2)算 中

六十二 介護福 祉 施 設 サー ピ スに おける介護職 員 処 遇 改 善 加 算 0)

基

第 兀 号  $\mathcal{O}$ 規 定 を 準 用 す る

六十三 介 護 保 健 施 設 サー ピ ス に お け る身 体 拘 束 廃 止 未 実 施 減 算  $\mathcal{O}$ 

基 準

準 条第七項に規 (平成 介護 老 + 人 保 定する基 年 健 厚 施 生省 設  $\mathcal{O}$ 準 令 人 員、 に適合していないこと。 第 匹 +施 号) 設及び 第十三条第五 設 備 並 びに 項 運 営に 又 は 第 関 匹 す 十三 る

六十四 介護 保 健 施 設 サー ピ スにおける在 宅 復 帰 在 宅 療 養 支 援 機

能 加 算 0 基 淮

イ

次の

すること。

- (1)た 者 7 ととなったもの 算定日が属する月の次のいずれにも適合す 退 ること。 1 た退 (当該 所 者」とい 所 者に 施設 内で死 (当該 · う。 限 る。 0) 施設に のうち、 亡した者を除る 前 六月 0) 占める割 間に おける入所期間 在宅にお お 合が < いて当 以 百 11 て介 下こ 該 分 の三十 が 施 の号 護 設 月間 を受け カン を 5 超 を お 退 るこ え 超 11 所 7 え て
- (2)該施 が 者 介 介 護 す  $\mathcal{O}$ 護 退 支援 在 兀 所 る 介 設 見 の従 又は 者 護 宅 に 込 兀 事  $\mathcal{O}$ 業者 要介 み お 業 退 又 ć け は 者 所 る生 から Lが 当 後三 あ 要 護 介護 ることを確 五 活 情 該  $\mathcal{O}$ + 場合に が一 五 報 退 日 所者 0) 提 以 場 月 供 内 にあってい 認 以上 を受けることに 合にあ 0 (退 居宅を訪 (退所: 所 は、 って 記 時 録 0 十四四 L は 時 問 要 て 0 介 + 要 ょ 日 護 り、 又は る 兀 介 以 状 内 日 護 態 以 状 当 指 区 態 該 定 分 区 退 居 が 分 所 当 要 継 宅

た

口

九十 介 護 保 健 施 設 サ ĺ ピ ス に お け る在 宅 復 帰 支援 機 能 加 算 0 基

分 の二十」と 第 七 + 号  $\mathcal{O}$ あ 規 る 定  $\mathcal{O}$ を 準 は 用 百 す する。 分の この 三十」とする 場 合に お V て、 同 号 1 中 百

九 十二 次に · 掲 げ 介護 る 保 基 健 準 施  $\mathcal{O}$ 設 V サ ず ] れにも適 ビスにおける所定疾患 合すること。 施 設 療 養 費 0 基 潍

イ 0 内 診 容等 断、 を 診 診 断 療 を 行 録 に 0 た日、 記載していること。 実施 した投薬、 検 査 注 射、 処 置

口 射、 当 該 所 施 定 処 置 設 疾 等  $\mathcal{O}$ 患  $\mathcal{O}$ 前 施 実 年 設 施 度における当 療 状 養 費 況 0 を公表していること。 算定開: 該 始年度 入所者に対す の翌 年 · 度以 る投薬、 降に お 検 査、 1 て、 注

九 +  $\mathcal{O}$ 基 淮 介 護 保 健 施 設 サ Ì ピ スに お けるサー ピ ス 提 供 体 制 強 化 加 算

合に す あ る。 るの 第 四 お 一十号イ V は て、 通 同 (1) 所 号イ 介護 口 (1) 費等 (1) (<u>-</u>) 算 中 ハ (1) 定方法第十三 通 及 所介護費等算定方 び = (1)の規定 号」 と読 を準 法第四日 み 用 でする。 替えるも 号 この イ 0) لح لح 場

九 + 兀 介 護 保 健 施 設 サー ピ スに おけ る 介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 0 基

第四号の規定を準用する。

ħι 基 十 五. 介 護 療 養 施 設 サー ビス に お け る 身 体 拘 束 廃 止 未 実 施 減 算  $\mathcal{O}$ 

基 医の 令 準 療 規 健 定に 兀 施 康 に + 設 保 適 合し · 号) ょ 0 険 人員 ŋ 法 てい な 等 おそ  $\mathcal{O}$ ないこと。 + 設 備 0) 兀 部 1条第五 及び を改 効力を有するも 運営に関する基 正 する法 項又は第四 律 のとさ 附 則 十三条第 準 第 れた指 百三 平 七 成 + 項 定 + 条 に 介 . О 規 年 護 定 厚 療 第 でする 生 養 省 型 項

九 + 加 介 0) 療 基 養 介 施 護 療 設 サ 養 施 設 ピ サー スを除く。 ビス(認 における若年 知 症 病 棟 を 有 性 す 認 る 知症 病 院 患 に 者受 お け 入 る

> 六十五 介 護 保 健 施 設 サ ] ピ ス に お け る在 宅復 帰 支援 機 能 加 算 0 基

百 分 第四 の二十」と + 号 0 あ 規 る 定  $\mathcal{O}$ を は、 潍 用 す うる。 百 分 この の三十」とする 場 一合に お 1 て、 同 号 1 中

六十六 次に掲げる基 介護保 健 準 施 0 設 サー **\**\ ずれにも適 ビ スに おける所定疾患 合すること。 施 設 療 養 費 0 基 潍

イ 0 診断、 内 ]容等 を診 診 断 を行 療 録 つた日、 12 記 載してい 実施 ること。 した投薬、 検 查 注 射、 処 置

口 当該施品 所定疾患的 設  $\mathcal{O}$ 前 施 実 年 設 - 度に 療 養費 状 おける当 0 算定開 該 入所者に対す 始年度の 翌年 る投 度以降に 薬、 検 お 査、 1 て、 注

六十 七 射、 処置 介 護 等 保 健  $\mathcal{O}$ 施 設 施 サー 況 を公 ピ スに 表していること。 お けるサー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加

算

0

基

潍

のは、、、 第二十 11 . て、 同号イ 通 兀 一号イ 所 介護 (1) (1) (二) 中口 費 等 算 (1)及び 定方法第十三 通 所 介護費等算定方法 ハ (1)  $\mathcal{O}$ 規定を準 号」 と 読 用 第四 み替えるも す る。 뭉 この イ とある 場 0 とす 合

六 + 介護 保 健 施 設 サー ピ こスに お ける介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 0 基

第四号の規定を準用する

六 +基 準 九 介 護療養 施設 サー ピ ス に お け る身 体 拘 束 廃 止 未 実 施 減 算 0

令第 医  $\mathcal{O}$ 療施 規 準 健 定に 兀 に 康 設 適 + 保 · 号) ょ 合  $\mathcal{O}$ 険 人員 L ŋ 法 てい な 等 いおその 第  $\mathcal{O}$ 設備 な +匹 いこと。 部 [条第五 及び 効力を有するものとさ を 改 運 正 営に 立する法 項 又は第四十三条第 関する基準 律附 則第百三十 れた指力 平 成 七 項 + 定 条 の 一 に 介 規 年 護 定 厚 療 第 す 生 養 Ź 省 型 項

七十 養施 介護 基 設 療 サー 養施 設 ピ サー スを除く。 ビス(認 に 知 おける若年性認 症 病棟を 有 する 知 病 症 院 患者 に お 受 け 入 る 加 介

第十 八号の規定を準用する。

九十七 介護 療 養施 設 サー ビスにおける在宅復帰支援 機 能 加 算の 基

分の二十」とあるのは 第七 十号の規定を準用する。 「百分の三十」とする。 この場合において、 同 一号イ中 百百

九十八 の基準 介護療養施設サー ビスにおけるサー ビス提供 体 制 強 化 加 算

ものとする。 合において、同号イ2口中 ハ」とあるのは「通所介護費等算定方法第十 第四十号イ(2)、 口 (2) ハ (2)及び二(2)の規定を準用する。 「通所介護費等算定方法第四号ロ又は 四号」と読 み替える この 場

九十九 介護療養施 設 いサー ビスに おける介護職 員 (処遇 改 善 加 算 。 の 基

第四 号 0 規定を 準 ·用する。

削 除)

百 介護予防 訪 問介護 費における介護職 員 処 遇 改 善 加 算 0) 基 準

第四号の規定を準用する。

百 基準 介護予防 訪問入浴介護費におけるサー F, ス提供 体 制 強 化 加 算

第五号の規定を準用する。

百 介護予防 訪問入浴介護費における介護職 員 (処遇改 善 加 算 0) 基

第四号の規定を準用する。

潍

百三 介護予防 訪問看護費における緊急時介護予防 訪 問 看 護 加 算 0

第七号の 規 定 を 準 一用す 基

百 兀 介護予防 訪 問 看 護費における看護 体 制 強 化 加 算 0 基

 $\mathcal{O}$ 中 訪問 第九号イ 緊急時 看護費の 訪 及 問 び 注10に係る加算をいう。 看 口 護 0 加算 規定を準用する。 指定居宅サー この場合に ) 」とあるのは ビス介護 給付費単 お V て、 「緊急時 位 同 数表 一号イ

> 第十二号の規定を準 用 でする。

七十 介護療養施設サー ビスにおける在宅復帰支援機 能 加 算 0

基

この場合において、

百分の二十」とあるのは、「百分第四十八号の規定を準用する。 「百分の三十」とする。 算

同

一号イ中

七十二 の基準 介護療養施設サー ビスにおけるサービス提供 体 制 強 化 加

(2)

及びハ(2)の

規定を準用

でする。

この場

一合に

とあるのは、 おいて、同号イ②口中「通所介護費等算定方法第四号 のとする。 第二十四号イ(2)、ロ 「通所介護費等算定方法第十四号」 と読 ロヌは み替 えるも ハ

七十三 介護療養施設サー ビスにおける介護職 員 処 遇 改 善 加 算 0) 基

準

第四号の

規定

を 準

用 でする。

七 十四四 削除

七十五 介護予防 訪問 介護費に おける介護 職 員 処 遇 改 善 加

算

0)

基

準

第四号の規定を準用する。

七十六 介護予防訪問入浴介護費に おけるサ ピ ス 提 供 体 制 強 化 加

算の 基準

第五号の規定を準 一用する。

七十七 基準 介護予防 訪問入浴介護費に おける介護職 員処遇改 善 加 算

0

第四号の規定 を準

一用する。

七十八 0) 基準 介護予防 訪問看護費における緊急時介護予防 訪問 看 護

加

算

第七号の規定 を準用する

(新設

準

問 口 表 介 中 護 看  $\mathcal{O}$ 護 子 介 費 特 護 防 别 予  $\mathcal{O}$ 訪 注 問 管 防 理 訪 看 11 問 加 護 係 加 算 看 る 護 算 指 加 費 算を 指 定  $\mathcal{O}$ 居 注 定 宅 介 1 9 う。 サ に 護 係 予 1 防 る ビ ス 加 サ لح 介 ] 算 あ 護 を ビ ス る 給 1 う。 介 付  $\mathcal{O}$ 費 護 は 単 給 特 位 付 数 費 别 管 単 表 理 0 位 同 看加訪 号 数

五護 算 費 指  $\mathcal{O}$ 注 定 10 介 護 に 係 予 る 防 加 サ 算 を ピ ス い う。 介 護 給 付 لح 費 読 単 4 位 替 数 え 表 る  $\mathcal{O}$ Ł 介  $\mathcal{O}$ 護 とす 子 防 رِّ چ 訪 問

百 進 介 護 予 防 訪 問 看 護 費に お け るサ 1 ピ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 0 基

+ 号  $\mathcal{O}$ 規 定 す ź。

百制 六 強 化 介 加 護 予  $\mathcal{O}$ 防 基 訪 潍 問を リ準 ハ用 ピ リテー シ 彐 ン 費に お け る サ 1 ピ ス 提 供 体

兀 号 算  $\mathcal{O}$ 規 定 を 準 用 す

百 に七 け 介 る 護 予 運 動 防 器 通 機 所 介 能 向 護 上費 え び・ 加算 介養 予 防 通 所 IJ ハ ピ IJ テ 1 シ 日 ン 費

ず通お れ所 にも 介 護 費 該 当し 等 算 な 定 いこと。 方法第十 五 号 基及 準 び 第 +六 号に 規 定 す る 基 準 0)

百 腔が八い 機 介 護 能 介 予 護 向 予 上 防 加 認 防 算 知 通  $\mathcal{O}$ 症 所 基 介 対 (応型 護 費、 通 介護予 所介護 費 防 に通 お所 け IJ るハ 栄 ピ 養 IJ 改テ ] 善 加シ 算 彐 及 費 び 口及

る 通 基 所 準 介 護  $\mathcal{O}$ 11 費 ず 等 れ 算定方法 にも該当し 第 +な 五. いこと。 号、 第 +六 号 及 び 第二 · 号 に 規 定

百 九す に け 介 る 護 選 予 択 防 的 通 サー 所 介 へ複数実施加算(三) 護 費及び介護予防 算  $\mathcal{O}$ 通 基 所 掲 準 IJ ピ IJ テ 1 シ 彐 費

イ 選 適 合 択 すること 的 サ ] ビス 次に げ る 基 準 0 11 ず れ に

(1) 動 る ピ 護 指 定介 IJ 0 能 に テ 護 1 向 適 合し 予  $\mathcal{O}$ 上 シ 注、 サ 彐 防 て サ ピ 費 ] = 11 るも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ピ 注 口 ス 栄養改善  $\mathcal{O}$ 若 介  $\mathcal{O}$ と しく 注 護 L 給 7 は 付 サ 都 0) ホ 費 注  $\mathcal{O}$ 単 道 若 ピ 府 注 位 ス 県 又 数 L 又 < は 知 表 は 事 は 介 0 に 護  $\Box$ 介 腔 0 予 護 届 防 機 け 注 予 能 に 通 防 出 掲げ 7 向 所 通 IJ 上 運 所

> 七 十九 介 護 予 防 訪 問 看 護 費 E お け るサ ピ ス 提 供 体 制 強 化 加 算

> > 0

潍 九

号

 $\mathcal{O}$ 

規

定

潍

す

 $\dot{\tilde{c}}_{\circ}$ 

+ 介 護 予 防 訪 問 を IJ ハ 用 ピ IJ テ 1 シ 彐 ン ,費に お け る サ ] ピ ス 提 供 体

制 第 強 +化 号 加  $\mathcal{O}$ 算 規  $\mathcal{O}$ 基 淮 八

八 +介 護 予 動防 定 通 を 所 準 介 用 向 護 す 上費 及 び 防 通 所 IJ ハ ピ IJ テ ] シ 彐 ン

費 に 通 れ所 お 介護 け る 費 運 等 器 算 機 定 方法 能 第十 加 五算 号の介 及基護び準予 第 + 六 号 規 定 す

る

基

潍

 $\mathcal{O}$ 

ず

にも

該当

L

な

ないこと。

八 + = 口及 腔 び 機 介 介護予 護 能 向 予 上 防 防 加 認 算 知 通 症 所  $\mathcal{O}$ 対応護 基 型費、 通 所 介 介 護 護 予 費に通 . お け リ け る ハ 栄 ピ 養 IJ 改テ 善 1 加 シ 算 彐 ン 及 び費

通 所 介 護 費等 算 定 方法 第 + Ŧī. 号、 第十 六 号 及 び 第二十 号 に 規

定

る 基 準  $\mathcal{O}$ 1 ず れ にも 該当し ないこと。

八 十三 費に お け 介 る 護 選 予 防 択 的 通 サー 所 介 ビス複 護 費及び介護予 数 防  $\mathcal{O}$ 通 基 所リ 潍 ピ IJ テ シ 彐 ン

イ Ł 選 適 択 合 的 すること。 サー ビス 複 数 実 施 加 が算(三次な数実施加算の 次に 掲げ る 基 準 0) 11 ず れ に

(1) 動 る 介 ピ 護 指 IJ 定 機 介護 能 テ  $\mathcal{O}$ に 1 向 適 合し  $\mathcal{O}$ 上 シ 予 一サー 注、 彐 防 て ン ナ *\*\ 費 = ] ピ ス、 るも 0)  $\mathcal{O}$ ピ 注 ス 口 栄養改 苦しく  $\mathcal{O}$ 介  $\mathcal{O}$ と 注 護 給 L 善善 て は 付 都  $\mathcal{O}$ サ ホ 費 道 注  $\mathcal{O}$ 単 ピ 府 若 注 位 ス 県 L 又 数 又 知 < は 表 は 事 は 介  $\mathcal{O}$ 口 護 介 腔 届  $\mathcal{O}$ 予 護 注 防 予 機 け 防 能 出 通 7 掲 所 向 通 げ 上運 IJ 所

サ ] 0 サー ピ ス ・ビスを 下 実 施していること。 選 択的 サービス」と いう。 ) のうち、 種

- (2)六条に 等に ン 準 護 等 則 れ 以 第百 予防 をいう。 選 第 0 利 択的 下 事 同 兀 用 係 を る介 + 規定する指定介護予防通所介護をいう。 業 条第三号 改 通 令 者 アナー 第五 六条に規定する指定介護予防 所リハビリテーション 旧 が  $\mathcal{O}$ 正 。 の 指 護 人員 指 す ビスを行っていること。 定介護予防サ 予 条 る 定 提供を受けた日におい 介 防 0) 省  $\mathcal{O}$ 令 護 規 規 0) 設 予防 ため 定により 定による改正 備 平 及び ·成二十· 通所介護 0 効果的 運営並 なおその効 ビス等基 七 (指定介護予 な支援 年厚 び 前 (介護保険 に の指 生労働 て、 準 指 通所リハビリテーショ 0 定 力 定 当 لح 方 介 介 を 防サー 該利用者 いう。 法 護 有 法 護 省 ) 又 は に 予 令 施 子 す 関 防 第 防 る 行 す ピ 兀 規 こス等基 第九 ,る基準 号 に 指 則 0 定介 対 ビス ビス 等 + L
- (3)利 用 者に対し、 選択的サービスのうち いず れ か  $\mathcal{O}$ サ 1 ピ ス
- 口 ŧ 適合すること。 選択的サービス複数実施加算団 次に堪を一月につき二回以上行っていること。 次に掲 げ る 1 ず れ 0) 基 準 に
- (1) 実 利用者に 施していること。 対し、 選 択 的 サー ビスのうち三 種 類  $\mathcal{O}$ サー ピ ス を
- (2)イ (2) 及び3の基準に適合すること。

百十 に け 介 る事 護予 業 防 所 通 所介 評 価 護費及び介護予防通 加 所リ ハビリ テ シ 彐 費

イ 7 は て 指  $\mathcal{O}$ 0) 定 所リハビリテー 注 介 0) のとし 0) ホに 注 予 防 て都道 掲 サ 朩 げる別に厚生労働大臣 つ主のホ若しくはホービス介護給付費! 1 |府県知事に届 \*費の ロの注 け出 が定 ホホの て選択 0 表 ハの 注 0  $\Diamond$ 的 る 0) 介 サー 基 注 護 朩 準 0 又 予 は 防 ピ に ホ ス 適 若 介 通 を行 護予 合 しく 所 介 L

口 評 価 対 象期間 に おける指定介護予防 通 所介護 事 業 所 旧 指 定

> ĺ サー ピ ス **(**以 ピ スを 下 実 施 選 択 していること。 的 アサー ビス」と いう。 のうち、 種

(2)基準 又は指 リテー 用 Ė, 利 に対 ス等基準 第 用 ションをいう。)の 定介護予防 九十六条に 者 が 指 |第百 選 定 介護 択的サー 通 十六条に規定する指定介護予防 規定する指 所リハビリテーション 予 防 通 ピ スを行っていること。 提供を受けた日におい 所 介護 定介護予防 ( 指· 定介護予 通 所介 (指 定 護 防 て、 通 介 をいう。 サ 7 護予 所リハビ ピ ス等 該 防 利 +

- (3)を 1 利 月につき2 用 者 に 対し、 、夏汝実施加算団(次に場)、夏汝実施加算団(次につていること) ビスのうち ず れ カゝ 0 サ Ì ビ ス
- 口 ŧ 適合すること。 選 択 的 サー ビス 次に掲げ る 1 ず れ 0) 基 準

に

- (1) 実施していること。 利用者に 対 į 選 択 的 サー ビスのうち三 種 類 0) サ ĺ ピ ス
- (2)イ(2)及び( (3)の基 準に 適合すること。

八十四四 費に おける事 介護予防 業 所 通 所介護: 評 価 加 算の 費及び介護予防 基 通 所リ ハビリ テー 彐

防通 護費 7 は て 指 る  $\mathcal{O}$ 0 いること。 所リハビリテー 定 ハの 注 介 のとして都道 護 ホ 予 注 に掲  $\mathcal{O}$ 防 水、 サー げ る = シ ビス介護給付費単位数表 府 別に厚生労働大臣 彐 0) 県知事に届け出て選択的 ン 注 \*費の 0 ホ若しくは 口 の注 0) が定 ホの  $\otimes$ ハ 注  $\mathcal{O}$ る  $\mathcal{O}$ 0) 介 サ 基 注 ホ 護 ĺ 準 0 又 予 防 ピ に ホ は スを行 適 若 介 通 しく 合 護 所 予 介 L

口 評 価 対 象期間 に お ける指定介護予防通所介護 事 業 所 指 定 介

百 所 予 ること。 介 事 + IJ 防 業 七 ハビリテー 通 子 条第 所 所 防 介 を サ 護 1 . う。 項 事 ピ E 業 シ ス 規定する指 彐 所 等 以 をい 下 基 同 事 準 業所 、 う。 ľ 第九 + 以 定介護予防 (指 下  $\mathcal{O}$ 七 利用 定同 条 介護 じ。 第 実 人員 通 予 項 所 防 又 に 数 IJ サ は 規 ハ ] が 指 定 ビリ +ピ 定 す ス る 名 介 以 テ 等 護 指 1 上 基 予 定 シ で 準 防 介 3 あ 第 通 護

実 択 所 人人員数 的 該 又は当該 サー 指 価 定 対 で ピ 介 象 除 指 ス 護 期 定介  $\mathcal{O}$ 予 間 L て得 利 防 に 護 用 通 お た数 予 実人員数を当該指 け 所 る当 防 IJ が 通 所 ピ 該 リテー IJ • 指 六以上であ ハビリテー 定 介 シ 護 定 3 予 ン 事 介 防 ショ ること。 護 通 予 業 所 ン 防 所 介 事 通  $\mathcal{O}$ 護 業 所 提 事 供 所 介 業 護 0 す 所 Ź 利 事 又 業 選 は 用

(1) が (2) $\bigcirc$ 0) 七 規 以 定 足により 上 一であ ること。 算定した数を (1) に 規 定 でする数 で 除 L て 得 た 数

更 定  $\mathcal{O}$ スす 又 を は 又 る 評  $\mathcal{O}$ 当該 は 認 利 選 価 定 法第三十三条の二 用 択 対 象期 (以 下 L 的 指 た後、 サー 定介護予 間 にお ビスを三月 要支援更新認 法 第三十三条第二項に基づく要支 防 11 て、 通 第一 所リ 間以上利用 当 · ハ ビ 指 項に基づく要支援 ビリテ 定等」と 定 介 ĺ し、 護 いう。 シ 予 か 彐 防 つ、 ン 通 状 事 所 を受け 態 当 業 介 区 援 所 該 護 分 更 サ 事 0 Ì た 0 新 提 業 変 認 F. 供 所

(2)支 令  $\mathcal{O}$ 員 援 援 者 及 状 選 果的 更新 照 に び 定 態 択 介護 規 + 運 区 的 . う。 定す な支援 営並 一分と比 認定 アナー 号) 予 当 る び 防 等 ピ 第一 較し スを 支援 該指定介護予防 介 が に  $\mathcal{O}$ に 護 介護予 指 方法に関 お 条第三 予 定介護予防支援等に て、 事 利 11 業者 用し 防 て、 要支援 防 サ 一項に規・ 民する基 た後、 当 ] サ (指: 「該要支援 1 ピ 状態 サ ス ピ 定 計 介護 ] ス 計 定 準 評 ピ 画 す 区 価 伞 ス事業 予防 更新 を る 分 対 画 指 成 係 に 象 **(**法 · う。 支援 変更 定 + る 期 認 第 介 八 介 間 定 八 護 年 護 等 が に **(**法 に 条 予 厚 予 行 0) な  $\mathcal{O}$ 第五 (T) 定 防 生 防 事 か 前 わ 8 支  $\mathcal{O}$ 業 0  $\mathcal{O}$ n 十三 る目 一第十 援 働 た た 要  $\mathcal{O}$ る 者 支 事 省 要 8 人

> こと。 事 IJ +防 護 · 業 子 七 ハ 诵 所 条第一項 ビリテー 防 所 介護 を ナ 1 1 . う。 事 ピ に規定する指 ショ 業 ス 等 所 以 ン 事 を 下 基 ٧ì 同 準 ľ 業所 . う。 第 九 定介護予防 以 + (指 0) 下 七 定介 条第 利 同 ľ 用 **/護予防** 実 人人員数 通 項 所リ 又 に は サ 規 ] が ハ 指 定 ビリ +ピ 定 す ス 等 名 介 る テ 以 護 指 1 上 基 予 定 で シ 潍 防 介 あ 彐 第 通 護 る ン 百 所 予

当該 実 択的 所 八人員 又は当該 評 サー 指 価 数 定 対 で除 ピ 介 象 指 スの 護 期 定介 予 間 L て得 利 防 に 護 用 通 お た数 子 実 所 け 八人員 防 IJ る 通 ハ 当 が 〇・六以上であること。 数 ビ 所 該 リハ を当該指定介護 IJ 指 テ 定 ビリテー 1 介 ショ 護 予 ン 防 事 ショ 通 予防 業 所 ン 事 所 介 護 通  $\mathcal{O}$ 業 所 提 事 所 介 供 業 0 護 す 所 利 事 る 又 用 業 選 は

(1) が (2) $\bigcirc$ の規 • 七以上 定 に より算 一であ ること。 定 した 数 でを (1) に規定する数 で 除 L て 得 た

数

スを利用しする選択が 0 更 定 又は当該指 又は法第三十三条 評  $\mathcal{O}$ 認 価 用し 対象 定 (以下 的 た後、 が期間 サー 定介護予 ピ に 「要支援 スを三月 法 お の 二 第三十三条第二項に基 防 1 て、 通 第一 所リ 更新認定等」 間 当 以 該指 項に基づく要支援 ハ 公上利用 ビリテー 完介護 という。 し、 予防 シ づく要さ カン 3 つ、 ン 事 通 状 所 を受け 態 支 当 業 介 援 区 該 所 護 分 更 0 事 た 0) 新 ] 提 業 変 認 ピ 供 所

(2)業者 員 援 令  $\mathcal{O}$ 援 項 及び 第 状 選 更新 三十 態 択 照 を 定 運 介護 的 区 的 5 規 · う。 な支援 一分と比 営 サー 定 七 認 号) 定等に す 並 予 当 る び 防 ピ 支援 該 が 第一条第三 スを 介 0 に 較 指定介護予 介護 護 方法に関 指 l お 予防 て、 定介護予防支援等に係 事 11 利 業者 て、 用し 予 防 サ 要 ĺ 項 する基準 支援状態区分に 当 サ た (指定介護予防 ん後、 防 に規定する指 該 ピ ] こス計 要支援更新 サ ピ ス 評 ] 計 ビス事業者 画 (平成: 価 を 画 対 いう。 象 法 変更 支援 定 十 る 認 期 第 介 八 介 定 間 八 護 年 護 等 が に (法第 に 条 予 厚 予  $\mathcal{O}$ な  $\mathcal{O}$ 行 定 0 防 生 防 事 か 前 わ 支援 五 8 労 0) 業 0 0 n た る 第 働 た  $\mathcal{O}$ 要 る +事 者 支 要 省 8 人

さ  $\mathcal{O}$ 者であって、  $\mathcal{O}$ であって、 によるサー 第一 二の者であって、 0) 又は要支援更新認定等の 介 **護予防** たものの人数の合計数に二を乗じて得た数を加えたもの 人数及び 要支援更新 項 12 ・ビス 通 要支援更新認定等により要支援 規 要支援更新認定等の前の要支援 要支援更新認定等により非 定 所 介護費におけるサー 認 0) する指定 定等の 提 要支援更新認定等において非該当と判定 供 が 介護予防 前 了したと認 前の要支援状態区 の要支援状態 ĺ ピ ス 提  $\Diamond$ ピ る者 事 該当と判定され 区 供 分 一と判定され 体 状態区分が要支 が要支援二 業 分が要支援 に 限 者 制 る。 強 を 化 ) の 、 う。 加 たも たも 0) 算 0 者  $\mathcal{O}$ 

百十 基 淮 三号 1

第二十

1

及

び

口

0)

規定を準用する。

この

場

合に

お

て、

基

百 <del>十</del>二 号イ(2)中「 通 所 介護費等 介護予 通 防 算定方法第十五号」と読み替えるものとする。 所 介護 通所介護費に 費等算定方法第一号イ及び おける介護職 員 処遇改善 ハ」とあるの 加 算 0 基 は 準 一 同

第 兀 号の規定を準 用する。

百 +体 制 強 化 介護予防 加算 0 基 通 が
が
が ハビリテー シ 彐 ン 費に お け るサ ĺ ピ ス 提 供

方法: 通 第三十三号の規定を準用する。 第十六号」と読み替えるものとする。 所介護費等算定方法第二号」 この とあるの 場合に は お 通 1 て、 所 介護 同 費等 号 1 算 (2)定 中

百十 改 兀 加 算 介護予防 0) 通 所リハビリテー ション費に お け る 介 護 職 員 処 遇

兀 号の規定を準 一用す

百 +潍 五. 介 護 予 防 短 期入所生活介護費に お け る 個 別 機 能 訓 練 加 算  $\mathcal{O}$ 

-イ + (4)六 とあ 号 口 る  $\mathcal{O}$ 0 規 は 定 を 第十六号 準 用 す る。 イ (4)0 と読 場 合 み替 お こえる 1 7 Ł 0 同 とす 号 口 う。 る。 (4) 中

百 十六 化 加算の 介護予防短期入所生活介護費におけるサ 基準 ĺ ピ ス提 供 体

制

強

十五 準 に、 援二の者であって、 のの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支 者であって、 の又は要支援更新認 であって、 によるサー さ 第一 介護予防 れたものの人数の合計数に二を乗じて得た数を加えたもの 要支援更新 項 に 要支援 通 ピ 規 こスの提 所介護 要支援更新認定等により非該当と判定され 定 認 す 更新 定等 る 配定等の 費におけるサー 要支援更新認定等において非該当と判定 供 指 認 0 が 定 介護 定等により要支援 前 終了したと認 前の 0 2予防 要支援状態区 要支援状態区分が要支援 サ - ビス提 ĺ  $\Diamond$ ピ る者 ス 事 供 一と判定され 分が要支援二 · 業 者 に限 体 制 る。 強 い う。 化 ) の 加 たも たも 算 0) 0 0) 者

八十六 通 イ(2) 中「通 第 所 第四号の規定 介護費等算 + 介護予防 五号 イ及 所 介護費等算定方法第一号イ及び を準 通所介護費に 定方法第十五 び 口 甪 0) でする。 規 定を 号」と読み替えるも 準 おける介護職員 用する。 この 場合に 処 ハ」とあ 遇 改善 0) とする。 お 加 る \ \ る の は 、 同 月 算 0 基 準

八 十七七 体制 強化 介護予防 加算の基 通 所リハビリテー シ ョ ン 費に お け る サ ピ ス

提

供

方法第十六号」と読み替えるものとする。 通所介護費等算定方法第二号」 第十七号の規定を準 用 でする。 この とあるの 場 場合にお は、 いて、 通 所 介護 同 뭉 費等 1 (2)算 中 定

八十八 改善 加 算の 介護予防 通 所リハビリテー ション \*費に お け る介 護 職 員 処 遇

第四号の規定を準 用 でする。

新設

八 化加 + 算の 介護予防 基 短 期 入所生活介護費におけるサ ] ビ ス 提 供 体 制 強

方法第十七号」と読み替えるものとする。 通 第三十八号の規定を準用する。この場合に 所介護費等算定方法第三号」とあるのは お 「通 いて、 所 所介護費等算定、同号イ(2)中

百十 七 介護予防短期入所生活介護費における介護 職 員 (処遇 改 善 加

算の基準

第四号の規定を準 用する。

百十八 化 加算の基準 介護予防短 期 入所療養介護費におけるサ ĺ ピ ス 提 供 体 制 強

は 兀 定方法第十八号イ」と、 |号口 通所介護費等算定方法第四号イ」とあるの 第四十号の規定を準用する。 と読み替えるものとする。 又は ハ」とあるの は 同号イ 「通所介護費等算定方法第十八号ロ又 (2) (<u>-</u>) この場合にお 中 通 所 介護 いて、 は 費等 通 所介護費等算 同 号イ 算定方法第 (1) (<u>\_\_</u>) 中

百十 算の基準 介護予防短期入所療養介護費に おける介護 職 員 処 遇改 善 加

第四号の規 定を 準 用する。

百二 体 制 強化 介護予 加算の基準 防 特定 施設入居者生活介護費に お け るサ 1 ピ ス 提 供

適合すること。 サ ĺ ビス提供 体 制 強 化 .加算(I) イ 次に掲 げ る基準 0 1 ず れ

- (1)合が百分の六十以上であること。 下 百三十条第一 同じ。 指定介護予 0 介護職 項 防 K 特定施設 規定する指定介護予 員の 総数のうち 指 定介 護 予 介 防 防 護福 特 サ 定 Ì 祉 施 ピ 士 設 ス 0 を 等 占め 基 1 . う。 準 一第一 る 割 以
- (2)定を準用する。 (1) の介護職員の総数の算定にあって は 第 匹 十三号イ  $(\dot{2})$  $\mathcal{O}$
- 該当しないこと。 通所介護費等算定方法第十九号に規定する基 準 0) 7 ず れに
- 口 適合すること。 ビス提供体制強化加算() 口 次に掲げる基準 (T) V ずれ

定方法第十七号」と読み替えるものとする。 通 第二十 所介護費等算定方法第三号」とあるのは、 一号の規定を準用する。 この場合にお いて、 通 所介護費等 同号イ(2) 算 中

九 十 介護予防短期入所生活介護費における介護職 員 処遇改善 加 算

の基準 第 四号の 規 定 を準 用 でする。

九十 化加算の基準 介護予防行 短 期 **入**所 療養介護費におけるサー ピ ス 提 供 体 制

強

等算定方法第十八号」と読み替えるものとする。 中 「通所介護費等算定方法第四号イ」とあるのは、 第二十四号の規定を準 ・用す る。 この 場合にお いて、 通所 同 뭉 介 1 護 (1) 費  $(\Box)$ 

九 十二 算の 基準 介護予防 短 期 入所療養介護費における介護職 員処遇改 善

加

第四号の規定を準 用 (する。

(新設)

(1)士 0 指 占 定 め 介 る割 護 予 合が 防 特定施設 百 分の 五十以 0 介護職員の 上 であること。 総数のうち 介護 福 祉

(2)規 定を (1)0) 準 介 護 用 でする。 職 員 0 総 数 0 算定にあ って は 第四 十三号イ (2)

③ イ③に該当するものであること。

適 合 + すること。 ] ピ ス 提供 体 制 強 化 |加算(I) 次に掲げ る基 準 0) 1 ず れ に ŧ

(1)勤 職 指 員 定 0 介 占 護 8 予 る 防 割 特 合 定 が 施 百 設 分  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 看 七 護 + 介 五. 以 護 職 上 で 員 あ 0 ること。 総 数 のうち

(2)イ (2)(1)0 0 規 看 定 護 を 準 介 用 護 でする。 職 員の 総数 の算定に あ 7 は 第四 十三

③ イ③に該当するものであること。

適 合 サ すること。 ] ピ ス 提 供 体 制 強化加算圖 次に掲 げ る基 準 0) 1 ず れ に ŧ

(1)す が る職 指 百 分 定 の 三 員 介 護 0) + 総 予 数 以 防 上で  $\mathcal{O}$ 特 う 定 5 あること。 施 設 勤続年数三 居 者 生 活 年 介 以 護 上 を 入 0) 者の 居 者 占める割 に 直 接 提 供

(2)を 準 (1)用 0 職員の す 総 数の 算定にあって は 第 兀 + 号 1 (2)0 規 定

③ イ③に該当するものであること。

遇改善加算の基準 百二十一 介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員処

第四号の規定を準用する。

百二十二 体 制 強 化 加 介護予防認 算 0 基準 知症対応型通 所介護費に お け るサ 1 ピ ス 提 供

「通所介護費等算定方法第六号」とあるのは「通所介護費等算定第五十二号の規定を準用する。この場合において、同号イ21中

百二十三 介護予防認知症対応型通所介護費に 方法第二十号」と読み替えるものとする。

おけ

る介護

職

員

処

遇

改善加算の基

改善加算の基準 九十三 介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員処

遇

第四号の規定を準用する。

九 十四四 制 強 化 介護予防 加 算 がの基 認 知症 対応型通所介護費におけるサ ] ピ ス 提 供 体

定方法 「通所介護費等算定方法第六号」 第三十三号の規定を 第二十号」と読み替えるものとする。 準用す る。 こ の とあるのは、 場合にお 1 て、 通 所介護費等算 同 号 1 (2)中

第四十八号の規定を準用する。

百二十 機 能 型 兀 居 宅 短 介 期 護 利 用 0) 居宅介 基 準 護 費を算定す べ き指 定 介 護 子 防 小 規 模 多

4 介 型 護 護費」 支援 替える 介 護 地 五. 子 域 専 + とあ 門 四 Ł 防 密 サ 着 員 0 号 لح る 1 型  $\mathcal{O}$ が す 0 サ 規 ピ ź。 定を準 は ス 緊 「急に」 に 基 ピ 準 介 ス 護予 第四 基 用 準 とある す 第六 る。 防 +兀 小 規模 この 条」 十三  $\mathcal{O}$ は 条」 多 と 場 機 担 合 能 لح 当 に 型 あ 職 お 小 居 規 る 員 11 宅 て 模  $\mathcal{O}$ が 介護 多 は 機 緊 同 費」 地 急に」 号中 能 型 域 居宅 密 読 着

百二十 ント 体 五. 制 強 介 化 護 予 加 算 防 0 小 基準 規 模 多 機 能 型 居宅 介 護 に お け る 総 合マ ネジ メ

新設

₽ 域 指 0) 密 定 とする。 着型介護 地 五. 域 + 六六号 密 着 型 予  $\mathcal{O}$ サ 防 規 サ 定 を ] ビ 準 ピ ス 基 用 ス 基準 準 す 十第七十 る。 第六 この 十 七 条第 場 六条第三号」 合に 項 お 11 て、 と読み あ る 同 0 号 が替え は 1 中 る 地

百二十· 供 体 制 強 介護予 化 加 算 0 防 基 小 規 模 多 機 能 型居 宅 介護 費に お け る サ ピ ス 提

方 法 通 第 第二十一号」と読み替えるものとする。 所 五. 介護 十七号の 費等 算定方法第七号」 規定を準 千用する。 この とあるの 場 合に は お 通 V て、 所 介護費等 同 号 1 算 (4)定 中

百二十 遇 改 善 七 加 算 介護予防 0 基 小 規 模多機能型居宅介護費に お け る介 護 職 員 処

第四十八号の規定を準用する。

百二 提 + 供 体 八 制 介護予 強 化 加 算の 防 認 基準 知症対応型共同 生 活介護 費に おけ こるサ ĺ ビ ス

通 所 五. 介護費等算定方法第八号」 + -九号の 規定を準用する。 こ の とあるのは 場 合に お 通 1 所 て、 5介護費等算定、同号イ22中

処遇改善加算の基準百二十九 介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職

方

法

第

十二号」と読み替えるも

のとす

る

員

第二十九号の規定を準用する。

(新設

十六 体 制 強 化 介護予防 加 算  $\mathcal{O}$ 基 小 規 模 多 機 能 型 居 宅介 護 費に お け る サ ] ピ ス 提 供

九

- 通で 第三十五号 所介護費等 の規 算定方法第七号」 定を準 用 する。 この とあるの 場合 ない に お 11 て、 通 所 介護 同 号 費 1 等 (4)算 中

九十七 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員処定方法第二十一号」と読み替えるものとする。

遇

改善加算の基準

九 +供 八 第 一 十 介護予防 強化 · 九 号 加 0 算  $\mathcal{O}$ 認 規 知症 基 定 を 対応型共同 準 用 する。 生活介護費に

お

け

る

サ

]

ピ

ス

提

「 通 第三十八号の 体 所介護費等算定 制 規定を 方法第八号」 準 用 す  $\hat{\boldsymbol{\varsigma}}_{\circ}$ この とあるのは、 場合に お 1 て、 通 所 介護費等 同 号 1 (2)算 中

定方法第二十二号」と読み替えるものとする。

遇改善加算の基準九十九 介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職

員

処

<u></u>	削	
指定訪問介護における指定居宅サー	削除	改
足居宅サービスに要する費用の額		正後
の算		
指定訪問介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の	一 指定訪問介護事業所をいう。)の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している。)の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している。)第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所(指定居宅)・一方。)の所在する建物と同一の建物に居住する者に限る。以下この号において同じ。)の数(当該指定訪問介護事業所(指定居宅)・一方のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している。)が五条第一項に規定する指定が護予防サービス等基準」という。)の方において同じ。)の数(当該指定訪問介護事業所をいう。)が五条第一項に規定する指定が護予防サービス等基準」という。)の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所(同項に規定する指定別等事業所(同項に規定する指定別等事業所(同項に規定する指定別等事業所(同項に規定する指定別等事業所をいう。)における前年度の一月当たり、実利用者の数を含む。)が三十人以上の指定訪問介護事業所であること。	(参考)現行

定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅

訪問介護費の注12に係る施設基準

費単位数表」 ピ ス 介護 という。 給 付 ]費単位 数表 の訪問介護費の注12に係る施設基準 印 下 指定居宅サ ĺ ビス介護 給 行

ること。 一月当たり延訪問回数が二百回以下の指定訪問介護事業所であ

(削除

表の訪問入浴介護費の注6に係る施設基準二 指定訪問入浴介護における指定居宅サービス介護給付費単位数

業所をいう。)であること。

(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)の月当たり延訪問回数が二十回以下の指定訪問入浴介護事業所

訪問看護費の注2に係る施設基準 指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の

平成十八年厚生労働省令第三十四号。 護事業所 ビス基準」という。)第三条の四第一項に規定する指定定期巡回 地域密着型サービスの事業の人員、 定訪問看護事業所をいう。 所その他必要な事項を都道府県知事に届け出ている指定訪問看 随時対応型訪問介護看護事業所をいう。 連携する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指 以下同じ。 設備及び運営に関する基準 ) であること。 以下「指定地域密着型サー 以下同じ。 ) の 名称、 (指定

(削除)

四 指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の

· · · 。 月当たり延訪問回数が二百回以下の指定訪問介護事業所であ

表の訪問入浴介護費の注4に係る施設基準指定訪問入浴介護における指定居宅サービス介護給付費単位

第一号の規定を準用する。

表の訪問入浴介護費の注6に係る施設基準

人浴介護事業所をいう。) であること。(指定居宅サービス等基準第四十五条第一項に規定する指定訪問一月当たり延訪問回数が二十回以下の指定訪問入浴介護事業所

訪問看護費の注2に係る施設基準 指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の

ビス基準」という。 平成十八年厚生労働省令第三十四号。 地 護事業所 住所その他必要な事項を都道府県知事に届け出ている指定訪問看 定訪問看護事業所をいう。 |域密着型サービスの事業の人員 随時対応型訪問介護看護事業所をいう。 連携する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 (指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指 )第三条の四第一項に規定する指定定期巡回 以下同じ。 設備及び運営に関する基準( 以下「指定地域密着型サー であること。 以下同じ。 )の名称、 所 (指

第一号の規定を準用する。

七 指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の

訪問看護費の注8に係る施設基準

よ。一月当たり延訪問回数が百回以下の指定訪問看護事業所であ

(削除

五 指定通所介護の施設基準

(1)いう。 所介護事業所をいう。)及び第 方の指定を併せて受け、 省令第三十五号。 平成二十七年厚生労働省令第四号) 介護事業者 規定する指定通所介護事業者をいう。)が指定介護予防通 する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)に係る指定通 ス等基準第九十三条第 事業者を めの効果的な支援の方法に関する基準 及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予 による改正前の指定介護予防サービス等の によりなおその効力を有するものとされた同令第五条の 介護事業者(指定居宅サービス等基準第九十三条第一 規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の 前年度の一月当たりの平均利用延人員数 ビス等基準第九十七条第一 下この号において同じ。 )第九十七条第一 当該指定介護予防通所介護事業所 いう。 (指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規 (介護保険法施行規則等の 若しくは第 以下 「旧指定介護予防サー かつ、 項に規定する指定介護予防通所介護 項に規定する第 一体的に事業を実施している 号通所: の指定のい 項に規定する指定介護予防 号通所事業における前年 附則第四条第三号の 事 (平成十八年厚生 業 部を改正する省令 一号通所事業をい 事業の ずれか又はその (当該指定通所 (旧指定介護予 (指定居宅サ ビス等基準」と 施設 防 一労働 設備 規定 規定 0 た う

訪問看護費の注8に係る施設基準

る

こと。 一月当たり延訪問回数が百回以下の指定訪問看護事業所である

付費単位数表の訪問リハビリ 指定訪 一号の規定を準用する 問 IJ ピ IJ テ 1 シ 彐 に おけ 日 る指 ン費の注2に係る施設 定居宅サー ピ ス介護給

九 指定通所介護の施設基準

イ

(1)準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所 該指定介護予防通所介護事業所 併 介護事業者(指定介護予防 規定する指定通所介護事業者をいう。)が指定介護予防通所 する指定通所介護事業所をいう。 所介護事業所であること。 を含む。 をいう。 に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。)の指定を 護事業所 小規模型通所介護費を算定す 所介護事業者(指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、 前年度の一月当たりの平均利用延人員数(当該指定通所介 以下この号におい )における前年度の一月当たりの平均利用延人員数 (指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定 サービス等基準第九十七条第 て同じ。)が三百人以内の指定 ベ き指定通 (指定介護予防サービス等基 以下同じ。 所介護の施設 )に係る指定通 項

- て同じ。)が三百人以内の指定通所介護事業所であること。の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号におい
- を置いていること。 護師又は准看護師をいう。以下同じ。) 又は介護職員の員数② 指定居宅サービス等基準第九十三条に定める看護職員(看
- ロ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準
- あること。 平均利用延人員数が七百五十人以内の指定通所介護事業所で1 イ1に該当しない事業所であって、前年度の一月当たりの
- 2) イ2)に該当するものであること。
- 所であること。 当たりの平均利用延人員数が九百人以内の指定通所介護事業 当たりの平均利用延人員数が九百人以内の指定通所介護事業(1) イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であって、前年度の一月(1) 大規模型通所介護費(1)を算定すべき指定通所介護の施設基準
- 2 イ2に該当するものであること。
- )、1)と1)をバト)に変有しない言言通所で獲事を所でたった規模型通所介護費団を算定すべき指定通所介護の施設基準
- (1) イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に該当しない指定通所介護事業所であ
- (2) イ(2)に該当するものであること。
- ホ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準
- (14.6) 条の四に規定する指定療養通所介護事業所をいう。)である① 指定療養通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第百五
- は介護職員の員数を置いていること。 2) 指定居宅サービス等基準第百五条の四に定める看護職員又
- 六 指定通所リハビリテーションの施設基準
- リハビリテーションの施設基準イー通常規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所

- あること。 (1) イ(1)に該当しない事業所であって、前年度の一月当たりの 国 規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準
- ハー大規模型通所介護費⑴を算定すべき指定通所介護の施設基準(⑵ イ⑵に該当するものであること。
- 所であること。 当たりの平均利用延人員数が九百人以内の指定通所介護事業(1) イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であって、前年度の一月
- (2) イ(2)に該当するものであること。
- (1) イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に該当しない指定通所介護事業所であっ、大規模型通所介護費団を算定すべき指定通所介護の施設基準
- ること。
- トー寮髪角匠介護費と算官庁にも旨官寮髪角匠で2 イ2に該当するものであること。
- ① 指定療養通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第百五ホ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準
- こと。 条の四に規定する指定療養通所介護事業所をいう。)である
- は介護職員の員数を置いていること。(②)指定居宅サービス等基準第百五条の四に定める看護職員又
- 十 指定通所リハビリテーションの施設基準
- リハビリテーションの施設基準イー通常規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所

- (1)業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む う。 ている場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事 いう。)の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施し 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所を 所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の 通所リハビリテーション事業者をいう。)が指定介護予防通 条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をい る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 「指定介護予防サービス等基準」という。 (指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定 ビリテーション事業所 以下この号において同じ。)が七百五十人以内の指定通所 前年度の一月当たりの平均利用延人員数 ハビリテーション事業所であること。 以下同じ。)に係る指定通所リハビリテーション事業者 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係 (指定居宅サービス等基準第百十 )第百十七条第 (当該指定通 (以 下 事
- (2)基準に適合していること。 指定居宅サービス等基準第百十二条に定める設備に関する
- ハビリテーションの施設基準 大規模型通所リハビリテーション費⑴を算定すべき指定通 所

口

- (1)ン事業所であること。
  平均利用延人員数が九百人以内の指定通所リハビリテーショ平均利用延人員数が九百人以内の指定通所リハビリテーショ ン事業所であること。
- イ②に該当するものであること。
- リハビリテーションの施設基準 大規模型通所リハビリテーション費回を算定すべき指定通 所
- (1) イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であること。
- イ②に該当するものであること。

- (1)う。 以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。 延人員数を含む。 リテーション事業所における前年度の一月当たりの平均利用 に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビ ション事業所をいう。)の指定を併せて受け、かつ、一体的 第百十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテー 所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準 通 条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をい ハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準第百十 (指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定 所リハビリテーション事業者をいう。)が指定介護予防通 以下同じ。)に係る指定通所リハビリテーション事業者 年度 の一月当たりの平均利用 以下この号において同じ。)が七百五十人 延人員数 (当該指定
- 基準に適合していること。 大規模型通所リハビリテーション費()を算定すべき指定通所 指定居宅サービス等基準第百十二条に定める設備に関する
- IJ (1)ハビリテーションの施設基準
- 平均利用延人員数が九百人以内の指定通所リハビリテーショ ン事業所であること。 イ⑴に該当しない事業所であって、 前年度の一月当たりの
- イ②に該当するものであること。
- リハビリテーションの施設基準 大規模型通所リハビリテーション費[[[を算定すべき指定通] 所
- (1)イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であること。
- イ2)に該当するものであること。

七 テーション実施加算に係る施設基準 指定通 所リハビリテーションにおける認知症短期集中リハビリ

言語聴覚士が適切に配置されていること。 リハビリテーションを担当する理学療法士、 作業療法士又は

リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士 作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであるこ

2費単位数表の 指定通 所リ 通所リ ビリテー ビリテーショ ションにおける指定居宅サ ン費の 注9に 係る施設基準 ĺ ピ ス介護給

九 作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。 リハビリテーションを行うに当たり 利用者数が理学療法士

護の施設基準 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介

指定短期入所生活介護の施設基準

算方法 号において同じ。)で、利用者の数が三又はその端数を増すご 換算方法をいう。 二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう とに一以上であること。 以下同じ。)における介護職員又は看護職員の数が、 指定短期入所生活介護事業所 (指定居宅サービス等基準第二条第七号に規定する常勤 以下この号、第十二号、第十四号及び第十八 (指定居宅サービス等基準第 常勤換

の施設基準 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介

(1)第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホー 五に規定する特別養護老人ホームをいう。)である場合に 指定短期入所生活介護事業所が、 (老人福祉法 当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看 (昭和三十八年法律第百三十三号) 第二十条 指定居宅サー ビス等基

> + テー 指定通所リハビリテーションにお ション実施加算に係る施設基準 ける認知症短期集中リハ ピ

1 言語聴覚士が適切に配置されていること。 リハビリテーションを担当する理学療法 士 作業療法士又は

リハビリテーションを行うに当たり、 作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであるこ 利用者数が理学療法士

(新設)

指定短期入所生活介護の施設基準

護 の施設基準 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活 介

二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう 号において同じ。)で、 換算方法をいう。 算方法(指定居宅サービス等基準第二条第七号に規定する常勤 とに一以上であること。 以下同じ。)における介護職員又は看護職員の数が、 指定短期入所生活介護事業所 以下この号、 利用者の数が三又はその端数を増すご 第十五号、 (指定居宅サービス等基準第 第十七号及び第二十 常勤換

護の施設基準 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介

あ  $\mathcal{O}$ ム(老人福祉法 第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホー っては、 五に規定する特別養護老人ホームをいう。)である場合に 指定短期入所生活介護事業所が、 、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看 (昭和三十八年法律第百三十三号) 指定居宅サービス等基準 第二十条

とに一以上であること。老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すご活介護をいう。以下同じ。)の利用者の数及び当該特別養護定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護(指

② 指定短期入所生活介護事業所が、併設事業所(指定居宅サービス等基準第百二十一条第四項に規定する併設本体施設を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三度居宅サービス等基準第百二十四条第四項に規定する併設本体施設(指する場合にあっては、併設本体施設(指する場合での端数を増すごとに一人以上の介護職員又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三員又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三人の場合にあっては、併設事業所を削入所生活介護事業所が、併設事業所(指定居宅サージを確保していること。

入所生活介護の施設基準へ、単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期へ

ごとに一以上であること。の数が、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すの数が、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増す

入所生活介護の施設基準 併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期

1) 指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合

とに一以上であること。老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すご活介護をいう。以下同じ。)の利用者の数及び当該特別養護定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護(指

と確保していること。 と確保していること。 と確保していること。 と確保していること。 と確保していること。 と確保していること。 と確保していること。 とでの場数を増すごとに一人以上の介護職員とは看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三度居宅サービス等基準第百二十四条第四項に規定する併設本体施設(指定名の端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三人である場合にあっては、併設本体施設(指定居宅サービス等基準第百二十一条第四項に規定する併設事業所をいること。

入所生活介護の施設基準ハー単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期

の数が、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増す指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員入別生活介護の旅影差準

入所生活介護の施設基準ニー併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期ごとに一以上であること。

1) 指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第1) 指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第1 指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第1 指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合

確保していること。はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を以ての端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又にあっては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員

が定める基準 (三を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣イ 単独型短期入所生活介護費(三又は併設型短期入所生活介護費) 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

者に対して行われるものであること。

本は、一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。)第三十二条に規定するユニットをいう。以第一上三号において同じ。)に属さない居室(指定居宅下この号及び次号において同じ。)に属さない居室(指定居宅下この号及び次号において同じ。)に属さない居室(指定居宅下この号及び次号において同じ。)に属さない居室(指定居宅下この号及び次号において同じ。)に属さない居室(指定居宅工工ットでは特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基本に対して行われるものであること。

が定める基準(『を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣(『を算定すべき指定短期入所生活介護費』又は併設型短期入所生活介護費

の利用者に対して行われるものであること。 ユニットに属さない居室(定員が二人以上のものに限る。)

係る別に厚生労働大臣が定める基準型短期入所生活介護費①を算定すべき指定短期入所生活介護に型短期入所生活介護費①又は併設型ユニット型短期入所生活介護費①又は併設型ユニット

三項第一号イに掲げる居室をいう。以下このハ及びニにおいての四第六項第一号イ又は特別養護老人ホーム基準第三十五条第ユニットに属する居室(指定居宅サービス等基準第百四十条

確保していること。はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を以て看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又にあっては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員

が定める基準()を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣()を算定すべき指定短期入所生活介護費()又は併設型短期入所生活介護費十三(指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

者に対して行われるものであること。 本ユニット(指定居宅サービス等基準第百四十条の二に規定するユニット(は特別養護老人ホーム基準」という。)第三十二条に規定するユニットをいう。以本基準」という。)第三十二条に規定するユニットをいう。以本基準」という。)第三十二条に規定するユニットをいう。以本書で、この号及び次号において同じ。)に属さない居室(指定居宅中一ム基準第十一条第三項第一号に掲げる居室をいう。以本書で、以下「特別養護老人ホー本の設備及び運営に関する基本に対して行われるものであること。

の利用者に対して行われるものであること。ユニットに属さない居室(定員が二人以上のものに限る。)

係る別に厚生労働大臣が定める基準型短期入所生活介護費⑴を算定すべき指定短期入所生活介護に、 単独型ユニット型短期入所生活介護費⑴又は併設型ユニット

三項第一号イに掲げる居室をいう。以下このハ及びニにおいての四第六項第一号イ又は特別養護老人ホーム基準第三十五条第ュニットに属する居室(指定居宅サービス等基準第百四十条

。含む。)を除く。)の利用者に対して行われるものであることてる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものを同じ。)(ユニットに属さない居室を改修したもの(居室を隔

係る別に厚生労働大臣が定める基準型短期入所生活介護費Ⅲを算定すべき指定短期入所生活介護に二単独型ユニット型短期入所生活介護費Ⅲ又は併設型ユニット

ものであること。じているものを含む。)に限る。)の利用者に対して行われるもの(居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生ユニットに属する居室(ユニットに属さない居室を改修した

係る施設基準十一 指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に

は看護職員を配置すること。 人以上の介護職員又イ 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又

イ 看護体制加算⑴を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基十二 指定短期入所生活介護における看護体制加算に係る施設基準ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

ていること。養護老人ホーム)において、常勤の看護師を一名以上配置し受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別要業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の適用を① 指定短期入所生活介護事業所(当該指定短期入所生活介護

う。) 第三号に規定する基準に該当していないこと。生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」といの員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚② 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等

。含む。)を除く。)の利用者に対して行われるものであること含む。)を除く。)の利用者に対して行われるものであることてる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものを同じ。)(ユニットに属さない居室を改修したもの(居室を隔

係る別に厚生労働大臣が定める基準型短期入所生活介護費Ⅲを算定すべき指定短期入所生活介護に二単独型ユニット型短期入所生活介護費Ⅲ又は併設型ユニット

ものであること。じているものを含む。)に限る。)の利用者に対して行われるもの(居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生ユニットに属する居室(ユニットに属さない居室を改修した

係る施設基準 「保る施設基準」 「保る施設基準」 「保る施設基準」 「保る地設基準」 「保る地設基準」 「保る地設基準」 「保る地設基準」 「保る地設基準」 「保る地設基準」 「保る地設基準」 「保る地 になった。

は看護職員を配置すること。
イ 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又

イ 看護体制加算①を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基十五 指定短期入所生活介護における看護体制加算に係る施設基準ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

ていること。 養護老人ホーム)において、常勤の看護師を一名以上配置し養護老人ホーム)において、常勤の看護師を一名以上配置し受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の適用を① 指定短期入所生活介護事業所(当該指定短期入所生活介護

う。) 第三号に規定する基準に該当していないこと。生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」といの員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚② 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等

售 看護体制加算☺を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基

口

- 基準に適合すること。指定短期入所生活介護事業所の看護職員の数が次に掲げる
- はその端数を増すごとに一以上であること。看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が二十五又適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)の護事業所が指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の治 指定短期入所生活介護事業所(当該指定短期入所生活介
- 口 指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準 に 指定短期入所生活介護事工一ムに置くべき看護職員の数に ある場合にあっては、当該特別養護老人ホームの入所者の 数の合計数)が二十五又はその端数を増すごとに一以上で あり、かつ、特別養護老人ホーム基準第十二条第一項第四 あり、かつ、特別養護老人ホーム基準第十二条第一項第四 
  長に定める特別養護老人ホーム 
  長に定める特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に 
  一を加えた数以上であること。
- (3) イ(2)に該当するものであること。

指定短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たり定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準-三 平成十八年四月一日以後従来型個室を利用する者に対する指

■ 看護体制加算Ⅲを算定すべき指定短期入所生活介護の施設基

口

- 基準に適合すること。
  (1) 指定短期入所生活介護事業所の看護職員の数が次に掲げる準
- はその端数を増すごとに一以上であること。看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が二十五又適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)の護事業所が指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の指定短期入所生活介護事業所(当該指定短期入所生活介
- 号に定める特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に あ 数の合計数) 介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の  $\mathcal{O}$ ある場合にあっては、 第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームで 一を加えた数以上であること。 ŋ, 数が、常勤換算方法で、 指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準 かつ、特別養護老人ホーム基準第十二条第 が二十五又はその端数を増すごとに一以上で 当該特別養護老人ホームの看護職員 利用者の数 (指定短期入所生活 一項第四
- ③ イ②に該当するものであること。
- 指定短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たり定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準十六。平成十八年四月一日以後従来型個室を利用する者に対する指

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期-四 指定短期入所療養介護の施設基準

入所療養介護の施設基準へが護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期

- と。
  定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)であるこ定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)であるこ指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する指行 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所(
- つ数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であき人保健施設の入所者をいう。以下この号において同じ。一数が、常勤換算方法で、利用者等(当該介護老人保健施設数が、常勤換算方法で、利用者等(当該介護老人保健施設ない。
- 当していないこと。
  三 通所介護費等の算定方法第四号イ②に規定する基準に該
- 養介護の施設基準設短期入所療養介護費③又は⑤を算定すべき指定短期入所療の定理がある。
- ──又は言語聴覚士が適切に配置されていること。──リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士
- □ 次のいずれにも適合すること。
- において「退所者」という。)の総数のうち、在宅にお所した者(当該施設内で死亡した者を除く。以下この号a 算定日が属する月の前六月間において当該施設から退

七 指定短期入所療養介護の施設基準の面積が、十・六五平方メートル以下であること。

- 入所療養介護の施設基準 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期
- と。 定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)であるこ定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)であるこ指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する指介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所(
- ること。 の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であ ・一、大学の、大学をいう。以下この号において同じ。 を人保健施設の入所者をいう。以下この号において同じ。 である指定短期入所療養介護事業所の利用者及び当該介護 数が、常勤換算方法で、利用者等(当該介護老人保健施設 」当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の
- 当していないこと。
  「一通所介護費等の算定方法第四号イ②に規定する基準に該
- 養介護の施設基準。 
  設短期入所療養介護費買又は厨を算定すべき指定短期入所療設短期入所療養介護費団の介護老人保健施
- 又は言語聴覚士が適切に配置されていること。() リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士

次のいずれにも適合すること。

において「退所者」という。) の総数のうち、在宅にお所した者(当該施設内で死亡した者を除く。以下この号a 算定日が属する月の前六月間において当該施設から退

る割合が百分の五十を超えていること。 入所期間が一月間を超えていた退所者に限る。)の占めいて介護を受けることとなったもの(当該施設における

た数が百分の十以上であること。(三)一十・四を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得

四 次のいずれかに適合すること。

合が百分の三十五以上であること。要介護状態区分が要介護四及び要介護五の者の占める割の。算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、

分の十以上であること。の十以上又は経管栄養が実施された者の占める割合が百略痰(かくたん)吸引が実施された者の占める割合が百分b 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、

田 1)に該当するものであること。

養介護の施設基準設短期入所療養介護費⑴又は⑾を算定すべき指定短期入所療② 介護老人保健施設短期入所療養介護費⑴の介護老人保健施

る割合が百分の五十を超えていること。 入所期間が一月間を超えていた退所者に限る。)の占めいて介護を受けることとなったもの(当該施設における

退所者の退所後三十日以内(退所時の要介護状態区分のでは、十四日以上)継続する見込みであることを確認ますの、当該退所者の在宅における生活が一月以上(退所業者をいう。以下同じ。)から情報提供を受けることに業者をいう。以下同じ。)から情報提供を受けることに業者をいう。以下同じ。)から情報提供を受けることに業者をいう。以下同じ。)から情報提供を受けることに業者をいう。以下同じ。)から情報提供を受けることに、当該地設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、では、十四日以上)継続する見込みであることを確認し、記録していること。

た数が百分の十以上であること。
三十・四を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得

四次のいずれかに適合すること。

要介護状態区分が要介護四及び要介護五の者の占める割a 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、

ο 章定目が属する目の前三目間こお合が百分の三十五以上であること。

分の十以上であること。の十以上又は経管栄養が実施された者の占める割合が百の十以上又は経管栄養が実施された者の占める割合が百分も 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、

面 1に該当するものであること。

養介護の施設基準 
設短期入所療養介護費①又は⑩を算定すべき指定短期入所療 
② 介護老人保健施設短期入所療養介護費⑪の介護老人保健施

- 施設である指定短期入所療養介護事業所であること。(以下「転換」という。)を行って開設した介護老人保健人保健施設基準」という。)附則第十三条に規定する転換関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に一、平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの
- (二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、(二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、(二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、(二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、(二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、(二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、(二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、(二)
- (三 1)二及び三に該当するものであること。
- 養介護の施設基準 (※) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(※) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(※)の介護老人保健施
- (3)一及び回に該当するものであること。
- 知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認める割合が百分の二十以上及び著しい精神症状、周辺症状略痰(かくたん)吸引若しくは経管栄養が実施された者の占() 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、
- 養介護の施設基準 (3) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)又は(1)を算定すべき指定短期入所療) 設短期入所療養介護費(1)の介護老人保健施
- ─ (3)に該当するものであること。

- 施設である指定短期入所療養介護事業所であること。(以下「転換」という。)を行って開設した介護老人保健人保健施設基準」という。)附則第十三条に規定する転換関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老関に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に一平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの
- ご。)の高齢者(以下「認知症高齢者」という。)の占めめる割合が百分の二十以上であること。ご。)の高齢者(以下「認知症高齢者」という。以下同当に、)の高齢者(以下「認知症高齢者」という。以下「法知症(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法知症(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法治を(かくたん)吸引若しくは経管栄養が実施された者の占さ割合が百分の二十以上であること。
- 口 11口及び回に該当するものであること。
- 設短期入所療養介護費買又は慰を算定すべき指定短期入所療④ 介護老人保健施設短期入所療養介護費団の介護老人保健施
- 養介護の施設基準
- □ 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、 ③ 及び回に該当するものであること。
- 知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認める割合が百分の二十以上及び著しい精神症状、周辺症状喀痰(かくたん)吸引若しくは経管栄養が実施された者の占
- 養介護の施設基準 (5) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)又は(1)を算定すべき指定短期入所療設短期入所療養介護費(1)の介護老人保健施
- ─ (3)に該当するものであること。

- , これによればればしています。 (ロ) 利用者等の合計数が四十以下であること。
- 金介養の恒安基準設短期入所療養介護費(※)又は(※)を算定すべき指定短期入所療 設短期入所療養介護費(※)の介護老人保健施
- 一 4に該当するものであること。
- □ 利用者等の合計数が四十以下であること。
- き指定短期入所療養介護の施設基準 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべ
- すべき指定短期入所療養介護の施設基準ット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(三又は) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(三のユニ
- ─ イ11 一及び口に該当するものであること。
- 当していないこと。 当していないこと。 通所介護費等の算定方法第四号イ3に規定する基準に該
- すべき指定短期入所療養介護の施設基準ット型介護老人保健施設短期入所療養介護費②又は②を算定2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①のユニ
- (1)及びイ(2)一から四までに該当するものであること。
- すべき指定短期入所療養介護の施設基準ット型介護老人保健施設短期入所療養介護費⑴又はを算定3 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費⑴のユニ
- 1。(1)二、イ1)二並びにイ3)一及び二に該当するものであるこ
- すべき指定短期入所療養介護の施設基準ット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(三又は)(三を算定4) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(三のユニ
- こと。 (1)二、イ1)二並びにイ3一及び4二に該当するものである

- ↑ 「養老し民書面受豆胡し斤寮養工養費回り」□ 利用者等の合計数が四十以下であること。
- 4に該当するものであること。
- 利用者等の合計数が四十以下であること。
- き指定短期入所療養介護の施設基準ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべ

口

- すべき指定短期入所療養介護の施設基準ット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(三又は) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(三のユニ
- イ1○一及び口に該当するものであること。
- 当していないこと。

  「通所介護費等の算定方法第四号イ③に規定する基準に該
- すべき指定短期入所療養介護の施設基準ット型介護老人保健施設短期入所療養介護費宜又は定を算定2 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費日のユニ
- (1)及びイ(2)一から四までに該当するものであること。
- すべき指定短期入所療養介護の施設基準ット型介護老人保健施設短期入所療養介護費⑴又はを算定3 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費⑴のユニ
- 。 (1)二、イ1)二並びにイ(3)一及び口に該当するものであるこ
- すべき指定短期入所療養介護の施設基準ット型介護老人保健施設短期入所療養介護費買又は厨を算定のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費団のユニ
- こと。 (1)口、イ1)口並びにイ(3)一及び(4)口に該当するものである

- すべき指定短期入所療養介護の施設基準ット型介護老人保健施設短期入所療養介護費⑴又はを算定のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費のユニ
- (3)に該当するものであること。
- 利用者等の合計数が四十以下であること。
- すべき指定短期入所療養介護の施設基準ット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(※又は※を算定の、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(※のユニ
- 仏に該当するものであること。
- 利用者等の合計数が四十以下であること。
- 短期入所療養介護の施設基準特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定

イ又は口に該当するものであること。

- 療養介護の施設基準病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所
- 厚生省令第五十号)第五十二条の規定の適用を受ける病院 一 療養病床を有する病院(医療法施行規則(昭和二十三年指定短期入所療養介護の施設基準 病院療養病床短期入所療養介護費⑴ 又は宮を算定すべき

を除く。)である指定短期入所療養介護事業所であること

いて準用する場合を含む。)において同じ。)の数の合計用者及び入院患者をいう。ニからへまで(第六十二号にお期入所療養介護(指定居宅サービス等基準第百四十一条に期入所療養病樓」という。)における看護職員の数が、常以下「療養病棟」という。)における看護職員の数が、常以下「療養病棟」という。)における看護職員の数が、常以下「療養病棟」という。)における看護職員の数が、常

- すべき指定短期入所療養介護の施設基準ット型介護老人保健施設短期入所療養介護費⑴又はを算定のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅲのユニ
- (3)に該当するものであること。
- 利用者等の合計数が四十以下であること。
- すべき指定短期入所療養介護の施設基準ット型介護老人保健施設短期入所療養介護費⑤又は⑥を算定ット型介護老人保健施設短期入所療養介護費⑩のユニ
- 4に該当するものであること。
- 利用者等の合計数が四十以下であること。
- 短期入所療養介護の施設基準特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定

イ又は口に該当するものであること。

- 療養介護の施設基準ニニ病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所
- 入所療養介護の施設基準 (1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期
- 。 を除く。)である指定短期入所療養介護事業所であることを除く。)である指定短期入所療養介護事業所であること厚生省令第五十号)第五十二条の規定の適用を受ける病院( 療養病床を有する病院(医療法施行規則(昭和二十三年

- 当亥寮髪房東こさする丫蒦毀員の女が、常助奐草庁2数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

- 一以上であること。
  、入院患者等の数の合計数が四又はその端数を増すごとに
  三 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で
- 護師であること。四(口により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看
- 当していないこと。

  「当していないこと。」

  「当していないこと。」

  「当していないこと。」

  「当していないこと。」
- するものであること。
  二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当
  、当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第
- 十一号に規定する基準に該当するものであること。
  出 当該療養病棟の機能訓練室が医療法施行規則第二十条第
- 基準に該当する食堂及び浴室を有していること。(八)医療法施行規則第二十一条第三号及び第四号に規定する
- (1)に該当するものであること。

次のいずれにも適合すること。

- 認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であることち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のう
- b 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のう 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のう

- に一以上であること。 数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごと 数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごと 、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で
- 護師であること。
  「口により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看
- 当していないこと。

  田 通所介護費等の算定方法第四号ロ②に規定する基準に該
- するものであること。
  二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当の当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第
- 十一号に規定する基準に該当するものであること。 出 当該療養病棟の機能訓練室が医療法施行規則第二十条第
- 基準に該当する食堂及び浴室を有していること。(ハ) 医療法施行規則第二十一条第三号及び第四号に規定する

(新設)

- であること。、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上、)のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上、算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち
- の見込みがないと診断した者であること。 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復
- --ミナルケアに係る計画が作成されていること。 -- 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のタ

ること。 四 生活機能を維持改善するリハビリテーションを行ってい

見込まれることを含む。)。
に限り、平成二十八年度中において当該活動を行うことが
田 地域に貢献する活動を行っていること(平成二十七年度

街定短期入所療養介護の施設基準 病院療養病床短期入所療養介護費(I) (三) 又は(京)を算定すべき

とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。の五十」とあるのは「百分の三十」と、②三中「百分の十」(②の規定を準用する。この場合において、②二b中「百分

- 指定短期入所療養介護の施設基準 | 病院療養病床短期入所療養介護費(単) | 又は(単を算定すべき
- (1)一、口及び四から八までに該当するものであること。
- 、入院患者等の敗の合計敗が五又よその端敗を増すごとこ〕 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で

一以上であること。、入院患者等の数の合計数が五又はその端数を増すごとに、

(新設)

入所療養介護の施設基準病院療養病床短期入所療養介護費団を算定すべき指定短期

(2)

数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごと、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の」 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法でい (1)一、(1)及び四から(八までに該当するものであること。

に一以上であること。

- 12 -

(新設)

- (5)指定短期入所療養介護の施設基準 病院療養病床短期入所療養介護費回 (ij) 又は心を算定すべ き
- 似に該当するものであること。
- 21日中「百分の五十」とあるのは 三中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるも 2二から国までの規定を準用する。 「百分の三十」と、 この場合に おい
- (6)病院療養病床短期入所療養介護費皿を算定すべき指定短期
- 入所療養介護の施設基準
- 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で 1一、口及び四から八までに該当するものであること。
- 入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに 以上であること。

ホ 期入所療養介護の施設基準 病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短

- 定短期入所療養介護の施設基準 たものに限る。)である指定短期入所療養介護事業所であ いて、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けてい 病院療養病床経過型短期入所療養介護費⑴を算定すべき指 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日にお
- 当該療養病棟における看護職員の数が、 以上であること。 入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに 常勤換算方法で
- $(\Xi)$ 当該療養病棟における介護職員の数が、 入院患者等の数の合計数が四又はその端数を増すごとに 常勤換算方法で

病院療養病床短期入所療養介護費皿を算定すべき指定短期

(3)

- 入所療養介護の施設基準 (1)一、口及び四から川までに該当するものであること。
- に一以上であること。 数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごと 当該療養病棟における介護職員の数が、 当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の 常勤換算方法で
- ホ 期入所療養介護の施設基準 病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短
- (1)病院療養病床経過型短期入所療養介護費⑴を算定すべき指

定短期入所療養介護の施設基準

- たものに限る。)である指定短期入所療養介護事業所であ いて、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けてい 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日にお
- に一以上であること。 数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごと 当該療養病棟における看護職員の数が、 当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の 常勤換算方法で
- 当該療養病棟における介護職員の数が、 当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の 常勤換算方法で

## 以上であること。

- 当していないこと。四の通所介護費等の算定方法第四号ロ②に規定する基準に該
- るものであること。
  定の適用を受ける場合を含む。)に規定する基準に該当すにの適用を受ける場合を含む。)に規定する基準に該当す、一号の二、第三号イ及び第十一号イ(同令第五十一条の規
  田、当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第
- 定短期入所療養介護の施設基準②病院療養病床経過型短期入所療養介護費②を算定すべき指
- 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で
- 一以上であること。 、入院患者等の数の合計数が八又はその端数を増すごとに
- ユニノ、型号記案を与え豆用、丘案を下隻費ではユニノ、型(二)1)一及び(三から)力までに該当するものであること。
- 入所療養介護の施設基準病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期病院療養病床経過型短期入所療養介護費又はユニット型
- 二①○、四及び内から八までに該当するものであること定すべき指定短期入所療養介護の施設基準 ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費⑴又は巛を算
- 、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに口 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で

以上であること。

三 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で

- に一以上であること。数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごと
- 当していないこと。四、通所介護費等の算定方法第四号ロ②に規定する基準に該
- るものであること。
  定の適用を受ける場合を含む。)に規定する基準に該当す定の適用を受ける場合を含む。)に規定する基準に該当す二号の二、第三号イ及び第十一号イ(同令第五十一条の規一当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第
- 、二①四、出及び川に該当するものであること。
- 定短期入所療養介護の施設基準の病院療養病床経過型短期入所療養介護費団を算定すべき指
- に一以上であること。
  数及び入院患者の数の合計数が八又はその端数を増すごと、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の一、当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で
- 入所療養介護の施設基準病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期へ、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型(1)一及び巨から内までに該当するものであること。
- 指定短期入所療養介護の施設基準(1) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき
- 。 □11一、四及び内から八までに該当するものであること
- に一以上であること。 数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごと、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で
- 三 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で

以上であること。 入院患者等の数の合計数が四又はその端数を増すごとに

当していないこと。 通所介護費等の算定方法第四号ロ3に規定する基準に該

(2)定すべき指定短期入所療養介護の施設基準 ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費回 又は似を算

①に該当するものであること。

二2口から伍までの規定を準用する。

(3)定すべき指定短期入所療養介護の施設基準 ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費皿 又は巛を算

①に該当するものであること。

えるものとする。 二2口から国までの規定を準用する。 ニ②三中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替 二20日 b中「百分の五十」とあるのは この 「百分の三十」と 場合に において

(4)すべき指定短期入所療養介護の施設基準 ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定

あること。 (1)口から四まで並びにホ(1)一、 **田及び内に該当するもので** 

1 二、ホ又はへのいずれ,入所療養介護の施設基準 特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期

ホ又はへのいずれかに該当するものであること。

チ 護の施設基準 診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介

期入所療養介護の施設基準 診療所短期入所療養介護費(1)(1)又は(1)を算定すべき指定短

> 数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごと に一以上であること。 当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の

当していないこと。 通所介護費等の算定方法第四号ロ3に規定する基準に該

(新設)

(新設)

すべき指定短期入所療養介護の施設基準 ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定

(2)

あること。 (1)口から四まで並びにホ(1)一、 田及び内に該当するもので

入所療養介護の施設基準 特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期

1

ے کے <u>二(1)から(3)まで、</u>ホ又はへのいずれかに該当するものである

護の施設基準 診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介

(1)養介護の施設基準 診療所短期入所療養介護費⑴を算定すべき指定短期入所療

- 下このチ及びリにおいて同じ。)における看護職員の数が いて同じ。)の数の合計数が六又はその端数を増すごとに 及びリ(第六十四号において準用する場合を含む。 期入所療養介護の利用者及び入院患者をいう。 第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。 一以上であること。 当該指定短期入所療養介護を行う病室(医療法施行規 常勤換算方法で、 診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。 入院患者等 (当該病室における指定短 以下この にお Ŧ
- 院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以当該病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、入 上であること。
- (四) 医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び 第十一号イに規定する基準に該当するものであること。 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室が
- (五) ートル以上であること。 床以外の病床の床面積は、 当該指定短期入所療養介護を行う診療所における療養病 利用者一人につき六・四平方メ
- 二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号及び 第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有してい 療養病床を有する診療所においては、医療法施行規則第
- (七) 室を有していること。 診療所(穴の診療所を除く。)においては、食堂及び浴
- (2)川 (1)に該当するものであ期入所療養介護の施設基準 診療所短期入所療養介護費(三) | 又は())を算定すべき指定短
- ①に該当するものであること。

- 数を増すごとに一以上であること。 護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端 下このチ及びリにおいて同じ。)における看護職員の数が 第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。 当該指定短期入所療養介護を行う病室(医療法施行規則 常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介 診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。
- であること。 院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上 該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入 当該病室における介護職員の数が、 常勤換算方法で、
- 第十一号イに規定する基準に該当するものであること。 医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室が
- (五) ートル以上であること。 床以外の病床の床面積は、 当該指定短期入所療養介護を行う診療所における療養病 利用者一人につき六・四平方メ
- 二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号及び 第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有してい 療養病床を有する診療所においては、医療法施行規則第
- (H) 室を有していること。 診療所 ( 穴の診療所を除く。 ) においては、 食堂及び浴

(新設)

## 二2口から国までの規定を準用する。

## (3)期入所療養介護の施設基準 診療所短期入所療養介護費田圖又は国を算定すべき指定短

- (1)に該当するものであること。
- えるものとする。 二2口から国までの規定を準用する。 二②三中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替 ニ21一6中「百分の五十」とあるのは 二(2)(Ta中「百分の五十」とあるのは この 「百分の二十」と 「百分の四十」と 場合におい
- (4)診療所短期入所療養介護費⑾を算定すべき指定短期入所療
- 養介護の施設基準
- (1)一及び四から出までに該当するものであること。
- 算方法で、入院患者等の数の合計数が三又はその端数を増当該病室における看護職員又は介護職員の数が、常勤換 すごとに一以上であること。
- IJ 入所療養介護の施設基準 ユニット型診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期
- |--| き指定短期入所療養介護の施設基準 ユニット型診療所短期入所療養介護費⑴又は心を算定すべ チ11一及び四から出までに該当するものであること。
- 院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以当該病室における看護職員の数が、常勤換算方法で、入 上であること。
- $(\equiv)$ 院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以当該病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、入 上であること。

(新設)

- 診療所短期入所療養介護費⑾を算定すべき指定短期入所療
- 養介護の施設基準 (1)一及び四から出までに該当するものであること。

(2)

- 者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増す 算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用 当該病室における看護職員又は介護職員の数が、常勤換
- IJ 入所療養介護の施設基準 ユニット型診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期

ごとに一以上であること。

## (新設)

- (2) (1)者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上である 病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患 当該病室における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該 チ11一及び四から出までに該当するものであること。
- (3)者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上である 病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患 当該病室における介護職員の数が、 常勤換算方法で、 当該

ح کے ۰

き指定短期入所療養介護の施設基準 ユニット -型診療所短期入所療養介護費!!! 又は似を算定すべ

(2)

(1)に該当するものであること。

(3)ユニット型診療所短期入所療養介護費圖又は♡を算定すべ ニ2二から国までの規定を準用する。

(新設)

き指定短期入所療養介護の施設基準

(1)に該当するものであること。

えるものとする。 二2口から国までの規定を準用する。 ニ②三中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替 ニ2回b中「百分の五十」とあるのは 二(2)(T) a 中 「百分の五十」とあるのは 「百分の二十」と 「百分の四十」と の場合に おい

ヌ 期入所療養介護の施設基準 特定診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短

千又はリのいずれかに該当するものであること。

療養介護の施設基準 認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所

認知症疾患型短期入所療養介護費⑴を算定すべき指定短期

(1)

(1)

入所療養介護の施設基準 二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下「 五十二条の規定の適用を受ける病院を除き、同令第四十三 認知症病棟」という。)を有する病院(医療法施行規則第 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第 する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の 一第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた 老人性認知症疾患療養病棟 (健康保険法等の一部を改正

> 期入所療養介護の施設基準 特定診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短

ヌ

チ(1)若しくは(2)又はリのいずれかに該当するものであること

療養介護の施設基準 認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所

認知症疾患型短期入所療養介護費⑴を算定すべき指定短期

入所療養介護の施設基準 二項に規定する規定する病床により構成される病棟をいう 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第 二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の 老人性認知症疾患療養病棟 |規則第五十二条の規定の適用を受ける病院を除き、同令 以下「認知症病棟」という。)を有する病院(医療法施 (健康保険法等の一部を改正

(新設)

- 入所療養介護事業所であること。 規定の 適用を受ける病院に限る。)である指定
- 計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。 指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合 当該指定短期入所療養介護を行う認知症病棟における看 常勤換算方法で、当該認知症病棟における
- ごとに一以上であること。 者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増す で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法
- 護師であること。 口により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は 看
- (<del>II</del>) 当していないこと。 通所介護費等の算定方法第四号ロ20に規定する基準に該
- (2)入所療養介護の施設基準 認知症疾患型短期入所療養介護費団を算定すべき指定短 期
- 規定の適用を受けるもの及び(1)一に該当するものを除く。 である指定短期入所療養介護事業所であること。 認知症病棟を有する病院 (医療法施行規則第五十二条の
- 計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。 指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合 護職員の数が、常勤換算方法で、 当該指定短期入所療養介護を行う認知症病棟における看 当該認知症病棟における
- ごとに一以上であること。 者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増す '、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法
- 口により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看

- 第四十三条の二の規定の適用を受ける病院に る指定短期入所療養介護事業所であること ) であ
- 計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。 指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合 護職員の数が 当該指定短期入所療養介護を行う認知症病棟における看 常勤換算方法で、 当該認知症病棟における
- ごとに一以上であること。 者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増す で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用 当該認知症病棟における介護職員の数が、 常勤換算方法
- 護師であること。 口により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看
- (<del>II</del>) 当していないこと。 通所介護費等の算定方法第四号ロ20に規定する基準に該
- (2)入所療養介護の施設基準 認知症疾患型短期入所療養介護費団を算定すべき指定短期
- )である指定短期入所療養介護事業所であること。 規定の適用を受けるもの及び①一に該当するものを除く。 認知症病棟を有する病院 (医療法施行規則第五十二条の
- 計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。 指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合 護職員の数が、 当該指定短期入所療養介護を行う認知症病棟における看 常勤換算方法で、 当該認知症病棟における
- 者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増す で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用 ことに一以上であること。 当該認知症病棟における介護職員の数が、 常勤換算方法
- 口により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は

- (<del>II</del>) 当していないこと。 通所介護費等の算定方法第四号ロ20に規定する基準に 該
- (3)入所療養介護の施設基準 認知症疾患型短期入所療養介護費◎を算定すべき指定短 期
- 四及び田に該当するものであること。
- ごとに一以上であること。 で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法 者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増す
- (4)入所療養介護の施設基準 認知症疾患型短期入所療養介護費心を算定すべき指定短期
- (2一、二、四及び田に該当するものであること。
- ごとに一以上であること。 で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用 者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増す 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法
- (5)入所療養介護の施設基準 認知症疾患型短期入所療養介護費巛を算定すべき指定短期
- 2一、四及び田に該当するものであること。
- 数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごと 当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の 病棟における入院患者の数を五をもって除した数(その数 るときはこれを切り上げるものとする。)から当該認知症 満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じ おける入院患者の数を四をもって除した数(その数が一に 認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、 一以上であること。ただし、そのうち当該認知症病棟に

護師であること。

- (<u>FL</u>) 当していないこと。 通所介護費等の算定方法第四号ロ20に規定する基準に該
- (3)入所療養介護の施設基準 認知症疾患型短期入所療養介護費圓を算定すべき指定短期
- (2) (—) (—) 四及び国に該当するものであること。
- ごとに一以上であること。 者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増す で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法
- (4)認知症疾患型短期入所療養介護費뗈を算定すべき指定短期
- 入所療養介護の施設基準 四及び田に該当するものであること。

(2) (—) (—)

- 者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増す で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法
- (5)入所療養介護の施設基準 ごとに一以上であること。 認知症疾患型短期入所療養介護費巛を算定すべき指定短期
- (2) 四及び田に該当するものであること。
- 病棟における入院患者の数を五をもって除した数(その数 るときはこれを切り上げるものとする。 満たないときは一とし、 おける入院患者の数を四をもって除した数(その数が 数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごと 当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の に一以上であること。 認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、 ただし、そのうち当該認知症病棟に その数に一に満たない端数が生じ )から当該認知症

数の範囲内で介護職員とすることができる。が生じるときはこれを切り上げるものとする。)を減じたが一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数

ごとに一以上であること。 者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すで、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法

期入所療養介護の施設基準
ヲ認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短

1。ものに限る。)である指定短期入所療養介護事業所であるこものに限る。)である指定短期入所療養介護事業所であるこいて、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていた① 認知症病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日にお

一以上であること。 数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の② 当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で

一以上であること。 数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の③ 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で

師であること。
④ ②により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護

定短期入所療養介護の施設基準ソーユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指

(1) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1)を算定すべ

(1)

数の範囲内で介護職員とすることができる。が生じるときはこれを切り上げるものとする。)を減じたが一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数

ごとに一以上であること。 者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すで、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用』 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法

期入所療養介護の施設基準認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短

ヲ

(1)

1。ものに限る。) である指定短期入所療養介護事業所であるこものに限る。) である指定短期入所療養介護事業所であるこいて、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていた. 認知症病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日にお

一以上であること。 数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の② 当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で

一以上であること。 数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の③ 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で

師であること。

④ ②により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護

定短期入所療養介護の施設基準ワーユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指

ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(!)を算定すべ

き指定短期入所療養介護の施設基準

- □ ル11□及び四に該当するものであること。
- ごとに一以上であること。 者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すで、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用口 当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法
- ごとに一以上であること。 者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すで、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用 三 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法
- 当していないこと。
  四 通所介護費等の算定方法第四号ロ③に規定する基準に該
- き指定短期入所療養介護の施設基準(2) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(3)を算定すべ
- 、 ル2 一及び 四に該当するものであること。
- ごとに一以上であること。 者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すで、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用口 当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法
- 当していないこと。四 通所介護費等の算定方法第四号ロ③に規定する基準に該
- シ)いのうにご、ヲスはア)にしては別つヽ゛ぃぃこなáト入所療養介護の施設基準 特定認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期

力

ル(1)から(5)まで、ヲ又はワ(1)若しくは(2)のいずれかに該当す

ナーレータが回こ亥省ける 500でにき指定短期入所療養介護の施設基準

- □ ル11日及び四に該当するものであること。
- ごとに一以上であること。 者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すで、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用 当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法
- ごとに一以上であること。者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すで、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用・当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法・
- 当していないこと。四、通所介護費等の算定方法第四号ロ③に規定する基準に該
- き指定短期入所療養介護の施設基準2 ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費団を算定すべ
- □ ル2円及び四に該当するものであること。
- 者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すで、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用口、当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法

ごとに一以上であること。

- ごとに一以上であること。 者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すで、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用 三 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法
- 当していないこと。四 通所介護費等の算定方法第四号ロ③に規定する基準に該
- 入所療養介護の施設基準カー特定認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期

(新設)

護費①、病院療養病床経過型短期入所療養介護費②の病院療養介護費②の病院療養病床経過型短期入所療養介護費②の病院療養病床短期入所療養介護費②、病院療養病床経過入所療養介護費②若しくは③、病院療養病床短期入所療養介護費 型短期入所療養介護費①の認知症疾患型短期入所療養介護費② は(三) 施設短期入所療養介護費⑴若しくは⑴ 所療養介護費(※の認知症疾患型短期入所療養介護費(※)又は認知 ◎の認知症疾患型短期入所療養介護費⑴、 患型短期入所療養介護費⑴ 療養介護費三、 入所療養介護費回の診療所短期入所療養介護費回 (三の診療所短期入所療養介護費(三)、 病床経過型短期入所療養介護費 療養介護費(1)の病院療養病床短期入所療養介護費(1) は 療養介護費⑪の介護老人保健施設短期入所療養介護費⑴若しく 短期入所療養介護費⑴若しくは⑴、 所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準 症疾患型経過型短期入所療養介護費⑴を算定すべき指定短期入 認知症疾患型短期入所療養介護費団の認知症疾患型短期入所 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣 介護老人保健施設短期入所療養介護費⑴の 病院療養病床短期入所療養介護費団の病院療養病床短期 介護老人保健施設短期入所療養介護費圓の介護老人保健 認知症疾患型短期入所療養介護費皿の認知症 認知症疾患型短期入所療養介護費 介護老人保健施設短期入所 (道若しくは)道、 診療所短期入所療養介護費 病院療養病床短期入所 認知症疾患型短期入 介護老人保健 正が定め 認知症疾患 診療所短期 る基 施 疾 淮

る法律が

附則第百三十条の一

第

項の

規定によりなおその

設備及び

健康保険

法等の

部を改正

す

介護

老人保健施設基準第三十九条又は

ニット

(指定居宅サービス等基準第百五十五条の二

有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員

- 23 -

れるも 運営に 同じ。 条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。 る療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項 室又は病室 定介護療養型医療施設基準」 ニットを のであること。 関 する基準 (定員が一人のものに限る。) の利用者に対して行わ いう。 (介護老人保健施設基準第三条第二項 以 伞 下この号において同じ。 成十 لح 年厚生省令第四 いう。 第三十 干 Ł 号。 条に 第 属さない 口 号に掲げ 規定す に 以 おい 下 第四 療養 Ź

口

費圓の 病床経過 護費(三) 施設短期入所療養介護費圖若しくは風、病院療養病床短期入所は風、介護老人保健施設短期入所療養介護費圖の介護老人保健療養介護費回の介護老人保健施設短期入所療養介護費圖若しく 型短期入所療養介護費①の認知症疾患型短期入所療養介護費②  $\mathop{\mathcal{O}}_{\mathcal{O}}$ 型短期入所療養介護費⑴の は (vi) 所療養介護費心の認知症疾患型短期入所療養介護費回又は認 (IV)患型短期入所 療養介護費 入所療養介護費団の診療所短期入所療養介護費団 入所療養介護費謡若しくは感 療養介護費川の 短期入所療養介護費圖若しくは風  $\mathcal{O}$ 認知症疾患型短期入所療養介護費団の 認知症疾 診療所短期入所療養介護費回 護老人保健施設短期入所療養介護費日 病院療養病床短期入所療養介護費組 病院療養病床短期入所療養介護費団 過型短期入所療養介護費圖 病院療養病床経過型短期入所療養介護費回 人患型短 療養介護費圓 病院療養病床短期入所 認知症疾患型短期入所療養介護費回 **湖入所** 病院療養病床経過型短期入所療養介 療養介護費圓 認知症疾 病院療養病床短期入所療養介護 介護老人保健施設短期入所 (v)若しくは(vi) 診療所短 急型 療養介護費 認知症疾患型短 認知症 短 の病院療養病床短期  $\mathcal{O}$ 期入 病院療養病床経過 期 介 入 護老人保健 所 疾患型短期 所 (N) 診療所短 認知症疾患 療養介護費 の病院療養 療養介護費 の認知症 (v)若しく 期入所 施 期 疾

所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準症疾患型経過型短期入所療養介護費団を算定すべき指定短期入

ニットに属さない療養室又は病室

(定員が二人以上

0

もの

入所療養介護費川 労働大臣が定める基準 認知症疾患型短期入所療養介護費⑪の認知症疾患型短期入所療 期入所療養介護費①の認知症疾患型短期入所 療養病床経過型短期入所療養介護費口 養病床短期入所療養介護費川、 保健施設短期入所療養介護費⑴若しくは⑴ 介護老人保健施設短期入所療養介護費回の 護老人保健施設短期入所療養介護費⑴若しくは⑴、 養介護費⑴を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚 ット型介護老人保健施設短期入所療養介護費@のユニット型介 に限る。 -型介護老人保健施設短期入所療養介護費(:)若しくは(ii) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費⑴ の利用者に対して行われるものであること。 □若しくは■、 □若しくは□ ユニット型認知症疾患型短 ユニット型診療所短期 ユ 療養介護費三又は ユ = ユ = ット型介 ユニット型病院療ーツト型病院療 ユニット型  $\mathcal{O}$ 護老人 ユ ユ

基準等の 十九号。 十条第二項第一 適用する場合を含む。 則第五条第 介護療養型医療施設基準第三十九条第二項 介護老人保健施設基準第四十一条第二 十五条の二に規定する療養室等をいう。 って行われるものであること。 (指定居宅サービス等の事業の人員 ニットに属する療養室等 以 部を改正する省令(平成十七年厚生労働省令第百三 下 項又は附則第七条第 「指定居宅サービス基準改正省令」 号イ(3) () 若しくは第四十一条第二項第一号イ(3) を満たすものに限る。 (指定居宅サー 項 項 0 設備及び運営に関する 第一 規定により 第一 12 おい 号イ(3)(i)又は ピ こス等基 号イ(3) (i) の利用者に という。 て同じ。 読み 準 が替えて |第百五 第世 附

護費⑴又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費⑴のユ 期入所療養介護費⑴のユニット型認知症疾患型短期入所療養介 入所療養介護費歐 療養病床経過型短期入所療養介護費回、 養病床短期入所療養介護費圖、 保健施設短期入所療養介護費買若しくは同 介護老人保健施設短期入所療養介護費圖のユニット型介護老人 護老人保健施設短期入所療養介護費謡若しくはぼ 短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準 ット型介護老人保健施設短期入所療養介護費団 ニット型認知症疾患型短期入所療養介護費⑴を算定すべき指定 -型介護老人保健施設短期入所療養介護費若しくは ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(!) (V)若しくは(V)、 (V)若しくは(V)、 ユニット型認知症疾患型短 ユニット型診療所短期 (で、ユニット型病院療) 0 ユニット型介 ユニット型 (N)0 ユ ユニ

係る施設基準一件方 指定短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に

第十一号の規定を準用する。

<u>〒七</u> 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められ

係る施設基準

指定短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に

十八

第十四号の規定を準用する。

十九 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められ

所療養介護に係る加算の施設: ることから介護を必要とする認知症 の利用者に対する指定短期 入

区別していること ることから介護を必要とする認知症の利用者と他の利用者とを 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められ

- る基準に適合する施設及び設備を有していること 用者に対する指定短期入所療養介護を行うのに適当な次に掲げ 状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利他の利用者と区別して日常生活に支障を来すおそれのある症
- (1)せるための施設であって、原則として、 められることから介護を必要とする認知症の利用者を入所さ 専ら日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行 介護老人保健施設の入所者を入所させるものでないもの。 いて、 他の指定短期入所療養介護の利用者に利用させ、 同一の建物又は階に 動 が認
- (2)1)の施設の入所定員は、 四十人を標準とすること。
- (3)①の施設に入所定員の一割以上の数の個室を設けているこ
- (4)りの面積が二平方メートル以上のデイルームを設けているこ (1)の施設に療養室以外の生活の場として入所定員一人当た
- (5)家族に対する介護方法に関する知識及び技術の提供のために動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者の 要な施設であって、三十平方メートル以上の面積を有する のを設けていること。 ①の施設に日常生活に支障を来すおそれのある症 状又は
- 人を標準とすること。 指定短期入所療養介護の単位ごとの利用者の数について、 +
- 指定短期入所療養介護の単位ごとに固定した介護職員又は看

ることから介護を必要とする認知 療養介護に係る加算の施設基準 症 の利用者に対する指定短期入

- 区別していること。 ることから介護を必要とする認知症の利用者と他の利用者とを 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認めら
- る基準に適合する施設及び設備を有していること。 用者に対する指定短期入所療養介護を行うのに適当な次に掲げ 状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利 (1)他の利用者と区別して日常生活に支障を来すおそれの のある症
- おいて、 は介護老人保健施設の入所者を入所させるものでない せるための施設であって、 められることから介護を必要とする認知症の利用者を入所さ 専ら日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が 他の指定短期入所療養介護の利用者に利用させ、 原則として、 同一の建物又は階に 又
- (2)①の施設に入所定員の一割以上の数の個室を設けているこ①の施設の入所定員は、四十人を標準とすること。
- (3)
- (4)り の (1)の施設に療養室以外の生活の場として入所定員 面積が二平方メートル以上のデイルームを設けているこ 一人当た
- (5)家族に対する介護方法に関する知識及び技術の提供のために |要な施設であって、三十平方メートル以上の面積を有する のを設けていること。 が認められることから介護を必要とする認知症の利用者の ①の施設に日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行
- 人を標準とすること。 指定短期入所療養介護の単位ごとの利用者の数について、 +
- 指定短期入所療養介護の単位ごとに固定した介護職員又は 看

員を配置すること。

朩 等基準第百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短 入所療養介護費を算定しているものをいう。)でないこと。 所療養介護事業所であって、 指定短期入所療養介護における療養体制維持特別加算に係る ユニット型指定短期入所療養介護事業所 ユニット型介護老人保健施設短 (指定居宅サー ピ

当該介護老人保健施設が次のいずれかに該当すること。

(1)四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設を 力を有するものとされた同法第二十六条による改正前の法第する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効 型介護療養施設サービス費、 定する指定介護療養型医療施設 養施設サービス費、 う。 転換を行う直前において、療養型介護療養施設サービス費 療養型経過型介護療養施設サービス費、 ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費団 以下同じ。)を有する病院であった介護老人保健施設 認知症疾患型介護療養施設サービス費団 ユニット型療養型経過型介護療 (健康保険法等の一部を改 ユニット型療 を算

等」という。 長等に届け出た病棟、 表第一医科診療報酬点数表に規定する療養病棟入院 施設基準に適合しているものとして当該病院が地方厚生局 の算定方法 転換を行う直前において、 の基本診療料の施設基準等 (平成二十二年厚生労働省告示第七十二号) 以下この号において「新基本診療料の (平成二十年厚生労働省告示第五 第五の三242に規定する二十対一配置病棟 基本診療料の施設基準等の一部 療養病床を有する病院 (平成二十年厚生労働 十九号) による改 による改正 施 基本料1 の療知

> 員 を配 置すること。

<u>二</u> 十 施設基準 等基準第百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期 期入所療養介護費を算定しているものをいう。)でないこと。 入所療養介護事業所であって、 指定短期入所療養介護における療養体制維持特別加算に係る ユニット型指定短期入所療養介護事業 ユニット型介護老人保健施設 所 (指定居宅サービ

当該介護老人保健施設が次のいずれかに該当すること。

(1)養施設 であること。 いう。 四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設を する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効 又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費回を算 型介護療養施設サービス費、 力を有するものとされた同法第二十六条による改正前の法第 する指定介護療養型医療施設 転換を行う直前において、 療養型経過型介護療養施設サービス費、 以下同じ。 サービス費 )を有する病院であった介護老人保健施設 認知症疾患型介護療養施設サービス ユニット型療養型経過型介護療 療養型介護療養施設サービス費 (健康保険法等の ユニット型療養 一部を改正 (費(Ⅱ)

する件 等」という。) 第五の三②イ②に規定する二十対一配置病棟 表第一医科診療報酬点数表に規定する療養病棟入院基本料1 第六十二号。 長等に届け出た病棟、 酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号) 前 施設基準に適合しているものとして当該病院が地方厚生局 転換を行う直前に 基本診療料の施設基準等 (平成二十二年厚生労働省告示第七十二号) 以下この号において「新基本診療料の施設基準 おいて、 基本診療料の施設基準等の 療養病床を有する病院 (平成二十年厚生労働省告示 一部を改正 による改 (T) 别

。)であった介護老人保健施設であること。三②ロ①2に規定する二十対一配置病棟を有するものに限る施設基準等(平成十八年厚生労働省告示第九十三号)第五の又は新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の

数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計うち、介護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介ロ 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数の

よいこれ。 ハ 通所介護等の算定方法第四号イに規定する基準に該当してい

十九 指定短期入所療養介護における病院療養病床療養環境減算に

係る施設基準

規定する基準に該当していないこと。療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに

する基準に該当していないこと。 病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イ又はハに規定

削除

。)であった介護老人保健施設であること。三②口①2に規定する二十対一配置病棟を有するものに限る施設基準等(平成十八年厚生労働省告示第九十三号)第五の又は新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の

数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計うち、介護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数の

口

ないこと。 通所介護等の算定方法第四号イに規定する基準に該当してい

療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イにして、対議論語

| 規定する基準に該当していないこと。

する基準に該当していないこと。 病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イ又はハに規定

二十三 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基

病床短期入所療養介護費団の病院療養病床短期入所療養介護費 (三の病院療養病床短期入所療養介護費団の病院療養病床短期入所療養介護費団の介護者人保健施設短期入所療養介護費団の介護者人保健施設短期入所療養介護費団の介護者人保健施設短期入所療養介護費団の介護者人保健施設短期入所療養介護費団の介護者人保健施設短期入所療養介護費団の介護者人保健施設短期入所療養介護費団の介護者人保健施設短期入所療養介護費団の介護者人保健施設短期入所療養介護費団の介護者人保健施設短期入所療養介護費団の介護者人保健施設短期入所療養介護費団の介護者人保健施設短期入所療養介護費団の介護者人保健施設短期入所療養介護費団の介護者人保健施設短期入所療養介護費団の介護者人保健施設

病院療養病床短期入所療養介護費皿の病院療養病床短期入

護費(i)、 護費(j) 護費(j) る基準 認知症疾患型短期入所療養介護費♡の認知症疾患型短期入所療 短期入所療養介護費巛の認知症疾患型短期入所療養介護費⑴ 知症疾患型短期入所療養介護費⑴、 期入所療養介護費⑴ 型短期入所療養介護費Ⅲの病院療養病床経過型短期入所療養介 定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定め 養介護費①又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費①を算 介護費圖の認知症疾患型短期入所療養介護費⑴ 認知症疾患型短期入所療養介護費⑴の認知症疾患型短 診療所短期入所療養介護費回の診療所短期入所療養介 診療所短期入所療養介護費⑴の診療所短期入所療養介 認知症疾患型短期入所療養介護費回の認 認知症疾患型短期入所療養 認知症疾患型

病院療養病床経過型短期入所療養介護費(三)

所

療養介護費

病院療養病床経過型短期入所療養介護費口

病院療養病床経過

同じ。 条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。 運営に関する基準 老人保健施設基準第三十九条又は健康保険法等の る療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第一 室又は病室(介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に掲げ 定介護療養型医療施設基準」という。 有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員 る法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を れるもの ユニットをいう。 ユニット であること。 (定員が一人のものに限る。) の利用者に対して行わ (指定居宅サー 以下この号において同じ。 (平成十一年厚生省令第四十 ビス等基準第百五十五条の二、 )第三十七条に規定する に属さない療養 一号。 一部を改正す 口において 項、 以下 設備及び 第四 介護

短期入所療養介護費圖若しくは回

介護老人保健施設短期入所療養介護費⑴の介護老人保健施設

介護老人保健施設短期入所

- 30 -

護費(i)、 護費⑴、 る基準 短期入所療養介護費巛の認知症疾患型短期入所療養介護費⑴ 知症疾患型短期入所療養介護費買、 期入所療養介護費道、 護費(三) 型短期入所療養介護費Ⅲの病院療養病床経過型短期入所療養介 病院療養病床経過型短期入所療養介護費回、 病床短期入所療養介護費Ⅲの病院療養病床短期入所療養介護費 療養介護費⑴の病院療養病床短期入所療養介護費⑵、 施 定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定め 養介護費⑪又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費⑪を算 認知症疾患型短期入所療養介護費♡の認知症疾患型短期入所療 介護費皿の認知症疾患型短期入所療養介護費買、 所療養介護費巡 設短期入所療養介護費買若しくは同じ (iv)病院療養病床短期入所療養介護費圓の病院療養病床短期入 介護老人保健施設短期入所療養介護費圓の介護老人保健 診療所短期入所療養介護費川の診療所短期入所療養介 認知症疾患型短期入所療養介護費⑴の認知症疾患型短 診療所短期入所療養介護費団の診療所短期入所療養介 病院療養病床経過型短期入所療養介護費⑴の 認知症疾患型短期入所療養介護費回の認 認知症疾患型短期入所療養 病院療養病床短期入所 病院療養病床経過 認知症疾患型 病院療養

療養介護費⑪の介護老人保健施設短期入所療養介護費⑾若しく

に限る。)の利用者に対して行われるものであること。 に限る。)の利用者に対して行われるものであること。 ・型介護老人保健施設短期入所療養介護費(()若しくは(i)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(()若しくは(i)、ユニット型介護者人保健施設短期入所療養介護費(()若しくは(i)、ユニット型介護者人保健施設短期入所療養介護費(()若しくは(i)、ユニット型介護者人保健施設短期入所療養介護費(()者しくは(i)、ユニット型介護者人保健施設短期入所療養介護費(()者しくは(i)、ユニット型介護者人保健施設短期入所療養介護費(()者しくは(i)、ユニット型介護者人保健施設短期入所療養介護費(()者しくは(i)、ユニット型介護者人保健施設短期入所療養介護費(()者しくは(i)、ユニット型介護者人保健施設短期入所療養介護費(()者しくは(i)、ユニット型病院療の利用者に対して行われるものであること。

期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準関入所療養介護費①双知症疾患型短期入所療養介護費②な認知症疾患型短期入所療養介護費②な認知症疾患型短期入所療養介護費別の認知症疾患型短期入所療養介護費別の認知症疾患型短期入所療養介護費別の認知症疾患型短期入所療養介護費別の認知症疾患型短期入所療養介護費別の認知症疾患型短期入所療養介護費別の認知症疾患型短期入所療養介護費別の認知症疾患型短期入所療養介護費別の認知症疾患型を持足が定める基準を持足が定める基準を持足が定める基準を持足が定める基準を持足が定める基準を持定を持ている。

則第五条第一 基準等の一 介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ③⑴、 十条第二項第一号イ③ (:)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3) 介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ③※又は指定 して行われるものであること。 適用する場合を含む。 十九号。 十五条の二に規定する療養室等をいう。 ユニットに属する療養室等(指定居宅サービス等基準第百五 (指定居宅サービス等の事業の人員) 以下 部を改正する省令(平成十七年厚生労働省令第百三 項又は附則第七条第一 「指定居宅サービス基準改正省令」という。 )を満たすものに限る。)の利用者に対 項の規定により読み替えて 設備及び運営に関する ニにおいて同じ。 ) 附 第四

患型短期入所療養介護費団のユニット型認知症疾患型短期入所 短期入所療養介護費回、 養病床短期入所療養介護費回 保健施設短期入所療養介護費圖若しくは回 介護老人保健施設短期入所療養介護費圓のユニット型介護老人 護老人保健施設短期入所療養介護費圓若しくは圓 ット型介護老人保健施設短期入所療養介護費団のユニット型介 ト型介護老人保健施設短期入所療養介護費圓若しくは㎞ 認知症疾患型短期入所療養介護費ミ又はユニット型認知症疾 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費⑴のユニッ ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(()のユニット ユニット型診療所短期入所療養介護費 ユニット型病院療養病床経過型 ユニット型病院療 ユニット型 ユニ

係る別に厚生労働大臣が定める基準一十一(従来型個室を利用する者に対する指定短期入所療養介護に

ートル以下であること。 一トル以下であること。 をいう。)における利用者一人当たりの面積が、八・○平方メ室(介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に掲げる療養室イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の療養

ハ 診療所又は療養病床を有する病院である指定短期入所療養介者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。)における利用の病室(指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第ロ 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所

ニ 認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所

六・四平方メートル以下であること。

号に規定する病室をいう。)における利用者一人当たりの面積

護事業所の病室(医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三

生労働大臣が定める基準療養介護費淫を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚

(3) (i) ること。 則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 四十条第二項第 定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ③ は第四十一条第二項第一号イ(3) ※を満たすものに限るものとし 九条第二項第一号イ(3) [i] 条第二項第 を満たすものを除く。 介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3);)又は指 ニットに属する療養室等 (指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附 一号イ(3) ※文は指定介護療養型医療施設基準第三十 一号イ(3)(i)若しくは第四十 )の利用者に対して行われるものであ 第四十条第一 (介護老人保健施設基準第四 一項第 条第二項第 号イ(3) 道若しく 一号イ +

係る別に厚生労働大臣が定める基準二十四(従来型個室を利用する者に対する指定短期入所療養介護に

―トル以下であること。をいう。)における利用者一人当たりの面積が、八・○平方メをいう。)における利用者一人当たりの面積が、八・○平方メ室(介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に掲げる療養室イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の療養

が、六・四平方メートル以下であること。

号に規定する病室をいう。)における利用者一人当たりの面積著一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。
診療所又は療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所の病室(指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。)における利用ニ項又は第五条第二項に規定する病室をいう。)における利用ニ項又は第五条第二項に規定する病室をいう。)における利用ニ項又は第五条第二項に規定する病室をいう。)における利用

六・四平方メートル以下であること。 規定する病室をいう。)における利用者一人当たりの面積が、の病室(指定居宅サービス基準第百四十三条第一項第四号イに

施設入居者生活介護の施設基準「十二」短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定

同じ。 いう。 指定介護予防支援をいう。 規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。 指定地域密着型介護予防サービス(法第五十四条の二 介護支援 する指定地域密着型サービスをいう。 七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう 以下同じ。 指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準第百 若しくは指定介護予防支援(法第五十八条第一項に規定する 項に規定する指定介護予防サービスをいう。 条第一 (法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。 の経験を有すること。 指定地域密着型サービス(法第四十二条の二 以下同じ。 若しくは指定介護療養型医療施設の運営について三年 (法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援を 項に規定する指定居宅サービスをいう。 )の事業を行う者が、 指定介護予防サービス(法第五十三条第 以下同じ。 指定居宅サービス 以下同じ。 の事業又は介護保険施 以 下同じ 第 以下同じ。 IJ 第 指定居宅 項に規定 下同じ。 (法第四 項 亍

という。) の数は、 入居者(以 護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の するものであること。ただし、 する指定特定施設をいう。 空いている居室等(定員が一人であるものに限る。)を利用 指定特定施設(指定居宅サー 下この号 当該指定特定施設の入居定員の百分の十以 次号及び第二十四号において「利用者」 以下同じ。 短期利用特定施設入居者生活介 ビス等基準第百七十四 の入居定員の範囲内で 提供を受ける |条に 規

六・四平方メートル以下であること。規定する病室をいう。)における利用者一人当たりの面積が、の病室(指定居宅サービス基準第百四十三条第一項第四号イに

施設入居者生活介護の施設基準二十五 短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定

日から起算して三年以上の期間が経過していること。する指定特定施設をいう。以下同じ。)が初めて指定を受けた」指定特定施設(指定居宅サービス等基準第百七十四条に規定

口 員の百分の十以下であること。 四条第一 定特定施設入居者生活介護 下 同じ。 (定員が一人であるものに限る。 ただし、 当該指定特定施 )を受ける入居者の数は 項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。 短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指 設の入居定員の範囲内で、 (指定居宅サービス等基準第百七十 )を利用するものであること 当該指定特定施設の入居定 空いている居室等

下であること。

定めること。
れの開始に当たって、あらかじめ三十日以内の利用期間

(削除)

領しないこと。 対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受ニー家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の

係る施設基準 ||十三|| 指定特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に

いること。 イ 常勤の看護師を一名以上配置し、看護に係る責任者を定めて

等を行う体制を確保していること。間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理看護ステーションとの連携により、利用者に対して、二十四時ロー看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問

、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、ハ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に

以上であること。

以上であること。

当該指定特定施設の入居定員の百分の八十一を除く。)の数が、当該指定特定施設入居者生活介護を受ける入居者護費を算定すべき指定特定施設入居者(短期利用特定施設入居者生活介

領しないこと。 対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受え賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の

係る施設基準二十六 指定特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に

、らこに。 - 常勤の看護師を一名以上配置し、看護に係る責任者を定めて

重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に「に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。「に対して、二十四時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要護の提供を受ける者(以下この号において「利用者」という。「養護ステーションとの連携により、指定特定施設入居者生活介看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問

同意を得ていること。

。 | 族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること | 族等に対して、当該指針を定め、入居の際に、利用者又はその家

口 を踏まえ、 者による協議 医 師 看護職[ 適宜、 0 員 上 看取りに関する指針の見直しを行うこと。 介護職品 当 該指 定特定施設における看取り 員 介護支援専門 員 へその 他 Ó の 実績等 職 種  $\overline{\mathcal{O}}$ 

ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。

位数表の福祉用具貸与費の注2に係る施設基準「十五」指定福祉用具貸与における指定居宅サービス介護給付費単

祉用具貸与事業所をいう。)であること。(指定居宅サービス等基準第百九十四条第一項に規定する指定福一月当たり実利用者数が十五人以下の指定福祉用具貸与事業所

訪問介護看護事業所であること。 一月当たり実利用者数が五人以下の指定定期巡回・随時対応型

一十七 指定夜間対応型訪問介護の施設基準

護の施設基準で簡対応型訪問介護費⑴を算定すべき指定夜間対応型訪問介

オペレーションセンター(指定地域密着型サービス基準第五

同意を得ていること。 、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明

(新設)

位数表の福祉用具貸与費の注2に係る施設基準二十七 指定福祉用具貸与における指定居宅サービス介護給付費単

祉用具貸与事業所をいう。)であること。(指定居宅サービス等基準第百九十四条第一項に規定する指定福一月当たり実利用者数が十五人以下の指定福祉用具貸与事業所

6に係る施設基準 (平成十八 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注意給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単 護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介 審着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八 密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八 お定定期巡回・随時対応型訪問介護看護における指定地域

訪問介護看護事業所であること。 一月当たり実利用者数が五人以下の指定定期巡回・随時対応型

二十九 指定夜間対応型訪問介護の施設基準

護の施設基準 で間対応型訪問介護費①を算定すべき指定夜間対応型訪問介

オペレーションセンター(指定地域密着型サービス基準第五

。)を設置していること。 条第一項に規定するオペレーションセンターをいう。以下同じ

ることができる。
対応型訪問介護費⑴に代えて夜間対応型訪問介護費⑴を算定すペレーションセンターを設置している事業所であっても、夜間オペレーションセンターを設置していないこと。ただし、オ

(削除)

# 二十八 指定認知症対応型通所介護の施設基準

所个雙り徳殳甚進- 認知症対応型通所介護費()を算定すべき指定認知症対応型通- 認知症対応型通所介護費()を算定すべき指定認知症対応型通

- 3.14。 お14。 指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)であ (指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する 通所介護をいう。)を行う指定認知症対応型通所介護事業所 ス基準第四十二条第一項に規定する単独型指定認知症対応型 ① 単独型指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービ
- 又は介護職員の員数を置いていること。② 指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める看護職員
- ロ 認知症対応型通所介護費 ※一を算定すべき指定認知症対応型通

。)を設置していること。 条第一項に規定するオペレーションセンターをいう。以下同じ

護の施設基準 で間対応型訪問介護費団を算定すべき指定夜間対応型訪問介

ることができる。
対応型訪問介護費⑴に代えて夜間対応型訪問介護費⑴を算定すペレーションセンターを設置している事業所であっても、夜間・オペレーションセンターを設置していないこと。ただし、オ

護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費の注2に係る施設基準三十 指定夜間対応型訪問介護における指定地域密着型サービス介

護事業所であること。

「居住する者に限る。」の数が三十人以上の指定夜間対応型訪問介居住する者に限る。」の数が三十人以上の指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)の所在する建物と同一の建物に付定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間前年度の一月当たり実利用者(指定夜間対応型訪問介護事業所

三十一 指定認知症対応型通所介護の施設基準

- 所介護の施設基準 不認知症対応型通所介護費⑴を算定すべき指定認知症対応型通
- (1) 単独型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。) であば定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。) であばって、基準第四十二条第一項に規定する単独型指定認知症対応型の、基準第四十二条第一項に規定する単独型指定認知症対応型の、単独型指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービの
- 又は介護職員の員数を置いていること。(②)指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める看護職員
- ロ 認知症対応型通所介護費 ※を算定すべき指定認知症対応型通

## )(并党型領証別所介護の施設基準

- であること。 通所介護をいう。)を行う指定認知症対応型通所介護事業所 ス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型 ① 併設型指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービ
- 又は介護職員の員数を置いていること。 2 指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める看護職員
- 所介護費の施設基準認知症対応型通所介護費団を算定すべき指定認知症対応型通
- 又は介護職員の員数を置いていること。 2 指定地域密着型サービス基準第四十五条に定める看護職員

(削除

所介護の施設基準

- であること。

  「のあること。

  「のあること。
  「のあること。

  「のあること。
  「のあること。

  「のあること。
  「のあること。
  「のあること。
  「のあること。
  「のあること。
  「のあること。」

  「のあること。
  「のあること。」

  「のあること。」

  「のあること。
  「のあること。」

  「のあること。
  「のあること。」

  「のあること。
  「のあること。」

  「のあること。」

  「のあること。
  「のあること。」

  「しゅうこと。」

  「のあること。」

  「のあること。」

  「のあること。」

  「のあること。」

  「のあること。」

  「のること。」

  「のること。」

  「のること。」

  「のること。」

  「のること。」

  「のること。」

  「のること。」

  「のること。」
- 又は介護職員の員数を置いていること。 指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める看護職員
- 所介護費の施設基準認知症対応型通所介護費団を算定すべき指定認知症対応型通
- 又は介護職員の員数を置いていること。 2)指定地域密着型サービス基準第四十五条に定める看護職員

る施設基準でス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費の注2に係ビス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護でおける指定地域密着型サー

同じ。 業所 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的 をいう。 第六十三条第一 する建物と同一の建物に居住する者に限る。 指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準 域密着型介護予防サービスの事業の人員 前年度の (指定地域密着型サービス基準第六十三条第 )の数 が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 月当たり実登録者 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る指 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者 (指定小規模多機能型居宅介護事 設備及び運営並びに 以下この号において 以下同じ。 項に規定する の所在

二十九 指定小規模多機能型居宅介護における看護職員配置加算に

看護職員配置加算(()を算定すべき指定小規模多機能型居宅介

看護職員配置加算皿を算定すべき指定小規模多機能型居宅介 護の施設基準

(1)看護職員を常勤換算方法で一名以 上配置していること。

三十 (2)指定小規模多機能型居宅介護における看取り連携体制加算に イ包に該当するものであること。

係る施設基準

口 護の施設基準 (1)護の施設基準 (2)(1)看護職員配置加算Ⅲを算定すべき指定小規模多機能型居宅介 いないこと。 する常勤の准看護師を一名以上配置していること。 する常勤の看護師を一名以上配置していること。 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事 イ②に該当するものであること。 通所介護費等の算定方法第七号に規定する基準に該当して

> 業所であること。 をいう。)における前年度の一月当たりの実登録者の数を含む。 業者をいう。) な支援の している場合は、 十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 以下 が登録定員の百分の八十以上の指定小規模多機能型居宅介護事 (同項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 - 指定地域密着型介護予防サー 方法に関 の指定を併せて受け 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十六号 かつ、 ビス基準」という。 体的に事業を実施 第四

三十三 係る施設基準 指定小規模多機能型居宅介護における看護職員配置加算に

の施設基準 看護職員配置加算(()を算定すべき指定小規模多機能型居宅介

(1) 護 する常勤の看護師を一名以上配置していること。 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事

いないこと。 通所介護費等の算定方法第七号に規定する基準に該当して

口 看護職員配置加算団を算定すべき指定小規模多機能型居宅介

(1) 護の施設基準 する常勤の准看護師を一名以上配置していること。 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従

(2)イ②に該当するものであること。

(新設)

。一看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること

を得ていること。

又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意
又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意

二十一 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

型共同生活介護の施設基準へ認知症対応型共同生活介護費⑴を算定すべき指定認知症対応

- 居をいう。以下同じ。)の数が一であること。

  活住居(法第八条第十九項に規定する共同生活を営むべき住共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)を構成する共同生型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型
- 数を置いていること。② 指定地域密着型サービス基準第九十条に定める従業者の員
- 型共同生活介護の施設基準認知症対応型共同生活介護費団を算定すべき指定認知症対応
- 2 イ2に該当するものであること。
- 1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同知症対応型共同生活介護の施設基準 短期利用認知症対応型共同生活介護費()を算定すべき指定認
- 域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービ② 当該指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サーク) 当該指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サー生活住居の数が一であること。

三十四 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

型共同生活介護の施設基準・認知症対応型共同生活介護費⑴を算定すべき指定認知症対応

- 数を置いていること。② 指定地域密着型サービス基準第九十条に定める従業者の員
- 型共同生活介護の施設基準ロー認知症対応型共同生活介護費団を算定すべき指定認知症対応
- 生活住居の数が二以上であること。 (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同
- 2) イ2)に該当するものであること。
- 同生活介護の施設基準(短期利用共同生活介護費①を算定すべき指定認知症対応型共
- 十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定護をいう。)の事業を行う者が、指定居宅サービス(法第四ビス基準第八十九条に規定する指定認知症対応型共同生活介」当該指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サー

設の運営について三年以上の経験を有すること。支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施ス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防

- 活介護を受ける利用者の数は一名とすること。対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生こと。ただし、一の共同生活住居において、短期利用認知症の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものである。 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居
- する従業者が確保されていること。 知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有5 短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認
- (b) イ(2)に該当するものであること。
- | 短期利用認知症対応型共同生活介護の施設基準 | 短期利用認知症対応型共同生活介護の施設基準 | 短期利用認知症対応型共同生活介護費団を算定すべき指定認
- | 三十二 | 指定認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算| 2 ハ2から6までに該当するものであること。

施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営につ 又は介護保険施設 定地域密着型サー 地 いて三年以上の経験を有すること。 十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。 予防サービスをいう。)若しくは指定介護予防支援(法第五 ス(法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護 護予防サービスをいう。) 定介護予防サービス(法第五十三条第 四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。 域密着型サー ビス ビスをいう。 (法第八条第二十四項に規定する介護保険 (法第四十二条の二第 指定地域密着型介護予防サービ 指定居宅介護支援 一項に規定する指定介 項に規定する指 ) の事業 (法第

る利用者の数は一名とすること。活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護を受けこと。ただし、一の共同生活住居において、短期利用共同生の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであるが当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居

(3)

- を定めること。(4)利用の開始に当たって、あらかじめ三十日以内の利用期間(4)利用の開始に当たって、あらかじめ三十日以内の利用期間
- 確保されていること。 同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者が5 短期利用共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共
- (6) イ(2)に該当するものであること。
- 同生活介護の施設基準 一短期利用共同生活介護費団を算定すべき指定認知症対応型共
- 生活住居の数が二以上であること。 (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同

三十五 指定認知症対応型共同生活介護における夜間ケア加算に係

### に係る施設基準

介護の施設基準 夜間支援体制加算(()を算定すべき指定認知症対応型共同生活

- (1) いないこと。 通所介護費等の算定方法第八号に規定する基準に該当して
- 前号イ又はハに該当すること。
- (3)(2)こと。 て同じ。 十条第一項に規定する介護従業者をいう。 夜勤を行う介護従業者(指定地域密着型サー )及び宿直勤務に当たる者の合計数が二以上である 以下この号におい ビス基準第九

介護の施設基準で間支援体制加算団を算定すべき指定認知症対応型共同生活

(新設)

- (3) (2) (1)イ1)に該当するものであること。
  - 前号ロ又は二に該当するものであること。
- 生活住居の数に一を加えた数以上であること。 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が

三十三 指定認知症対応型共同生活介護における看取り介護加算に 係る施設基準

(新設)

。 族等に対して、 看取りに関する指針を定め、 当該指針の内容を説明し 入居の 際に、 同意を得ていること 利用者又はその

を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携 対応型共同生活介護事業所における看取りの実績等を踏まえ、 支援専門員その他の職種の者による協議の上、 指定訪問看護ステーションの職員に限る。 医師、 看護職員 (指定認知症対応型共同生活介護事業所の 当該指定認知症 介護職員 介護

る施設基準

(新設)

いこと。 通所介護費等の算定方法第八号に規定する基準に該当していな

適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

介 看取りに関する職員研修を行っていること。

に係る施設基準 三十四 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算

連携により、看護師を一名以上確保していること。は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとのイー当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、又

得ていること。

者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を
不 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用
ロ 看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。

き指定地域密着型特定施設入居者生活介護の施設基準二十五(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定すべ

第七十六条の二第一項」とあるのは「第七十八条の九第一項」と||第二十二号の規定を準用する。この場合において、同号示中「

体制加算に係る施設基準二十六 指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護読み替えるものとする。

**弗二十三号の規定を準用する。** 

護加算に係る施設基準
「十七」指定地域密着型特定施設入居者生活介護における看取り介

第二十四号の規定を準用する。

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべ指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット

| に係る施設基準 | 三十六 | 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算

連携により、看護師を一名以上確保していること。は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、又

得ていること。
者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居

き指定地域密着型特定施設入居者生活介護の施設基準三十七 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定すべ

と読み替えるものとする。第二十五号の規定を準用する。この場合において、同号<<br/>
マリ

体制加算に係る施設基準三十八 指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護

第二十六号の規定を準用する。

新設

三十九 指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

① 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域

鱸を指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基

介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準第百三十a.ロ⑴aに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型#

条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をい

う。

以下同じ。

) であること<sup>°</sup>

- 以上であること。

  以上であること。
- していないこと。 c 通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当
- 護の施設基準を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費
- 介護老人福祉施設であること。 ロ⑴ aに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型
- の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
  b 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者
- していないこと。

  c 通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当
- 定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の① 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算

## 密着型介護福祉施設サービスの施設基準

- 。以下同じ。) であること。第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準第百三十口(1) aに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型
- 以上であること。

  以上であること。

  以上であること。

  以上であること。

  以下この号、第四十二号及び第四十三号においてをいう。以下この号、第四十二号及び第四十三号において密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法(指定地域介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法(指定地域

b

- していないこと。

  ・ 通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当
- き指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準② ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべ
- 介護老人福祉施設であること。 ロ⑴ aに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型
- の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。b
  介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者
- していないこと。
  ・通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当
- 密着型介護福祉施設サービスの施設基準 過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域口 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型経
- 定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準()経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指

#### 施設基準

- 型介護老人福祉施設入所者生活介護(指定地域密着型サー あること。 条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされたもので 十七号)附則第十条第三項の規定に基づき、指定地域密着 介護保険法等の一部を改正する法律 をいう。)の指定を受けた入所定員が二十六人以上二十九 第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設 老人福祉施設入所者生活介護をいう。)に係る法第四十二 ビス基準第百三十条第一項に規定する指定地域密着型介護 人以下である指定地域密着型介護老人福祉施設であって 平成十八年三月三十一日前に指定介護老人福祉施設 (平成十七年法律第七
- b の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、 入所者
- С していないこと。 通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当
- (2)生活介護の施設基準 介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活
- a 護老人福祉施設であること。 ロ(1) aに規定する施設基準に該当する指定地域密着型介
- b の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。 介護職員又は看護職員の数が、 常勤換算方法で、 入居者
- С していないこと。 通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当
- 福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老 介護費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活

- ること。 型介護老人福祉施設入所者生活介護(指定地域密着型サー 十七号)附則第十条第三項の規定に基づき、指定地域密着 介護保険法等の一部を改正する法律 をいう。)の指定を受けた入所定員が二十六人以上二十九 第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設 の二第一項本文の指定を受けたものとみなされたものであ ビス基準第百三十第一項に規定する指定地域密着型介護老 人以下である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、 人福祉施設入所者生活介護をいう。)に係る法第四十二条 平成十八年三月三十一日前に指定介護老人福祉施設 (平成十七年法律第七
- b の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。 通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、 入所者
- していないこと。
- (2)定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準 ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サー ビス費を算
- a 護老人福祉施設であること。 ロ(1) aに規定する施設基準に該当する指定地域密着型介
- b の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。 介護職員又は看護職員の数が、 常勤換算方法で、 入居者
- ス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービ 旧措置入所者経過的地域密着型介護福 していないこと。 通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当 祉施設サー 費又は

## 人福祉施設入所者生活介護の施設基準

- 者生活介護の施設基準活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所1 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生
- 着型介護老人福祉施設であること。 ロ⑴ a 及び b に規定する施設基準に該当する指定地域密
- していないこと。

  b 通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当
- | 社施設入所者生活介護の施設基準|| 2 ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福|| 2 ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施|
- 111° a ロ⑵a及びbに規定する施設基準に該当するものである
- していないこと。 b 通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当

に厚生労働大臣が定める基準十九 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別

る別に厚生労働大臣が定める基準定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費⑴を算域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費⑴、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費⑴、経過的地

5.14°。 5.14°。 員が一人のものに限る。)の入所者に対して行われるものであ に掲げる居室をいう。ロ及び第四十四号において同じ。)(定 居室(指定地域密着型サービス基準第百三十二条第一項第一号 するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない ユニット(指定地域密着型サービス基準第百五十八条に規定

#### 基準

- 算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準① 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を
- 着型介護老人福祉施設であること。 a 口⑴ a及びbに規定する施設基準に該当する指定地域密
- していないこと。 通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当
- の施設基準ービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスーービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービス

(2)

b

- a ロ②a及びbに規定する施設基準に該当するものである
- b 通所介護費等の算定方法第十号へに規定する基準ここと。
- していないこと。

  していないこと。

  していないこと。

  していないこと。

臣が定める基準 四十 指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大

施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準護福祉施設サービス費⑴を算定すべき指定地域密着型介護福祉を遺留祉施設サービス費⑴又は旧措置入所者経過的地域密着型介イ地域密着型介護福祉施設サービス費⑴、経過的地域密着型介

であること。であること。の入所者に対して行われるもの(定員が一人のものに限る。)の入所者に対して行われるものに掲げる居室をいう。ロ、ハ及び第四十五号において同じ。)に掲さないは、指定地域密着型サービス基準第百三十二条第一項第一号をよって、場合では、以下この号において同じ。)に属さないであること。

る別に厚生労働大臣が定める基準ですべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護度Ⅲを算者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅲを算域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅲ、経過的地口 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅲ、経過的地口

入所者に対して行われるものであること。 ユニットに属さない居室(定員が二人以上のものに限る。)の

(削除)

本人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める老人福祉施設入所者生活介護費(!)を算定すべき指定地域密着型介護 護費(!)又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 、ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(!)

るものであること。(同号イ③①を満たすものに限る。)の入居者に対して行われ(同号イ③②を満たすものに限る。)の入居者に対して行われ十条第一項第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。)ユニットに属する居室(指定地域密着型サービス基準第百六

ニ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費!!!

施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準護福祉施設サービス費団を算定すべき指定地域密着型介護福祉護福祉施設サービス費団又は旧措置入所者経過的地域密着型介地域密着型介護福祉施設サービス費団、経過的地域密着型介

口

入所者に対して行われるものであること。
ユニットに属さない居室(定員が二人以上のものに限る。)の増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)において、護老人福祉施設(同日において建築中のものを含み、同日後に渡水二十四年四月一日において現に存する指定地域密着型介工成二十四年四月一日において現に存する指定地域密着型介

施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準護福祉施設サービス費圖を算定すべき指定地域密着型介護福祉護福祉施設サービス費圖又は旧措置入所者経過的地域密着型介地域密着型介護福祉施設サービス費画、経過的地域密着型介

定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費⑴を算型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費⑴又はユニット型二 ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費⑴、ユニット

であること。

の入所者に対して行われるもの(ロに該当するものを除く。

ユニットに属さない居室

(定員が二人以上のものに限る。

労働大臣が定める基準

るものであること。(同号イ③①を満たすものに限る。)の入居者に対して行われ(同号イ③②を満たすものに限る。)の入居者に対して行われ十条第一項第一号イに掲げる居室をいう。ホにおいて同じ。)ユニットに属する居室(指定地域密着型サービス基準第百六ユニットに属する居室(指定地域密着型サービス基準第百六

ホ ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費!!、ユニット

する減算に係る施設基準十二指定地域密着型介護老人福祉施設におけるユニットケアに関一にすものを除く。)の入居者に対して行われるものであること。一十条第一項第一号イ(3) (注を満たすものに限り、同号イ(3) (注を満ユニットに属する居室(指定地域密着型サービス基準第百六ユニットに属する居室(指定地域密着型サービス基準第百六

第十一号の規定を準用する。

日常生活継続支援加算に係る施設基準四十一 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における

| 人福祉施設入所者生活介護の施設基準 | 日常生活継続支援加算①を算定すべき指定地域密着型介護老

定していること。

| 定していること。
| 本経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算
| 大極過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は旧措置入所
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、経過的地

(2) 次のいずれかに該当すること。

介護五の者の占める割合が百分の七十以上であること。規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四又は要a 算定日の属する月の前六月間又は前十二月間における新

労働大臣が定める基準定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生に非置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅲを算型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅲ又はユニット型

関する減算に係る施設基準四十一 指定地域密着型介護老人福祉施設におけるユニットケアに四十一 指定地域密着型介護老人福祉施設におけるユニットケアにたすものを除く。)の入居者に対して行われるものであること。十条第一項第一号イ(3) (道を満たすものに限り、同号イ(3) () を満ユニットに属する居室(指定地域密着型サービス基準第百六

第十四号の規定を準用する。

続支援加算に係る施設基準四十二 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける日常生活継

本 入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四若しくは要のる割合が入所者の百分の十五以上であること。 本が要とする認知症の入所者の占める割合が百分の六十五以上を必要とする認知症の入所者の占める割合が百分の六十五以上を必要とする認知症の入所者の占める割合が百分の六十五以上を必要とする認知症の入所者の占める割合が政治の方法を必要とする者の占める割合が入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四若しくは要のる割合が入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四若しくは要のる割合が入所者のに対してあること。

- おおいます。 知症である者の占める割合が百分の六十五以上であること。 規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのあ 関、原との属する月の前六月間又は前十二月間における新
- 者の占める割合が入所者の百分の十五以上であること。生省令第四十九号)第一条各号に掲げる行為を必要とすると、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚
- その端数を増すごとに一以上であること。 (3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又は
- いないこと。 (4) 通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当して
- | 人福祉施設入所者生活介護の施設基準 | 日常生活継続支援加算団を算定すべき指定地域密着型介護老いないこと。
- ② イ②から⑷までに該当するものであること。

看護体制加算に係る施設基準四十二 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における

施設入所者生活介護の施設基準イー看護体制加算①イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉

- ていること。
  ・型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定し
  ・型域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニッ
- ② 常勤の看護師を一名以上配置していること。

の端数を増すごとに一以上であること。介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はそ

口

一通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当してい

算に係る施設基準四十三 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加

サービスの施設基準看護体制加算⑴イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設

- 着型介護福祉施設サービス費を算定していること。 1 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密
- 常勤の看護師を一名以上配置していること。

(2)

いないこと。
「通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当して」

- 口 入所者生活介護の施設基準 制 加 (I) 口 を算定すべき指定地 域密着型介護老 人福 祉
- (1)費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福 ニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 施設入所者生活介護費を算定していること。 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所 者生 活介護
- (2)イ2及び3に該当するものであること。
- 施設入所者生活介護の施設基準 看護体制加算

  「イを算定すべき指定地域密着型介護老人福
- イ⑴に該当するものであること。
- (3) (2) (1) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。
- 又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーション )看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、 していること。
- イ(3)に該当するものであること。
- 施設入所者生活介護の施設基準 看護体制加算『ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福
- 口(1)に該当するものであること。
- (2) (1)指定地域密着型介護老人福祉施設における準ユニットケア ハ(2)から(4)までに該当するものであること。
- 加算に係る施設基準 」という。)において、 者生活介護を行っていること。 十二人を標準とする単位 指定地域密着型介護老人福祉施設入所 (以下この号において「準ユニット
- 利用者が交流し、 入所者のプライバシーの確保に配慮した個室的なし 共同で日常生活を営むための場所をいう。) 準ユニットごとに利用できる共同生活室(

サ Ì 護体制 ビスの施設基 加算(1) 口を算定すべき指定地域密着型介護 褔 祉 施 設

口

- ていること。 置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サー 過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧! 経過的地域密着型介護福祉 施設サー -ビス費、 ビス費を算定 ーツト -型経
- イ2及び3に該当するものであること。
- サー 看護体制加算⑪イを算定すべき指定地域密着型介護福 ビスの施設基準 祉 施
- イ(1)に該当するものであること。
- (2) (1)看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。
- (3) $\mathcal{O}$ 又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーション 看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、
- (4)イ(3)に該当するものであること。

保していること。

サー 看護体制加算回口を算定すべき指定地域密着型介護福祉 ビスの施設基準 施

設

- 口印に該当するものであること。
- ハ2から4までに該当するものであること。
- 四十 应(2)(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設における準ユニットケア
- 」という。)において、 十二人を標準とする単位 指定地域密着型介護老人福祉施設入所 (以下この号において「準ユニット

者生活介護を行っていること。

加算に係る施設基準

利用者が交流し、 整備するとともに、 入所者のプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを 共同で日常生活を営むための場所をいう。 準ユニットごとに利用できる共同生活室(

を設けていること。

、。 ハ 次の①から③までに掲げる基準に従い人員を配置しているこ

- 員又は看護職員を配置すること。 1 日中については、準ユニットごとに常時一人以上の介護職
- 配置すること。

  配置すること。

  真又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として
  「同じ。」において、二準ユニットごとに一人以上の介護職
  下同じ。)において、二準ユニットごとに一人以上の介護職
  の 及び深夜(午後十時から午前六時までの時間をいう。以

労働大臣が定める基準指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生四十四 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する

たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。 指定地域密着型介護老人福祉施設の居室における入所者一人当

看取り介護加算に係る施設基準四十五 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における

四時間連絡できる体制を確保していること。は指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しく、常勤の看護師を一名以上配置し、当該指定地域密着型介護老

ける看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見者による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設にお底師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

を設けていること。

..。 、 次の①から③までに掲げる基準に従い人員を配置しているこ

- 員又は看護職員を配置すること。 日中については、準ユニットごとに常時一人以上の介護職
- 配置すること。 員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として「同じ。)において、二準ユニットごとに一人以上の介護職。)及び深夜(午後十時から午前六時までの時間をいう。以「夜間(午後六時から午後十時までの時間をいう。以下同じ
- 41。3) 準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置するこ

たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。指定地域密着型介護老人福祉施設の居室における入所者一人当

加算に係る施設基準四十六 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看取り介護

四時間連絡できる体制を確保していること。は指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しく、常勤の看護師を一名以上配置し、当該指定地域密着型介護老

族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。ロ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家

### しを行うこと。

看取りに関する職員研修を行っていること。

慮を行うこと。 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配

指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注4に の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)別表 る施設基準 指定居宅介護支援における指定居宅介護支援に要する費用

兀

一月当たり実利用者数が二十人以下の指定居宅介護支援事業所

であること。

ビス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設 指定介護福祉施設サービスの施設基準 サー

- (1) 入所定員が三十一人以上であること。
- この号及び第五十一号において同じ。)で、入所者の数が三 厚生省令第三十九号。 又はその端数を増すごとに一以上であること。 いう。) 第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下 人福祉施設の人員、 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法 設備及び運営に関する基準 以下「指定介護老人福祉施設基準」と (平成十一年 (指定介護者
- (3)していないこと。 通所介護費等の算定方法第十二号ロに規定する基準に該当
- 施設基準 福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サー 小規模介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護 -ビスの
- (1) 入所定員が三十人であること。
- イ2及び3に該当するものであること。
- ニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入

- 看取りに関する職員研修を行っていること。
- 慮を行うこと。 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配

十七 指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注4に 係る施設基準 の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)別表 指定居宅介護支援における指定居宅介護支援に要する費用

であること。 一月当たり実利用者数が二十人以下の指定居宅介護支援事業所

四十八 指定介護福祉施設サービスの施設基準

ビス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設 サー

- (1) 入所定員が三十一人以上であること。
- 又はその端数を増すごとに一以上であること。 この号及び第五十二号において同じ。)で、入所者の数が三 厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」と いう。)第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。 人福祉施設の人員 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法 設備及び運営に関する基準 (平成十 (指定介護老 以下 午年
- (3)通所介護費等の算定方法第十二号ロに規定する基準に該当
- $\Box$ 福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの していないこと。 小規模介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護
- 入所定員が三十人であること。

(1)

施設基準

- イ(2)及び(3)に該当するものであること。
- ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入

-ビスの施設基準 川者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サ

- (1) 入居定員が三十一人以上であること。
- 数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。② 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の
- していないこと。 
  ③ 通所介護費等の算定方法第十二号ハに規定する基準に該当
- 護福祉施設サービスの施設基準規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介ニーユニット型小規模介護福祉施設サービス費又はユニット型小
- (1) 入居定員が三十人であること。
- (2) ハ(2)及び(3)に該当するものであること。

- i.w.... 十八 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定め

設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準入所者介護福祉施設サービス費⑴を算定すべき指定介護福祉施⑴、旧措置入所者介護福祉施設サービス費⑴又は小規模旧措置⑴ 介護福祉施設サービス費⑴、小規模介護福祉施設サービス費

入所者に対して行われるものであること。をいう。ロにおいて同じ。)(定員が一人のものに限る。)のをいう。ロにおいて同じ。)(定員が一人のものに限る。)の(指定介護老人福祉施設基準第三条第一項第一号に掲げる居室ユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない居室ユニット(指定介護老人福祉施設基準第三十八条に規定する

設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準入所者介護福祉施設サービス費Ⅲを算定すべき指定介護福祉施□、旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅲ又は小規模旧措置ロ「介護福祉施設サービス費Ⅲ、小規模介護福祉施設サービス費

ユニットに属さない居室(定員が二人以上のものに限る。)の

ービスの施設基準所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サ

- 入居定員が三十一人以上であること。
- 数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。② 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の
- (3) 通所介護費等の算定方法第十二号ハに規定する基準に該当
- 護福祉施設サービスの施設基準規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費又はユニット型小
- ① 入居定員が三十人であること。
- (2) ハ(2)及び(3)に該当するものであること。

る基準 の一大 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定め

設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準入所者介護福祉施設サービス費(三を算定すべき指定介護福祉施口、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(三又は小規模旧措置イ 介護福祉施設サービス費(三、小規模介護福祉施設サービス費)

。)の入所者に対して行われるものであること。をいう。ロ及びハにおいて同じ。)(定員が一人のものに限る(指定介護老人福祉施設基準第三条第一項第一号に掲げる居室ユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない居室ユニット(指定介護老人福祉施設基準第三十八条に規定する

設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準入所者介護福祉施設サービス費団を算定すべき指定介護福祉施団、旧措置入所者介護福祉施設サービス費団又は小規模旧措置介護福祉施設サービス費団、小規模介護福祉施設サービス費

平成二十四年四月一日において現に存する指定介護老人福祉

入所者に対して行われるものであること。

(削除)

別に厚生労働大臣が定める基準設サービス費①を算定すべき指定介護福祉施設サービス度①を算定すべき指定介護福祉施設サービス度②なコニット型小規模旧措置入所者介護福祉施護福祉施設サービス費②、ユニット型旧措置入所者介護福祉施

別に厚生労働大臣が定める基準設サービス費団を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る設サービス費団又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施護福祉施設サービス費団、ユニット型旧措置入所者介護福祉施 ユニット型介護福祉施設サービス費団、ユニット型小規模介

第一項第一号イ⑶ミョを満たすものに限り、同号イ⑶ミi(指定居・ユニットに属する居室(指定介護老人福祉施設基準第四十条

設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準へ所者介護福祉施設サービス費Ⅲを算定すべき指定介護福祉施Ⅲ、旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅲ又は小規模旧措置が一介護福祉施設サービス費Ⅲ、小規模介護福祉施設サービス費

別に厚生労働大臣が定める基準設サービス費①を算定すべき指定介護福祉施設サービス度②を算定すべき指定介護福祉施設サービス費②、ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施護福祉施設サービス費②、ユニット型旧措置入所者介護福祉施工ニット型介護福祉施設サービス費②、ユニット型小規模介

別に厚生労働大臣が定める基準設サービス費団を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る設サービス費団又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施護福祉施設サービス費団、ユニット型旧措置入所者介護福祉施護福祉施設サービス費団、ユニット型小規模介ユニット型介護福祉施設サービス費団、ユニット型小規模介

第一項第一号イ③ミョを満たすものに限り、同号イ③ミ」(指定居ユニットに属する居室(指定介護老人福祉施設基準第四十条

て行われるものであること。用する場合を含む。)を満たすものを除く。)の入居者に対し宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適

に係る施設基準四十九 指定介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算

第十一号の規定を準用する。に係る施設基準

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」とあるの 着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は旧措置入所者経過的「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、経過的地域密第四十一号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑴中 規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費」と読み替えるものと 所者生活介護費、 施設サービス費」 護福祉施設サービス費、 施設サービス費、 入所者生活介護費又はユニット型旧措置入所者地域密着型介護老 旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉 ニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費又はユニット型小 人福祉施設入所者生活介護費」とあるのは 同号口①中「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入 کر ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設 ユニット型小規模介護福祉施設サー 同号イ4中「第十号」とあるのは「第十二 小規模介護福祉施設サービス費 「ユニット型介護福祉 ビス費 小規模 は 介

て行われるものであること。用する場合を含む。)を満たすものを除く。)の入居者に対し宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適

係る施設基準 「保る施設基準」 「おけるユニットケアに関する減算に

第十四号の規定を準用する。

第十号」とあるのは、「第十二号」と読み替えるものとする。(第四十二号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「

受転售 十二 指定介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施

施設基準 - 看護体制加算①イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの

① 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。

入所定員が三十一人以上五十人以下であること。

- (2)常勤の看護師 を一名以上配置していること。
- (3)ていないこと。 通所介護費等の算定方法第十二号に規定する基準に該当し
- 施設基準 看護体制加算⑴ロを算定すべき指定介護福祉施設サー E ラ の
- 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。
- (2)イ2及び3に該当するものであること。
- 施設基準 看護体制加算国イを算定すべき指定介護福祉施設サー -ビスの
- イ们に該当するものであること。
- (2)(1)祉施設に置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であるこ 福祉施設基準第二条第一項第三号ロに定める指定介護老人福 はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、指定介護老人 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が二十五又
- (3)との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保している しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員 当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、 又は病院若
- イ③に該当するものであること。
- 施設基準 看護体制加算回口を算定すべき指定介護福祉施設サー E スの
- (1) 口(1)に該当するものであること。
- ハ2から4までに該当するものであること。
- 五十二 指定介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る
- 第四十三号の規定を準用する。
- 五十三 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する

- 常勤の看護師 を 一名以上配置していること。
- (3)(2)ていないこと。 通所介護費等の算定方法第十二号に規定する基準に該当し
- 施設基準 看護体制加算⑴ロを算定すべき指定介護福祉施設サー E ス 0

 $\Box$ 

- 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。
- (2) (1) イ2)及び3)に該当するものであること。
- 看護体制加算⑪イを算定すべき指定介護福祉施設サー ビス 0)
- 施設基準

イ⑴に該当するものであること。

- (2)(1)福祉施設基準第二条第一項第三号ロに定める指定介護老人福 はその端数を増すごとに一以上であり、 祉施設に置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であるこ 看護職員の数が、常勤換算方法で、 入所者の数が二十五又 かつ、指定介護老人
- こと。 との連携により、 しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員 当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、 二十四時間連絡できる体制を確保している 又は病院若

(3)

- (4)イ③に該当するものであること。
- 施設基準 看護体制加算①ロを算定すべき指定介護福祉施設サー -ビス

0)

口(1)に該当するものであること。

(1)

- ハ2から4までに該当するものであること。
- 五十三 施設基準 指定介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る
- 第四十四号の規定を準用する。
- 五十四四 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する

五十四 指定介護福祉施設サービスにおける看取り介護加算2――第四十四号の規定を準用する。

第四十五号の規定を準用する。

五十五 介護保健施設サービスの施設基準

の施設基準の施設基準を算定すべき介護保健施設サービスイー介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービス

- はを算定すべき介護保健施設サービスの施設基準(1) 介護保健施設サービス費⑴の介護保健施設サービス費⑴又
- の端数を増すごとに一以上であること。。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はそ保健施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう(☆ 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法(介護老人)
- 当していないこと。

  「通所介護費等の算定方法第十三号ロに規定する基準に該
- は鼠を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準2)介護保健施設サービス費目の介護保健施設サービス費目又
- 又は言語聴覚士が適切に配置されていること。□ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士
- □ 次のいずれにも適合すること。
- が百分の五十を超えていること。 間が一月間を超えていた退所者に限る。)の占める割合護を受けることとなったもの(当該施設における入所期において「退所者」という。)のうち、在宅において介所した者(当該施設内で死亡した者を除く。以下この号a 算定日が属する月の前六月間において当該施設から退
- b 退所者の退所後三十日以内(退所時の要介護状態区分

第四十五号の規定を準用する。指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

第四十六号の規定を準用する。

五十六 介護保健施設サービスの施設基準

の施設基準 - 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービス

① 介護保健施設サービス費①の介護保健施設サービス費②

又

はを算定すべき介護保健施設サービスの施設基

- の端数を増すごとに一以上であること。。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はそ保健施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう□ 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法(介護老人□
- 当していないこと。

  「通所介護費等の算定方法第十三号ロに規定する基準に該
- 又は言語聴覚士が適切に配置されていること。──リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士
- 口 次のいずれにも適合すること。
- が百分の五十を超えていること。 間が一月間を超えていた退所者に限る。) の占める割合護を受けることとなったもの(当該施設における入所期において「退所者」という。) のうち、在宅において介所した者(当該施設内で死亡した者を除く。以下この号 a 算定日が属する月の前六月間において当該施設から退
- b 退所者の退所後三十日以内(退所時の要介護状態区分

認し、記録していること。 認し、記録していること。 あっては、十四日以上)継続する見込みであることを確所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合ににより、当該退所者の在宅における生活が一月以上(退又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けること又は指定居宅介護支援事業者が当該退所者の居宅を訪問し、が要介護四又は要介護五の場合にあっては、十四日以内

た数が百分の十以上であること。(三)三十・四を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得

四 次のいずれかに適合すること。

- 合が百分の三十五以上であること。要介護状態区分が要介護四及び要介護五の者の占める割。算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、
- 分の十以上であること。の十以上又は経管栄養が実施された者の占める割合が百略痰(かくたん)吸引が実施された者の占める割合が百分b 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、
- 田 ①に該当するものであること。
- 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までのは᠅を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準3 介護保健施設サービス費⊕の介護保健施設サービス費⊕又
- く。)から入所した者の占める割合を減じて得た数が百分サービス事業を行う事業所並びに他の社会福祉施設等を除どス事業、介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防力に不事業、分護予防サービス事業、地域密着型サー島宅等(法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サータのうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から間に転換を行って開設した介護老人保健施設であること。

認し、記録していること。 認し、記録していること。 が要介護四又は要介護五の場合ににより、当該退所者の在宅における生活が一月以上(退又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けること又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることが要介護四又は要介護五の場合にあっては、十四日以内が要介護四又は要介護五の場合にあっては、十四日以内

た数が百分の十以上であること。
三十・四を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得

四 次のいずれかに適合すること。

- 合が百分の三十五以上であること。要介護状態区分が要介護四及び要介護五の者の占める割a 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、
- 分の十以上であること。の十以上又は経管栄養が実施された者の占める割合が百の十以上又は経管栄養が実施された者の占める割合が百分略痰(かくたん)吸引が実施された者の占める割合が百分り 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、
- 団 (1)に該当するものであること。
- は※を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準3)介護保健施設サービス費※の介護保健施設サービス費※又
- から入所した者の占める割合を減じて得た数が百分けービス事業、介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サーービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サーービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サーービス事業、企業機関を退院し入所した者の占める割合から数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合を減じて得た数が百分数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合を減じて得た数が百分数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合を減じて得た数が百分数のうち、関定は関係を表している。

限りでない。 基準を満たすことができない特段の事情があるときはこの の三十五以上であることを標準とすること。ただし、当該

四二十以上であること。

「関定日が属する月の前三月間における入所者等(当該介の二十以上であること。」

「関定日が属する月の前三月間における入所者等(当該介)。」

「関定日が属する月の前三月間における入所者等(当該介)。」

「関定日が属する月の前三月間における入所者等(当該介)。」

四(1)に該当するものであること。

- は〒を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準(4)介護保健施設サービス費①の介護保健施設サービス費②又
- (3)一、口及び四に該当するものであること。
- は

  「を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

  「の介護保健施設サービス費」の介護保健施設サービス費

  「フ
- □ (3)に該当するものであること。
- □ 入所者等の合計数が四十以下であること。
- は〒を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準(6) 介護保健施設サービス費町の介護保健施設サービス費団
- 7 人所舒争つ合十枚が四十人でで1 4)に該当するものであること。
- □ 入所者等の合計数が四十以下であること。

限りでない。基準を満たすことができない特段の事情があるときはこのの三十五以上であることを標準とすること。ただし、当該

の二十以上であること。 算定日が属する月の前三月間における入所者等(当該介護老人保健施設の入所者及び当該介護老人保健施設である諸定短期入所療養介護事業所の利用者をいう。以下この号指定短期入所療養介護事業所の利用者をいう。以下この号指定短期入所療養介護事業所の利用者をいう。以下この号において同じ。)のうち、喀痰(かくたん)吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十五以上又は経常をが実施された者の占める割合が百分の二十以上であること。

四 1)に該当するものであること。

- は〒を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準(4)介護保健施設サービス費①の介護保健施設サービス費②又
- (3) (二及び四に該当するものであること。
- はを算定すべき介護保健施設サービスの施設基準(5) 介護保健施設サービス費の介護保健施設サービス費⑴又
- (3)に該当するものであること。
- は〒を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準(6) 介護保健施設サービス費団の介護保健施設サービス費団 入所者等の合計数が四十以下であること。

又

- □ 41に該当するものであること。
- 二 入所者等の合計数が四十以下であること。

- 口 ニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健 ビスの施設基準 施
- (1)スの施設基準 健施設サービス費<br />
  ①又は<br />
  ②を算定すべき介護保健施設サービ ユニット型介護保健施設サービス費⑴のユニット型介護保
- イ(1)一に該当するものであること。
- 当していないこと。 通所介護費等の算定方法第十三号ハに規定する基準に該
- (2)スの施設基準 健施設サービス費買又は厨を算定すべき介護保健施設サービ ユニット型介護保健施設サービス費⑴のユニット型介護保
- (1)及びイ(2)一から四までに該当するものであること。
- (3)スの施設基準 健施設サービス費<br />
  ①又は<br />
  ②を算定すべき介護保健施設サービ ユニット型介護保健施設サービス費団のユニット型介護保
- (1)及びイ(3)一から三までに該当するものであること。
- (4)健施設サービス費買又は厨を算定すべき介護保健施設サービュニット型介護保健施設サービス費団のユニット型介護保 スの施設基準
- (5)健施設サービス費<br />
  ()又は<br />
  ⑥を算定すべき介護保健施設サービ スの施設基準 ユニット型介護保健施設サービス費⑩のユニット型介護保 (1)イ③一及び口並びにイ④口に該当するものであること。
- (3)に該当するものであること。
- 入所者等の合計数が四十以下であること。
- 健施設サービス費買又は厨を算定すべき介護保健施設サービュニット型介護保健施設サービス費団のユニット型介護保 スの施設基準

(1) 設 サー ニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健 ビスの施設基準 施

口

- スの施設基準 健施設サービス費⑴又はを算定すべき介護保健施設サー ユニット型介護保健施設サービス費⑴のユ ニット型介護保 E
- イ11一に該当するものであること。
- 当していないこと。 通所介護費等の算定方法第十三号ハに規定する基準に該
- (2)スの施設基準 健施設サービス費軍又は軍を算定すべき介護保健施設サー ユニット型介護保健施設サービス費⑴のユニット型介護保 E
- (3)健施設サービス費⑴又はを算定すべき介護保健施設サー ユニット型介護保健施設サービス費①のユニット型介護保①及びイ②一から四までに該当するものであること。
- スの施設基準
- (4)スの施設基準 健施設サービス費軍又は軍を算定すべき介護保健施設サービ ユニット型介護保健施設サービス費①のユニット型介護保①及びイ③一から回までに該当するものであること。
- (5)健施設サービス費<br />
  ①又は<br />
  ②を算定すべき介護保健施設サービ ユニット型介護保健施設サービス費圖のユニット型介護保1、イ3一及び口並びにイ4口に該当するものであること。
- スの施設基準
- (3)に該当するものであること。
- 入所者等の合計数が四十以下であること。
- スの施設基準 健施設サービス費ミミ又はミルを算定すべき介護保健施設サー ユニット型介護保健施設サービス費圖のユニット型介護

E

→ 4に該当するものであること。

五十六 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基

る。)の入所者に対して行われるものであること。う。ロ及び第六十号において同じ。)(定員が一人のものに限介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に掲げる療養室をいットをいう。以下この号において同じ。)に属さない療養室(ユニット(介護老人保健施設基準第三十九条に規定するユニュニット(介護老人保健施設基準第三十九条に規定するユニ

る別に厚生労働大臣が定める基準―ビス費∭若しくは∭を算定すべき介護保健施設サービスに係―ビス費∭若しくは∭又は介護保健施設サービス費∭の介護保健施設サービス費∬の介護保健施設サービス費∬の介護保健施設サービス費∭若し」 介護保健施設サービス費∬の介護保健施設サービス費∭若し

)の入所者に対して行われるものであること。 ユニットに属さない療養室(定員が二人以上のものに限る。

に係る別に厚生労働大臣が定める基準設サービス費()若しくは()を算定すべき介護保健施設サービス費()のユニット型介護保健施設サービス費()のユニット型介護保健施設サービス費()若しくは()又は施設サービス費()若しくは()、ユニット型介護保健施設サービス費()のユニット型介護保健施設サービス費()のユニット型介護保健

ユニットに属する療養室(介護老人保健施設基準第四十一条

→ 仏に該当するものであること。

五十七 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基 二 入所者等の合計数が四十以下であること。

進

る別に厚生労働大臣が定める基準(三若しくは(三を算定すべき介護保健施設サービスに係(三若しくは(三を算定すべき介護保健施設サービス費(三の介護保健施設サービス費(三の介護保健施設サービス費(三の介護保健施設サービス費(三の介護保健施設サービス費(三名)

く は (iv) う。 限る。 る別に厚生労働大臣が定める基準 ∭若しくは∭又は介護保健施設サービス費∭の介護保健施設 介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に掲げる療養室をい 1 ットをいう。 ビス費買若しくは厨を算定すべき介護保健施設サービスに係 介護保健施設サービス費⑴の介護保健施設サービス費 ユニット(介護老人保健施設基準第三十九条に規定するユ 口及び第六十一号において同じ。)(定員が一人のものに )の入所者に対して行われるものであること。 介護保健施設サービス費団の介護保健施設サービス費 以下この号において同じ。)に属さない療養室 サ

)の入所者に対して行われるものであること。ユニットに属さない療養室(定員が二人以上のものに限る。

に係る別に厚生労働大臣が定める基準設サービス費(!)若しくは(!)を算定すべき介護保健施設サービス型(!)のユニット型介護保健施設サービス費(!)のユニット型介護保健施設サービス費(!)若しくは(!)又は ユニット型介護保健施設サービス費(!)を算じのユニット型介護保健施設サービス費(!)のユニット型介護保健施設サービス費(!)のユニット型介護保健

ユニットに属する療養室(介護老人保健施設基準第四十一条

に限る。)の入居者に対して行われるものであること。の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすもの同号イ③(三(指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項第二項第一号イに掲げる療養室をいう。ニにおいて同じ。)(

に係る別に厚生労働大臣が定める基準 コニット型介護保健施設サービス費団のユニット型介護保健施設サービス費団のユニット型介護保健施設サービス費団のユニット型介護保健施設サービス費団を開発しては国又は ユニット型介護保健施設サービス費団のユニット型介護保健施設サービス費 田のユニット型介護保健施設サービス費田のユニット型介護保健

る施設基準 五十七 介護老人保健施設におけるユニットケアに関する減算に係

第十一号の規定を準用する。

ョン톤歯叩算こ系る歯段甚単十八 介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーシ

ョン実施加算に係る施設基準

士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであるリハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法言語聴覚士が適切に配置されていること。
リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は

施設サービスに係る加算の施設基準れることから介護を必要とする認知症の入所者に対する介護保健五十九 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認めら

に限る。)の入居者に対して行われるものであること。の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすもの同号イ(3(三)(指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項第二項第一号イに掲げる療養室をいう。ニにおいて同じ。)(

に係る別に厚生労働大臣が定める基準設サービス費買者しくは受免のユニット型介護保健施設サービス費回のユニット型介護保健施設サービス費回のユニット型介護保健施設サービス費回をは受ける。ユニット型介護保健施設サービス費回若しくは回、ユニット型介護保健施設サービスのユニット型介護保健施設サービスのユニット型介護保健施設サービスのユニット型介護保健施設サービス費回のユニット型介護保健

る施設基準 五十八 介護老人保健施設におけるユニットケアに関する減算に係

第十四号の規定を準用する。

五十九 介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーシ

ョン実施加算に係る施設基準

言語聴覚士が適切に配置されていること。イーリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は

こと。
士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものである
ロ リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法

設サービスに係る加算の施設基準 ることから介護を必要とする認知症の入所者に対する介護保健施六十 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められ

第十七号の規定を準用する。

護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する介

八・〇平方メートル以下であること。 介護老人保健施設の療養室における入所者一人当たりの面積が

介護老人保健施設における療養体制維持特別加算に係る施

第十八号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中 「第

六十二 指定介護療養施設サービスの施設基準 四号イ」とあるのは「第十三号」と読み替えるものとする。

設サービスの施設基準 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施

田中「第四号ロ②」とあるのは「第十四号イ②」と読み替える 第十四号ニの規定を準用する。 この場合において、同号ニ(1)

口 療養施設サービスの施設基準 療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護

第十四号ホの規定を準用する。 「第四号ロ2」とあるのは 「第十四号イ②」と読み替える この場合において、同号ホ(1)

施設サービスの施設基準 養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療

第十四号への規定を準用する。 「第四号ロ③」とあるのは 「第十四号イ③」と読み替える この場合におい 同号へ(1)

診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養

第十九号の規定を準用する。

六十一 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する

八・〇平方メートル以下であること。 介護老人保健施設の療養室における入所者一人当たりの 面 |積が

六十二 介護老人保健施設における療養体制維持特別加算に係る施 設基準

四号イ」とあるのは、 第二十号の規定を準用する。この場合において、 「第十三号」と読み替えるものとする。 同号ハ中

六十三 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施 指定介護療養施設サービスの施設基準

設サービスの施設基準 第十七号二の規定を準用する。この場合において、 「第十四号イ②」と読み替えこの場合において、同号ニ⑴

口 るものとする。 国中「第四号ロ(2)」とあるのは、 療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護

療養施設サービスの施設基準 第十七号ホの規定を準用する。この場合において、

るものとする。 四中「第四号ロ②」とあるのは、 「第十四号イ②」と読み替えこの場合において、同号ホ⑴

養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養 施設サービスの施設基準 ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療

中「第四号口(3) 第十七号への規定を準用する。 」とあるのは、 この場合において、 「第十四号イ(3)」と読み替えこの場合において、同号へ(1)

診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養

施設サービスの施設基準

する。

「知」とあるのは「①一、四及び穴」と読み替えるものとら出まで」とあるのは「①一、四及び穴」と読み替えるものとのは「療養病床に係る病室」と、同号チ④一中「①一及び四か場合において、同号チ①二及び巴並びに④□中「病室」とある場十四号チ(①国及び出を除く。)の規定を準用する。この第十四号チ(①国及び出を除く。)の規定を準用する。この

定介護療養施設サービスの施設基準ホーユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指

療養施設サービスの施設基準へ認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護へ

み替えるものとする。 田及び21国中「第四号ロ20」とあるのは「第十四号イ20」と読ー第十四号ルの規定を準用する。この場合において、同号ル10

定介護療養施設サービスの施設基準ト。認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指

ウェーう。 中「第四号ロ(2)」とあるのは「第十四号イ(2)」と読み替えるも中「第四号ヲの規定を準用する。この場合において、同号ヲ(5)

き指定介護療養施設サービスの施設基準フロージを関係を関係を関係を開始を開始を開始を開始している。これの下型認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべ

四及び②四中「第四号ロ③」とあるのは「第十四号イ③」と読第十四号ワの規定を準用する。この場合において、同号ワ⑴

六十三 指定介護療養型医療施設におけるユニットケアに関する減

み替えるものとする

施設サービスの施設基準

する。

ら出まで」とあるのは「①一、四及び穴」と読み替えるものとら出まで」とあるのは「①一、四及び穴」と読み替えるものとのは「療養病床に係る病室」と、同号チ②一中「10一及び四か場合において、同号チ①二及び三並びに②二中「病室」とある第十七号チ(①団及び出を除く。)の規定を準用する。この第十七号チ(①団及び出を除く。)の規定を準用する。この

定介護療養施設サービスの施設基準・ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指

病室」と読み替えるものとする。」と、同号リ②及び③中「病室」とあるのは「療養病床に係る中「チ⑴一及び伵から⑴まで」とあるのは「チ⑴一、伵及び宍第十七号リの規定を準用する。この場合において、同号刂⑴

療養施設サービスの施設基準。認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護

読み替えるものとする。 (回及び2) (国中「第四号口2)」とあるのは、「第十四号イ2)」とあるのは、「第十四号イ2)」と 第十七号ルの規定を準用する。この場合において、同号ル(1)

定介護療養施設サービスの施設基準ト。認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指

つたする。中「第四号ロ⑵」とあるのは「第十四号イ⑵」と読み替えるも中「第四号ロ⑵」とあるのは「第十四号イ⑵」と読み替えるもず、第十七号ヲの規定を準用する。この場合において、同号ヲ⑸

き指定介護療養施設サービスの施設基準プロット型認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべ

読み替えるものとする。|||の及び2||四中「第四号ロ③」とあるのは、「第十四号イ③」と|||第十七号ロの規定を準用する。この場合において、同号ワ①

六十四 指定介護療養型医療施設におけるユニットケアに関する減

算に係る施設基準

第十一号の規定を準用する。

| 減算に係る施設基準| | 六十四|| 指定介護療養施設サービスにおける病院療養病床療養環境

第十九号の規定を準用する。

準減算に係る施設基準||八十五||指定介護療養施設サービスにおける診療所療養病床設備基

第二十号の規定を準用する。

養施設 (iii) 型経過型介護療養施設サービス費回 (i) 認知症疾患型介護療養施設サービス費⑩の認知症疾患型介護療 施設サービス費①の認知症疾患型介護療養施設サービス費⑴ 知症疾患型介護療養施設サービス費⑴、 設サービス費三、 経過型介護療養施設サービス費⑴の療養型経過型介護療養施設 施設サービス費圖の療養型介護療養施設サー 療養型介護療養施設サービス費⑴若しくは⑪ ビス費(j)、 き指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定め ~―ビス費(i) 認知症疾患型介護療養施設サービス費⑴、 療養型介護療養施設サービス費印の療養型介護療養施設 又は認知症疾患型経過型介護療養施設サー ビス費(()の診療所型介護療養施設サービス費() 診療所型介護療養施設サービス費団の診療所型介護療養施 サービス費(i)、 覚若しくは意 ·ービス費(Vの認知症疾患型介護療養施設サー 療養型経過型介護療養施設サービス費団の療 認知症疾患型介護療養施設サービス費⑴の認 認知症疾患型介護療養施設サービス費巛 療養型介護療養施設サービス費団 診療所型介護療養施設 認知症疾患型介護療養 認知症疾患型介護 ビス費川を算 ビス費(j) 療養型介護療養 護療養施設サ 療養型 - ビス費 サー す

算に係る施設基準

第十四号の規定を準用する。

減算に係る施設基準六十五 指定介護療養施設サービスにおける病院療養病床療養環

境

一十一号の規定を準用する。

二十二号の規定を準用する。

める基準がものである。これでは、これでは、おける別に厚生労働大臣が定力。

養施設 施設 厚生労働大臣が定める基準 療養施設サービス費⑴又は認知症疾患型経過型介護療養施設 設サービス費(1)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(1) 療養施設サービス費⑴、 型介護療養施設サービス費団の療養型経過型介護療養施設サ 認知症疾患型介護療養施設 知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅲの認知症疾患型介護療養 診療所型介護療養施設サービス費⑴、 ビス費(i) ス費①の療養型経過型介護療養施設サービス費②、 介護療養施設サービス費⑴、 施設サービス費⑴ ビス費(i)、 ビス費⑴を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に 認知症疾患型介護療養施設サービス費似の 療養型介護療養施設サービス費印の サービス費 サービス費巛の認知症疾患型介護療養施設 療養型介護療養施設サービス費回の療養型介護療養 診療所型介護療養施設サービス費(()の診療所型介護 療養型介護療養施設サービス費皿の 認知症疾患型介護療養施設サービス費回 診療所型介護療養施設サービス費団 サービス費言 療養型経過型介護療養施設サー 療養型介護療養施設 認知症疾患型介護療養施 認知症 認知症疾患型介護 (サービス費!) 一疾患型介護療 療養型経過 サ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ Ė

同じ。 るユニットをいう。 われるものであること 又は第五条第二項に規定する病室をいう。 (指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項ユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない病 ユニット )(定員が一人のものに限る。)の入院患者に対して行 (指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定 口及び次号において

療養施設サービス費派 型経過型介護療養施設サービス費買 サービス費調 経過型介護療養施設サービス費⑴の療養型経過型介護療養施設 患型経過型介護療養施設サービス費団を算定すべき指定介護療 介護療養施設サービス費買 護療養施設サービス費団の診療所型介護療養施設サービス費団 施設サービス費圖の療養型介護療養施設サービス費圖 療養型介護療養施設サービス費圖若しくは回 ビス費派、 ス費心の認知症疾患型介護療養施設サービス費道又は認知症 護療養施設サービス費圖の認知症疾患型介護療養施設サー (II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費頃 認知症疾患型介護療養施設サービス費⑴の認知症疾患型介護 ビス費①の診療所型介護療養施設サービス費② 療養型介護療養施設サービス費⑴の療養型介護療養施設サー 認知症疾患型介護療養施設サービス費熈の認知症疾患型 サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準 (v)若しくは(i)、 療養型経過型介護療養施設サービス費団の療養 認知症疾患型介護療養施設サービス費 療養型介護療養施設サービス費団 認知症疾患型介護療養施設サー 診療所型介護療養施設サ 療養型介護療養 認知症疾患型介 診療所型介 ・ビス

入院患者に対して行われるものであること。 ユニット型療養型介護療養施設サービス費印 ニットに属さない病室 (定員が二人以上のものに限る。) 『若しくは』

> 同じ。)(定員が一人のものに限る。)の入院患者に対して行 又は第五条第二項に規定する病室をいう。 れるものであること。 (指定介護療養型医療施設基準第三条第1 ユニットをいう。 ツト (指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定す 以下この号において同じ。 ロ及び次号において 三 項、 )に属さない病 第四条第二項

る

養施設 療養施設サービス費買又は認知症疾患型経過型介護療養施設 施設サービス費意 設サービス費印の認知症疾患型介護療養施設 療養施設サービス費意、 型介護療養施設サービス費Ⅲの療養型経過型介護療養施設サー 厚生労働大臣が定める基準 認知症疾患型介護療養施設サービス費買 知症疾患型介護療養施設サービス費⑪の認知症疾患型介護療養 診療所型介護療養施設サービス費買、 ビス費道 ス費①の療養型経過型介護療養施設サービス費③ 介護療養施設サービス費回 施 ビ こス費(三)、 ビス費回を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に 認知症疾患型介護療養施設サービス費♡の認知症疾患型介護 設サービス費意 療養型介護療養施設サー ☆サービス費∭の認知症疾患型介護療養施設サービス費∭ 療養型介護療養施設サービス費回の療養型介護療養 診療所型介護療養施設サービス費⑴の診療所型介護 認知症疾患型介護療養施設サービス費回 療養型介護療養施設サービス費皿の療養型 診療所型介護療養施設サービス費団 ビス費川の療養型介護療養施設 療養型経過型介護療養施設サー 認知症疾患型介護療養施 認知症疾患型介護療 サービス費回 療養型経 サ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 過 Ė

ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1)、 入院患者に対して行われるものであること。 ユニットに属さない病室 (定員が二人以上の ŧ のに限る。

ユ ニット -型療

患型介護療養施設サービス費回のユニット型認知症疾患型介護 ト型認知症疾患型介護療養施設サービス費印 養施設サービス費⑴を算定すべき指定介護療養施設サー る別に厚生労働大臣が定める基準 疾患型介護療養施設サービス費⑴又はユニット型認 ット 療所型介護療養施設サービス費印 型療 養型経過型介護療養施設サー (<u>I</u>) 若 ビ しくは のユニット型認 ス 費 (I) $({\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I})$ ユ ・ビス 症 ユ

療養施設 患型介護療養施設サービス費回のユニット型認知症疾患型介護 に 知症疾患型介護療養施設サービス費買又はユニット型認知症 ット型認知症疾患型介護療養施設サービス費印 四十条第二項第一号イ(3):1又は第四十一条第二項第一号イ(3):1 定 九条第二項第一号イ、第四十条第二項第一号イ又は第四十一条 (これらの規定を指定居宅サービス基準改正省令附則第七条第 型診療所型介護療養施設サービス費団 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たす ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費回 ユニット型療養型介護療養施設サービス費団 のに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。 介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3);)、 ユニットに属する病室 二項第一号イに掲げる病室をいう。 る別に厚生労働大臣が定める基 設サービス費値を算定すべき指定介護療養施設サービス (指定介護療養型医療施設基準第三十 ニにおいて同じ。) (V)若しくは(M)、 のユニット型認 (V)若しくは(V) 、ユニッ ユニ 第 指

二項第一号イ(3)(三)又は第四十一条第二項第一号イ(3)(三)(これら養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(三)を満たすものに限り、指定介護療四十一条第二項第一号イ(3)(三)、第四十条第二項第一号イ(3)(三)又は第九条第二項第一号イ(3)(三)又は第九条第二項第一号イ(3)(三)又は第九条第二項第一号イ(3)(三)又は第九条第二項第一号イ(3)(三)又は第二年第二項第一号イ(3)(三)の表籍を表述の表述。

養型経 る基準 ス費(j) べき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定め サー ユニット型認知症疾患型介護療養施設 療養施設サー 又はユニット型認知症疾患型介護療養施 ビス費①のユニット型認知症疾患型介護療養施設 過 型介護療養 ビス費川 施 設 サー ユニット型認知症疾患型介護 ピ ス費(]) ユ サービス費①を算定す ット サービス費皿 型 療 以サービ 療 所 養施 型介

る基準 ス 費 (<u>i</u>) べき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定め  $\mathcal{O}$ 設 護療養施設サービス費団、ユニット型認養型経過型介護療養施設サービス費団、 四十条第二項第一号イ③三又は第四十一条第二項第 定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ③三、 九条第二項第一号イ 一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 (これらの規定を指定居宅サービス基準改正省令附則第七条第 のに ユニット型療養型介護療養施設サービス費団 ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費⑴を算定す サービス費印のユニット型認知症疾患型介護療養施設 ユニットに 項第一号イに掲げる病室をいう。 限る。)の入院患者に対して行われるものであること。 又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費回 属する病室(指定介護療養型医療施設基準第三十 第四十条第二項第 ユニット型認知症疾患型介護 ニにおいて同じ。 ユニット型診療所型介 一号イ又は第四十 ユニット型療 )を満たす 一 号 イ (3) (i) 以サービ 療 養施 一条 (指 第

兀 九条第二項第一号イ(3)三、 養型医療施設基準第三十九条第二項第 | 「項第一号イ(3)() 又は第四十一条第二項第一号イ(3)() (これら + ユニットに属する病室 一条第 二項第 一号イ(3) 説を満たすもの (指定介護療養型医療施設基準 第四十条第二項第 一号イ(3) に限り、 一号イ(3) 道又は第 第四十条第 指定介護療 第三十

の入院患者に対して行われるものであること。り読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。)の規定を指定居宅サービス基準改正省令附則第七条第一項によ

ル以下であること。室における入院患者の一人当たりの面積が、六・四平方メート室における入院患者の一人当たりの面積が、六・四平方メートロ 認知症病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設の病

(削除

護予防訪問介護費の注5に係る施設基準で「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下、指定介護予防訪問介護における指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第一

所であること。 一月当たり実利用者数が五人以下の指定介護予防訪問介護事業

(削除)

の入院患者に対して行われるものであること。り読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。)の規定を指定居宅サービス基準改正省令附則第七条第一項によ

ル以下であること。 室における入院患者の一人当たりの面積が、六・四平方メート室における入院患者の一人当たりの面積が、六・四平方メート認知症病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設の病

第一号の規定を準用する。

所であること。
一月当たり実利用者数が五人以下の指定介護予防訪問介護事業付費単位数表の介護予防訪問介護費の注5に係る施設基準七十 指定介護予防訪問介護における指定介護予防サービス介護給

| 基準|| | 本準|| | 小護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注4に係る施設|| | 小護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護における指定介護予防サービス|

第一号の規定を準用する。

甚単 介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注6に係る施設 八十九 指定介護予防訪問入浴介護における指定介護予防サービス

川糸、る指定介護予防訪問入浴介護事業所をいう。)であること。る指定介護予防訪問入浴介護事業所をいう。)であること。事業所(指定介護予防サービス等基準第四十七条第一項に規定す一月当たり延訪問回数が五回以下の指定介護予防訪問入浴介護

(肖阴

定介護予防訪問看護事業所をいう。)であること。所(指定介護予防サービス等基準第六十三条第一項に規定する指所(指定介護予防訪問回数が五回以下の指定介護予防訪問看護事業付費単位数表の介護予防訪問看護費の注7に係る施設基準七十 指定介護予防訪問看護における指定介護予防サービス介護給

旧指定介護予防サービス等基準第九十七条に定める看護職員又給付費単位数表の介護予防通所介護費の注1に係る施設基準七十一 指定介護予防通所介護における指定介護予防サービス介護

七十二 指定介護予防短期入所生活介護の施設基準

介護職員の員数を置いていること。

第九号の規定を準用する。

第十号の規定を準用する。

| 七十四 | 指定介護予防短期入所生活介護におけるユニットケアに関

介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注6に係る施設七十二 指定介護予防訪問入浴介護における指定介護予防サービス

る指定介護予防訪問入浴介護事業所をいう。)であること。事業所(指定介護予防サービス等基準第四十七条第一項に規定す一月当たり延訪問回数が五回以下の指定介護予防訪問入浴介護

給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注2に係る施設基準七十三 指定介護予防訪問看護における指定介護予防サービス介護

第一号の規定を準用する。

| 1月台と)重坊閉団牧い豆団从いつ旨官で獲予坊坊引責獲事等||給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注7に係る施設基準||七十四||指定介護予防訪問看護における指定介護予防サービス介護

定介護予防訪問看護事業所をいう。)であること。所(指定介護予防サービス等基準第六十三条第一項に規定する指一月当たり延訪問回数が五回以下の指定介護予防訪問看護事業

注2に係る施設基準 防サービス給付費単位数票の介護予防訪問リハビリテーションの七十五 指定介護予防訪問リハビリテーションの

第一号の規定を準用する。

介護職員の員数を置いていること。指定介護予防サービス等基準第九十七条に定める看護職員又は給付費単位数表の介護予防通所介護費の注1に係る施設基準七十六 指定介護予防通所介護における指定介護予防サービス介護

七十七 指定介護予防短期入所生活介護の施設基準

第十二号の規定を準用する。

定める基準 七十八 指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が

第十三号の規定を準用する。

七十九 指定介護予防短期入所生活介護におけるユニットケアに関

する減算に係る施設基準

第十一号の規定を準用する。

七十五 活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所生

第十三号の規定を準用する。

七十六 指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

第十四号の規定を準用する。

指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が

定める基準

第十五号の規定を準用する。

七十八 指定介護予防短期入所療養介護におけるユニットケアに関

する減算に係る施設基準

第十一号の規定を準用する。

加算に係る施設基準 指定介護予防短期入所療養介護における療養体制維持特別

四号イ」とあるのは「第十九号イ」と読み替えるものとする。 第十八号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第

指定介護予防短期入所療養介護における病院療養病床療養環

境減算に係る施設基準

第十九号の規定を準用する。

指定介護予防短期入所療養介護における診療所設備基準減

算に係る施設基準

第二十号の規定を準用する。

八十二 養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所療

する減算に係る施設基

第十四号の規定を準用する。

八十 介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準 従来型個室を利用する者に対する指定 介護予防短期入所生活

第十六号の規定を準用する。

八十一 指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

第十七号の規定を準用する。

(新設)

八十二 指定介護予防短期入所療養介護におけるユニットケアに関

する減算に係る施設基準 第十四号の規定を準用する。

八十三 加算に係る施設基準 指定介護予防短期入所療養介護における療養体制維持特別

八十四 四号イ」とあるのは、 環境減算に係る施設基準 第二十号の規定を準用する。この場合において、 指定介護予防短期入所療養介護における病院療養病床療養 「第十八号イ」と読み替えるものとする。 同号ハ中「第

第二十一号の規定を準用する。

八十五 指定介護予防短期入所療養介護における診療所設備基準 減

算に係る施設基準

第二十二号の規定を準用する。

定める基準 指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が

八十七 養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準 第二十三号の規定を準用する。 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所療

第二十一号の規定を準用する。

基準(介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注2に係る施設(介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与における指定介護予防サービス(十三)指定介護予防福祉用具貸与における指定介護予防サービス

八十四 指定介護予防認知症対応型通所介護の施設基準定する指定介護予防福祉用具貸与事業所をいう。)であること。事業所(指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項に規一月当たり実利用者数が五人以下の指定介護予防福祉用具貸与

。 「指定地域密着型サービス基準第八条」と読み替えるものとする 「指定地域密着型サービス基準第四十五条」とあるのは「指定地 「指定地域密着型介護予防サービス基準第五条」と、同号ハ2)中 「指定地域密着型サービス基準第四十二条」とあるのは びロ2)中「指定地域密着型サービス基準第四十二条」とあるのは 第二十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ2)及

(削除)

ロ又はハ」とあるのは 第八号」とあるのは「第二十二号」 ハ」とあるのは 第三十二号の規定を準用する。 「第三十二号イ又は 「第三十二号ロ又はハ」と読み替えるもの この場合におい Ł 同号イ 同号ロ (2) (2) 中 同号イ(1)中 前 号イ又 「前号

第二十四号の規定を準用する。

。 第三十一号の規定を準用する。この場合において、同号イ2及第三十一号の規定を準用する。この場合において、同号ハ2次の規定を準用する。この場合において、同号イ2及

護費の注2に係る施設基準 
防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介十八年厚生労働省告示第百二十八号)別表指定地域密着型介護予型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成土 指定介護予防小規模多機能型居宅介護における指定地域密着

第三十二号の規定を準用する。

九十一 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の施設基準

第三十四号の規定を準用する。

八号」とあるのは、「第二十二号」と読み替えるものとする。(第三十五号の規定を準用する。この場合において、同号中「第

0 介護保険 の 額 (平成十二年

傍

線

0)

部

分は

改正

部

分

厚 生省告示第三十八号)

 改正	後	現	行
   一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に	.関する基準(平成	一 指定居宅サービスに要する費用	元の額の算定に関する基準
   十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サー	・ビス介護給付費単	十二年厚生省告示第十九号)別表	4指定居宅サービス介護給付
   位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単	-位数表」という。	位数表(以下「指定居宅サービス	、介護給付費単位数表」とい
 )の訪問介護費のイからハまでの注11から注13	まで及びへの規定	)の訪問介護費のイからハまでの	)注11から注13まで及びへ。
   による加算に係る費用の額並びに指定介護予防	けービスに要する	による加算に係る費用の額並びに指	に指定介護予防サービスに
 費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生	一労働省告示第百二	費用の額の算定に関する基準(平	-成十八年厚生労働省告示
   十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費	《単位数表(以下「	十七号)別表指定介護予防サービ	こス介護給付費単位数表(
 指定介護予防サービス介護給付費単位数表」と	という。)の介護予	指定介護予防サービス介護給付費	『単位数表」という。)の
 防訪問介護費のイからハまでの注4から注6ま	で及びへの規定に	防訪問介護費のイからハまでの注4か	14から注6まで及びへの
 よる加算に係る費用の額		よる加算に係る費用の額	

係 浴 び注 介 に 5 る か 用 定 5 居 費  $\mathcal{O}$ 介 注 宅  $\mathcal{O}$ 7 サ 1 予 ま 1 0) で 注 防 ピ 5 ス サ から 介 口 及 ビス介護給 護 注っまる び 給 ハの 付 費 規 で、 単 付 定 位 口 費 に 数 及 単 ょ 表 び 位 る  $\mathcal{O}$ 数 加 訪 ハ  $\mathcal{O}$ 表 算 問 規 0 に 入 係 浴 定 介 護 る に 介 ょ 予 護 用 る 防 費 訪  $\mathcal{O}$ 加  $\mathcal{O}$ 問 額 算 1 に入並  $\mathcal{O}$ 

 $\equiv$ 係 護 及 ま び で 指 る  $\mathcal{O}$ 指  $\mathcal{O}$ 定 用 1 定 注 居 · 及び 介 7 宅 護 サ か 予 5 ] 口 ビス  $\mathcal{O}$ 防 注 注 サ 12 まで 介 6 から 護 ビス介護給付費単 及 給 びチ 注10まで 付 費  $\mathcal{O}$ 単 規定 位 並 数 による  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 表 に 位 0) 数 訪  $\sim$ 0) 表 加 問 規 0 算 看 定 に 護 介 護 費 に 係 ょ 予 る 0 る 防 費 1 用 加 訪 カコ 問  $\mathcal{O}$ 算 5 É 額 看 ハ

兀 定 ン 介護予 定 居宅 彐 1 ン費 防 0) サ サ 注 0 ] ] 3 イの 及 ピ ピ ス び ス 介 介 注3及び ハ 護 0) 護 <sup>段</sup>給付費 規定による加 給 付 口 費 の規定 単 単 位 位 数 数 に 表 算に 表 よる加  $\mathcal{O}$ 0 介 係 訪 いる費用 護 問 算 予 IJ に 防 ハ 係 訪 0 ピ る費用 IJ 問 額 IJ 並 テ ] び 0) ピ に シ 指 額 IJ 彐

> つする 規定 う。 定に 護予 下一 百二 単 成

護  $\mathcal{O}$ 指 注 費 5 定 指 介護予 から 0 定 1 居 0) 注 宅 サー 注 防 7 サー 5 ま で及 カゝ ピ 5 ・ビス介護 ス 介 注 び ハの 7 護 まで及び 給 規 付 定に ]費単 (単位数表の よる加算 ハ 位 0) 数 規定 表  $\mathcal{O}$ に に 訪 ょ 介 係 問 護予 る費 る 入 加 浴 算 防 用 介 訪  $\mathcal{O}$ 護 係 問 額 費 る 入 並  $\mathcal{O}$ 費 浴 び 1 用 介 に  $\mathcal{O}$ 

三 定介護 までの イ 指 及 び 定 予防 ロの 注 7 居 宅 サー 注 か サ 6 6 1 から 注 ピ ピ ス介護 ス 12 ま 介 注 で 護 10 まで 給付費単位数表の  $\mathcal{O}$ 給 規 付 ]費単 定による加算に  $\mathcal{O}$ 規定による加 位 数 表 0 介 訪 護予防 算 係 問 る費 に 看 係 護 る費 訪 用 費 問  $\mathcal{O}$ 0) 用 額 1 看 護 及  $\mathcal{O}$ カコ 費 び 額 5 指  $\mathcal{O}$ ハ

兀 ン防 サ 指 0) 0 定 1 ピ 居 イ 0) ス 0 宅 介護 注 注 サ 3 3 1 0) 給  $\mathcal{O}$ ピ 規 付費単 規 ス 定による加算に係る費用 介 定 に 護 よる加 位 給 数 付 表の 費単 算に係る費 介護予防 位 数 表  $\mathcal{O}$ 訪 用 訪 問  $\mathcal{O}$ 問 額 IJ 額 IJ 及 ピ び ピ 指 IJ テ 定 テ 介 護 シ 予 彐

Ŧī. イ 定 ま  $\mathcal{O}$ 介 で 注  $\mathcal{O}$ 2 予 注居 防 5 宅 チ + ナ 及 び 及 ピ ビ IJ ス ス 介 介 0  $\vdash$ 規 護  $\mathcal{O}$ 規給 定 給 12 付 定 付 ょ 費 費 に る ょ 単 加 位 る 位 算 に 表 算 表 係  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る費 介 係 通 護 る 所 用 予 介 防 用 護  $\mathcal{O}$ 費 通  $\mathcal{O}$ 額 所 0 介 並 1 護 び か に 費 5 指  $\mathcal{O}$ ホ

六 加防用ン 算 通  $\mathcal{O}$ 指 額  $\mathcal{O}$ 所 定 係 IJ 居 並 1 ハビ る費 び か 宅 に 5 サ 用 IJ ] 指 ハ テー 定 ま  $\mathcal{O}$ ピ 介 で ス 介 護  $\mathcal{O}$ シ 護 彐 予 注 給 ン 防 4 費 サ 付 費単  $\mathcal{O}$ ] ホ ビス 1 及 位  $\mathcal{O}$ び 介 注 数 0) 2 護 表 治付 規  $\mathcal{O}$ 定 通 費 に 及 所 び 単 ょ IJ チ 位 る ハ 0) ビ 数 加 規 表 算 IJ E テ 定  $\mathcal{O}$ に 介 係 ] よる 護予 る シ 費 彐

七 びーホ F 及 指 ホ ス び  $\mathcal{O}$ 定 規 介  $\sim$ 居 護  $\mathcal{O}$ 宅 定 サ に 給 規 よる費 ] 定 に ピ ょ 加 単 ス 算に る 介 位 加 護 数 係 表 算 給 る費  $\mathcal{O}$ に 付 係 介 費 る単位 用 護  $\mathcal{O}$ 予 数額防用 数 短  $\mathcal{O}$ 表 期額  $\mathcal{O}$ 入 短 並 所 び 期 生 に 入 活 指 所 生 介 定 護 介 活 費 護 介 0 予 護 防 費 = 及サ  $\mathcal{O}$ 

12 給 規 額 イ る 費 定 並 口 什 (1) 指 用 費 に (7)び か 定 1 単 ょ に 5 居  $\mathcal{O}$ (4)る 額 位 1 (3)宅 口 加 (6) サ (8)口数 ま 算に ] 表 (6) で 0) 1  $\mathcal{O}$ ピ 介 (5)係 注 ス (7)護予 る費 介 (4)15 護 及 口 び防用 (6)(8)給 1 短 =  $\mathcal{O}$ (5)付 期 (5)額 費 口 (6)に 入 並 (9)口 単 所 及 係 び (7)位 療 に び る ン = 費 養 指 (6)ハ表 (7)用 介 (5)定  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 護 介 0) 及 短 規 費 護 (7)額 び 期 予 定 並  $\mathcal{O}$ = 入 に び 1 防 (6)所 ょ に (1)サ (7)に 療 る 1 1 及 及 係 養 び 加 ピ び る (5)介 (2)ス 費 護 算 に 介 (8)用 1 費  $\mathcal{O}$ 係 (6) 注 護  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

九 予 介 護 防 費 指 サ 定  $\mathcal{O}$ ] 居  $\mathcal{O}$ ピ 及 宅 = 及 ス サ び 介 び ] 1 ホ 護  $\mathcal{O}$ ピ 規 ス  $\mathcal{O}$ 給 定に 規 介 付 定 費 護 に 単 ょ 給 ょ る 付 位 る 数 加 費 加 表 算 単 算 0 に 位 に 介 係 数 係 護 表 る る 予 費  $\mathcal{O}$ 費 防 用 特 用 特 0 定 定 額  $\mathcal{O}$ 施 施 並 設 設 び 入 居 に 入 居 指 者 者 定 生 生 介 活 護 活 介

らサか ] 5 指 3 ビ 居 ま ス 3 介 で ま 宅 で サ  $\mathcal{O}$ 護 規 給  $\mathcal{O}$ ] 定 付 規 ピ に 費 定 ス ょ 単 に 介 る 護 位 ょ 加 数 る 給 算に 加 表 付  $\mathcal{O}$ 算 費 介 単 係 る費 護 係 位 予 る 数 用 防 費 表  $\mathcal{O}$ 福 用  $\mathcal{O}$ 福 祉  $\mathcal{O}$ 用 額 祉 具 及 用 貸 び 具 与 指 貸 費 定 与 0) 介 費 護 注 0 予 1 注 か防 1

十 指 定 地 域 密 着型 サ ピ ス に 要する費 用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算 定 に 関 す んる基

> 五. 注 護 ま 2 予 で 指 及 防  $\mathcal{O}$ 定 び + 居 注 1 IJ 5 宅  $\mathcal{O}$ ピ 及 + 1 規 ス 7 K 介 定  $\vdash$ ピ に 護  $\mathcal{O}$ ス ょ 給 規 介 る 付 定 護 加 費 に 給 算 単 よ付 12 位 る 費 係 数 単 加 る 表 算 位 費  $\mathcal{O}$ に 用 介 係表  $\mathcal{O}$ 護 る  $\mathcal{O}$ 費通 予 防 用所 通  $\mathcal{O}$ 介 所 額 護 介 並 費 護 びの 費 に 1 0 指 カコ 1 定 6 介  $\mathcal{O}$ ホ

る費 所 額 ン 費 IJ 並 指 用 ハ び  $\mathcal{O}$ 定 に  $\mathcal{O}$ 1 居 額 指 か 宅 テ 定 5 サ ] 介 ] ハ 護 ま シ ビ 3 予 で ス 防  $\mathcal{O}$ 介 ン 費 護 サ 注  $\mathcal{O}$ ] 給 4 及付 1 ビ び ス 費  $\mathcal{O}$ 介 ホ 単 注 護 2 位  $\mathcal{O}$ 給付 及 規 数 定 び 表 12 チ 費  $\mathcal{O}$ ょ  $\mathcal{O}$ 単 通 規 位 る 所 定 数 加 IJ に 表 算 ハ ょ  $\mathcal{O}$ に ピ る 介 係 IJ 加 護 る テ 算 予 費 1 に 防 用 シ 通  $\mathcal{O}$ 彐 係

六

七 よる 介 護  $\mathcal{O}$ 指 規 加 給 定 算 付 定 居 に 費 に 宅 単 係 ょ サ る Ì る 位 費 数 加ビ 用 表 算 ス 介  $\mathcal{O}$ のに 額 介 係 護 給 護 る 費付 予 防 用 費 単 短  $\mathcal{O}$ 期額 位 入 並 数 所  $\mathcal{U}$ 表 生 に  $\mathcal{O}$ 活 指 短 介 定 期 護 介 入 費 護 所  $\mathcal{O}$ 予 生 ホ防 活 0 サ 介 規 1 護 ピ 費 定 ス に  $\mathcal{O}$ 

八 るニ 短の 額 1 (5) 加 期 額 並 (1) 指 入所 算 に 並 び 定 カ に 係 び に 5 居 係 る 療 に (3)宅 イ 指 (7) でる費 サー 費 養 ま 用 介 定 で 用  $\mathcal{O}$ 護 介 ピ  $\mathcal{O}$ 口 額 護 ス 費 (9)注  $\mathcal{O}$ 予 介 額並  $\mathcal{O}$ 16 び 1 防 護 ハ サ (7)に (1) 1 給 イ 及 及 (5) 付 び び ピ 費 (6)ス (2)= 口 単 介 (8) (7)口  $\mathcal{O}$ 位 (8)注 護  $\mathcal{O}$ 数 規 12 給 ハ表 付 定 (5)  $\mathcal{O}$ (6)費 に 及 短 1 及 (4)単 ょ び期 び 位 る = 入 数 加 (6) 所 口 (7)(6) 表 算 に 療 0 係 0 養 規 介 係 る 介 定 (4)護 る 護 及 予 費 用 費 び 防 用  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

九 ハビ 護  $\mathcal{O}$ ス 費 指 規 介  $\mathcal{O}$ 定 定 護 = 居 に 給  $\mathcal{O}$ 宅 ょ 規 サ 付 る 費 定 Ì 単 に 加 ピ よる 算 位 ス に 介 数 係 加 表 護 算に る 0) 給 費 介 付 用 護 係 費 予 単  $\mathcal{O}$ る 防 費 位 特 用 数 定  $\mathcal{O}$ 表 施 額  $\mathcal{O}$ 設 及 特 入 び 定 居 指 施 者 定 設 生 介 入 活 護 居 介 予 者 護 防 生 費 サ 活 ] 0 介

十 サ カ 5 1 注 5 指 3 ピ 注 定 ま ス 3 居 で 介 ま 宅 護 サ  $\mathcal{O}$ で 規  $\mathcal{O}$ 1 給 定に 規 付 ビ 費 ス 定 介 ょ 単 に る 位 ょ 護 加 数 る 給 算 加 付 表 E 算 0 費 係る費 単 介 に 護 係 位 予 る 数 防 費 用 表 福 用 0  $\mathcal{O}$ 福 祉 用 額 祉 及 用 貸 び 具. 与 指 貸 費 定 与. 0) 介 費 注 護 0 予 1 注 防 カゝ 1

十 指 定 地 域 密 着型 サ ] ピ スに 要する費用  $\mathcal{O}$ 額 0 算 定 関 す る

型 護 介 潍 定 に 看 護 + よる 平 護 費 付 ピ 費単 加 0 ス + 源に係 1 及 位 年 給 び る 付 口 表 費単 費 0) 労 用 働 注 省告  $\mathcal{O}$ 6 位 . う。 カコ 数 5 表 示第百二十六号) (以 下 注 0) 11 定 ま で 期 並 巡 指 口 定 び 地 に 随 域 別 ホ 密 時 表 カコ 対 着 指 5 型 応 定  $\vdash$ 型 ま サ 地 で 訪 1 域 問 ピ 0) 密 ス 規介 着

+ 間 介 護 指 費 定 0 地 ハ 域 及 び 密 着 型 0) サ 規 ] 定 ピ ス による. 介護 加 給 算 付 に係 費 単 位 る 数 用 表  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 夜 間 対 応 型 訪

型 着 基定通 通 型 潍 地 所 介護 介 域 所 指 伞 介 護 密 定 護 予 成 着 費 地 費 防 + 型 域  $\mathcal{O}$ 八 0 サ 介 密 護予 及 び 着型 年 1 ハ 及 厚 ピ ス 生 防 び = サ 一労働 サ 0) ĺ 介護給付 = ĺ  $\mathcal{O}$ 規 ビ ス介 省告 定による加 規定による ビスに要する費 費単 示第 護 給 位 百 付 算に 加 数  $\frac{-}{+}$ 費単 算に 表  $\mathcal{O}$ 八 用 係 位 号) 介 る費 係 0 る 護 額 表 費 予 用 別  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 用 表 算 防  $\mathcal{O}$ 認 指  $\mathcal{O}$ 認 定 額 知 額 知 に 並 定 症 関 地 び 対 症 域 す に 対 応 応 密 る 型 指

+Ò 位る 型 兀 費 居 数 ま 用 宅 指 表 で  $\mathcal{O}$ 介  $\mathcal{O}$ 定 護 地  $\mathcal{O}$ 介 額 規 護 費 域 並 予 密 定 び  $\mathcal{O}$ に 防 に 着 イ による 0 型 指 小 規 定 注 サ **戍模多機** 加 地 ĺ 7 算 域 及 ビス 密着 に び 介 能 係 1 る費用 型介護 型 護 か 居 5 給 宅 ヌ 付 介 予 ま 費 額 護 防 で 単 費 サ  $\mathcal{O}$ 位 規 数 0 定 表 イ ビ ス に 0) 0 ょ 介 小 注 7 護 る 規 加 模 及 給 算に 多 び 付 費単 = 機 係 能 カコ

+

る 防 に共 五. 同 用 知 生 定 症 地  $\mathcal{O}$ 活 定 対 域 介 地 密 護 応 域 着型 型 費 密 共 着  $\mathcal{O}$ 同 介 卜 型 生活介 護予 及 サ び ] 防 チ ピ サー 護 ス  $\mathcal{O}$ 介護給 規 費 定 0) ビ ス による加 介護 及 付 び 費  $\vdash$ 給 単 0) 算 付 位 規 費 に 数 定 単 係 表 に る 位 0) ょ 費 数 認 る 用 表 知 加  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 症 算 介 額 対 ĺ 護予 並 応 係 型 び

 $\mathcal{O}$ 定 施設 指 入居 定 地 者 域 生 密 -活介護 着 型 サ ĺ 費 0 ピ ホ ス 介護 及 び 給  $\mathcal{O}$ 付 規 費 定 単 に 位 よる 数 表 加 0 算に 地 域 係 密 る費 着 型 用 特

ス 0) 指 定 から 地 域 ワ 密 ゙゙まで 着 型 0) サ 規定による加算に係 ĺ F, ス 介 護 給 付 費単 る費用 位 数 表 0 0 額 複 合 型 サ 1

ピ

介護 型 に 護 準 看 係 サ 伞 いる費用 給 ĺ 護 費 付 ピ 成 0) 費 ス + 単  $\mathcal{O}$ 1 八 額 及 位 護 年 び 数 給 厚 表」 付 口 生 費 単 0 と 注 V 位 省告示 5 · う。 数 カコ 表 6 第百二 注 以 10  $\mathcal{O}$ まで 定 下 期 十六号) 及 巡 指 び 口 定 地 0) 随 域 別 規 時 密 表 定 対 着 指 に 応 型 定 ょ 型 サ 地 る 訪 1 域 加 問 ピ 密 算 介 ス 着

十 二 間 介 護費 指 定 地  $\mathcal{O}$ = 域  $\mathcal{O}$ 密 規 着 定に 型 ナ ょ 1 る ビ 加 ス 介 算 E 護 係 給 る 付 費 単 用  $\mathcal{O}$ 位 額 数 表  $\mathcal{O}$ 夜 間 対 応 型 訪

十三 予防 護 着型 成 通 費 + 所 サー 八年  $\mathcal{O}$ 介 介 指 護費 護 = 定 0) ピ 予 厚 地 ス 介 防 規 生  $\mathcal{O}$ 域 労 定 サ = 密 1 に 護 働  $\mathcal{O}$ 着 よる 給 省 規 型 ピ 定に スに 付 告 サ 加 費 示 よる 算 単 第 要 ピ 女する費 ス介 E 位 百 数 加 係る費用  $\frac{-}{+}$ 表の 護 算 ic. 給 八 用 号) 付 介  $\mathcal{O}$ 係 護予 費単 る費 額  $\mathcal{O}$ 額 別  $\mathcal{O}$ 表指 算 防 用 位 認 定  $\mathcal{O}$ 数 知 定 に 額 表 症 地 関 及  $\mathcal{O}$ 対 域 す び 認 応 密 る 指 知 型 着 基 定 症 通 型 準 地 対 介 域 応 所 護 平 密 介

用 匹 小 指 型 規模多 居 0 定 額 地 宅 指 域 介 定 機 密 護 地 能 着 費 域 型介 型  $\mathcal{O}$ 密 居 着 ホ 宅介 護予 · 及び 型 サ 護 防 ]  $\vdash$ サー 費  $\mathcal{O}$ ピ ス 規  $\mathcal{O}$ 介護給付 定による加算に ハ ピ 及 ス スびホの規立 介護給付表 費 単 <u>:</u>費単 定 位 に 係 数 ょ 位 る 表 る 数 費 0) 加 表 用 小 算  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 介 額 模 係 護 並 多 る 子 び 機 防 に 能

+ 五 対域 密 同 応 型共同 着 生 指 型 活 定 介護 介 地 護予 生 域 活 費 密 介 防  $\mathcal{O}$ サー 護 チ 型 費  $\mathcal{O}$ サ ĺ 規 0) ピ ス介 定 1 F, に ス 0 7護給付 よる加算に 規 介 定による加 護 給 費単 付 費 係 位 単 算 る費 数 位 に 表 数 係  $\mathcal{O}$ 用 表 る費 介  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 護 額 認 用 予 及 知 防 び 症  $\mathcal{O}$ 認 指 対 定 応 知 型 地 症

十定六 施 設 指 入居 定 地 者生 域 密 活介護 着 型 サ ĺ 費 0 ピ の八の規定による知られの外の規定による調整に 加 位 算 数 に 表 係 0 る費 地 域 用 密 着  $\mathcal{O}$ 型 額 特

+ ス 七 費 0) 指 ホ 定 からチまで及びヌの 地 域 密 着 型 サ 1 ビ ス 規定による加算に係 介 護給付款 費単 位 数 表 る費用 0 複 合 0) 型 額 サ ] ピ

0 る地域(平成十二年厚生省告示第五十三号)(抄)【平成二十七年四月一日施行】 「中生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定め

					北海道	都道府県名	
森町	福島町	伊達市	歌志内市	名寄市	函館 市	市町村名	改
三丁目、字砂原四丁目、字砂原五丁目、字砂原一丁目、字砂原二丁目、字砂原三丁目、字砂原西五西三丁目、字砂原西四丁目、字砂原西五字砂原西一丁目、字砂原西二丁目、字砂	、字豊浜及び字宮歌字松浦、字吉野、字館崎、字吉岡、字並	大滝区		風連町	子町(山町、新八幡町、新浜町及び銚山町、絵紙山町、新八幡町、新浜町及び銚恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新恵	ける当該区域の名称当該地域が市町村の区域の一部の場合にお	正後
自 字 西 字 下	字美山					にお	
					귀 <u>[</u>	都	
					北 海 道	都道府県名	ŦΒ
 森 町	福島町	伊達市	歌志内市	名寄市	北海道 函館市	都道府県名 市町村名	現

(傍線の部分は改正部分)

留寿都村	真狩村	リヤコ町	蘭 越 町	せ た な 町	
			、字讃岐及び上目名と、字讃岐及び上目名と、字讃岐及び上目名の、字黄金、字湯里、字二和、名駒町、字見、字吉国、字上里、字三和、名駒町、字見、字吉国、字上里、字三和、名駒町、字が上、字大谷、字淀川、字栄、字富岡、字が上、字大谷、字淀川、字巻、字湯里、字間は、字が、字讃岐及び上目名と、字讃岐及び上目名と、字讃岐及び上目名と、字讃岐及び上目名と、字讃岐及び上目名と、字書岐及び上目名と、字言は、字が上に、字が上に、字が上に、字が上に、字が上に、字が上に、字が上に、字が上に	及び瀬棚区  及び瀬棚区  大成区太田、大成区富磯、大成区上浦、大大成区太田、大成区富磯、大成区上浦、大大成区太田、大成区富磯、大成区上浦、大大成区太田、大成区富磯、大成区上浦、大大成区太田、大成区富磯、大成区上浦、大大の区太田、大成区富磯、大成区上浦、大大成区太田、大成区富磯、大成区上浦、大大成区太田、大成区富磯、大成区上浦、大大成区太田、大成区富磯、大成区上浦、大	線及び字砂原原野八線「野五線、字砂原原野六線、字砂原原野六線、字砂原原野七字砂原東五丁目、字砂原原野四線、字砂原東三丁目、字砂原東三丁目、字砂原東三丁目、字砂原東二一丁目、字砂原東二

_	留寿都村	真狩村	ニセコ町	<ul><li></li></ul>	及び瀬棚区 と 大成区 1 で 大成区太田、大成区 1 で 大成区上浦、大地では、大成区太田、大成区本陣、大成区外羽、北檜山区 1 で 大成区太田、大成区本陣、大成区外羽、北檜山区 1 で 大成区太田、大成区 1 で 大成区太田、大成区 1 で 大成区 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1	線及び字砂原原野八線原野五線、字砂原東五丁目、字砂原原野四線、字砂原原野四線、字砂原原野四線、字砂原東五丁目、字砂原原野四線、字砂原東三丁目、字砂原東四丁目、
_				字初町、字部町、字湯下、字新水里	北 治 大 浦 十 本 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水 水	源原野七 字砂原

	安平町
香川、財田、富丘及び伏見洞爺町、旭浦、大原、川東、成香、岩屋、	洞爺湖町
	厚真町
	壮 瞥 町
	大空町
	湧 別 町
	佐呂間町
	北竜町
	雨竜町
	浦臼町
	奈井江町
大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町	積丹町
発足及び幌似南幌似、前田、老古美、梨野舞納、宮丘、	共和町

	安平町
香川、財田、富丘及び伏見洞爺町、旭浦、大原、川東、成香、岩屋、	洞爺湖町
	厚真町
	壮瞥町
	大空町
	上湧別町
	佐呂間町
	北竜町
	雨竜町
	浦臼町
	奈井江町
大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町	積丹町
発足及び幌似を古美、梨野舞納、宮丘、南幌似、前田、老古美、梨野舞納、宮丘、	共和町

厚岸町 太田	本別町		更別村	中札内村	鹿 追 町 ———	士幌町	日高町 字線、字 富川北 子町川北	むかわ町	
太田国の通り、太田丘の通り、太田に四一の通り、太田二の通り、太田三の通り、太田三の通り		晩成、忠類守当、忠類古里及び忠類、忠類新生、忠類中当、忠類幌内、忠類明和忠類共栄、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、類西当、忠類協徳、忠類元忠類、忠類日和、忠、忠類白銀町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町					字賀張、字清畠、字正和及び字三和郷、字旭町、字豊田、字美原、字厚賀町、字緑町、字幾千世、字庫富、字広富、字豊、富川南、富川西、富川駒丘、門別本町、富川北、字平賀、字福満、富川東、字富浜富川北、字平賀、字福満		

九十六番から二丁目三百五番、二丁目三百 番 から一丁目九十二番、一丁目九十六番から 六番に限る。)、サンヌシ、山の手(一丁目 ら四丁目八十四番、 六番から三丁目百五十七番、 二番から三丁目百二十三番、三丁目百二十 三百八十一番、二丁目四百五十七番から二 七十八番から二丁目三百七十九番、二丁目 七番から二丁目三百七十二番、二丁目三百 六番に限る。)、宮園(二丁目一番、二丁目 九十一番 地の一部に限る。)、門静四丁目、白浜(二 ウシ、太田南、 五番から一丁目六十六番、一丁目六十八番 目二十六番、一丁目三十九番、一丁目五十 丁目百八番、 七番、三丁目九番、三丁目十番、三丁目十 丁目百二十七番、三丁目一番から三丁目三 十七番、 丁目四百七十五番、三丁目三番から三丁目 一丁目百番、一丁目百三番から一丁目百二 番、一丁目六番、一丁目十七番から一丁 九の通 三丁目五番、三丁目五十番から三丁目 太田宏陽、 二丁目一番、二丁目二番、二丁目四番 一丁目百四十五番から一丁目百四 一丁目百二十九番から一丁目百四 り、太田東、太田 四丁目一番から四丁目二百五十 丁目百五十番、 四丁目百十番から四丁目百十十四番、四丁目八十六番から四丁目百五十七番、四丁目一番か サッテベツ、大別、 光栄、片無去、上尾幌(国 一丁目百六十三 西、太田北 、セタニ Z

丁目百八番、四丁目百十番から四丁目百十ら四丁目八十四番、四丁目八十六番から四 六番から三丁目百五十七番、四丁目一番か 二番から三丁目百二十三番、三丁目百二十 三百八十一番、二丁目四百五十七番から二 七番から二丁目三百七十二番、二丁目三百 九十六番から二丁目三百五番、二丁目三百 六番に限る。)、宮園(二丁目一番、二丁目 九十一番、四丁目一番から四丁目二百五十 ウシ、太田南、光栄、片無去、上尾幌(国有 から一丁目九十二番、一丁目九十六番から 五番から一丁目六十六番、一丁目六十八番 目二十六番、一丁目三十九番、一丁目五十 六番に限る。)、サンヌシ、 七番、三丁目九番、三丁目十番、三丁目十 七十八番から二丁目三百七十九番、二丁目 番、三丁目五番、三丁目五十番から三丁目 丁目四百七十五番、三丁目三番から三丁目 丁目百二十七番、三丁目一番から三丁目三 田 一番、一丁目六番、一丁目十七番から一丁 一丁目百番、一丁目百三番から一丁目百二 九の の一部に限る。)、門静四丁目、白浜(二 二丁目一番、二丁目二番、二丁目四番 太田宏陽、サッテベツ、大別、セタニ 一丁目百二十九番から一丁目百四 一丁目百五十番、 一丁目百四十五番から一丁目 太田・ 太田西、 一丁目百六十三 山の手(一丁目 太田北、 Z

	山 形 県		秋田県				宮城県
大江町	尾花沢市	市利本荘	鹿角市	女川町	加美町	丸森町	栗原市
、大字顔好甲、大字顔好乙、大字材木、大次野、大字堂屋敷、大字塩の平、大字所部字本郷丁、大字本郷戊、大字本郷己、大字大字本郷甲、大字本郷乙、大字本郷丙、大大字本郷甲、大字本郷乙、大字本郷丙、大	木沢及び大字毒沢大字高標、大字南沢、大字野黒沢、大字芦沢、大字寺内、野々、大字岩谷沢、大字荻袋、大字寺内、野々、大字岩谷沢、大字高橋、大字富山、大字市、大字丹生、大字正厳、大字行沢、大字中島大字丹生、大字正厳、大字行沢、大字中島	鳥海町下川内及び鳥海町小川鳥海町伏見、鳥海町栗沢、鳥海町上川内、	尾去沢	浦町及び竹浦桐ケ崎、横浦、指ケ浜、高白浜、尾浦、尾屋取及び竹ノ尻の地域に限る。)、飯子浜、屋前浜、大石原浜、野々浜、塚浜(塚浜、小御前浜、大石原浜、野々浜、塚浜(塚浜、小	沢、米泉、君ヶ袋及び沼ヶ袋小泉、木舟、谷地森、鳥嶋、鳥屋ヶ崎、孫	耕野及び大張	栗駒耕英及び栗駒大峰
	山 形 県		秋田県				宮城県
大							
江町	尾花沢市	市利本荘	鹿角市	女 川 町	加美町	丸森町	栗原市

新潟県	栃木県	福島県				
十日町市	鹿沼市	郡山市	戸沢村	鮭川村	舟形町	
新平、儀明、小池、田野倉、名平、室野、松之山東川、松之山黒倉、松之山中尾、松之山湯本、松之山黒倉、松之山水梨、松之山湯本、松之山馬育、松之山馬育、松之山場山、松之山湯本、松之山黒倉、松之山湖寺、松之山黒倉、松之山場市、松之山北町、松之山場市、松之山ま倉、松之山場市、松之山ま倉、松之山場本、松之山黒倉、松之山天水越、松之山天水島、松之山東倉、松之山東京、松之山東倉、松之山東京、松之山東倉、松之山東京、松之山東倉、松之山東京、松之山東倉、松之山東京、名平、室野、松之山東川、松之山上鰕池、松之山下鰕池、田野倉、名平、室野、松之山東川、松之山上鰕池、松之山下鰕池、石平、石平、石平、石平、石平、石平、石平、石平、石平、石平、石平、石平、石平、	深程	域に限る。) 湖南町(浜路、横沢、舘、舟津及び中野の地	田及び大字松坂大字岩清水、大字津谷、大字名高、大字神	、大字石名坂及び大字京塚大字川口、大字向居、大字佐渡、大字中渡	富田大字長形、大字長者原及び大字大字長沢、大字舟形、大字長者原及び大字	び大字原田 バオ乙、大字楢山、大字月布、大字大鉢及 字橋上、大字小釿、大字十八才甲、大字十
	栃木県	福島県				
十 日 町 市	鹿沼市	郡山市	戸沢村	鮭 川 村	舟 形 町	
斯平、儀明、小池、田野倉、名平、室野、 松之山東川、松之山居倉、松之山下銀池、松之山東州、松之山居倉、松之山居市、松之山水平、松之山場山、松之山場山、松之山陽市、松之山陽市、松之山陽市、松之山陽市、松之山居倉、松之山居倉、松之山居倉、松之山居倉、松之山居倉、松之山居倉、松之山東戸、松之山東京、松之山東倉、松之山東倉、松之山東倉、松之山東倉、松之山東倉、松之山東倉、松之山東倉、松之山東倉、松之山東倉、松之山東倉、松之山東倉、松之山東河、松之山東倉、松之山東河、松之山東倉、松之山東河、松之山東河、松之山下銀池、松之山上銀池、松之山上銀池、松之山下銀池、松之山下銀池、松之山下銀池、松之山下銀池、松之山下銀池、松之山下銀池、松之山下銀池、松之山下銀池、松之山下銀池、松之山下銀池、松之山下銀池、松之山下銀池、松之山下銀池、松之山下銀池、大田、村田、村田、村田、村田、村田、村田、村田、田、田、田、田、田、田、田、田	深程	域に限る。) 湖南町(浜路、横沢、舘、船津及び中野の地	田及び大字松坂大字岩清水、大字津谷、大字名高、大字神	、大字石名坂及び大字京塚大字川口、大字向居、大字佐渡、大字中渡	富田大字長沢、大字舟形、大字長者原及び大字	び大字原田  で大字原田  で大字原田  大字月布、大字大鉢及  字橋上、大字小釿、大字十八才甲、大字十

	石川県						
輪島市	小松市	津 南 町	阿賀町	上越市	糸魚川市	村上市	
門前町西中尾、門前町小滝、門前町上河内門前町西中尾、門前町站、門前町左瀬、門前町石町、門前町高根尾、門前町本市、門前町町町で、門前町高根尾、門前町本市、門前町和門前、門前町清水、門前町走出、門前町和門前、門前町清水、門前町走出、門前町和町、渋田町、西山町、東山町、門前町和町、門前町を屋、門前町を屋、門前町本市、門前町本市、門前町を屋、門前町を屋、門前町本市、西山町、東山町、田町町、田町町の一、西町町町、里町、名舟町、白米町、野田町、西町野町、里町、名舟町、白米町、野田町、西町野町、里町、名舟町、白米町、野田町、西	嵐町及び中ノ峠町	大字中深見、大字外丸及び大字三箇大字上郷宮野原、大字上郷寺石、大字上郷大字上郷寺石、大字上郷大字上郷大字上郷大学上郷大井平、大字上郷子種新田、大字秋成、大字穴藤、大字結東、大字大赤大字秋成、大字穴藤、大字結東、大字大赤		安塚区	大字御前山及び大字市野々	端、猿沢、桧原及び板屋越寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川	赤倉、松之山東山及び浦田、松之山五十子平、松之山上坪野、松之山
	石川県						
輪島市	小松市	津 南 町	阿賀町	上越市	糸魚川市	村上市	
門前町西中尾、門前町小滝、門前町上河内尾、門前町鬼屋、門前町な瀬、門前町広岡、門前、門前町深田、門前町本市、門前町市水、門前町高根尾、門前町本市、門前町が大、門前町本市、門前町高根尾、門前町本市、門前町和 大、門前町高根尾、門前町本市、門前町和町、大、門前町高根尾、門前町本市、門前町本田、門前町本出、川前町本田、町野町、里町、名舟町、白米町、東印内町、西町野町、里町、名舟町、白米町、野田町、西町野町、里町、名舟町、白米町、野田町、西町野町、里町、名舟町、白米町、野田町、西町町町	嵐町及び中ノ峠町	大字中深見、大字外丸及び大字三箇上田、大字芦ヶ崎、大字赤沢、大字谷内、大字上郷宮野原、大字上郷寺石、大字上郷沢、大字上郷大井平、大字上郷子種新田、大字秋成、大字穴藤、大字結東、大字大赤大字秋成、大字穴藤		安塚区	大字御前山及び大字市野々	端、猿沢、桧原及び板屋越寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川	赤倉、松之山東山及び浦田、松之山五十子平、松之山上坪野、松之山

穴 水町	志賀町	白山市	珠洲市	
君及び竹太	、赤崎、小窪、鹿頭、笹波及び前浜酒見、大福寺、稲敷、栢木、香能、福浦港	、荒谷、東二口及び深瀬尾添、女原、釜谷、五味島、瀬戸、鴇ケ谷	上戸町及び三崎町	下縣田、門前町太上、門前町銀橋、門前町赤神、門前町銀川谷、門前町大生、門前町大金、門前町木久川、門前町上代、門前町大泊、門前町大泊、門前町上代、門前町上代、門前町大泊、門前町大泊、門前町大泊、門前町大治、門前町大治、門前町大岩、門前町大岩、門前町大岩、門前町大大切、門前町大川、門前町大川、門前町大大川、門前町大川、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大ツ、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大川、門前町大生、門前町大全、門前町市が大生、門前町大全、門前町市が大大川、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大川、門前町大生、門前町大生、門前町大生、門前町大生、門前町大生、門前町大生、門前町大全、門前町市大大、門前町大生、門前町大全、門前町大会、門前町大大、門前町大生、門前町大大、門前町大生、門前町大生、門前町大生、門前町大大川、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大会、門前町大大、門前町町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大大、門前町大大、門前町町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町町大大、門前町町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町大大、門前町町大大、門前町大大、門前町町大大村、門前町大大村、門前町大村、門前町大村、町町町大村、町町町大村、町町町大村、町町町大村、門前町大大村、町町大大村、町町町大村、町町町大村、町町町大村、町町町大大村、町町大大村、町町大村、町町町大大村、町町町大村、町町町大村、町町町大村、町町町大村、町町町大村、町町町大村、町町町大村、町町町大村、町町町大大村、町町町大村、町町町大村、町町町大村、町町町大村、町町町大大村、町町町大村、町町町大村、町町町大村、町町町町大村、町町町大村、町町町町大村、町町町大村、町町町大村、町町町大村、町町町大村、町町町町大村、町町町大村、村村町大村、村村町大村、村村町大村、村村町大村、村村町町大村、町町町大村、町町町大村、町町町大村、町町町大村、町町町大村、村町町大村、村村町町大村、町町町大村村村町大村、村村町町大村、村村町大村、村村町町大村、村村村村村村村村

穴水町	志賀町	白山市	珠洲市	
君及び竹太、沖波、前波、宇加川、明千寺、花園、古甲、山中、鹿波、鹿上、野並、曽良、大郷	、赤崎、小窪、鹿頭、笹波及び前浜酒見、大福寺、稲敷、栢木、香能、福浦港	、荒谷、東二口及び深瀬尾添、女原、釜谷、五味島、瀬戸、鴇ケ谷	上戸町及び三崎町	門前町風原、門前町赤神、門前町大金、門前町大名、門前町大名、門前町大名、門前町大名、門前町大名、門前町大治、門前町大名、門前町大治、門前町大治、門前町大治、門前町大治、門前町大治、門前町大治、門前町大治、門前町大治、門前町大治、門前町大治、門前町大治、門前町大治、門前町大治、門前町大治、門前町大大ツ、門前町大大川が大川が大川、門前町大大川が大大川、門前町大大川、門前町大大川が大大川、門前町大大川が大大川、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大川、門前町大大川が大大川が大大川が大川が大大川が大大川が大大川が大大川が大大川が大大川が

静岡県					長野県			山梨県	
浜松市	白馬村	池田町	筑北村	麻績村	大町市	湖町二川口	甲斐市	甲府市	能 登 町
町中部及び佐久間町半場での地域に限る。)佐久間町佐久間、佐久間横川(九百六十八番地から千三百八十番地ま		大字広津及び大字陸郷	坂北		平	精進、本栖、富士ヶ嶺	菅口及び福沢	古関町、梯町	、白丸、内浦長尾及び新保川尻、秋吉、河ケ谷、清真、立壁、四方山川尻、秋吉、河ケ谷、清真、立壁、四方山長、泉、満泉寺、山中、羽生、国重、九里長、泉、満泉寺、山中、羽生、国重、九里、田代、駒渡、宮犬、不動寺、行延、時松波、恋路、明生、布浦、上、福光、滝之松波、恋路、明生、布浦、上、福光、滝之
静岡県					長野県			山梨県	
浜松市	白馬村	池田町	筑北村	麻績村	大町市	湖 雷	甲斐市	甲府市	能 登 町
町中部及び佐久間町半場での地域に限る。)佐久間町佐久間、佐久間横川(九百六十八番地から千三百八十番地ま		大字広津及び大字陸郷	坂北		立	精進、本栖、富士嶺	菅口及び福沢	古関町、梯町	、白丸、内浦長尾及び新保川尻、秋吉、河ケ谷、清真、立壁、四方山川尻、秋吉、河ケ谷、清真、立壁、四方山長、泉、満泉寺、山中、羽生、国重、九里長、泉、満泉寺、山中、羽生、国重、九里は、田代、駒渡、宮犬、不動寺、行延、時松波、恋路、明生、布浦、上、福光、滝之松波、恋路、明生、布浦、上、福光、滝之

	兵庫県				愛知県				
佐用町	姫 路 市	東栄町	設楽町	新城市	豊田市	伊豆市	藤枝市	島田市	沼津市
佐用、平福、江川、力万、須安、宇根、西	域に限る。)及び夢前高長夢前山之内(佐中、熊部、坂根及び小畑の地	角大字本郷、大字奈根、大字下田及び大字川	橋及び松戸田口、清崎、荒尾、和市、小松、長江、八田口、清崎、荒尾、和市、小松、長江、八	乗本	る。) 、	石上の地域に限る。) 及び小土肥(字平石の地域に限る。) 及び小土肥(字	取岡部町野田沢、岡部町青羽根及び岡部町玉	び川根町葛籠伊久身、千葉、川根町家山、川根町抜里及	井田及び舟山
	兵庫県				愛 知 県				
佐用町	姫 路 市	東栄町	設楽町	新城市	豊田市	伊豆市	藤枝市	島田市	沼津市
佐用、平福、江川、力万、須安、宇根、西	域に限る。) 及び夢前高長   夢前山之内(佐中、熊部、坂根及び小畑の地	角 大字本郷、大字奈根、大字下田及び大字川	橋及び松戸田口、清崎、荒尾、和市、小松、長江、八田口、清崎、荒尾、和市、小松、長江、八	乗本	る。) 、	石上の地域に限る。) 土肥(字平石の地域に限る。)及び小土肥(字	取岡部町野田沢、岡部町青羽根及び岡部町玉	び川根町葛籠伊久身、千葉、川根町家山、川根町抜里及	井田及び舟山

			鳥取県		和歌山県		
川本町	江津市	浜田市	八頭町	すさみ町	有田川町	新温泉町	
原、大字田窪、大字南佐木及び大字北佐木大字川本、大字因原、大字都賀行、大字三	。) 桜江町後山(後山上及び後山下の地域に限る 桜江町市山、桜江町今田、桜江町江尾及び	び三隅町芦谷、三隅町井野、三隅町室谷及、三隅町尚見、三隅町井野、三隅町室谷及三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内	部の別府、新興寺、安井宿、桜ヶ丘及び日下の別府、新興寺、安井宿、桜ヶ丘及び日下	江住、見老津及び里野	東大谷大字に川、大字日物川及び大字大字境川、大字に川、大字日物川及び大字	野畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋、居組、切	久及び平松井、宝蔵寺、下徳久、林崎、東徳久、西徳井、宝蔵寺、下徳久、林崎、東徳久、西徳早瀬、多賀、中島、米田、小山、安川、土大畠、小日山、目高、寄延、上月、仁位、大畠、小日山、目高、寄延、上月、仁位、
		島根県	鳥取県		和歌山県		
川本町	江津市	浜田市	八頭町	すさみ町	有田川町	新温泉町	
原、大字田窪、大字南佐木及び大字北佐木大字川本、大字因原、大字都賀行、大字三	。) 桜江町後山(後山上及び後山下の地域に限る桜江町市山、桜江町今田、桜江町江尾及び	び三隅町芦谷、三隅町井野、三隅町室谷及、三隅町古市場、三隅町井野、三隅町西河内三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内	部の別府、新興寺、安井宿、桜ヶ丘及び日下	江住、見老津及び里野	東大谷大字に川、大字日物川及び大字大字境川、大字二川、大字日物川及び大字	野畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋、居組、切	人及び平松井、宝蔵寺、下徳久、林崎、東徳久、西徳井、宝蔵寺、下徳久、林崎、東徳久、西徳早瀬、多賀、中島、米田、小山、安川、土大畠、小日山、目高、寄延、上月、仁位、

	広島県		岡山県	
市 安 東 広 島 田 市		美咲町	高梁市	邑南町
豊栄町清武、豊栄町乃美及び豊栄町能良豊栄町別府、豊栄町乃美及び豊栄町能良豊栄町別府、豊栄町乃美及び豊栄町能良恵 (字明光山及び字仁伍山の地域に限る。)及び字明光山及び字仁伍山の地域に限る。)及び字明光山及び字仁伍山の地域に限る。)及び字明光山及び字仁伍山の地域に限る。)及び字明光山及び字に伍山の地域に限る。)及び字明光山及び字に位山の地域に限る。)及び字前平及び字重宏山の地域に限る。)		上口、小山、栃原、中垪和、東垪和及び西	備中町布賀町志藤用瀬、備中町布瀬、備中町長屋及び町志藤用瀬、備中町吉木、川上町猟数、備中上町領家、川上町吉木、川上町猟数、備中川上町地頭、川上町七地、川上町三沢、川川上町地頭、川上町七地、川上町三沢、川	矢上
	広島県		岡 山 県	
市  安 芸 点 品 用 市	(新設)	美咲町	高梁市	邑南町
豊栄町別府、豊栄町の地域に限る。) 学所平及び字重宏山の地域に限る。) 学所平及び字重宏山の地域に限る。) 学前平及び字重宏山の地域に限る。 字前平及び字重宏山の地域に限る。 字前平及び字重宏山の地域に限る。 字前平及び字重宏山の地域に限る。 字前平及び字重宏山の地域に限る。 字前平及び字重宏山の地域に限る。 字前平及び字重宏山の地域に限る。 字前平及び字重宏山の地域に限る。 当	- 1			

	高知県		徳島県		山口県		
香美市	須崎市	町東みよし	神山町	長門市	岩国市	北広島町	町 安芸太田
香北町美良布、香北町下野尻、香北町太郎 香北町吉野、香北町小川、香北町韮生野、	久通	での地域に限る。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	神領	小田具下、油谷川尻及び油谷蔵具下、油谷向津具上、油谷川尻及び油谷蔵油谷津黄、油谷後畑、油谷角山、油谷向津	美川町小川、美川町四馬神及び美川町添谷	、今吉田、阿坂及び吉木新郷、新都、寺原、石井谷、古保利、今田	字平見谷、大字観音及び大字津浪大字加計、大字真の、大字上殿、大字相の、大字が、大字はノ木、大字板が名、大字松原、大字大字梶ノ木、大字板が谷、大字と原、大字川手、大字根ノ木、大字横川、大字柴木、大字川手、大字相の、大字時代、大字田吹、大字吉大字加計、大字戸河内、大字田吹、大字吉大字加計、大字戸河内、大字田吹、大字吉
	高知県		徳島県		山口県		
香美市	須崎市	町東みよし	神山町	長門市	岩国市	北広島町	町 安 芸 太 田
香北町美良布、香北町下野尻、香北町太郎香北町吉野、香北町小川、香北町韮生野、	久通	での地域に限る。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	神領	小田具上、油谷川尻及び油谷蔵具下、油谷向津具上、油谷川尻及び油谷蔵油谷津黄、油谷後畑、油谷角山、油谷向津	美川町小川、美川町四馬神及び美川町添谷	、今吉田、阿坂及び吉木新郷、新都、寺原、石井谷、古保利、今田	大字加計、大字戸河内、大字田吹、大字吉、大字加計、大字原、大字上殿、大字猪山及び小板、大字寺領、大字上殿、大字松原、大字大字梶ノ木、大字板ケ谷、大字松原、大字川手、大字相が、大字寺領、大字上殿、大字田吹、大字吉

福岡県						
飯塚市	四万十町	津 野 町	仁 淀 川 町	大 豊 町	土佐町	
、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。)字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兎山十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、内住(字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字	興津	川床鍋、魚保川、貝ノ川、永野、西谷乙及び貝ノ、久保川、貝ノ川、神ノ川、西谷甲、姫野々新土居、三間川、樺ノ川、西谷甲、姫野々	崎、大板、岩戸、相能及び蕨谷、桜、葛原、久喜、川口、加枝、遅越、大屋、中村、寺村、田村、橘谷、宗津、鹿森屋、中村、本村、二子野、藤ノ野、引地、長峯岩戸、本村、二子野、藤ノ野、引地、長	保、桃原、永渕、柳野、大砂子及び大久、奥大田、寺内、安野々、西久保、川戸、上東、中屋、黒石、庵谷、船戸、梶ケ内、上東、中屋、黒石、庵谷、船戸、梶ケ内、上東、中屋、黒石、庵谷、船戸、梶ケ内、西、南大王、八畝、立野、西川、栗生、筏田、南大王、八畝、立野、西川、栗生、筏田、南大王、八畝、山井、中内、西峯、柚木、怒大平、大滝、川井、中内、西峯、柚木、怒	田井	野及び香北町日ノ御子丸、香北町萩野、香北町岩改、香北町橋川
—————————————————————————————————————						
 飯 塚 市	四万十町	津 野 町	仁 淀 川 町	大 豊 町	土佐町	
、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。)字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兎山十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、内住(字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字	興津	川床鍋、魚保川、貝ノ川、永野、西谷乙及び貝ノ、久保川、貝ノ川、赤野、西谷乙及び貝ノ新土居、三間川、樺ノ川、西谷甲、姫野々	崎、大板、岩戸、相能及び蕨谷、桜、葛原、久喜、川口、加枝、遅越、大屋、中村、寺村、田村、橘谷、宗津、鹿森峯岩戸、本村、二子野、藤ノ野、引地、長	保、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	田井	野及び香北町日ノ御子丸、香北町萩野、香北町岩改、香北町橋川

黒木町	嘉 麻 市	豊前市	
大字田代(字下筒井、字上筒井、字海太郎、	会。) ・リ及び字集原の地域に限る。)及び桑野( 字川渕、字ムカエハル、字上ノ原、字下ノ 学川渕、字ムカエハル、字上ノ原、字下ノ 学ので字乗野の地域に限る。)、嘉穂才田( 明及び字栗野の地域に限る。)、嘉穂才田( 明及び字栗野の地域に限る。)、泉河内(字	五十一番地までの地域に限る。) 大字中川底(八百三十四番地の一から千八百	、山口(字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯の地域に限る。)  の地域に限る。)  の地域に限る。)  、山口(字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯の地域に限る。)  、山口(字米の山、字茜屋、字河原、字勘四田、字空ヶ谷、字ヲジト、字河原、字本別四、字本別四、字本別四、字本別四、字本別四、字本別四、字本別四、字本別四

(字森、 山口 道 字鳥越、 鼻 字角佛 字建石、 出 字不動前、 字細工谷、 字長畑、 床の地域に限る。)、黒木町鹿子生(字作り 原 道 字阿蘇谷、 字三反田 姥ヶ塚 添 塚 び字柿ノ木迫の地域に限る。 木町土窪(字一ノ渡瀬、 下堂目木 上 字辻、 字鋤 字福寿庵、 字窪、 字下真梨穂、 字井川元、字塚原、 字葛原、 字京ノ松、 字屋舗ノ下、 字大股及び字糯田の地域に限る。 字大坪、 字南真門 字原畑、 字勿躰、 先 字段、 字本村、字釘ノ鼻、 字菅之谷、 字村下、 字佛岩、 字小別当、 字北明所 字中通、 字池ノ谷、字井手ノ本、字岩ノ 字樫ノ実谷、 字不動山、 字上堂目木、 字鳥山 字鹿ノ子谷、 字鶴牧、 字井手、 字上川原、 字睦園、 字堂ノ迫、字杉山、 字前田、 字石原、 字新城、字尾草、 字平平、 字屋敷、 字堂ノ先、 字辻ノ木、 字湯ノ下、 字西方、字辻山、字池 字谷山口、 字曽底、 字込野、 字高柿、 字長老岩、字文田、 字柳ノ原、 字小平、 字松本、字津留 字柿ノ木迫 字大窪、字中村、 字堂目木及び字陣 字溝添、字僧見 字迫田 字南前田、 字苧扱場、 字洲頭、字小川 字本坪、 字差原、 )、黒木町木屋 字捨井手 字願正、 字毛條野及 字年ノ神、 字森ノ下 字坂ノ根 字大迫 字梅ヶ谷 字平瀬 字下尾 字田ノ 字山桃 字松 字鬼 字下 字垣 字

字鋤先、 字本村、 字窪、 鳥越、 葛原、 三反田、 角佛 堂目 屋舗ノ下、 字原畑、 字大股及び字糯田の地域に限る。)、 井川元、字塚原、 京ノ松 窪(字一ノ渡瀬、 の地域に限る。)、 庵 字段、 ]蘇谷、 塚 字佛岩、 木迫の地域に限る。)、 字大坪、 字下真梨穂、 字南真門、字堂ノ迫、字杉山、 字村下、 字不動山、字込野、 字中通、 字勿躰、 木 字菅之谷、字谷山口、 字鹿ノ子谷、 字鴦ノ谷、 字小別当、 字井手、字長老岩、字文田、 字北明所 字釘ノ鼻、 字池ノ谷、字井手ノ本、 字石原、 字上川原、字迫田、字平瀬、 字樫ノ実谷、字松本、 字前田、 字上堂目木、 字鳥山、 字鶴牧、 字平平、 字堂ノ先、 字西方、字辻山、字池ノ上、 字睦園、字堂目木及び字陣床 字屋敷、 字新城、字尾草、 字柳ノ原、 字辻ノ木 字小平、 字溝添、字僧見、字不動 字湯ノ下、 字大窪、字中村、 字仲田、字細工谷、 字曽底、 大字鹿子生(字作り道) 字苧扱場、字松出 字本坪、 字高柿、 字洲頭、 字南前田、 字柿ノ木迫、 字差原、 字毛條野及び字柿 大字木屋(字森) 字大迫、 字捨井手、 字山桃塚 字梅ヶ谷、 字願正、 字小川原、 字森ノ下 字年ノ神 字坂ノ根 字津留 字垣添 字田 字鬼突 字岩ノ鼻 字下尾道 字楮四 字細工 字建石 字下姥 字山 大字十 字福 字長 字下 ノ原 字辻 字 字 字 字 字 字 字

大字小山田(字小川谷及び字永尾の地域に限	築上町
大字枡田(字糀宮、字中ノ原、字仙道及び字下谷の地域に限る。)、大字葵彦山(字町、字北坂本及び字唐字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る。)、大字英彦山(字町、字緑川、字深倉、字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る。)、大字落合(字別所川広瀬の地域に限る。)、大字落合(字別所川広瀬の地域に限る。)	添 田 町
野ノ中、字餅田、字薬師ノ元、野ノ中、字餅田、字薬師ノ元、字前田、字神の二から一万千百二十八歩、字浦小路、字二本木、字一人坂、字辨財天、字茅切場、一人坂、字辨財天、字茅切場、一人坂、字辨財天、字茅切場、字前田、字御明園、字析子百二十二番地の一から七千三百二十二番地の一から七千三百二十十番地の一から七千三百二十十番地の一から七千三百二十十番地の一から七千三百二十十番地の一から七千三百二十十番地の一から七千三百二十十番地の一から七千三百二十十番地の一から七千三百二十十番地がら五千九百五十二番地までの地域に限る。)、字竹ノ迫、字前田、字御明園、字外園、字がノ迫、字前田、字御明園、字外園、字がノ迫、字前田、字御明園、字がと、字がノ道、字前田、字御明園、字本子、字がノ道、字前田、字御明園、字本子、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、	
  字楮四郎、字長田、字長田下、字大下、字	

築上町	添 田 町	
大字小山田(字小川谷及び字永尾の地域に限	浦、字大藪及び字戸谷の地域に限る。) 、大字英彦山(字町、字北坂本及び字唐字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る 大字枡田(字糀宮、字中ノ原、字仙道及び字大字枡田(字糀宮、字中ノ原、字仙道及び字	即、字長田、字長田下、字大下、字村下、字野ノ中、字餅田、字薬師ノ元、字注、字高平、字辻ノ上、字木山、字家鋪、字小谷ノ迫、字浦小路、字二本木、字浦ノ上、字一ノ坂、字辨財天、字茅切場、字木山向字一ノ坂、字辨財天、字茅切場、字木山向字一ノ坂、字辨財天、字茅切場、字木山向下字一ノ坂、字辨財天、字茅切場、字木山向上での一から八千八百三十六番地まで及び一万九百九十番地の二から一万千百二十四番地までの地域に限る。)、字竹ノ迫、字崇扱谷とが字楮原の地域に限る。)及び字本原の地域に限る。)及び字本原の地域に限る。)及び字本原の地域に限る。)及び字本原の地域に限る。)及び字本原の地域に限る。)及び字本原の地域に限る。)及び字本原の地域に限る。)及び字本原の地域に限る。)及び字本径、字一月金、字久保、字外園、字本谷、字下荒谷、字高ノ下、字山ノ原及び字漆原の地域に限る。)

大分県		熊本県		佐 賀 県	
左 伯 市	山 都 町	八代市	太良町	鹿島市	
、字早稲田、字ハゴノ木、字奥河内、字横大字長谷(字ジイ田、字スリノ下、字大長瀬	原及び安方 井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ田、仏	内の原及び箱石の地域に限る。) び市ノ俣の地域に限る。)及び東陽町小浦(坂本町(坂本、荒瀬、葉木、鎌瀬、中津道及	) 字大浦(字牛尾呂及び字船倉の地域に限る。 字大順(字中尾、字槇ノ内、字風配、字当木 字糸岐(字中尾、字槇ノ内、字風配、字当木 字糸岐(字中尾、字槇ノ内、字風配、字当木 大字多良(字矢答、字安永、字次葉深、字流	字小川内、字下黒内、字上黒内、字才又、字の地域に限る。)及び大字飯田(字名切、及び字横道の地域に限る。)、大字音成(字を多布木、字一本松、字出曲、字が、字での地域に限る。)、大字音成(字字多布木、字一本松、字七曲、字鉾扮、字字の地域に限る。)及び大字飯田(字本代、字下黒内、字上黒内、字才又、字十二十八十八、字下黒内、字上黒内、字才又、字十十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十	る。)
大分県		熊本県		佐 賀 県	
左 伯 市	山 都 町	八代市	太良町	鹿 島 市	
、字早稲田、字ハゴノ木、字奥河内、字横  大字長谷(字ジイ田、字スリノ下、字大長瀬	原及び安方原及び安方の場所の、鶴ヶ田、仏井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ田、仏	内の原及び箱石の地域に限る。) が市ノ俣の地域に限る。) 及び東陽町小浦(坂本町(坂本、荒瀬、葉木、鎌瀬、中津道及	)	大字山浦(字多々良、字龍ノ平、字七美谷、大字山浦(字多々良、字龍ノ平、字七美谷、大字山浦(字多々良、字龍ノ平、字本代、字平に田、字湖戸、字高野平、字西をび字横道の地域に限る。)、大字音成(字本行、字平仁田、字開花、字東川内、字番在複谷、字坂山、字開花、字東川内、字番で東の地域に限る。)及び大字飯田(字名切、字本松、字七黒内、字本及、字を上黒内、字下黒内、字正典が、字を出入。	る。)

下ケ迫、 字大越、 桧原、 井ノ本、字岡、字岡ノ上、字岡ノ内、字下原、字ツエ久保、字ツツラ、字マトバ、字 治木藤、 字中大越、字中尾、 字駄場ケ原、 ノツル、 口畑、 ツツラ、字下ノツル、字下川内、 椋ロウ原、 畑 田 字尾サキ、 治郎丸口、 ノ上、字高ヒタリ、字洞ノ迫、字日向 字大塚、字竹山、字前、字前、字前、字前、字前、字前、字前、字前、字前、字前川、 字立山、 畑、字向原、字小ノ下、字松川内、字上字九ノ内、字九九ノ内、字穴ケ原、字後 7、字前、字前川、字土屋原、字大治郎丸字清水湧、字川原畑、字川向、字カバ河 字丸尾、 字城見ケ原、 ノ平、字田平、字藤河内、字洞ノ川、 ノ上ノ下、字麦田、 字トンカワチ、字長瀬、 字黒ニタ、字坂ノ下、字治郎丸、 字上ノ山、字仁藤田、字船川内、 字虎ケ藪、 字又五郎、 字大原、 字小治郎丸、 字柚木原、字宮ノ首、字柚ノ木字平石、字辺田、字棒ケ原、字 字蛇石ケ原、 字原、字原山、字原道ノ下、 字荒内及び字鯰越下夕の地域に 字平石、字辺田、字棒ケ原 字大田、字地神、字中ノ戸、 字荒内口、 字柚、 字時石、 字佐土ケ平、 ノ下、字中屋敷、 字長場山、 字向道下、字荒谷口、 字黒ケ原、 ノ木、字難谷 字新開 字板平、字小石、 字小治ケ搭 字下ノ田 字森ノ木、 、字小石、字、字長畑、字 字梨子ノ木 字長瀬原、 字仁藤治尾 字鍵裏、 字宮ノ元 字塚畑 字岡ノ 字渡瀬 字夏鳥 瀬

井ノ本、字岡、字岡ノ上、字岡ノ内、字下原、字ツエ久保、字ツツラ、字マトバ、字椋ロウ原、字柚木原、字宮ノ首、字柚ノ木字尾サキ、字平石、字辺田、字棒ケ原、字 、字大塚、字竹山ノ下、字中屋敷、字渡瀬内、字前、字前川、字土屋原、字大治郎丸一、字清水湧、字川原畑、字川向、字カバ河 桧原、字トンカワチ、字長瀬、道ノ上ノ下、字麦田、字板平、 字中大越、字中尾、字長場山、 字駄場ケ原、字大田、字地神、 口畑、 ツツラ、字下ノツル、字下川内、字宮ノ元井ノ本、字岡、字岡ノ上、字岡ノ内、字下 下ケ迫、字又五郎、字黒ケ原、 字大越、字大原、字佐土ケ平、 田 治郎丸口、字蛇石ケ原 松、字高平、字荒内口、字森ノ木、 古屋敷、字虎ケ藪、字向道下、字荒 ノツル、字上ノ山、字仁藤田、 ノ上、字高ヒタリ、字洞ノ迫、字日向 字九ノ内、字九九ノ内、 字丸尾、字原、字原山、字原道 ノ平、字田平、字藤河内、字洞 字黒ニタ、字坂ノ下、字治郎丸、 字向原、字小ノ下、字松川内、 字小治郎丸、字新開 、字荒内及び字鯰越下夕の地域に 、字柚 石、 ノ木、字難谷 字小治ケ搭 字下ノ田、 字穴ケ原、 、字梨子ノ木、字鍵裏、字 字長瀬原字長瀬原 字洞ノ川、字字長畑、字 字中ノ戸、 字仁藤治尾 ノ下、字 字岡ノ 字夏鳥 浴口、 字上 字後 字

玖 珠 町	市豊後大野	(削除)	臼 杵 市	
嶽、字上ノ平、字亀ノ甲、字小屋志、字無字所入山、字峠、字鏡山、字大萌、字矢野字西応寺、字向島、字井原釣、字井原、字字が入山、字峠、字津々良、字横道ノ下、字新入山、字峠尾、字西奥畑、字西橡ノ木、大字戸畑(字峠尾、字西奥畑、字西橡ノ木、大字戸畑(字峠尾、字西奥畑、字西橡ノ木、	方町下徳田、緒方町柚木及び緒方町上年野緒方町大石、緒方町木野、緒方町冬原、緒緒方町上冬原、緒方町徳田、緒方町中野、	(削除)	平の地域に限る。)  野津町大字東谷(字刈田、字大岩ヶ迫、字長野津町大字東谷(字刈田、字末月及び字小野田、字清水ノ元、字・のノ田、字清水ノ元、字・のノ田、字・の地域に限る。)、野津町大字を、字・のとでの、字をが、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が	限る。)

玖 珠 町	市豊後大野	宇佐市	臼 杵 市	
嶽、字上ノ平、字亀ノ甲、字小屋志、字無泉園、字竹ノ尾、字鏡山、字大萌、字矢野字西応寺、字向島、字井原釣、字井原、字字大岩、字花ノ木田、字佛ノ塔、字尾越、字新入山、字峠尾、字西奥畑、字西橡ノ木、大字戸畑(字峠尾、字西奥畑、字西橡ノ木、	方町下徳田、緒方町柚木及び緒方町上年野緒方町大石、緒方町木野、緒方町冬原、緒緒方町上冬原、緒方町徳田、緒方町中野、	大字正覚寺及び大字熊	平の地域に限る。)  野津町大字東谷(字刈田、字大岩ヶ迫、字長野津町大字東谷(字刈田、字下陣、字山ノ迫、字本位、字引川、字西、字、字中ゾノ、字前田、字和田、字子のノ田、字福原、字高野、字山ノ迫、字本が、字子町、字子の地域に限る。)、野津町大字を、字長羽山、字新地、字水ヶ谷、字板ヶ迫、字引明、字新地、字水ヶ谷、字板ヶ迫、字清水ノ元、字野中、字長追、字柳田、字清水ノ元、字野中、字長別山、字新地、字水ヶ谷、字板ヶ迫、字長羽山、字新地、字水ヶ谷、字板ヶ迫、字長羽山、字新地、字水ヶ谷、字板ヶ迫、字長羽山、字新地、字水ヶ谷、字が田、字上坪、字上列の地域に限る。)	限る。)

野原、 畠ケ迫、 西高瀬、 田川、 字前栂の地域に限る。)、大字四日市(字大 字後朝見、 田原、 田平、 台、 字内ノ迫、字丸尾、字羽根田、 の原及び字小西の地域に限る。)、大字戸畑 川 原 Щ 台、字尾坪、 (字山角、 字西ノ平、 字離尾、 久保、 字葛根平、 字戸之平、 字菅ノ迫、 字東小清原、 ノ上、字中村、字本之村、字野中、 字山ノ口台、 字北平、字谷尻、字森木、 字一ノ村、字白水、字猪藪 字鰐口、字中ノ原、字削滅岩、 字道ノ上、字萩原山、字野塚、 字山ノ口、字無田山、 字鹿馬ノ木、字崩野、字向 字合ノ谷前、 字苗代田、字金山、字大谷、 字井川道、 字尾杉、 字龍神、字ヤメヲ、字底尾野、 - 字近道ノ久保、字市ノ迫、字蛇ケ 字東後尾野、字後尾野、 字山中、字上山中、字山戸越、字 字向田、字岩ノ上、字東高瀬、字 字下朝見、字水舟、字後栂及び 字獺穴、字酢の木、字広登、字 字南老兼、 字杉塚、字浦山及び字苅松堂 字大野原、 字三ツ石、 字ヘリ山、字垣ノ内、字河内 字大平、字上サノ原、 字西小清原、字平原、 字峰ノ下、字口尾、 字狸穴、 字郷ノ谷、字上朝見、 、字前田、 字妙見石、 字北老兼、字東老 、字札ノ本、字高、字向ノ山、字桜 字前田原、 字峯、字滝 字山之神 字戸ノ平 字木牟田 字西老兼 、字遠見 字釜焼 、字上ノ 字前 字獄 字清 字藤 字神 字砂

田平、字井川道、字峰ノ下、字口尾、字藤台、字山ノ口台、字狸穴、字前田原、字神島ケ迫、字東後尾野、字酢の木、字広登、字西高瀬、字山中、字上山中、字山戸越、字 野原、 字前栂の地域に限る。)、大字四日市(字大字後朝見、字下朝見、字水舟、字後栂及び 札ノ上、字中村、字本之村、字野中、 山、字山ノ口、字無田山、字札ノ本、兼、字鹿馬ノ木、字崩野、字向ノ山、 字内ノ迫、字丸尾、字羽根田、 原、字鰐口、字中ノ原、 台、字尾坪、 田原、字合ノ谷前、字郷ノ谷、字上朝見、 の原及び字小西の地域に限る。)、大字戸畑 原、字北平、字谷尻、字森木、 (字山角、字向田、 ノ久保、字近道ノ久保、 、 人保、字近道ノ久保、字市ノ迫、字蛇ケ田、字道ノ上、字萩原山、字削滅岩、字上ノい、字に、字中ノ原、字削滅岩、字上ノい、字山ノ口、字無田山、字札ノ本、字高田、字山ノ口、字無田山、字札ノ本、字高、字 鹿馬ノ木、字崩野、字向ノ山、字桜、字鹿馬ノ木、字崩野、字向ノ山、字桜、 字葛根平、字大野原、字前田、字木牟田字戸之平、字ヘリ山、字垣ノ内、字河内字東小清原、字西小清原、字平原、字獄 字西ノ平、 河 字苗代田、字金山、字大谷、字遠見字尾杉、字大平、字上サノ原、字清 字杉塚、 字三ツ石、 字ヤ 字岩ノ上、字東高瀬、 水 、字浦山及び字苅松堂 字北老兼、 字猪藪、 字妙見石、字前 字峯、字滝 字山之神、 尾野、 兼、字西老兼 字

伊佐市 大口笹野、大口針持及び大口曽木 大口笹野、大口羽月山神、大口羽月西、大	鹿児島県	口青木東、大口針持及び大口曽木大口笹野、大口羽月山神、大口羽月西、大	伊佐市	鹿児島県
串間市 大字奴久見(字赤石、字崩元、字牧ノ谷、字串間市 大字奴久見(字赤石、字崩元、字牧八、字轟ケ谷 公頭、字向原、字前畑、字、字高田、字とので字で、字がより、字がでは、字がでは、字がです。 (字が (字 で ) として (字 が ) と		大字奴久見(字赤石、字崩元、字牧ノ谷、字大字奴久見(字赤石、字崩元、字牧八、字轟ケ谷の、字が、字前の地域に限る。)及び大字大矢取(字字、字がの地域に限る。)及び大字大矢取(字字が船の地域に限る。)及び大字大矢取(字字が船の地域に限る。)及び大字大矢取(字本船の地域に限る。)及び大字大矢取(字本の)を表して、字をがかるので字のができます。	#	
の地域に限る。) (の地域に限る。) の地域に限る。) (の地域に限る。) (の地域に限る。) (の地域に限る。) (の地域に限る。) (の地域に限る。) (の地域に限る。)	宮崎県	の地域に限る。) 、字仮屋、字寺村、字南平及び字宿之河内)及び大字大窪(字通水、字札之尾、字茶円大字吉野方(字瀬田尾山ノ神の地域に限る。	日南市	宮崎県
原、字秋畑、字向原及び字大原野の地域に原、字秋畑、字中村、字鬼池、字田代、字堂ノ久大曲、字平村、字鬼池、字田代、字堂ノ久大曲、字年原、字花香、字篠原、字竜門、字上ノ台、字早水原、字下ノ寺、字柳平、字上ノ台、字早水原、字下ノ寺、字柳平、字とがは、字中が、字鬼池、字田代、字堂ノ久、大曲、字中村、字鬼池、字田代、字堂ノ久、字が明、字が明、字が明、字が明、字が明、字が明、字が明、字が明、字が明、字が明		の地域に限る。)及び大字山浦(字立平、字上ノ台、字早水原、字で入園、字町、字前原山ノ上、字千重、字改立、字中野、字前原は、字荻原、字千重、字改立、字中野、字前原原、字荻原、字中村、字鬼池、字田代、字堂ノ久保、字舞原、字花香、字篠原、字竜門、字上ノ台、字早水原、字下ノ寺、字柳平、字にの地域に限る。)及び大字山浦(字立平、字の地域に限る。)		

# 0 |十七年四月一日施行] |厚生労働大臣の定める める利用 者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等 (平成十二年厚生省告示第百二十三号)

利用者等が選定する特別な居室等の その他 及 び (2) での注 る基準 注 10 6 並 までの注11 型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイからニまでの び 給付費単位数表の短期入所生活介護費の 平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サー 定に関する基準 別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の 定に関する基準 の注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の ロの注15並びに注16、 短期入所療養介護費の 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に ビス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの 並 びに指定施設サービス等に要する費用の 改 びに注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)ま 16並びに指定介護予防サービスに要する費用の 11 (平成十二年厚生省告示第二十一号) 別表指定施 イ(1)から(4)までの注12 ハ(1)から(3)までの注9及びニ(1)から(4) ハ(1)から(3)までの注6並びにハ(1)から(3)まで (平成十八年厚生労働省告示第百二十七号) (平成十八年厚生労働省告示第百二十六号) 介護保健施設サービスのイ及びロ イ(1)から(3)までの 正 提供に係る基準 ロ(1)及び(2)の イ及び 注 13 額の算定に関 後 分する 口 注  $\mathcal{O}$ はまでの注 (1)から(5) 地 8 注 ビス介護 額の算 域 9 注 15 密着 イ及 設 口 (1) サ す 利用者等が選定する特別な居 (1)その他 びに での 注 び 10 ロ 型介護福祉施設サー ] 6 までの注11 給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロ 平成十二年厚生省告示第十九号) 木 別表指定地域密着型サー  $\mathcal{O}$ 及 人び(2)の) 注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の ビス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの 短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注13 指定居宅サー 注 11 並びに 指定介護予防サービスに要する費用の  $\mathcal{O}$ (平成十八年厚生労働省告示第百二十七号) 現 注15並びに注 注 、イ(1)から(4)までの注12、 9 ハ(1)から(3)までの注6並びに ビスに要する費用の額の算定に関する基準 16 介護保健施設 室等の提供に係る基準 別表指定居宅 口(1)及び(2)の注 サービスのイ及び 額の 行 別表指定介 口 (1) か

、傍線の 部 分 は 改 正 部 分

(抄)

【平成

る基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サ 定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号) 並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関す イ1)から4)までの注12、ロ1)及び2)の注8、ロ1)注11並びに介護療養施設サービスのイ1)から4)ま ハ(1)から(3)までの注9及びニ(1)から(4)までの ビス費のイからニまでの注15及び注16並 ビス介護給付費単位数表の地域密着 ハ(1)から(3)まで 算定に関する サービス介護 の注9並 の額の算 イ及 š 口 (1)  $\mathcal{O}$ 注(5)

(略)

者から受けることはできないものとする。 者から受けることはできないものとする。 をに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患は入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったこは入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったこは入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院費費のイ度びについては、特別な居室等の提供を行った。 は入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者が必要がある。

(略

0 

(傍線の部分は改正部分)

# 0 月一日施行】 )介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十八号)【平成二十七年四

(傍線の部分は改正部分)

る旧措置入所者を存するのである。)の表の下欄の(以下「特定旧人」という。)	- イ 介護保険法施行規則 ( ユニット型個 一	所得の区分   居室等の区分   同室等の区分   所得の区分がで、
	一百日日八百日日二三日日三日日一三日三日に十日に十日1日に1日に十日1日に1日に十日1日に1日に1日1日に1日に	(大の表の上欄 和 だ 欄 和 だ 欄
のもの 大所者」と る者(以下 る者のと る者のと のもの たのもの たのもの たのもの とのもの	一 イ 介護保険法施行規則 十六号。以下「施行規則 十六号。以下「施行規則 たの二において準用する をの二において準用する が行規則第八十三条の五 が行規則第八十三条の五 をの二において準用する がであっ	所得の区分 (以下「居住費の特定負担限度額」、 に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる の護保険法施行法(平成九年法律第一 のでのでは、 ので
	多     従個ユ 室ユ	

一号に掲げる者の二において準用する施の二において準用する施材を開います。	て、次のいずれかに該当す特定旧措置入所者であっ	こととなるもの	であったとすれば	ぶこう 頁つ下 闌こ渇居住費の特定負担限	四号に掲げる者であって行規則第八十三条の五第	二において準	施行規則第百七	置入所者以外のものもので、かつ、特定旧措	必要としない状態となる	をいう。以下同じ。)を	第二条に規定する	五年法律第百四	護(生活保護法(昭和二	る額であったとすれば保	額がこの項の下欄に掲げ	、居住費の特定負担限度	二号に掲げる者であって	行規則第八十三条の五第	の二において準用する施	D 施行規則第百七十二条
多床室 従来型個室 四室	室ユニット型個																			
零円日につき	千三百十円																			
	=																			
一号に掲げる者の二において準用する施の二において準用する施利がのではいいのではいるを	て、次のいずれかに該当す特定旧措置入所者であっ	こととなるもの	であったとすれ	ボニつ頁の下 淵居住費の特定負	四号に掲げる者であって行規則第八十三条の五第	二において準用	施行規則第百七	置入所者以外のものもので、かつ、特定旧措	必要としない状態となる	下同じ。)	第二条に規定する	五年法律第百四十四	護(生活保護法(昭和二	る額であったとすれば保	額がこの項の下欄に掲げ	、居住費の特定負担限度	二号に掲げる者であって	行規則第八十三条の五第	の二において準用する施	四 施行規則第百七十二条
多床室個室を	室ユニット型個																			
零円日につき	千三百十つ																			

																				=									
護福祉施設サービスをい	第一号に規定する指定介	(同法第四十八条第一項	定介護福祉施設サービス	る。以下同じ。)又は指	施設入所者生活介護に限	地域密着型介護老人福祉	条第二十一項に規定する	ービスをいい、同法第八	定する指定地域密着型サ	四十二条の二第一項に規	年法律第百二十三号)第	ス(介護保険法(平成九	、指定地域密着型サービ	一号に掲げる者であって	行規則第八十三条の五第	の二において準用する施	イ 施行規則第百七十二条	に該当するもの	者であって、次のいずれか	特定旧措置入所者以外の	なるもの	護を必要としない状態と	る額であったとすれば保	額がこの項の下欄に掲げ	、居住費の特定負担限度	二号に掲げる者であって	行規則第八十三条の五第	の二において準用する施	「 旅行規貝第百七十二条
														多床室		従来型個室	個室	ユニット型準	室	ユニット型個									
													零円	一日につき	三百二十円	一日につき	四百九十円	一日につき	八百二十円	一日につき									
																				=									
護福祉施設サービスをい	第一号に規定する指定介	(同法第四十八条第一項	定介護福祉施設サービス	下同じ。)	施設入所者生活介護に限	護老人福	条第二十一項に規定する	ービスをいい、同法第八	定する指定地域密着型サ	四十二条の二第一項に規	年法律第百二十三号)第	( 平 成	密着	一号に掲げる者であって	行規則第八十三条の五第	の二において準用する施	施行規	に該当するもの	であって、次のいずれか	特定旧措置入所者以外	なるもの	護を必要としない状態と	る額であったとすれば保	額がこの項の下欄に掲げ	、居住費の特定負担限度	二号に掲げる者であって	行規則第八十三条の五第	の二において準用する施	「 施行規則第百七十二条
														多床室		従来型個室	個室	ユニット型準	室	ユニット型個									
													零円	一月に	三百二	一日に	四百九	一日に	八百二	一日に									

)の合計額(以下「る場合には、零とす	をいい、その額が零を下に規定する合計所得金額	十二条第一項第十三	第二百二十六号)第二百	税法(昭和二十五年法律)	)の合計所得金額(地方	にあって	月が一月から六月までの	スを受ける日の属す	祉施設	定地域密着型サービス又	る年の前年(当	ービスを受ける	指定介護福祉	該指定地域密着型	をいう。) 及	規定する公的年金等	五条第二	十年法律第三十三号	金額(所得税法(昭	年)中の公的年金等の収	にあっては、前	月から六月ま	ービスを受ける日の属す	又は指定介護福祉施設サ	指定地域密着型サービス	る日の属する年の前年(
。)の合計額(以下「公回る場合には、零とする	をいい、その額が零を下に規定する合計所得金額	九十二条第一項第十三号	第二百二十六号)第二百	税法(昭和二十五年法律	)の合計所得金額(地方	場合にあっては、前々年	月が一月から六月までの	ビスを受ける日の属する	は指定介護福祉施設サー	定地域密着型サービス又	属する年の前年(当該指	設サービスを受ける日の	ビス又は指定介護福祉施	当該指定地域密着型サー	収入金額をいう。) 及び	に規定する公的年金等の	第三十五条第二項第一号	四十年法律第三十三号)	入金額(所得税法(昭和	年)中の公的年金等の収	の場合にあっては、前々	る月が一月から六月まで	ービスを受ける日の属す	又は指定介護福祉施設サ	指定地域密着型サービス	る日の属する年の前年(

																四													
る額であったとすれば保	額がこの項の下欄に掲げ	、居住費の特定負担限度	二号に掲げる者であって	行規則第八十三条の五第	の二において準用する施	口 施行規則第百七十二条	下であるもの	等の合計額が八十万円以	、公的年金等の収入金額	一号に掲げる者であって	行規則第八十三条の五第	の二において準用する施	イ 施行規則第百七十二条	るもの	て、次のいずれかに該当す	特定旧措置入所者であっ	げる者を除く。)	なるもの(一の項ロに掲	護を必要としない状態と	る額であったとすれば保	額がこの項の下欄に掲げ	、居住費の特定負担限度	二号に掲げる者であって	行規則第八十三条の五第	の二において準用する施	口 施行規則第百七十二条	十万円以下のもの	合計額」という。)が八	
													個室	ユニット型準	室	ユニット型個													
る食費の特	号に規定す	第五項第一	法第十三条	度額(施行	特定負担限	額に食費の	を控除した	じて得た額	九十五を乗	額に百分の	ら当該基準	(基準額か	四百九十円	一日につき	八百二十円	一日につき													
																四													
あったとすれば	掲	費の特定負担限	2	八十三条の五	準用す	規則第百七十二	下であるもの	等の合計額が八十万円以	、公的年金等の収入金額	に掲げる者であっ	十三条の五	おいて準用	施行規則第百七十二	るもの	て、次のいずれかに該当す	特定旧措置入所者であっ	げる者を除く。)	の(一の項ロ	態	ば	の項の下欄に掲	特定負担限	0	八十三条	の二において準用する施	口 施行規則第百七十二条	十万円以下のもの	合計額」という。)が八	等の収力金割等
													個室	ユニット型準	室	ユニット型個													
費の	号に規定す	第五項第一	法第十三条	度額(施行	負 担	に食費	控除し	じて得た額	十五を	に百分	ら当該基準	(基準額か	+	一日につき	八百二十円	一日につき													

げる者を除く。)なるもの(二の項ロに掲護を必要としない状態と (昭和三十 老人福祉法 る改正前の 別定によ の規定によ 者から 条第一 百三十三号 八年 費 措 定する当 が 市 規定により 際 法 加 担 以 | 現に介護 最をいう。足負担限度 えた額 の特 及 び 下同 徴 以 て 置 同 町 0 限 介 -法律第 连額 収 下 に 項 村 施 護 ٧١ ľ 、 る 額 徴収 係る該規の長 項の 行の 保険 居住 定 が を 度 負 げる者を除く。) なるもの (二の項ロに掲載を必要としない状態と 定する当時が同項に見 老人福祉法 保険法施行 額をいう。 担限度額、 用徴収 してい 者 措 市 規定によ 際現に介護 法 加 以 以 下 から徴 介護保 下同じ。 の施 の特・ 及 び 町 村 る 0 行 定 居

の険が

を 負 度

額収る該規長

り

徴収額を	収額	
が、費品	費	
加えた気	えた	
限度額4	度額	
特定負担	定負	
居住費の	住費	
度額及び	度額及び	
定負担罪	負担	
食費のは	費の	
した額	た額	
額を控	を 控	
じて得	て得	
十五を	五を	
百分の	分の	
基準額	基準額に	
から当	ら当	
イ 基準	基準	
る。	0	
げる額と	る額と	
ぞれ次に	ぞれ次に掲	
ては、そ	は、そ	
場合にあっ	合にあ	
次に掲げる	に掲げ	
。ただし、	ただし	
四百二十円	百二十	
従来型個室 一日につき	一日に	従来型個室
つき零円)	き零円	
は、一日に	、 一 日	
合にあって	にあ	
を上回る場	を上回る場	

	場合一	
	を上回る	
   用徴収額	用徴収額	
	額が、費	
	を加えた	
 	担限度額	
	の特定負	
	た居住費	
十円とし	十円とし	
き三百二	き三百二	
一日につ	一日につ	
度額及び	度額及び	
定負担限	定負担限	
食費の特	食費の特	
した額に	した額に	
額を控除	額を控除	
じて得た	じて得た	
十五を乗	十五を乗	
	百分の九	
基準額に	基準額に	
	から当該	
	口 基準額	
一 円	円	
三百二十	三百二十	
日につき	~)	
• )	· )	
	际	
	掲げる場	
	合(口に	
	上回る場	

1	多床室	ける者であって、十三条の五第		一日につき	多床室	一号に掲げる者であって	
室一	従来型個家	<b>う見川等し一三をつ立ちの二において準用する施</b>		- つ	従来型個室	見川等し一三くり立ち二において準用する施	
四百九	個室	イ 施行規則第百七十二条		四百九十円	個室	イ 施行規則第百七十二条	
型準一日	ユニット刑	に該当するもの		一日につき	ユニット型準	に該当するもの	
八百二	室	であって、次		八百二十円	室	者であって、次のいずれか	
型個一日	ニット	直入所者以外	五.	一日につき	ユニット型個	所者以外の	五.
円)				円)			
日に				日につき零			
っては、				っては、一			
る場合に				る場合にあ			
収額を上回				収額を上回			
が、				が、費用徴			
を加えた				を加えた額			
負担				負担限度額			
住費				住費の特定			
度額				度額及び居			
特定負				特定負担限			
額に				額に食費の			
を控除				を控除した			
じて得た				じて得た額			
九十				九十五を乗			
額に百				額に百分の			
ら当該				ら当該基準			
(基準額				(基準額か			
三百				三百七十円			
一日	多床室			一日につき	多床室		
—— 零 F				零 円			
				ま 日 に さき			

三号に掲げる者	行規則第八十三条の五第	の二において準用する施	ハ 施行規則第百七十二条	<° )		なるもの(一の項ロ及び	護を必要としない状態と	る額であったとすれば保	に 掲	、居住費の特定負担限度	二号に掲げる者であって	行規則第八十三条の五第	の二において準用する施	口 施行規則第百七十二条	者」という。)	以下「老齢福祉年金受給	受給権を有するも	除く。	額につき支給が停	く老齢福祉年金	法律第百四十一号)に基	民年金法(昭和三十四年	の規定による改正前の国	るものとされ同法第一条	によりなお従前の例によ	第三十二条第一項の規定	第三十四号)附	改正する法律(昭和六十	年金法等の一
																													零円
三号に掲げる者	規則第八十三条の五	の二において準用する施	則第百七十二	< ° ∵	の項口に掲げる者を	及	を必要としない状態	る額であったとすれば保	猲	居住費の特定負担限	号に掲げる者であっ	規則第八十三条	二において準用する	口 施行規則第百七十二条	_	下「老齢福祉年	の受給権を有するもの(	ているものを除	全額につき支給が停止さ	く老齢福祉年金(	律第百	年金法(昭和三十	規定による改正	ものとされ同法	よりなお従前の	三十二条第	法律第三十四号	正する法律(昭	等の一部

六 るも 口 二号に 特 兀 なるもの 護 額 行 は 行 0)  $\mathcal{O}$ る  $\mathcal{O}$ れ こに を必 感がこの こに これ るも 額 号に掲げる者であ 規 次 定 号 規 施 0) 規 施 0) 施 項口 則第八十三条の五 行 であったとすれば保 住 則 齢 則第八十三条の 旧 に 行 行 0) 第八 掲 おいて準用する施 規 要としない 費 掲 おいて準 規 に 福 おいて準 規 7 措 げ 則第百七 項 0 げる者であ 準ずると認め 祉年金受給者又 置  $\widehat{\underline{\underline{}}}$ 則 則 ず の下欄 特定負 第百 `る者 第百 掲げる者を 十三条の れ 入所者であ かに 項口 七十二 用 用する施 七十二条 火状態と 十二 する 該当 に掲げ 担 及び 五第 五第 限 って って す 除 度 施 5 第 0 多床 従 室 個 来型個 ニット 室 ット 室 型 型 室 進 個 零 日 茁 百二十円 日 に に 0 0 き き

口

施

行

規  $\mathcal{O}$ 

則

第百

七

はこれ

12

準 祉

ずると認め

b

老

齢

福

年金受給者又

れ

るも

の二に

おいて準

用

する 十二

行

規則

第八十三条

0)

五.

第 施

なるも

項口

及び 態と

兀

0)

項

口  $\mathcal{O}$ 

に掲  $\frac{1}{\sigma}$ 

げる者を

除

る額

であったとす

れば

がこの

項 0

0)

下

欄

に 担

掲

保げ

居

住

費

特

定負

限

度

護

を必

要としない

状

二号に掲げる者であ

って

の二に

おいて準

甪

がする施

施

行

規

則

第百

七

十 二

一号に

· 掲 げ

`る者

規則第八十三条の

五.

第

六

特定

措

置入所者で

あっ

ニット

型個

日

0

き

次 旧

0)

1

ず

れかに

該

当

す

室 ユ

るも て、

の二に

おいて準

用

でする施 十二条

来型個 が床室

室

施

行

規

則

第百

七

室

零

円

ツ  $\vdash$ 

型

準

日に

0

き

百二十円 に

行

規則

第八十三条の

五第

多 従 個

号に掲げる者であって

備考

こ の

表に

お

٠, ر ۱

て

ユ

=

ット

型個室」

とは、

保険

施行

法

第

住

に要する平均的

にな費用

0

額及び施設

の状況その

他 施 0 設

事 12 法

情

を勘 ける

案居

十三条第五項第二

号に規定する特定介護老

人福 介

祉 護

お

住に要する平均的な費用十三条第五項第二号に規 こ の 表に お V 7 ユ ット 0) 定する特定介護老人福 額 型個 及び施設の 室」 とは、 状況そ 介 護保 0) 祉 他 施 0) 設 険 事 に 法 情 お 施 を け 行 勘 る 法 案 居

備 考

に 第 L 匹 規 て 定 百 厚 + するユニット 一労働 大臣 以 下 が 型個室をいう。 定 「特定居住費 費用 告示」という。 (平成: + -七年厚 <u></u>の 生労働 表 公備考 省告 一示

- 二 この 0 表備考二に規定するユニット型準個室を 表において「ユニット 型準個室」とは、 いう。 特 定 居 住 費用 告 示
- 三 考三に規定する従 この 表において「従来型個室」とは、 来型個室をいう。 特定居住 費用 告 示 0) 表

備

兀 に この表において「多床室」とは、 規定する多床室をいう。 特 定 居 住 費 用 告 示 0) 表 備 考 应

Ŧī.

平又祉成は施 す 護 地 関 はする基準 るも しく 基準額 施設入所者 域 一十二年厚生省告示第二十一号) 指 密 着 定施設サー は、 ロ2円a若しくはbに定める単 一準(平成十八年厚生労働省告 型 サー 指定地域密着型サー 生 活介護のイ(1)若しくは(2)若 ビス介護給付費単位数 告示第二十一号)別表指ビス等に要する費用の額 福祉施設サー ビスに要する費 示第 ビスのイ(2)(-) 表 位数に十  $\mathcal{O}$ しくは 定 の算定に 地 百 施設サー 域 密 -六号) 口 (1) 円を乗じて算定 着 用 関する基準 型 0 a 若しくはb 若 介 額 ビス費等介 しくは 護 別 0) 算定に 老人 表 指定 (2) 福

- に規 第四 L て厚 定 百十六号。 するユニット 働 大 臣 以 下 が ·型個 · 特 定 □室をいう。 □をいう。 め る 費 用  $\mathcal{O}$ 額 告示」という。 (平成十七年厚 )の表備 生労働 省 考告示
- <u>-</u> この 三 この表において「従来型個室」とは、  $\mathcal{O}$ 表備考二に規定するユニット型準個室を 表において「ユニット 型準個室」とは、 いう。 特 定 居 住 費 用 告 示

特定居住

費

用

告

示

0)

表

備

- 考三に規定する従 この表において「多床 来型個室をいう。 室」とは、 特定居 住 費 用 告 示  $\mathcal{O}$ 表 備 考
- 兀 五. に規定する多床室をいう。 应
- 費単位質 二年厚生省告 関する基準(平成十八年厚生労働 しくはロ(2) () a 定施設サー 設 地 るものとする。 サー 基準額は、 域 密着型 ビスのイ(1) の介護 サー ビス等に 指 示第二十一号)別表指定施設サービス費:ス等に要する費用の額の算定に関する基 若しくはbに定める単位数に十円を乗じて算定 ビス介護給付費単 定地域密着型サー 福祉 、②若しくは③若しくはロ①若しくは②又は指 施 設サー ビスのイ(2) 省告 位数表の ビスに要する費 示第百二十六号) 地域密幕 a ビス費等介護給付 b 着型介 用 若しくは 0) 準 額 護 別  $\mathcal{O}$ ( 平 成 福 表 算 С 祉 指 定 +施 定

0 **敬密着型** 定 地 域密 介護予防サー I 着型 サー Ė ビスに係る介護 スの事業の人員、 予防 設 のための効果的 備 及び 運 営に 関 する基準及び指 な支援の方法 に関 定地域密着型介護予防サー する基準に 規定する厚生労働 Ľ スの事業の人員、 大臣が定める者及び研修 設備 及び 運営並 伞 成二十四 がに指っ 定

年

厚

·生労働省告示第百十三号)

抄)

【平成二十七

年

应

月

日

[施行]

改

正

後

現

傍 線 0 部 分 は 改 正 部 分

行

型 基  $\mathcal{O}$ + 潍 指 生 定 伞 労 ピ 地 働 ス 成 域 大臣 基 +密 準 八 着 が 年 型 لح 定 厚 サ め 生 る者 、 う。 一労 ピ 働 ス 省令第三十 0 第三 事 業 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 人 兀 兀 員 第二 号。 設 項 以 備 及 下 及 び Ü 第 指 運 六 定 営 条 地 に 第 域 関 密 す 項 着 る

護 護 支 保 医 険 師 法 専 菛 保 伞 員 健 を 成 師 いう。 九 年 准 看護 法律百二 酸師、 十三号) 社 会福 祉 第 士 七 又は 条 第 介 五. 護 支 項 援 に 規 専 定 菛 す 員 る介 **介** 

三 が 項 定 指 め 定 る 第 地 研 九 域 十一条第二 密 着型サー - ビス 基準な 項 及 び )第百· 第 七十二条第二 几 十三条第 可項、 0) 厚第 生 六 労 + 匹 働 条 大 臣 第

指

定

地

域

密着

型サー

ピ

ス 基

準

第四

十三

条

第二

六

+

兀

条

第

応 型 認 定 業 事 ス 着 基 定 業 項 型 看 所 単 指 に 事 第 所 通 知 サ 独 護 知 (指 · 業 所 ĺ 規 症 を 第 定 所 症 型 百 小 六 小 定する共 介 対 • 七 規 対 定 11 ピ · う。 をいう。 +地 十三条第 規 護 応 ス 併 模 応 模多 多 型 型 基 域 事 設 条第 共 密 業 準 型 機 以 通 同 下 機 用 所 所 第 能 着 指 型 以 型 生 同 能型居宅介護 型 兀 介 定 (指 項に 下同 ľ 項 活 サ 指 護 居 十二条第 認 定認 Ì に 介護事業所を 事 宅介護事業所 定 知 じ。 規定する指 地 ビス 規定する指 業 症 知 域 所 対 基準 指定認 症 密 を 応 を管理及び 対応型 項 事業 着 型 · う。 第 型 に 通 規 定 九 知 定 所 サ 所 (指 十条 看 う。 症 小 通 ] 定 介 (指 護 定 対 規 所 ピ す 護 運営し 地 以 第 応 模 定 介 ス 共 る 事 小 規 下 型 多 地 護 基 用 単 域 業 模多 同 共 機 事 準 密 項 域 型 独 所 てい に 同 着 能 密 業 第 指 機 型 規 匹 指 生 型 着 所 定 くため 定 型 能 ナ 活 居 を + 認 併 定 及 型 ] す 介 宅 サ 設 地 Ŧī. 知 い び Ź ĺ . う。 条第 居 護 介 型 域 ピ 症 ス 指指 護 事 ピ 指 宅 対 密

> 型 0 基 サ 厚 準 指 生 ] 定 伞 労 ピ 地 働 ス 基 成 域 大臣 +密 準 八 着 が 年 型 定め と 厚 サ 生 ] · う。 る 労 ピ 働 ス 省  $\mathcal{O}$ 第三 令 事 第三 業 条 0  $\overline{+}$ 0) 人 兀 兀 員 号。 第二 設 項 以 備 及 下 及 び び 第 指 運 六 定 営 条 地 に 第 域 関 密 す 項 着 る

護保 護 支援 医 師、 険 法 専 門 保 伞 員 健 を 成 師 いう。 九 年 准 法 看 律 護 百二 師 十三 社 会 号) 福 祉 第七 士 又 は 条 第 介 護支 五. 項 に 援 規 専 定 菛 す 員 る **介** 介

が 三 項 定 める 第九 研 + · 一 条 第二 項 及 び 第百七 十 二 一条第二 項項、 0 厚第 生 労 働 大

Ľ. 応型通 定複 着型 定 ス 定 条第一 項に規・ 基 認 認 業 単 所 準 指 サ 独 合 知 (指 所 知 を管理 ĺ 型 型 症 を 定 所 症 項 定 介護 # 対 定 11 六 小 対 ピ • に規 十三条 でする共 ス基 う。 規 併 ] 応 地 応 及び運営していくために必要な人事 型 域 模 事 型 設 ピ 定する指 共 密 以 多 業 通 潍 型 ス 事 第一 機 用 同 着 所 所 第 下 指 業 生 型 同 能型居宅介護 型 介 四 定 (指 一二条 ーサー じ。 活 項 指 護 所 認 定複 に 介 定 定 事 知 行指 護 規定する指 認 地 業 ピ 症 ボ第 合型 定 事 ス 知 域 所 対 %密着型 業所 症対 地 基 指 を 応 項に サ 準 定 事 域 型 密着 一第九 認 業 応型 . う。 1 通 に規定す サ ピ 知 定 所 所 う。 十条 症 ] ス 型 小 (指: 通 介 事業 規模多 対応 サ 所 ピ 護 以 1 第 定 介 ス 共 る 事 基 所 ピ 下 型 地 護 用 単 業 管 を ス 同 項 共 機 域 事 準 型 独 所 理 基 じ に 同 能 密 業 第 指 型 う。 規 生 型 着 所 匹 定 指 地 第 定 活 居 型 を + 認 併 定 及 域 以 百 す 介 宅 サ Ŧī. 知 設 地 Ź う。 下 び 護 介 1 条 型 域 七 症 指指 護 第 事 ピ 対 指 密

術 必 な 人 す 事 る 管 た 理 地  $\mathcal{O}$ 研 域 لح 0 連 携 そ 0 他  $\mathcal{O}$ 事 項 12 関 す る 知 識 及 び 技

第 定 地 九 項 域  $\mathcal{O}$ 密 厚 着 生 労 サ 働 大 ピ 臣 ス 基 が 定 潍 8 第 る研 六 十三 条 第 + 項 及 び 第 百 七 +

兀 援 型 そ 居 指 ピ 指  $\mathcal{O}$ ス 定 宅 定 地 他 計 介 小 域  $\mathcal{O}$ 画 護 規 密 事 を 事 模 作 業 多 着 項 型 機 に 成 所 サ 関 す 能 っるため お 型 Ì す 居 ピ る V) 宅介 ス 知 7 基準 に 識 及び 護 必 利 用者 第 要 事業 六十五 な介 技 術 及 所 を習 護 び 及 条、 の手 事 び 得 業 指 させ 第 法  $\mathcal{O}$ 定 九 特 看  $\pm$ る 地 性 護 た 域 を 小 一条及 8 踏 で 規  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ま 模 び 研 生 え 多 活 修 た 機 第 サ 支 能 百

七 活 介 指 + 護 定 条 事 小 規 業  $\mathcal{O}$ 厚 所 模 多 及 生 び 機 労 働 指 能 型 定 大 臣 看 居 護 が 宅 介 定 小 規 護 8 事業 る研 な模知多 新所、 機 能 型 指 居 定 宅 認 介 知 護 症 事 対 業 応 所 型  $\mathcal{O}$ 共 運 同 営 生

五. 定 8 指 す る 定 研 地 知 域 修 識 密 P 着 技 型 術 サ を 習得 1 F, させるた ス 基 準 第 九  $\emptyset$ 十  $\mathcal{O}$ 条第 研 修 六 項 0 厚 生 労 働 大 臣 が

関 に

る 要

必

な

認

知

症

に

関

はする基

本

的

識

権

利

擁

護

そ

0

他

0

事

項

に

践 護 サ 特 Ì 計 性 的 認 知 な 画 ピ を ス 症 知 を 踏 V 基 識 まえた認 対 う。 準 及 応 型 び 第 技 九 共 を 術 +同 知 を 作 条 症 生 第 習 成 対 活 旧得さ す 五. 応 介 るた 項 型 護 せ 共 事 る 8 規 同 業 た 生 に 定 所 必 す 活 に  $\mathcal{O}$ 要 る 介 お 研 な 認 護 11 認 知 計 て、 修 知 症 画 利 症 対 指 介 応 用 護 型 定 者 共 に 地 及 関 同 域 び 生 密 事 す Ź 着 活 業 実 型 介  $\mathcal{O}$ 

六 労 十効 並 てド 指 的 に 大 定 臣 地 な 指 支援 第 が 以 定 域 地 密 定 下 8 項 0) 域 着 指 方 密 型 る 第 法 着 介 定 兀 型 地 に 護 関 介 予 + 域 密着型介 護 防 五. す 条第三 んる基 予 サ 防 準 サ ピ 項 護 1 ス 伞 及 0 予 ピ び 防 成 ス 事 ic. 第 サ 十 業 七 八 係  $\mathcal{O}$ 年 る介 + ピ 人 ス 厚 員、 条第一 基 護 生 労 準 予 設 働 防 備 項 لح 省 0 及 ١, 令 0) た び う。 第三 8 厚 運 生 営  $\mathcal{O}$ 

号 に 掲 げ る 研

七 生 大 地 臣 域 が 密 定 着 め 型 る 介 護 予 防 サ 1 ピ ス 基 準 第 兀 + 兀 条第 + 項 0 厚

> 連 携 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 事 項 に 関 す る 知 識 及 び 技 術 を 修 得 す る た め 0 研 修

三 指 第 定 **九**, 地 項 域  $\mathcal{O}$ 密 厚 着 生 型 労 + 働 Ì 大 ピ 臣 ス 基 が 定 準 8 第 る 六 十三 研 条 第 +項 及 び 第 百 七 +

業所 項 作 12 成 指 . 関 する に 定 する お 小 た 11 規 8 知 て 模 識 に 多 及び 機 必 利 要 用 能 技 な 型 者 術 介 及 居 護 宅 を び 習 事 介  $\mathcal{O}$ 得 手 業 護 させ 法 0 事 特 業 こるため 性 地 所 を踏 域 及 っでの び 0 ま 指 生 研 え 定 活 た 複 支 サ 合 援 ] 型 そ ピ + 0) ス 他 計 ピ 画 ス 0) 事 を 事

兀 七 十三条 指 定 地  $\mathcal{O}$ 域 厚 密 生 着 労 型 働 ナ 大臣 ] ピ が ス 基 定 進  $\otimes$ 第六 る 研 十五 修 条、 第 九 十 二 条 及 び 第 百

技 症 活 術 に 介 指 · 関 を習 護 定 はする基 事 小 業 得 規 さ 所 模 せ 多 本 及 るた 的 び 機 な 指 能  $\Diamond$ 知 型 定 複 0) 識 居 研 合 宅 型 修 権 介 サ 護 利 事 1 擁 護そ 業 ピ ス 所 事 0 業 他 指  $\mathcal{O}$ 所 定 事  $\mathcal{O}$ 認 項 運 知 に 営 症 関 に 対 す 必 応 る 要 型 知 な 共 認 同 識 B 知 生

五. 定 8 指 る 定 研 地 修 域 密 着 型 サ Ì ピ ス 基 準 第 九 + 条 第 六 項 0 厚 生 労 働 大 臣

が

践 護 サ 特 ĺ 計 性 認 的 な 画 ピ を 知 踏 知 を ス 症 基 識 い ま 対 えた認 う。 潍 及 応 び 第 型 九 共 技 を 十条 術 知 同 を習 作 症 生 成 第 対 活 す 得 五. 応 介 る 型 さ 項 護 せ た 共 事 に 8 る 規 同 業 た 定 生 に 所 す 必 活 8 に る 要  $\mathcal{O}$ 介 お な認 認 研 護 11 知 計 て、 知 症 画 症 対 利 介 応 指 用 護 型 定 者 に 共 地 及 関 同 域 び す 生 密 事 る 活 着 業 実 型 介 0

六 労働 +効 並 -六号。 果 指 び 大臣 六 的 に 定 条 な 指 地 が 第 以 支 定 域 援 定 下 地 密 X 項 0) 域 着 指 方 密 型 る 第 定 法 着 介 兀 地 に 型 護 介 + 域 関 予 密 護 す 防 五. 着型 る 予 サ 条 (第三 基 防 介 準 サ ピ 項 護 ス ] 伞 反び 0 予 ピ 防 事 成 ス 第七 に 業 サ + 八 係  $\mathcal{O}$ 十 ピ 年 る 人 ス 厚 介 員、 条 基 生 護 第一 準 労 予 設 働 防 備 لح 項 省 0) 及 0 令 た び う。 第三 厚 8 運 生 営  $\mathcal{O}$ 

二号 に 掲 げ

七 生 労 指 働 定 大 地 臣 域 が 密 定 着 め 型 介護 る 予 防 サ 1 ピ ス 基準 |第四 十 兀 条第 + 項 0

厚

八

九

働大臣が定める研修

「指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条第六項の厚生労条の厚生労働大臣が定める研修
第四号に掲げる研修
第三号に掲げる研修

第五号に掲げる研修

八

九 

第五号に掲げる研修

### ○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)(抄)【平成二十七年八月一日施行】<sub></sub>

(変更点は下線部)

改 正 前		改正後	
別表     指定居宅サービス介護給付費単位数表 1~7 (略) 8 短期入所生活介護費 (1日につき) イ 短期入所生活介護費 (1) 単独型短期入所生活介護費 (一) 単独型短期入所生活介護費(I)     a~e (略)     二 単独型短期入所生活介護費(II)     a 要介護 1     b 要介護 2     c 要介護 3     d 要介護 4     e 要介護 5 (2) 併設型短期入所生活介護費(I)     a~e (略)     二 併設型短期入所生活介護費(II)	687単位 754単位 822単位 889単位 954単位	別表     指定居宅サービス介護給付費単位数表 1~7 (略) 8 短期入所生活介護費 (1日につき) イ 短期入所生活介護費 (1) 単独型短期入所生活介護費(I)     a~e (略)     (二) 単独型短期入所生活介護費(II)     a 要介護 1     b 要介護 2     c 要介護 3     d 要介護 4     e 要介護 5 (2) 併設型短期入所生活介護費(I)     a~e (略)     (二) 併設型短期入所生活介護費(II)     a~e (略)     (二) 併設型短期入所生活介護費(II)	640単位 707単位 775単位 842単位 907単位
<u>a 要介護 1</u>	646単位	a 要介護 1	599単位
b 要介護 2	713単位	b 要介護 2	666単位
c 要介護 3	781単位	c 要介護 3	734単位
d 要介護 4	848単位	d 要介護 4	801単位
e 要介護 5	913単位	e 要介護 5	866単位
9~11 (略)		9~11 (略)	

# ○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)(抄)【平成二十七年八月一日施行】 (変更点は下線部)

改正前		改 正 後	
別表		別表	
指定施設サービス等介護給付費単位数表		指定施設サービス等介護給付費単位数表	
1 介護福祉施設サービス		1 介護福祉施設サービス	
イ 介護福祉施設サービス		イ 介護福祉施設サービス	
(1) 介護福祉施設サービス費 (1日につき)		(1) 介護福祉施設サービス費 (1日につき)	
一一介護福祉施設サービス費		一 介護福祉施設サービス費	
a 介護福祉施設サービス費(I)		a 介護福祉施設サービス費(I)	
i ~ v (略)		$i \sim v$ (略)	
b 介護福祉施設サービス費(I)		b 介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	594単位	i 要介護 1	547単位
ii 要介護 2	661単位	ii 要介護 2	614単位
iii 要介護 3	729単位	iii 要介護 3	682単位
iv 要介護 4	796単位	iv 要介護 4	749単位
v 要介護 5	861単位	v 要介護 5	814単位
□ 小規模介護福祉施設サービス費			
a 小規模介護福祉施設サービス費(I)		a 小規模介護福祉施設サービス費(I)	
$i \sim v$ (略)		$i \sim v$ (略)	
b 小規模介護福祉施設サービス費(I)		b 小規模介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	747単位	i 要介護 1	700単位
<u>ii 要介護 2</u>	810単位	<u>ii</u> 要介護 2	763単位
<u>iii 要介護 3</u>	877単位	ⅲ 要介護 3	830単位
<u>i</u> v 要介護 4	940単位	iv 要介護 4	893単位
v 要介護 5	1,002単位	v 要介護 5	955単位
(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (1日につき)		(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)	
一 旧措置入所者介護福祉施設サービス費		一 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)		a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i ~ⅲ (略)		i ∼iii (略)	
b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)		b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	594単位	_i 要介護 1	547単位
ii 要介護2又は要介護3	700単位	<u>ii 要介護2又は要介護3</u>	653単位

	ii 要介護4又は要介護5	828単位	iii 要介護4又は要介護5	781単位
()	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費		□ 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)		a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
	i ~ⅲ (略)		i ∼iii (略)	
b	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)		b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
	i 要介護 1	747単位	i 要介護 1	700単位
	ii 要介護2又は要介護3	847単位	ii 要介護2又は要介護3	800単位
	iii 要介護4又は要介護5	970単位	iii 要介護4又は要介護5	923単位
$\Box \sim V$	(略)		$ u \sim  u $ (略)	
2 • 3	(略)		2·3 (略)	

### ○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)(抄)【平成二十七年八月一日施行】 (変更点は下線部)

改正前	改
別表	別表
指定地域密着型サービス介護給付費単位数表	指定地域密着型サービス介護
$1 \sim 6$ (略)	$1 \sim 6$ (略)
7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	7 地域密着型介護老人福祉施設入
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	イ 地域密着型介護老人福祉施設
(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1)(1日につき)	(1) 地域密着型介護老人福祉施
(→)~(五) (略)	(→)~(五) (略)
(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)(1日につき)	(2) 地域密着型介護老人福祉施
<ul><li>─ 要介護 1</li><li>594単位</li></ul>	─ 要介護 1
<u>二</u> 要介護 2 661単位	<u>二</u> 要介護 2
三 要介護 3 729単位	三 要介護3
四 要介護 4 796単位	四 要介護 4
<u> </u>	五 要介護 5
口 (略)	口 (略)
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	ハ 経過的地域密着型介護老人福
(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日に	(1) 経過的地域密着型介護老力
つき)	つき)
─ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)	→ 経過的地域密着型介護者
$a \sim e$ (略)	a ~ e (略)
<ul><li>(二) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)</li></ul>	二 経過的地域密着型介護者
a 要介護 1 747単位	a 要介護 1
b 要介護 2 810単位	b 要介護 2
<u>c 要介護 3 877単位</u>	<u>c 要介護 3</u>
d 要介護 4 940単位	d 要介護 4
e 要介護 5 1,002単位	e 要介護 5
(2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介	(2) 旧措置入所者経過的地域領
護費(1日につき)	護費 (1日につき)
(一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活	(一) 旧措置入所者経過的地域

介護費(I)

護給付費単位数表

- 入所者生活介護
  - 設入所者生活介護費
    - 施設入所者生活介護費(1)(1日につき)

正 後

施設入所者生活介護費(II)(1日につき)

<del>()</del>	要介護1	5	547単位
()	要介護 2	6	314単位
(=)	要介護3	6	82単位
(四)	要介護4	7	′49単位
( <u>FL</u> )	要介護 5		314単位

- 福祉施設入所者生活介護費
  - 人福祉施設入所者生活介護費(1日に
  - 老人福祉施設入所者生活介護費(I)
  - 老人福祉施設入所者生活介護費(II)

a	要介護 1	700単位
b	要介護 2	763単位
С	要介護3	830単位
d	要介護4	893単位
е	要介護 5	955単位

- 密着型介護老人福祉施設入所者生活介
- (一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護費(I)

a~c (略)	a ~ c (略)
□ 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活	□ 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活
介護費(Ⅱ)	介護費(II)
a 要介護 1 747単位	a 要介護 1 700単位
b要介護 2 又は要介護 3847単位c要介護 4 又は要介護 5970単位	b要介護 2 又は要介護 3800単位c要介護 4 又は要介護 5923単位
ニ〜ネ (略)	ニ〜ネ (略)
8 (略)	8 (略)

# ○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)(抄)【平成二十七年八月一日施行】 (変更点は下線部)

改 正 前		改正後	
別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1~7 (略)		別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1~7 (略)	
8 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき) イ 介護予防短期入所生活介護費 (1) 単独型介護予防短期入所生活介護費		8 介護予防短期入所生活介護費(1日につき) イ 介護予防短期入所生活介護費 (1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	
<ul><li>(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)</li><li>a・b (略)</li><li>(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)</li></ul>		<ul><li>(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)</li><li>a · b (略)</li><li>(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)</li></ul>	
a     要支援 1       b     要支援 2       (2)     併設型介護予防短期入所生活介護費	495単位 615単位	a     要支援 1       b     要支援 2       (2)     併設型介護予防短期入所生活介護費	460単位 573単位
<ul><li>(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)</li><li>a・b (略)</li><li>(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)</li></ul>		<ul><li>(→) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)</li><li>a · b (略)</li><li>(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)</li></ul>	
a     要支援 1       b     要支援 2       ロ〜ホ (略)	473単位 581単位	a     要支援 1       b     要支援 2       口~ホ     (略)	438単位 539単位
9~11 (略)		9~11 (略)	

0 に 要する平均的な費用の額及び事業所の状況その (施設等における居住等に要する平均的な費用

傍

線

0)

部

分は

改

正

部

分

【平成二十七年八月一日施行】

事業 予防 所 用 額 第二号に 額 介 とす の状 及び 次  $\mathcal{O}$ 護 介 サー 者  $\mathcal{O}$ 額 保 護 表 況 を 並 施 険 保 その 0) ピ び 設 施 規 険 う。 ス事 に同 設等 %定する 上  $\mathcal{O}$ 法 一欄に 他 状 業者 0 法第六十一 況 を 平 その いう。 に 事 特 掲 成 げる区分に応じ、 情 おける滞 定 同 九 を勘案して厚生労働 介 他 年 条第 の 護 法 条の三第二項第二号に規 事 における居 保 律 在に要する平均的 情を勘案 改 険 第 項に規定する特 施 百 正 設 十三 等 それぞ 後 L 住 同 号) て厚生労働 等に要する平 大臣 条 れ 第 にな費用 同 が定める費用 定 五. 項に 介護 表 + %定する! 大臣 0 下 0 予 均 規 条 額 防 が 的 定 欄 0 とする特 サー な費用 及 特 定 び事 0 定 8 掲 第 る費 げ ・ビス 介 額 業 護  $\mathcal{O}$ 定 る は 項 事 予 額 所 用 額 介 第二号に規 業者 防 の状 及び 次の 0 護 介 カー 保 額 護 表の上欄に 況 施 険施 を 並 保 立びに同る その いう。 ピ 設 険 ス事業 の状 設等 定 法 する 他 平 しに の事 法 況 を その いう。 掲 者 第六十一条 特 成 情 げる区分に応じ おける滞 定 九 同 を勘 他 介 年 条第一 0 護 法 に 案して厚生労働大臣が 事 保 律 情を勘 在に の三 おける居住等に要する平 改 険 第 項に 施 百二 要する平 第二項第二号に 正 設 十三 規定する特定 案して厚生労働大臣 等 それぞれ同 前 同 号) 条 均 的 第 第 な費 五. 項に 介護 表 定 規 + 0)  $\Diamond$ 用 定 る費 下 0 予 す 均 規 条 欄 額 防 る が 的 定  $\mathcal{O}$ 及び サー 定め 用 特 な す 掲 0) 定 費 る 第

る

用 特

定項

事

業 ス 護 費  $\mathcal{O}$ 

ピ 介

げ 額

る

は

	区分	額
十円	ユニット型個室	一日につき千九百七十円
十円	ユニット型準個室	一日につき千六百四十円
円	従来型個室(特養等)	一日につき千百五十円
十円	従来型個室(老健・療養等)	一日につき千六百四十円
	 多床室	一日につき三百七十円

従

来型

個

室

(老

健

•

療

養

(等)

日

に

つき千六百

兀

削

除

削

除

従

来

型

個

室

特

養等)

日

に

つき千百

五.

+

ユ

=

ツ

1

型

準

個

室

日

に

つき千六百四

ユ

=

ツ

1

型

個

室

日

に

つき千九百

七

区

分

額

一日につき三百七十円	多床室(老健・療養等)
一日につき八百四十円	多床室(特養等)

## 備

す知は介所 サに所 ト護 入健介ユ介二宅 九 護に以百 下 症 ユ 護 短 型 費 所 施 護 護 ツ + す る す (I)定 +費 疾 = 費 期 病 療 設 老 ツ 費  $\vdash$ る  $\mathcal{O}$ ビ (i) ス 等 る 若 す 指 用 患 1 別 活 六 ツ (I) 入 院 養 短 型 F, 表 (I) 号) 型 保 基 介 L る 定  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 所 療 介 期 型 短 ス ユ 介 準 < 介 地 額 短 型 ユ 療 養 = 護 入 健 介 ユ 期 指  $\mathcal{O}$ お 護 域 別 期 認 養 病 ツ 費 所 施 護 は  $\mathcal{O}$ 入 護 定 額 11 伞 給  $\vdash$ ユ ツ 密 表 算 ツ 療 老 ツ (I)入 知 介 床 (Ⅲ) 設 所  $\mathcal{O}$ 7 付  $\vdash$ 指  $\vdash$ 成 着 定 所 経 型 養  $\vdash$ 付 症 護  $\mathcal{O}$ 短 人 生 宅 算  $\neg$ 1費単 型 型 定 型 病 費 ナ 十 指 ツ に 療 疾 費 過 ユ 介 期 保 型 定 ユ 地  $\vdash$ 地 サ 関 養 患 認 型 院 = 単 定 (I) 護 入 健 介 介 に = 位 介 型 ツ 費 関 年 施 型 域 域 す 知 短 療 所 施 護 護 位 ピ ツ 厚生 数 る 設 経 密 ビ 密 護 短 症 期 養 1 療 設 老 費 ス す  $\vdash$ ユ (i) 数 表 基 着 ス 着 期 疾 =病 型 養 人 介 る 型 サ 過 費 入 短 (I) 表 介 省告 型 型 患 ツ 所 介 期 保 以 1 的 準 (i) 入 床 ユ 介 護 個 1 介 護 サ 所 型 = ピ 地 療 短 護 護 入 健 給 準 室 棄 給 指 期 ツ 費 下 示 ス 域 護 療 短 型 養 老 所 施 設 第二十 等 密 老 付 ピ 成 養 期 認 介 入 1 (II)療 型 う。 費 定 人 設 指 費 ス 地 介 入 護 所 保 型 養 短 成 に 着 人 + 知  $\mathcal{O}$ は 定 要 福 単 介 八 所 費 療 健 介 期 = 域 護 症 ユ 介 位 施 す 介 年 = に 祉 位 護 密 費 療 疾 (I) 養 施 護 護 入 ツ 号) ツ 費 所 規 設 る 護 施 数 給 厚 着 (II)養 患 介 設 老  $\vdash$ 表 定 型 サ 老 設 表 付 生 型 介 ユ 護 短 人 療 型 定 厚 居  $\mathcal{O}$ 1 (i) サ = ] 別 用 費 労 ユ 護 短 費 期 保 型 養 短 す 宅 人 入 生 表 福 所 単 働 1 費 期 ツ 入 健 介 期 る 下 省 + ピ  $\mathcal{O}$ ユ 介 (I) 指 者 省 ピ ツ 入 1 所 = 単 ス 額 祉 位 (i) 施 護 護 入 告 Ì う。 等 告 ス 所 型 療 設 老 ツ 費 定 施 生 1 若 独 指 ピ 0 ユ 所 示 診 介 表 に 型 L = 養 人  $\vdash$ 施 算 設 活 療 短 (I) 生 型 示 ス 定 認 < ツ 期 保型 第 要 療 の活 居 定 入介 養 介 ユ

# 備

サに所 護費 護 に以百 す知は介所 入 健 介口介二 宅 九 要 1 Ź 号) 護 短 型 所 護 ツ サ す 新 新 規 下 症 ユ 施 護 + 費 = 期 費  $\vdash$ ] る ピ す 生 (I) 定 疾 費 病 (i) 療 設 老 ツ  $\mathcal{O}$ 設 設 型 ス 活 若 す 指 六 用 患 ツ (I) 入 院 養 短 人  $\vdash$ (I) F, 表 号) 介 る 型  $\vdash$ 所 療 期 保 型 短 ス 表 用 に L 定  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ユ 介 介護 準 護 <地 額 短 型 ユ 養 = 護 入 介 期 介 指 療 健 ユ  $\mathcal{O}$ な は 域 別 期 認 = 病 ツ 費 所 護 護  $\mathcal{O}$ 養 施 入 定 い 伞 給 密 算  $\vdash$ ツ 所 (I) ユ ツ 表 入 知 ツ 介 床 療 設 老  $\mathcal{O}$ 7 付 = 1 指 所 1 型 成 着 定 症 護 経  $\mathcal{O}$ 養 短 人  $\vdash$ 生 付 算 費単 型 型 定 に 型 病 保 サ 指 ツ 療 疾 費 過 ユ 介 期 型 費 定 ユ 十  $\vdash$ 地 サ 関 養 患 認 単 1 定 地 型 院 = 護 健 介 介 に (I) 入 位 型 ツ 年 施 型 域 ] 域 す 介 知 短 療 費 所 施 護 護 位 関 ピ ツ 数 厚 る 設 経 密 密 護 短 症 期 養 1 設 老 費 数 ス  $\vdash$ ビ 療 す ユ (i) 表 生 着 着 ス 基 期 疾 = 病 型 介 サ 過 費 入 養 短 人 表 る 型 (I) 省告 型 介 型 ツ 介 準 患 所 期 保 護 1 的 入 床 介 個 **(**以 (i) ユ 護 介 サ 型  $\vdash$ = 短 護 護 給 ピ 地 所 療 入 健 準 室 伞 新 新 ツ 給 指 療 短 費 域 護 型 養 期 下 示 ス 老 所 施 設 設 設 密着 等 養 う。 第二 付 期  $\vdash$ 成 認 亚 老 ピ 定 介 入 人 (Ⅱ) 療 設 型 費 指 保 護 成 に 人 費 ス +地 介 入 知 所 型  $\mathcal{O}$ 養 短 は ユ + 介 定 要 型 福 単 八 域 護 所 症 費 療 健 介 ユ 介 期 位 + 施 す 介 祉 位 護 年 密 費 療 疾 (I) 養 施 護 = 護 入 ツ に 号) 設 る 護 施 数 給 厚 着 (II)養 患 介 設 老 ツ 費 所  $\vdash$ 規 表 定 老 設 表 付 生 型  $\mathcal{O}$ 介 型 ユ 護 短 人  $\vdash$ (i) 療 定 厚 ] 別 用 人 入 費 労 サ ユ 護 短 = 費 期 保 型 養 短 す 生 宅 ピ 表 福 所 لح 単 働 ] 費 期 ツ 入 健 介 ユ 介 期 る 下 省 0 (I) ス 指 額 祉 者 省 ピ ツ (i) 入 1 所 施 護 = 入 単 1 位 告 う。 生 告 ス 1 若 所 型 療 設 老 ツ 費 所 指 ピ 定  $\mathcal{O}$ 施 ユ 独 示 表 に 型 L 療 診 = 養 人  $\vdash$ 生 型 介 算 設 活 示 短 (I) 定 第 ス 第 要 認 < 養 療 ツ 期 保 型 の活 居 +介 ユ 定 入介  $\overline{\phantom{a}}$ 

介型独介号 用 期 短防予護 ユサ サ 認 ツ 療療 の護症認 護 (Ⅲ) 介 Ì =  $\mathsf{F}$  $\vdash$ 期 防 予 護 介 型 額 療 = Ì 護 ピ ツ ユ 養 養 入 短 護 疾 知 療  $\mathcal{O}$ 付 型 防 予 護 予 別 患 ツ  $\vdash$ る 症 介 介 所 入 期 短 ユ  $\mathcal{O}$ 養 症 ピ 養 ユ 保 ス ピ =  $\vdash$ 居 疾 認 ツ 護 護 療 所 期 短 防 予 防 表 算 施 型 疾 ス 施 = 健 ス 単 入 費 室 患 1 費 費 養 療 所 入 期 短 防 ツ サ 指 定 設 介 患 型 ッソ 施 介 知 知 設 (i) 位 型 } 症 型 介 養 療 所 期 短  $\vdash$ 1 に サ 護 認 (I) サ 設 護 症 (I) (I) 入 定 (I) 数 療 疾 認 介 養 期 型 介 関 介 型 + 介 疾 護 療 所 入 ピ 療 知 ユ 保 表 養 患 費 養 介 ス 護 養 介 護 知 ユ ユ 護 介 療 所 入 す ピ 護 症 ユ ピ 1 健 室 型 型 費 介 養 護 介 ス ス ツ 施 لح 予 症 =護 療 所 予 る 施 療 疾 = 護 ピ (i) 防 費 患 費 又 防 介 介 疾 ツ ツ (Ⅲ) 費 護 介 養 生 予 護 基 設 養 ツ 保 ス 1 設 ツ V サ は 型  $\vdash$ 費 5 短 護 護 患  $\vdash$ 1 費 護 介 活 防 給 サ 潍 施 (I) 健 型 サ  $\vdash$ ユ  $\mathcal{O}$ (i) (i) 型 病 期 型 型 = (Ⅱ) 費 護 短 付 介 型 施 介 Ì 型 予 予 ユ 介 又 設 (i) 室 介 診 ツ = 費 護 期 費 ピ 亚 は サ 護 診 護 ピ 入 防 防 病 ユ  $\mathcal{O}$ ピ ユ 設 //\ (i) 1 = ス 成指 療 = 所 短 短 護 療 院 ツ ユ (I) 費 入 単 ス 療 サ ユ 保 ス 規 1 = 介 費 費 療 期 期 予 所 療 型 ツ ユ  $\mathcal{O}$ (I) 所 位 +定 ピ 養 所 ツ = 健 模 規 入 入 防 介 養 病 型  $\vdash$ ツ = ユ 生 数 護 八 介 (Ⅱ) ス 施 型 1 ピ ツ 施 (I) 介 定 介 費 1 所 所 短 護 病 院 介 型  $\vdash$ ツ = ユ 活 表 給 年 護  $\mathcal{O}$ 設 介 型 ス 設 す 療 期 介 型  $\vdash$ ツ = 介 厚 予 サ 護 費 型 護 療 予 床 療 護 付 ユ (i) 療 サ ユ 福 る 介 型 卜 ツ 護 لح 費 生 防 介 Ì 養 養 入 防 経 養 老 護 若 療 養 (i) 祉 介 型  $\vdash$ 費 単 労 サ ツ 型 ツ (i) 介 介 所 短 過 病 人 老 護 V L ピ 養 護 ピ 施 = う。 介 型 を 護 護 療 期 型 保 人 老 護 (I) 位 働 1 1 < ス 施 経 保 ス  $\vdash$ 設 ツ 床 ユ 保 介 費 費 型 算 費 費 入 介 介 健 人 老 護 数 省 ピ 型 は 設 渦 = 健 サ 1 養 ユ 定 (Ⅱ) 所 健 保 老 護 併 表 ス 認 (I) # 型 ツ (Ⅱ) 介 Ì 型 (i) 介 護 護 施 人 告 施 に す 若 療 予 保 老 設 に = Ì 介  $\mathcal{O}$ 予 設 施 健 人 示 知  $\mathcal{O}$ 介 1 設 護 ピ  $\mathcal{O}$ 以 べ 保 型 規 第 要 ツ ピ 型 + ユ ユ 養 防 防 介 設 施 健 人 症 ユ 護 保 ス L 護 き 保 定 下 百 す < 介 短 短 護 設 施 健 ユ 疾  $\vdash$ ス 療 = 健 (I)介 療 福 型 費 者 ツ 期 期 予 設 = す 患 ツ ピ ツ は 護 護 介 施 健 る 養 養 施  $\mathcal{O}$ (I) 祉 +費 設 指 型 認 } 費 防 ツ る 施 型 ス 1  $\vdash$ 入 入 予 護 介 施 (I)が ユ ユ 施 防 七用 知 型 費 型 利 型 予 護 介 設 1 単 定 介 介 (I) 所 所 短 設 サ ユ 設

号) 用 認 ツ 療療 期 短防 予 護 介 型 独介  $\mathcal{O}$ 護 症 認 ユ サ 護 (Ⅲ) 介 = 給 1 予 護 型 = 1 ツ  $\vdash$ ユ 養 養 入 期 短 防 介 護 額 療 疾 知 療  $\mathcal{O}$ 護 ピ 付 = 防 る 型 型 所 期 短 予 護 ユ 予 别  $\mathcal{O}$ 養 患 症 ツ ピ 養 ユ 保 ス  $\vdash$ 費 症 介 介 入 ピ 居 認 ツ 護 痻 所 期 短 予 = 防 表 算 施 型 1 施 = 型 ス 単 疾 認 護 入 防 疾 ス 健 指 費 患  $\vdash$ 費 費 養 入 期 短 ツ サ 定 患 型 ツ 費 室 知 知 療 所 防 設 介 設 施 (i) 介 位 型 介 所 期  $\vdash$ Ì サ 型 認 +  $\vdash$ 症 症 (I) (I) 養 療 入 短 定 に 護 (I) 設 護 (1) 数 療 認 護 介 所 型 関 型 + ユ 介 疾 疾 養 療 入 期 ピ 介 療 介 知 保 表 = 養 護 患 患 知 費 護 介 養 療 所 入 介 ス 護 す F, 養 護 症 ユ F. 介 Ì 健 ユ ユ ユ 室 型 型 介 = 予 症 = = 費 護 介 養 療 所 護 予 る ス 施 療 疾 ス 護 ピ ッソ 施 لح (i) 防 費 費 又 防 介 介 疾 ツ ツ 費 護 介 養 生 予 護 基 設 養 患 ツ 保 ス 1 設 ツ い ŀ は 型 費 短 患  $\vdash$ 1 ユ 費 護 介 活 防 給 サ 進 サ 施  $\vdash$ 健 型 サ j 護 護  $\mathcal{O}$ (I) (i) (i) 病 期 型 型 型 = 費 護 短 付 ] 介 型 施 介 Ì 型 予 ユ (Ⅱ) 介 設 (i) 予 又 亚 室 介 費 期 費 は サ 設 入 防 防 診 病 ツ 護 ピ 護 診 護 ピ ユ  $\mathcal{O}$ (i) ピ ユ 小 二 所  $\vdash$ 費 ス 成 指 療 = サ 保 ス 規 に 短 短 護 療 院 ツ ユ (I) 入 単 ス 1 療 ユ = 介 費 費 期 期 型  $\vdash$ ツ + ツ = 健 模 規 療 予 所 療 ユ  $\mathcal{O}$ (I) 所 位 定 ピ 養 所 Ì 型  $\vdash$ = 生 ツ 養 入 入 防 介 養 病 ツ ユ 数 護 八 介 (Ⅱ) ス 施 型 1 ビ 施 (I)介 定 介 介 = 表」 費 1 所 所 短 護 病 院 型 1 ツ ユ 活 給 年 護  $\mathcal{O}$ 設 介 型 ス 設  $\mathcal{O}$ す 費 療 療 期 予 床 療 護 介 型 1 ツ =介 付 厚 予 ユ (i) サ 護 療 型 サ ユ 福 る لح 養 入 防 養 老 護 介 型 1 ツ 護 費 生防 若 療 養 介 1 = 養 経 (i) 祉 ユ (i) 介 介 所 短 病 人 老 護 介 型  $\vdash$ 費 11 単 労 サ ツ ピ 養 型 ピ ツ 渦 L 施 二 · う。 を 護 期 型 床 保 人 老 護 介 型 (I) 位 働 1 1 < ス 施 経 ユ 保 ス  $\vdash$ 設 ツ 算 費 費 養 入 介 介 健 保 人 老 護 介 数 省 ピ 型 は 費 設 過 = 健 型 サ 1 定 (Ⅱ) (i) 介 所 護 護 施 健 保 人 老 護 併 表 告 ス 認 ユ (I) サ 型 ツ 施 (Ⅱ) 介 1 型 設に す  $\mathcal{O}$ 若 護 療 予 予 設 施 健 保 人 老 に 知 =  $\mathcal{O}$ 1 介 1 設  $\mathcal{O}$ 護 ピ 介 示 べ 防 防 介 設 施 健 保 人 型 規 以 第 要 ツ ユ ピ 護 型 サ ユ 保 ス ユ L 養 症 護 き 介 短 短 護 介 設 健 保 ユ 定 下 百 す 疾  $\vdash$ ス 療 療 = 健 (I) 施 福 者 期 期 予 護 介 設 健 = す る 患 型 ツ 費 養 養 ピ ツ ツ は 0 護 施 施 (I) 祉 ユ 費 防 予 護 設 ツ る 指 +費 型 認  $\vdash$ 型 ス 1 1 ユ 入 入 介 施 施 設 が (I) 施 防 ト単 七 用 介 知 型 介 費 型 予 護 介 設 設 + (I) 所 所 短 定 ユ 設

F. 防サ 養 型 護 ピ ッ施ニ介しる介型知 短 費 ツ 1 療 ツ 所 施 護 護  $\mathsf{F}$ < 施 ス  $\vdash$ 設 ツ 護 < 護 短 期  $\mathbb{F}$ ス 経 ユ 保 ユ 症 ユ 養 (ii) 療 設 老  $\vdash$ 費 型 = 期 = 型 期 ピ は 健 サ 費 は 費 疾 入 病 養 短 人 (II) $\mathcal{O}$ ] 型 患 所 入 ス ユ (I) + 型 ツ 施 (Ⅱ) 介 (Ⅱ) ユ ツ 入 ツ 床 介 ユ 介 期 保 付 表 (ii) 所 介 = 介  $\vdash$ 設 護 ピ 介  $\vdash$ 所 型  $\vdash$ 療 短 護 = 護 健 に 知  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 入 単お 生 症 ツ ユ 型 サ ユ ス 護 指 ツ 型 指 療 短 型 養 期 老 ツ 費 所 施 設 護 ピ 護 保 ス 療 療 費 養 期 1 活 給 疾 1 ] 健 福 定 1 地 定 認 介 入 人 (Ⅱ) 療 設 位い 患 型 養 養 ツ 型 域 保 型 養 介 付 ツ ピ 施 (Ⅱ) 祉 施 地 介 入 知 護 所  $\mathcal{O}$ 短 数 ユ 護 1 施 型 ス 密 護 費 介 介 期 費 認 (Ⅱ) 1 設 施 設 経 域 所 症 療 健 ユ =表 費 型 費 費 単 介 知 型 設 介 サ 設 サ 過 着 密 療 疾 (Ⅱ) 養 施 護 = 入 ツ に ユ ユ 介 (II)位 護 症 認 + 護 (Ⅲ) = サ 的 型 着 (Ⅱ) 養 患 介 老 ツ 費 所  $\vdash$ 規 = ユ 療 = 療 F, ツ 1 地 介 型 介 型 護 短 1 療 型 定 疾 知  $\mathcal{O}$ 護 ピ  $\mathcal{O}$ ユ 人 (<u>ii</u>) ツ 併 患 養  $\vdash$ 護 サ 護 短  $\equiv$ 費 期 保 型  $\vdash$ 表 養 症 ツ ピ ユ 保 ス ピ ス 域 ユ 短 す 等 費 型 密 =期 ツ 介 期 設 型  $\vdash$ ス 施 = 健 ス 老 費 (I)入 健 る 型 型 費 費 1  $\equiv$ 規 設 介 患 型 設 ツ 施 (ij) 介 介 着 人 ピ ツ (ii) 入 所 施 護 入単 淮  $\vdash$ 定 + 護 型 認 (Ⅱ) サ 設 護 (I)護 型 福 ス  $\vdash$ 若 所 型 ユ 療 設 老 ツ 独 個 介  $\vdash$ す 1 療 介 知 1 型 サ ユ 保 給 介 祉 型 L 療 診 = 短 人 (I) 生 室 ツ 介 1 護 護 認 < 療 ツ 期 保 型 る ピ 養 護 症 ユ ピ = 健 ユ 付 施 養 介 活  $\vdash$ ツ = 費 は  $\vdash$ 護 介 ىل 単 ス 施 療 疾 ス 護 ピ 施 老 設 給 知 介 所 入 健 介 型 費 患 ツ 単 型 護 独 設 養 ツ 保 ス 1 設 人 入 付 症 ユ 護 短 所 施 ツ は 介 費 所 = (ii) サ 施 型  $\vdash$ (Ⅱ) 健 型 サ  $\vdash$ 位 福 費 疾 費 期 病 療 設 老 ツ 1 (ii) 介  $\vdash$ 護 ユ 又 介 型 施 1 型 数 者 単 患 ツ (I) 入 院 養 短 人 (Ⅱ) 型 指 1 (ii) 祉 予 は 護 診 護 F. 小 表 生 型  $\vdash$ 所 療 ユ 期 保 型 ピ 設 施 位  $\mathcal{O}$ 介 ユ 定 = ナ ス 規 設 活 短 型 入 介 防 ッソ 指 ス 1 療 療 ユ 保 に 数 ユ 療 養 健 期 居 費 費 ツ 規 期 認 ツ 費 短 1 定 ピ 養 1 健 模 入 表 養 病 所 施 護 入 宅 所 介 型 護 入 ツ 所 期 介 ス 施 型 1 ピ ツ 施 介 定 所 に 知 ツ 介 1 (Ⅲ) 療 設 老 + (II) (I) 床 費 者 費 規 介 設 介 型 ス 1 設 護 す 所  $\vdash$ 経 型 養 短  $\vdash$ 生 1 入 護 症 護  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 人 費 る 定 型 費 過 期 所 予 サ 療 型 サ 生 (II)介 保 型 (ii) 護 福 療 疾 病 ユ 活 ピ ユ ユ す 介 養 Ì =若 患 認 型 院 = 防 療 養 (ii) 祉 活 (Ⅱ) 入 健 介 ユ 護 ス

型 護 F. 防サ ピ 養 ツ 施二介 L る介型 知 短 療 費 施 護 護 介 所 Š 1 <  $\vdash$ ツ 護 短 期 1 施 経 ユ 保 ス 設 ユ 護 症 ユ 養 (ii) 療 設 老 費 費  $\vdash$ 期 ピ 型 は 渦 = 健 型 サ 費 は = 費 期 疾 = 入 病 型 養 短 (Ⅱ) 人  $\mathcal{O}$ Ì 認 (I)サ 型 ツ 施 (Ⅱ) 介 型 (Ⅱ) ツ 患 ツ 所 ユ 期 保 入 ス ユ ユ (ii) 入 床 介 介 什 表 所 介  $\mathbb{F}$ 設 護 ピ 介 =  $\vdash$ 所 型  $\vdash$ 療 短 護 = 知 = $\mathcal{O}$ Ì 介  $\mathcal{O}$ 入 健 に 生 型 ナ ス 護 型 指 短 型 老 ツ 費 単お 護 症 ツ ユ ピ 護 ユ 保 指 ツ 療 養 期 所 施 活  $\vdash$ = 1 費  $\vdash$ 期  $\vdash$ 給 疾 ス 療 療 健 福 定 地 定 養 認 介 入 人 (Ⅱ) 療 設 位 11 型 保 型 介 患 型 ツ 養 養 ビ ッソ 施 (Ⅱ) 祉 施 域 地 介 入 知 護 所  $\mathcal{O}$ 養 短 ユ 数 7 付 型 護 費 認 1 (II)施 ス 1 設 施 設 経 密 域 護 所 症 費 療 健 介 ユ 介 期 = 表 費 型 費 費 単 介 知 型 介 サ ユ 設 + 過 着 密 療 疾 (Ⅱ) 養 施 護 = 護 ッソ ユ 設 入 認 ユ + 護 (Ⅲ) 介 = # 的 型 着 (Ⅱ) 養 患 介 設 老 ツ 費  $\vdash$ 規 (Ⅱ) 位 護 症 所 療 療 ツ ] 地 介 型 型 1 定 疾 知 = 1  $\mathcal{O}$ 護 ピ  $\mathcal{O}$ 介 護 短 人 療 ツ ピ ユ (ii) ユ 併 患 養 ス 護 ナ = 費 期 保 表 養 症 ツ ユ 1 ス 域 護 短 養 短 す 1 ピ 保 ピ 型 費 型 等 老 = ツ 設 に  $\vdash$ ス 施 = 密 1 費 期 介 期 型 施 疾 健 ス (Ⅱ) 入 健 ユ 介 る 型 費 介 費 ツ  $\vdash$ 規 介 患 型 設 ツ 介 ピ 所 護 = 淮 設 施 (<u>ii</u>) 着 人 (<u>ii</u>) 入 施 入 単 型  $\vdash$ 福 型 ツ 定 サ 護 認 (Ⅱ) サ 設 護 (Ⅱ) 護 型 ス  $\vdash$ 若 所 ユ 療 設 老 費 所 独 個 介  $\vdash$ す 療 介 知 1 型 サ ユ 保 給 介 祉 型 L 療 診 = 養 短 人 (I) 生 型 ツ る ピ 護 症 ユ ピ 介 = 健 ユ 付 護 施 護 認 < 養 療 ツ 介 期 保 型 活  $\vdash$ لح 単 ス 施 療 疾 = ス 護 ピ ツ 施 = 費 老 設 給 知 は 介 所 1 護 入 健 介 ユ 介 型 独 費 養 患 ツ 費 保 ス  $\vdash$ 設 ツ 単 症 ユ 護 短 型 費 所 施 護 = 設 人 入 付 は 介 (ii) + 施 型  $\vdash$ (Ⅱ) 健 費 型 サ  $\vdash$ 位 福 所 費 疾 = 費 期 病 (ii) 療 設 老 ツ 費  $\vdash$ 護 又 介 型 施 (ii) 介 1 型 数 祉 者 単 患 ツ (I) 入 院 養 短 人 1 (Ⅱ) 型 予 は ピ 護 診 ユ 設 護 ピ 1 表 施 生 位 型  $\vdash$  $\mathcal{O}$ 所 療 ユ 介 保 型 定 防 ツ 指 ス 1 療 療 = サ ユ 保 ス 規 に 設 活 数 短 型 ユ 療 養 = 護 入 健 介 期居 ユ 短 1 定 費 ピ ツ Ì 健 費 模 規 入 介 表 期 認 養 病 ツ 費 所 施 護 = 入宅 養 所 期 型 介 (II)ス 施 型  $\vdash$ ピ ツ 施 (I) 介 定 所 護 に 入 知 ツ 介  $\vdash$ (Ⅲ) 療 設 老 ツ 所 床 入 介 費 介 型 ス 設 護 す 者 費 規 所 護 経 型 養 短 人  $\vdash$ 生 1 護  $\mathcal{O}$ 設  $\vdash$  $\mathcal{O}$ 症  $\vdash$  $\mathcal{O}$ サ 療 費 型 サ る 生 (Ⅱ) 定 療 疾 型 費 過 病 期 保 型 所 予 (ii) 護 ユ 福 ユ 介 活 ピ ユ 介 1 = 그 活 若 す 養 患 認 型 院 = 護 1 療 養 (Ⅱ) 入 健 介 (ii) 祉 介 ス

は短護 患 費 護  $\vdash$ トユ  $\mathcal{O}$ (ii) 護 介 活 期 予 予 型 型 型 = (II)病 ユ 護 介 防 防 ツ = 室 入 介 診 病 ユ  $\mathcal{O}$ (ii) 護  $\vdash$ ツ = を 所 短 短 護 療 院 ユ 費 (I)  $\vdash$ 11 療 期 期 予 療 型 ツ = 所 ユ  $\mathcal{O}$ (Ⅱ) 型  $\vdash$ う 養 防 養 病 ツ ユ 入 入 介 介 所 病 介 型 1 所 短 護 院 ツ ユ 護 療 期 予 型 1 療 床 療 護 介 ツ 費 養 養 老 介 型 1 入 防 経 養 護 ツ (ii) 介 介 所 短 過 病 老 護 介 型 1 人 を 護 護 療 期 型 床 保 老 護 介 型 算 費 費 養 介 介 健 保 老 護 介 入 定 介 護 施 保 (Ⅱ) (ii) 所 護 健 人 老 護 す 護 療  $\mathcal{O}$ 若 予 予 設 施 保 人 老 防 ベ ユ L 費 養 防 介 設 施 健 保 人 き < = (I) 介 短 短 護 介 設 施 保 者 ツ は  $\mathcal{O}$ 護 期 期 予 介 設 施 健  $\vdash$ 費 防 が ユ ユ 入 入 予 護 介 設 施 利 型 = = 所 所 防 (I)短 予 介 設 用 認 ツ ツ 療 期 防 療 短 予 護 介 } す 知  $\vdash$ ユ 養 養 入 期 短 防 予 護 型 型 = る 症 介 介 所 入 期 短 防 子 居 疾 認 認 ツ 護 護 療 所 期 防 入 短 患 費 費 所 室 知 知 1 養 療 入 期 短 型 型 症 養 症 (Ⅱ) (Ⅱ) 介 療 所 入 期 認 療 療 介 護 介 養 所 疾 疾 入 患 養 護 患 費 護 介 養 療 知ユ 所 ユ = 室 予 型 型 = 費 護 介 症 (ii) 養 療 又防介介 ツ ツ 疾 (Ⅲ) 費 介 養 護

予定サ規入入ビ ピ Ι 防 す Ì 定 所 所 ス す 介 介  $\mathcal{O}$ 短 る ピ 者 者 若 L ス 護 表 期 単 る 生 生 護 費 < 入 介 活 活 給 給 に 独 所 型 (I) 護 介 お 介 付 は付 生 介 護 護 費 併 費 又 福 11 活 護 は 費 費 単 単 て 祉 設 介 型 予 指 施 (I) (I) 位 位 護 防 定 設 若 数 短 数 従 介 費 短 サ 指 表 期 表 来 期 型 (I) 護 ] < に 定 に 入 予 施 規 規個 を 入 ピ は 所 算 防 所 ス 設 経 定 生 定 室 生 費 す 定 サ サ 渦 活 す る 特 す 活 (I) 的 る 介 ベ 介 ピ 若 ピ 地 地 護 単 養 き 護 ス 域 費 等) ス L 域 独 者 費 介 < 等 密 型 密 (I) \_ 短 が (I) 護 は 介 着 着 型 لح 利 若 給 護 型 指 期 小 用 規 介 付 給 介 入 は L 定 す < 費 模 護 地 所 付 護 単 介 老 老 生 指 る は 域 居 単 併 位 護 人 密 活 定 福 居 室 設 数 福 介 福 位 着 型 を 表 数 型 護 宅 祉 祉 祉 介 に 表 サ 費 サ 施 施 施 11 設 Ì う 規 設 に 1 護 設

護 入宅 所 老 所 + 養 療 1  $\mathcal{O}$ 保 介 養 表 ピ 護 健 ス 介 に 介 費 施 護 お 費 護 (i) 設 しい 短 (I)給 て 介 期  $\mathcal{O}$ 付 従 護 入 介 費 老 所 護 単 来 型 療 老 位 保 養 人 数 個 健 保 介 表 室 施 護 健 に 老 設 費 施 規 短 (Ⅱ) 設 定 健 期 す  $\mathcal{O}$ 短 入 介 る 療 期 所 護 介 入 養 療 老 所 護 等 養 人 療 老 \_ 保 介 養 人 保 لح 護 健 介 費 は 施 護 健 費 設 施 0 短 設 指 (i) 期 介 短 定 入介 期 護 居

兀

兀

は短 護 護 患 (ii) 費 護  $\vdash$ トユ  $\mathcal{O}$ 介活 期 予 予 型 型 型 = 病 ユ (Ⅱ) 費 護 介 防 防 室 入 介 診 病 ツ = ユ (ii) 費  $\mathcal{O}$ 護  $\vdash$ を 所 短 短 護 療 院 ツ = 費 ユ (1) $\vdash$ 療 期 期 療 型 ツ = 11 予 所 ユ  $\mathcal{O}$ (Ⅱ) う。 防 型 1 ツ = 養 入 入 介 養 病 ユ 介 所 護 型  $\vdash$ ツ = 所 短 病 院 介 ユ 型 護 療 療 期 予 床 療 護 介  $\vdash$ ッソ = 費 養 養 防 養 老 護 介 型 1 ッソ 入 経 (ii) 介 介 所 短 過 病 人 老 護 介 型 1 保 護 護 療 期 型 老 護 介 型 を 床 人 算 費 費 養 保 介 介 健 老 護 介 入 人 定 護 施 (Ⅱ) 介 所 護 健 保 老 (ii) 人 護 す 護 設 施 保  $\mathcal{O}$ 若 療 予 予 健 人 老 ベ 費 養 防 防 ユ 介 設 施 健 保 人 き = < (I) 介 短 短 護 介 設 施 健 保 ツ 者 は 期  $\mathcal{O}$ 護 期 予 護 介 設 施 健 1 防 が ユ ユ 費 入 入 予 護 介 設 施 利 型 =  $\equiv$ (II)所 所 短 防 予 護 介 設 用 認 ツ ツ 療 療 期 短 防 予 介 } す 知  $\vdash$ ユ 養 養 入 期 短 防 予 護 る 症 型 型 = 介 介 所 入 期 短 防 7 居 疾 認 認 ツ 護 護 療 所 入 期 短 防 室 患 知 知  $\vdash$ 費 費 養 療 所 入 期 短 型 症 症 型 (Ⅱ) 介 養 療 所 入 期 (Ⅱ) 療 介 疾 疾 認 護 介 養 療 所 入 養 護 患 患 ユ 費 護 介 養 療 知 ユ 所 室 予 型 型 症 = = 費 護 介 療 (ii) 養 又防介 介 疾 ツ ツ 費 護 養 介

予 定 Ţ サ 規 ビ ピ ۲ 防 ] 所 す 定 所 ス 介 介  $\mathcal{O}$ 短 る F, す 者 者 若 į 期 単 ス る 生 生 護 護 表 費 入 独 介 活 給 < 給 に 活 所 型 護 (I) 介 介 付 は 付 お 生 介 護 護 併 費 又 福 費 V 活 護 は 単 祉 費 費 設 単 て 型 介 予 指 施 (I) 位 位 (I) 護 防 定 設 若 数 短 数 従 L 費 介 短 サ 指 表 期 表 来 期 護 1 定 < 型 (I) 入 に に 入 施 規 所 規 を 予 は 個 ピ 算 所 防 ス 設 経 定 生 定 室 費 定 生 す サ サ す 過 活 す る 特 活 (I) 的 る 介 べ 護 介 ピ 若 ピ 地 地 単 養 き 等) 護 ス ス 域 域 費 独 し 等 介 者 費 < 密 密 型 (I) \_ が (I)護 介 着 着 短 は لح 利 若 給 小 護 型 型 指 期 用 L 付 規 給 介 介 定 入 は す < 費 模 付 護 護 地 所 る は 単 介 費 老 老 域 生 指 居 併 護 単 活 定 位 人 密 室 設 数 福 福 介 居 福 位 型 表 数 型 護 宅 を 祉 祉 祉 介 に サ 費 サ 施 表 施 施 11 護 規 設 に 設 1 う 設

所 護 入宅 療 老 所 サ 養 療 1 人  $\mathcal{O}$ 介 保 ピ 表 護 健 介 ス に 介 費 施 護 お (i) 設 費 護 い 短 給 て (I) 介 期  $\mathcal{O}$ 付 護 入 介 従 費 老 所 護 単 来 人 療 老 型 位 保 養 数 個 人 健 介 保 表 室 施 護 健 に 老 設 費 施 規 短 (I)設 定 健 期  $\mathcal{O}$ 短 す • 入 介 期 る 療 所 護 入 介 養 等) 療 老 所 護 養 人 療 老 介 保 養 人 護 健 介 保 لح 費 護 健 は 施 (III)費 設 施 指 0 短 設 (i) 介 期 短 定 護 入 期 居 介

ピ 介 サ ス 型 ス数過 期 1 経 (V) 疾入護知短 入期 介 経 費 療 介 費 ピ Ì 費 介 型 患 費 期 ス ピ 過 療 介 表  $\mathcal{O}$ 所 症 所 入 護 過 (i) 養 入 護 Y ス 型 養 護 短 認 型 所 ス ピ 護 (i) 療 疾 入 療 型 病 所 保 (i) (i) 費 ス 型 期 (II)護 所 養 介 療 保 規 知 短 養 患 所 養 療 短 病 床 療 健 (II) (I)費 0 療 型 施 (II)介 養 健 入 期 認 型 療 介 養 期 養 (i) 護 療 介 定 症 介  $\mathcal{O}$ 院 短  $\mathcal{O}$ 施 認 介 設 療 養 護 施 護 す 所 疾 短 養 病 期 養  $\mathcal{O}$ (i) 施 入 護 知 護 介 入 療 介 病 設 認 護 + 療 型 療 る 療 患 費 費 知 施 養 設 設 保 所 症 期 介 護 院 所 養 入 護 院 短 療 介 養 サ サ 介 養 型 費 症 設 知 療 1 養 施 健 療 疾 入 護 (Ⅱ) 療 療 病 所 費 療 期 (i) 疾 型 養 施 護 短 患 費 サ 症 養 ビ 設 護 1 施 介 養 所  $\mathcal{O}$ (I) 養 養 床 療 (Ⅱ) 養 入 患 型 疾 施 ス 経 サ 療 設 ピ 設 保 護 期 介 認 型 療 診 病 介 養 病 所 Ì ビ (I)  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 型 費 ピ 患 設 経 養 サ ス ス サ 健 費 護 知 短 養 療 診 床 病 床 療 過 Ì 入  $\mathcal{O}$ 渦 介 介 費 費 ス 型 型 過 施 Ì 1 施 所 費 症 期 認 療 型 サ (I) ピ (I) 介 所 経 院 短 養 護 費 型 療 療 介 0 介 ス 設 ピ (I) (Ⅲ) ピ 設 疾 入 護 知 短 所 過 短 費 期 介 (i) (i) 費 療 診 介 サ 指 患 護 ピ 護 ス 0  $\mathcal{O}$ ス サ 養 所 費 症 期 短 型 期 (Ⅲ) 養 入 護 (i) 費 費 養 療 ス 療 療 (i) 護 療 介 定 介 認 型 療 (Ⅱ) 疾 入 期 短 病 入 病 所 費 費 施 認 養 所 養 療 ピ (Ⅱ) 養 護 (Ⅱ) ピ 施 護 知 短 養  $\mathcal{O}$ 患 所 入 期 院 所 病 床 療 (i) 設 知 施 (II) 型 施 療 養 ス 0 型 保  $\mathcal{O}$ ス 設 費 症 期 介 認 型 療 所 入 療 療 院 短 サ 費 療 介 費 サ 期 症 設  $\mathcal{O}$ 介 設 養 施 介 健 (i) 疾 入 護 知 短 養 療 所 養 萶 療 介 病 型 護 患 疾 サ 診 護 サ 設 (Ⅲ) 養 護 施 (I) 若 所 費 症 期 介 養 療 病 介 入 護 院 患 型 療 ピ 1 療 療 経 サ  $\mathcal{O}$ 型 療 設 保  $\mathcal{O}$ ピ L (Ⅲ) 疾 入 護 介 養 床 病 所 療 ス 型 ピ 所 養 F, 渦 Ì 療 介 養 サ 健 介 ス < 短 養 患 所 費 護 介 経 費 床 療 養  $\mathcal{O}$ (i) 費 築 介 ス 型 ス 型 F. 養 護 施 1 護 期 介 認 型 療 費 渦 短 養 病 施 施 は (I) (i) 費 介 介 ス 型 療 設 保 認 護 期 (i) 護 設 設 Ľ 介 入 知 短 養 (i)  $\mathcal{O}$ 介 病 床 護 費 介 養 + ス + 護 費 期 認 短 療 (I)護 +} 健 知 所 症 介 病 入 院 (i) (i) 短 認 療 1 Ì 護 知 期 院 費 療 1 (I) 護 施 施 給 症 療 (IV)疾 入 診 所 療 期 養  $\mathcal{O}$ 療 患 症 療 知 認 養 ピ 診 養  $\mathcal{O}$ 設 F, ピ 設 疾  $\mathcal{O}$ 費 入 療 養 施 (i) 付 養 所 療 入 (i) ス 認 型 ス 療 施 療 養 サ ス サ 費 患 症 施 介 療 疾 所 療 所 養 養 病 所 知 (i) 費 費 費 単 型 患 設 ] ] 護 知 短 所 疾 サ 症 設 所 養 施 療 養 短 療 病 介 病 床 療 型 型 型 ピ 養 F. 位経費症期 認 期 院 サ 設 (i) (i) 養 床 疾 サ 介 短 護 短 養

ビ患 型 介 経 サ ス ス数過 (V) 疾 護 知 短 期 費 療 期 入 入 介 経 介 老 費 1 費 療 患 ス 型 ビ 診 ピ 過 介 介 表 型  $\mathcal{O}$ 所 費 症 期 所 入 護 過 (i) 養 入 護 人 疾 入 ス 療 療 ス 型 F, 養 護 護 (i) に 短 認 型 療 所 費 型 病 所 保 介 (i) (i) 療 (Ⅱ) 護 費 介 ス 型 療 保 規 期 短 患 所 養 療 (Ⅱ) 痻 所 養 知 養 短 病 床 (1)健 期  $\mathcal{O}$ 型 施 (Ⅱ) 費 養 健 介 認 型 期 療 (i) 護 療 介 定 入 症 介 療 介 養  $\mathcal{O}$ 院 短 養  $\mathcal{O}$ 施 認 施 護 す 所 養 介 設  $\mathcal{O}$ 療 養 護 施 疾 入 護 知 短 養 護 介 病 入 療 期 介 病 設 (i) 認 型 療 る 患 知 施 護 + 療 萶 設 設 保 療 所 費 症 期 介 費 護 院 所 養 入 護 院 短 型 症 知 療 1 養 施 療 介 養 サ サ 健 介 養 療 疾 入 護 (I)費 療 療 病 所 費 期 設 療 (i) 型 疾 # 症 養 ピ 設 養 護 施 1 施 護 介 短 養 患 所 費  $\mathcal{O}$ 養 床 療 (II)(I) 養 養 入 患 型 疾 施 ス 経 サ 療 設 F, 設 保 護 期 介 認 型 療 診 養 1 ピ (I)  $\mathcal{O}$ 病 介  $\mathcal{O}$ 病 所 型 護 ピ 患 費 経 養 サ ス ス # 健 費 入 護 知 短 養 療 診 病 設 過 1  $\mathcal{O}$ 床 渦 介 床 療 費 費 介 ス 型 + 型 施 ] 所 費 認 療 型 過 施 症 期 介 所 経 護 院 短 養 (I) ピ (I) 護 費 型 介 介 ス 設 (Ⅲ) 設 療 疾 入 護 短 短 費 療 期 介 0 ピ (I) ビ (i) 知 所 渦 (i) 診 費 介 療 護 サ ス ス 指 患 所 費 期 型 期 (i) F, 護  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ サ 養 症 短 (Ⅲ) 養 入 護 費 費 養 療 ス 護 療 介 1 介 認 型 費 療 療 (i) 1 定 療 (Ⅱ) 疾 入 期 短 病 入  $\mathcal{O}$ 病 所 費 施 施 所 認 養 所 養 療 ピ (Ⅱ) 養 護 (I)ピ 護 知 短 養  $\mathcal{O}$ 患 所 入 期 院 病 床 療 (i) 設 知 施 (II) 型 施 療 養 ス 0 型 保  $\mathcal{O}$ ス 設 費 症 期 介 認 型 療 所 入 療 療 院 短 費 費 サ 症 設  $\mathcal{O}$ 介 設 養 施 療 介 健 介 サ (i) 疾 入 護 知 短 養 療 所 養 養 療 期 介 病 疾 + 診 護 サ 型 設 (Ⅲ) 養 護 施 護 (I) ] 若 患 所 費 症 期 介 養 療 病 介 養 入 護 院 ピ 患 療 経 サ  $\mathcal{O}$ 型 療 設 保  $\mathcal{O}$ ピ 型 療 (Ⅲ) 入 護 介 養 病 所 費 Ì 療 Ì 疾 床 療 ス 型 ピ 所 養 ピ 渦 1 療 介 養 サ 健 介 ス < 短 養  $\mathcal{O}$ 患 所 費 護 介 経 床 療 (i) 養 費 介 ス 型 施 ス 型 ピ 養 護 施 1 施 護 等 は 期 介 認 型 療 費 護 過 (I) 短 養 病 (i) (i) 護 費 介 設 費 介 ス 型 療 設 Ľ 設 保 介 認 入 護 知 短 養 費  $\mathcal{O}$ 介 病 (i) 床 療 (I)護 # 護 費 介 養 サ ス サ 健 護 知 所 費 症 期 介 短 病 入 護 院 (i) (i) 短 認 療 1 療 (I) 護 施 1 費 Ì 給 療 (IV)疾 入 護 知 期 院 所 療 期 養  $\mathcal{O}$ 施 症 認 養 ピ 養 0 療 設 ピ ピ 設 付 養 患 所 費 症 療 診 入 療 療 養 入 知 (i) 疾  $\mathcal{O}$ 施 (i) ス 療 療 サ ス ス サ 費 患 介 認 型 療 疾 所 療 所 養 養 病 症 知 施 施 養 所 (i) 費 費 療 費 1 単 型 護 短 患 療 病 療 疾 サ 症 設 設 養 施 知 養 短 所 病 介 所 床 ビ位経費 症 期 型 期 サ 型 サ ピ 養 介 認 短 養 護 養 疾 設 (i) (i) 床 院 短 (i)

予認所型 室 型 疾 介 費 短護 介 (II) 療防病護防院療予保(i) 所 介 患 費 介 ス 防 介 期 費 費 養 防 型 (V) 護 知 療 (I) 護  $\mathcal{O}$ 養 短 床 短 療 健 療 介 は 予 病 期 期 短 症 養 護  $\mathcal{O}$ 入 介 介 養 介 短 施 養 給 経  $\mathcal{O}$ 療 護 (i) (i) (i) 認 病 予 介 期 疾 介 予 所 防 院 護 入 護 入 病 護 期 設 護 介 付 認 養 療 (i) 過 護 室 防 入 患 防 療 診 短 療 費 所 所 床 費 老 型 施 護 知 予 病 入 介 知 養 型 短 認 所 費 短 養 期 養 療 療 所 護 費 単 介 設 予 症 療 (i) 防 院 介 (i) 人 症 知 施 療 介 期 介 養 養 保 期 防 知 疾 所 入 病 短 療 護 療 予 (I) 位 護 疾 + 症 設 (i) 患 期 患 入 短 症 養 護 入 護 介 所 床 病 介 養 介 予 病 養 防 健  $\mathcal{O}$ 数 療 1 疾 サ 介 認 型 費 護 護 護 型 患 所 期 疾 予 所 療 経 院 入 病 防 院 介 短 施 介 表 養 ピ 型 療 患 護 防 知 療 介 予 養 過 療 費 所 床 費 短 療 護 期 設 護 に 施 介 ス ピ 入 (i) 型 費 養 所 費 短 症 養 護 防 介 型 養 療 介 期 養 費 老 規 護 介 ス (I) (Ⅱ) 入 介 設 介 療 介 期 介 予 認 短 護 介 病 養 (Ⅲ) 所 護 定 サ 療 費 (IV) 疾  $\mathcal{O}$ 護 0 入 病 人 (i) 護 護 患 護 期 費 病 病 療 保 す 養 護 0 入 防 知 護 床 介 予 所 床  $\mathcal{O}$ 予 療 (Ⅲ) 費 認 型 防 介 介 予 所 費 短 症 入 (I) 予 経 院 護 院 療 介 養 防 健 る ピ 萶 0 (I) 護 防 知 療 介 (Ⅱ) 期 疾 所  $\mathcal{O}$ 防 過 療 費 短 療 養 護 護 介 短 施 介 ス 設 知 施 認 費 を 費 短 症 養 護 0 入 患 療 診 短 型 養 (i) 期 養 介 予 老 護 期 設 護 サ 症 設 知 算 防 (i) 期 疾 介 予 認 所 型 養 療 期 介 病 入 病 護 人 費 入 介 老 (I) 1 疾 + 症 定 患 防 介 介 費 保 所 患 若 入 護 知 療 所 入 護 床 病 所 床 短 (i) 護 人 又 ピ 1 疾 す 型 護 介 所 予 期 療 保 は 型 所 費 短 症 養 護 経 院 療 介 健 予 ス ピ 患 (i) べ 費 防 < 療 介 期 疾 介 予 護 療 過 療 養 護 入 施 介 養 防 健 指 介 ス 型 (i) き 費 養 護 入 患 護 防 (II)予 養 短 型 養 介 予 病 所 設 護 介 短 施 定 護 介 は (i) 者 型 認 介 予 認 所 費 短 防 介 期 介 病 護 防 院 療 介 老 護 期 設 介 若 療 (IV) 護  $\mathcal{O}$ 入 防 療 介 期 診 短 護 護 床 費 短 療 費 護 療 が 知 護 知 養 護 入 介 養  $\mathcal{O}$ (i) 人 L 利 療 期 費 所 予 経 期 予 保 症 費 短 症 養 護 入 (Ⅲ) 養 介 (Ⅱ) 所 護 予 認 養 施 用 認 入 療 防 入 病 護 (V) 期 疾 介 予 所 所 過 防 健 療 予 防 は 設 疾 (i)  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 知 施 す 患 知 型 患 入 防 療 介 所 養 短 病 所 床 費 短 施 介 防 +}-認 + 設  $\mathcal{O}$ 護 養 症 診 介 る 型 認 所 型 費 養 護 療 介 期 療 介 期 設 護 介 短 1 Ì 短 症 院 疾 +1 (I) 知 入 護 入 老 期 介 期 予 養 療 護 護 養 患 1 知 療 (Ⅲ) 疾 介 療 護 ピ ビ 経  $\mathcal{O}$ 介 症 費 予 予 病 費 入 患 護 介 養介 護 入ス 型 症 養 護  $\mathcal{O}$ 防 所 所 所 人 疾 ス ピ

室 型 疾介 予 認 型 費 短 護 介 (Ⅱ) 療 防 病 護防院療予 保 (i) 所 患 所 介 費 介 費 防 費 患 護 防 知 療 介 (I) 期 護  $\mathcal{O}$ 養 短 床 費 短 療 養 健 療 護 型 (V) 護 介 は 型 費 短 症 養 護 予 病 介 期 介 期 養 介 短 養 給 経  $\mathcal{O}$ 療 護  $\mathcal{O}$ 入 (i) (i) 施 介 (i) 護 期 疾 認 所 防 護 入 護 期 設 護 認 病 7 介 (i) 介 予 院 護 入 病 介 什 渦 養 痻 入 室 防 患 防 診 療 費 所 予 所 床 費 老 型 施 護 護 知 療 短 病 入 介 護 知 認 萶 型 短 期 所 単 短 予 認 所 費 症 養 療 養 療 防 院 療 介 護 人 費 介 症 設 知 施 (i) (i) 介 期 予 保 期 防 知 療 疾 介 所 入 病 養 短 療 養 護 療 (I) 位 護 疾 + 症 設 (i) 症 養 護 入 患 護 介 所 床 病 介 期 養 介 予 病 養 防 健  $\mathcal{O}$ 数 療 患 Ì 疾 + う 入 短 型 型 所 期 疾 介 予 認 所 費 護 療 経 院 護 入 護 防 短 施 介 表 養 ピ 患 1 病 院 介 型 患 護 防 知 療 介 養 過 療 費 所 費 短 療 護 期 設 護 施 介 ス ピ 療 入 予 床 に (i) 規 養 型 費 短 症 養 護 防 介 型 養 療 期 養 費 介 老 費 介 ス 所 介 (Ⅱ) 入 設 護 (I) 介 療 介 期 疾 介 認 短 護 護 定 + 療 費 (IV)予 介 病 養 護 病 (Ⅲ) 所 護  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 入 人 (i) 護 期 費 病 病 保 す 護 入 患 護 防 護 介 予 所 療 養 養 0 知 床 床  $\mathcal{O}$ 予 療 (Ⅲ) 費 型 予 認 所 費 症 護 防 介 養 防 介 短 入 (I) 予 経 院 院 療 介 健 る ピ 施 養  $\mathcal{O}$ (I)介 防 期 所 費 養 護 介 ス 護 知 療 (Ⅱ) 疾  $\mathcal{O}$ 防 過 療 短 療 護 介 短 施 設 知 施 認 費 診 介 期 を 費 短 症 養 護 0 入 患 療 短 型 養 (i) 期 養 予 老 護 設 護 サ 症 設 算 期 (i) 期 疾 介 予 認 所 型 養 療 介 病 入 病 護 防 人 費 入 介 老 (I) 疾 サ 症 定す 若 入 患 護 防 知 療 介 介 所 入 護 床 病 所 床 費 短 保 所 護 人 又 F, 患 1 疾 (i) 所 型 費 短 症 養 護 護 介 所 予 経 院 療 介 期 健 療 予 保 は ス 型 ピ 患 L (i) ベ < 療 介 期 疾 介 予 費 護 療 防 渦 療 養 護 入 施 介 養 防 健 介 ス 型 (i) 指 き は 養 護 入 患 護 防 (Ⅱ) 予 養 短 型 養 介 予 病 所 設 護 介 短 施 定 (i) 費 介 者 認 介 予 認 所 型 費 短  $\mathcal{O}$ 防 介 期 介 病 護 防院 療 介 老 護 期 設 介 若 療 (IV) 護 が 知 護 防 知 療 介 期 診 短 護 入 護 床 費 短 療 養 護 費 入 介 護 養  $\mathcal{O}$ 療 (i) 人 利 費 短 護 入 療 期 費 所 予 経 (Ⅲ) 期 養 介 予 保 (Ⅱ) 所 護 予 認 症 症 養 施 養 用 (V) 期 疾 介 予 認 所 所 入 療 防 過 入 病 護 防 健  $\mathcal{O}$ 療 予 防 は 設 疾 (i)  $\mathcal{O}$ 知 施 す 患  $\mathcal{O}$ 入 患 護 防 知 療 介 所 養 短 型 病 所 床 費 短 介 養 防 サ 認 + 施 症 設 る 型 認 所 型 費 短 養 護 療 診 介 期 介 院 療 介 期 設 護 介 短 1 1 + 症 (I) 知 疾 期 介 予 療 護 入 護 療 養 護 入 期 Ì 療 経 療 介 (Ⅲ) 疾 養  $\mathcal{O}$ 介 老 護 ピ 症 ピ 患 知 入 費 予 予 病 護 費 患 護 介 所 所 養 介 所 入 ス 型 症 養 護 防 人 疾 ス ピ  $\mathcal{O}$ 

新 設

五.

疾 入療所費 型 病 保養 費 認 型 療 (ii) 所 費 人 療 独 介 活 給 介 Ì 活 患 所 養 (II)短 保 養 型 知 短 養 療 病 床 療 (I) 健 介 ピ 所  $(\Pi)$ 護 介 介 付 は 護 型 院  $\mathcal{O}$ 症 期 介 認 療 介 養  $\mathcal{O}$ 期 短 養  $\mathcal{O}$ 施 護 健 介 ス  $\mathcal{O}$ 生 介 護 護 費 併 給 又 福 期 費 疾 入 短 養 護 介 病 療 介 病 設 費 施 護 介 表 活 護 は 費 単 設 付 表 知 入 祉 に 患 所 期 介 費 護 養 入 護 短 設 費 護 に 型 症 院 所 院 (ii) 介 子 指 施 (Ⅱ) (Ⅱ) 位 費 型 入 費 療 病 所 費 療 期 給 若 単 療 (<u>ii</u>) 疾 護 (II)療 短 (I) お 護 防 定 設 数 短 お 短 患 費 期 11 費 養 所  $\mathcal{O}$ (I) 養 養 床 療 (Ⅱ) 養 入 介  $\mathcal{O}$ 付 短 介 + 指 表 期 位 l 1 期 型 護 介 認 療 診  $\mathcal{O}$ 病 介 経 養  $\mathcal{O}$ 病 所 入 介 費 T (Ⅱ) 期 護 数 7 (I) 定 入 入 診 病 老 所 護 単 護 知 短 養  $\mathcal{O}$ 療 床 護 過 介 床 療 を 施 規 所 表 入 予 ビ は 所 多 多 費 症 期 介 認 療 経 費 型 護 院 短 養 人 療 老 位 算 防 設 経 定 生 に 所 所 ス 療 費 入 護 短 短 費 療 期 介 保 養 数 床 定 生 サ サ す 規 床 (<u>ii</u>) 疾 知 所 過 (<u>ii</u>) 過 活 養 患 費 症 短 型 期 (III)養 護 健 介 保 表 介 定 所 期 入 室 す 活 Ì (I)的 る 室 介 療 期 病 病 費 護 認 型 (I)疾 入 短 入  $\mathcal{O}$ 所 施 護 健 に 介 ビ 若 ピ 地 地 す 護 患 病 規 老 費 特 知 短 養 0 所 入 期 院 所 床 療 (ii) 設 費 施 き 護 ス 域 域 る L 費 介 症 期 介 認 型 療 所 入 療 療 院 短 養 短 (II)設 定健 者 費 築 密 密 (Ⅱ) 単 養 (i)護 疾 入 知 短 養 療 所 養 養 療 期 介 病 期  $\mathcal{O}$ 短 す が (Ⅱ) 護 は 介 着 着 独 等 若 患 所 費 症 期 介 養 療 病 介 養 入 護 院 入 介 期 る 療 利 若 給 護 型 型 指 型 小 型 療 護 病 所 費 療 所 護 介 L (III)疾 入 護 介 養 床 入 養 用 付 規 介 介 定 短 給 L < 患 所 介 費 療 療 老 所 護 等 لح 短 養  $\mathcal{O}$ 費 護 経 床 養 す 費 模 付 護 護 地 期 (ii) は 費 療 期 介 認 療 護 過 (I) 短 養 病 養 人 老 る は 単 介 費 老 老 域 入 は (ii) 養 費 型 保 居 認 入 護 知 短  $\mathcal{O}$ 期 介 病 介 養 併 単 所 (ii) 床 人 位 護 密 保 لح 知 所 費 期 介 認 短 病 入 護 短 護 健 介 室 数 症 (ii) 院 設 福 位 福 福 着 生 指 症 (IV)入 護 期 院 費 療 期 費 護 健 は を 型 型 活 療 疾 知 診 所 施 表 数 祉 祉 定 祉 に 疾 患 費 療 療 養 入 費 +} 居  $\mathcal{O}$ 所 症 療 診 入 (ii) (Ⅲ) 設 施 介 表 養 施 施 施 介 しい う。 患 型 療 療 所 指 護 規 宅 介 認 疾 所 所 養 養 病  $\mathcal{O}$ 短 設 設 設 設 Ì 護 (ii) (i) 型 療 予 規 費 サ 護 養 患 短 所 療 介 病 床 介 期 短 定 ビ 知 短 病 定 + 入 入 護 居 防 Ì 経 費 期 介 認 型 期 短 養 床 院 短 養 入 期 す 定 所 所 ス 症 護 1 (II) 介 費 期 老 護 短 入 期 経 療 介 所 入 宅 す 者 者 介 若 過 (V) 入 護 知 介 短 る ビ ピ 疾 単 生 老所サ 期 る 生 護 ス 型の 患 費 入 護 養 入 護 人療 ス 所 症 期 所 過 ( jj )

六

五.

単

老所

人療

院 期 保 (ii) 疾 入 護 知 短 所 過 (ii) 短 費 療 介 養 位 人 生 患 所 費 期 短 型 期 (Ⅲ) 養 入 護 健 保  $\mathcal{O}$ 症 介 活 数 認 型 (Ⅱ) 期 病 所 費 施 健 療 疾 入 短 病 入  $\mathcal{O}$ 護 表 表 介 知 患 所 期 設 費 短 養  $\mathcal{O}$ 入 院 所 病 床 療 (<u>ii</u>) 施 護 に に 症 型 期 介 認 療 所 入 療 療 院 短 養 短 (Ⅱ) 設 費 規 お 期 疾 入 護 知 短 養 療 所 養 養 療 介 病 期  $\mathcal{O}$ 短 (Ⅱ) 定 11 患 所 費 症 期 介 養 療 病 介 養 入 護 院 入 介 期 す 7 型 療 疾 入 護 介 養 護 病 所 費 療 所 護 る (Ⅲ) 床 入 介 多 短 養 患 所 費 護 介 経 費 床 療 養 療 老 所 護 単  $\mathcal{O}$ (ii) 期 介 認 型 療 費 護 短 養 養 老 独 過 (I) 病 人 療 床 (ij) 入 養 費 型 期 介 保 型 護 短 病 介 養 知 (ii)  $\mathcal{O}$ 床 人 室 所 認 短 病 護 短 費 症 期 介 入 護 院 短 健 保 (ij) 介 لح 療 診 期 所 費 療 期 費 (IV)疾 入 護 知 院 施 護 健 期 養 患 所 費 診 養 0 症 療 入 療 療 (<u>ii</u>) 入 (Ⅲ) 設 費 施 入 は 介 療 設所 認 型 療 (<u>ii</u>) 疾 所 所 養 養 病 所  $\mathcal{O}$ 短 (ii) 護 知 短 養 患 短 所 療 病 介 病 床 療 介 期 短 生 指 費 症 期 介 認 型 期 短 養 床 護 院 短 養 護 入 介 期活 定 (V)疾 入 護 知 短 入 期 介 経 費 療 期 介 老 所 護 入 居 介 0 患 所 費 期 所 入 護 過 養 入 護 療 老 所 護 宅 症 (<u>ii</u>) 人 認 型 療 (ii) 疾 入 療 所 費 型 病 所 費 保 養 人 療 費 サ 知 短 養 患 所 養 療 (I)短 病 床 療 (I) 健 介 保養 (Ⅱ) 1 症 期 介 認 療 介 養  $\mathcal{O}$ 期 院 短 養  $\mathcal{O}$ 施 護 健 介 ピ 疾 入 護 知 短 養 護 介 病 入 療 期 介 病 設 費 護 併 ス 施 患 所 費 期 介 費 護 院 所 養 入 護 院 短 設 費 介 症 (ii) 設 型 療 疾 入 護 費 療 療 病 所 費 療 期 短 (I) 型 護 (ii) (Ⅱ) 短 患 所 費 養 床 療 (II)入 期 短 養  $\mathcal{O}$ (I)養 養 介  $\mathcal{O}$ 給 型 療 介 病 護 入 期 介 認 診  $\mathcal{O}$ 病 経 養 所 介 期 (I)  $\mathcal{O}$ 付 護 入 短 療 護 病 療 老 所 知 養 診 床 過 介 床 入  $\mathcal{O}$ 

型 護 短養

費症

期 介 認

所療経費

(i) 期 ス型 介 養 介短施介養 給経の療(i)護費介ス療療 ピ (ii) 養 護 護 (ii) に 短 費 期 介 認 療 (II)護 養 費 介 型 療 保 期 入 設 護 付 過 養 所 ス 老 費 型 認 型 費 予 所 床 入 介 護 知 施 養  $\mathcal{O}$ 療 (ii) 施 (Ⅱ) 護 療 介 養 健 介 定 入 認 防 療 介 所 護 人 費 単 介 症 設 知 施 養 介 設 療 養 護 施 施 護 す 所 (<u>ii</u>)  $\mathcal{O}$ (ii) 型 短 養 護 療 予 保 護 疾 + 設 認 護 サ 療 養 療 設 設 保 る 療 (I) 位 症 知 施 療 期 介 病 養 防 健 数 療 患 サ 療 療 養 サ + 健 介 養 予  $\mathcal{O}$ 疾 症 設 知 1 養 施 介 養 短 介 養 型 患 1 サ 養 型 養 施 入 病 防 院 介 施 表 ピ 疾 症 ピ 設 護 1 施 護 介 サ 所 期 介 ス 型 患 1 型 設 設 床 短 療 護 設 護 に 施 ピ 疾 施 ス 経 療 ピ ピ 保 護 費 療 規 介 ス 型 患 費 養 ス ス 費 介 (II)期 養 費 入 介 老 設 護 ピ 設 過 経 + + 健 費 型 費 費 養 護 病 (Ⅲ) 所 護 人 定 サ 療 護 介 ス 型 サ ピ 過 施 1 施 0 入 (<u>ii</u>) (I) (I)介 費 予 病 所 床 療 保 す ] 養 療 (Ⅲ) 護 介 介 ス 型 設 ピ (I) (Ⅲ)  $\mathcal{O}$ 予  $\mathcal{O}$ ビ 護 費 防 療 介 介 防 健 る 施 認 養 療 護 ピ 診 護 介 サ ス ス 指 院 養 ピ  $\mathcal{O}$ (ii)  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ サ 費 介 ス 認 療 療 護 費 療 費 短 療 養 護 護 介 短 施 設 知 施 養 ス 療 (ii) 介 定 費 期 介 期 護 サ 認 費 療 ピ (ii) 養 予 老 護 設 症 設 知 施 養 所 養 (II)養 護 (Ⅱ) ピ 施 型 入 病 護 防 人 費 入 介 老 (Ⅱ) 疾 サ 症 設 知 施 (Ⅱ) 型 施 療 養 ス 保  $\mathcal{O}$ ス 設 患 費 費 病 所 床 費 短 保 (ii) 所 護 人 又 ピ 疾 サ 症 設  $\mathcal{O}$ 介 設 養 施 療 介 介 サ 院 療 介 (ii) 期 健 療 予 保 は ス 型 ピ 患 疾 サ 診 護 サ 型 設 (Ⅲ) 養 施 護 (I) 療 入 防 費 介 ス 型 患 Ì 経 サ 型 養 護 施 介 養 健 指 ピ 療 療  $\mathcal{O}$ 療 設 保の ピ 養 病 護 護 費 介 ス 型 介 予 所 設 介 短 施 定 (ii) ピ 所 養 F. 過 療 介 養 健 介 ス 病 護 費 介 ス 型 ス 型 護 防 院 療 介 老 護 期 設 介 若 療 (IV)施 ピ 養 施 Ì 施 護 竿 費 費 型 床 費 短 療 養 護 人 費 入 介 護 養  $\mathcal{O}$ 療 護 介 設 介 ス 療 設 ピ 設 保 介 L (ii) 保 サ 費 経 期 養 介 予 (Ⅱ) 所 護 予 < 施 認 養 療 (I) 護 (ii) 護 介 養 サ ス + 健 (Ⅲ) 護 防 療 予 設 認 療 療 1 費 過 入 病 護 健  $\mathcal{O}$ 防 は 知 施 養  $\mathcal{O}$ 1 (I) 護 施 1 給  $\mathcal{O}$ 施 型 費 防 + 認 + 認 療 設 ピ 病 所 床 短 施 介 養 症 設 知 施 養 ピ 診 養  $\mathcal{O}$ ピ 設 (ii) 付 介 介 療 1 # 療 療 + ス 費 院 期 設 護 介 短 知 疾 症 設 知 施 ス 施 養 ス + (I) 老 入 ピ 患 ] # 費 ] 費 護 療 養 護 護 期 F, 症 疾 症 設 設 養 施 1 単  $\mathcal{D}$ 介 所 療 ピ ス 型 患 1 型 サ 型 予 養 予 病 所 費 ス サ 設 ピ 養 介 護 人 入 疾 疾 (ii) ピ 位 (<u>ii</u>) (ii) ピ 介 患 費 ス 型 患 Ì 介 1 経 防 防 院 療 予 保 介 ス 型 ス 病 護 所 サ (<u>ii</u>) 数 費 介 ド 型 型 過 費 費 短床 費 療 防 護 (V) 護 ス 診 護 ピ Ì 療 介 短 養 健 療 介 表

> 短 介若 療 (IV)護 費 介 ス型 施 ス 型 ピ 養 護 護 規 等 (Ⅱ) 施 施 密 密 所 費 期 護 介 設 費 介 型 保 模 護 L 養  $\mathcal{O}$ 療 (ii) ス 療 設 ビ 設 介 着 着 療 費 入 予 < 施 認 養 療 (I) 護 サ (ii) 護 介 養 サ ス サ 健 介 護 型 型 指 養 1 費 設 認 療 (I) 護 施 Ì Ì 給 所 防 は 知 施 養  $\mathcal{O}$ 療 施 護 介 介 定 介 サ + 認 ピ ピ ピ 牛 認 症 設 知 施 養 診 養  $\mathcal{O}$ 療 設 (<u>ii</u>) 設 福 付 護 護 批 護 1 ス 療 # 活 1 知 疾 サ 症 設 知 施 療 施 養 ス ス + 祉 老 老 域 費 患 1 費 Ì 費 費 畄 介 ピ 症 ピ 疾 サ 症 設 所 設 養 施 療 Ì 人 密 (ii) 施 型 ] 型 型 護 ス 疾 ス ピ 患 疾 サ サ 設 ピ (ii) 養 (ii) ピ 設 位 福 福 着 若 (ii) 介 費 型 患 + 型 型 費 患 介 ス 1 介 1 経 ス ス +} 数 ピ 祉 L 祉 型 費 型 費 費 護 (V) 護 介 ス ピ 診 護 ピ 過 1 療 介 介 1 表 +) < (II)施 施 費 給 経 護 介 ス 療 療 ス 型 養 護 護 に Ì  $\mathcal{O}$ 療 F, (ii) ピ 設 設 は (<u>ii</u>) (<u>ii</u>) 費 費 認 護 養 介 ス 型 療 規 併 付 養 療 (Ⅱ) 所 保 ス 認 過 入 入 ビ 費 型 型 護 介 養 費 設 費 知 施 認 養 療 施 療 健 介 定 所 所  $\mathcal{O}$ (<u>ii</u>) (Ⅱ) ス 知 介 介 護 す 型 症 施 認 設 養 施 施 (II)者 介 単 設 知 養  $\mathcal{O}$ 療 (ii) 護 者 症 型 介 疾 サ 症 認 護 サ 療 療 保 生 位 護 設 知 施 養 設 設 る 生 護 疾 患 Ì 介 患 護 数 療 疾 サ 症 設 知 療 養 施 療 養 サ サ 健 介 介 活 活 給 型 子 表 養 型 ピ 患 疾 サ 症 養 ピ 設 養 護 施 1 施 護 護 付 型 患 型 防 施 介 ス 型 ピ 疾 施 ス 経 サ 療 設 ピ ピ 設 保 福 護 費 経 費 費 短 規 設 護 介 ス 型 ピ 患 設 渦 経 養 サ ス ス サ 健 祉 費 費 単 渦 費 費 期 定 サ 療 護 介 ス 型 サ (I) 型 ピ 施 1 費 施 (II) 型 (<u>ii</u>) 渦 施 位 入 す 1 養 療 (Ⅲ) 護 費 介 0 介 ス 型 設 ピ (I) (Ⅲ) ピ 設 設 若 数 短 所 る ピ 施 認 養  $\mathcal{O}$ 療 (ii) 護 ピ 診 護 費 介 サ ス  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ス + 指 表 期 単 ス 設 知 施 認 養 療 ス 療 療 (ii) 護 Ì 費 療 介 1 定 入 独 費 サ 症 設 知 施 認 養 費 所 養 療 ピ (Ⅱ) 養 護 (Ⅱ) ピ ピ 規 所 活 施 は 介 型 (II)Ì 疾 サ 設 知 施 (Ⅱ) 型 施 養 ス  $\mathcal{O}$ 型 保  $\mathcal{O}$ ス ス 設 経 療 症 療 定 護 介 又 ピ 患 1 疾 サ 症 設 介 設 養 施 費 療 介 健 介 費 過 す 養  $\mathcal{O}$ 護 は ス 型 ピ 患 ] 疾 サ 診 護 サ 型 設 (Ⅲ) 養 護 護 Ì 施 (I) (Ⅱ) 的 る 介 費 介 ス 型 ピ 患 ] 療 療 ] 経 サ 型 療 設 保  $\mathcal{O}$ (I)予 指  $\mathcal{O}$ ピ 地 護 地 費 介 ピ F. ] 療 介 護 ス 型 所 養 過 養 サ 介 ス 域 防 定 (ii) 健 域

介短

(ii)

介養防健

護

老

人

保

健

施介養

設 護

介

護

予 保

防

短 施 介 養

期

入介老護

所護人費

療 予 保 (I)

養防健の

介短

護期設護

∭ 所護人

 $\mathcal{O}$ 

入

療予

介短施

護期設

費入

(Ⅱ)

 $\mathcal{O}$ 

老

健

設 護 介

入介老

療

養

施介

人

保

介

予

防

入

療

介

保

施

予

防

設 護

介老

護

所護

療

介短

護期

費

(i) 所

費 は護 短 症 養 護  $\mathcal{O}$ 入 (ii) 予 病 介 疾患 予 介 期 介 予 認 所 防 院 (ii) 護 入 防 防 護 入 護 知 療 短 療 所 室 診 費 予 認 所 型 短 症 養 療 期 養 短 (ii) 療 期 介 期 介 病 養 防 知 療 (ii) 疾 所 入 う。 患 護 所 入 短 養 護 入 介 床 症 所 型 費 期 疾 介 予 認 所 護 療 院 経 護 介 養 療 患 防 知 療 予 過 療 費 入 (ii) 養 費 養 型 所 型 短 症 護 防 介 養 (I) 介護 介 期 疾 介 予 短 護 介 療 (IV)認 病  $\mathcal{O}$ 期 養 患 護 防 費 護 床 護  $\mathcal{O}$ 入 知 病 受費(Ⅱ) 型 介 認 所 費 症 予 短 入 (I) 予 院 護 介 防 療 (II)期 疾 所 防 過 知  $\mathcal{O}$ を算 患 費 症 養 護 入 療 診 型 養 短  $\mathcal{O}$ 短 (ii) 期 介 予 認 所 型 養 期 疾 療 介 病 防 定 患 護 療 介 若 入 知 介 所 入 床 す 所 型 費 護 所 短 症 養 護 介 予 経 < 療 介 期 疾 介 予 費 護 療 防 (ii) 過 き者 は 養 護 入 患 護 防 (II)予 短 認 介 予 認 所 型 費 短 防 介 介  $\mathcal{O}$ 防 療 介 期 診 護 が 知 護 知 (ii) 短 入 護 護 入 期 費 所 利 症 費 短 症 養 療 予 用 (V)期 疾 介 予 認 所 所 入 療 防 疾 (ii) す 患  $\mathcal{O}$ 入 患 護 防 知 療 介 所 養 短 型 る 認 所 型 費 短 症 養 護 療 診 介 期 療 経 療 介 期 疾 介 予 養 療 護 知 (Ⅲ) 入 養 護 入 患 防 費 過 症 養 護 介 所 所  $\mathcal{O}$ 介護 型 室 型 予 認 所 費 短 護 介 疾 (Ⅱ) 療 患 知療 期 介 防 介 費 (I) 護 養  $\mathcal{O}$ 

防知療 介(I) 期疾所  $\mathcal{O}$ 防 過 費 短 療 (Ⅱ) 療 養 護 入所 期 養 護 患 療 診 型 養 (ii) 養 症  $\mathcal{O}$ 短 介 予 老 期 予 認 型 養 期 護 防 (ii) 疾 介 療 介 病 入 病 人 防 所 定 入 知 療 介 介 所 入 護 床 病 床 短 保 L 所 す 型 費 短 症 養 護 護 介 所 予 経 院 療 介 (ii) 期 健 予防 < 療 介 期 疾 介 費 護 療 防 過 療 養 護 施 (ii) 入 、き者 は 養 護 入 患 護 (II)予 養 短 型 養 介 予 所 病 設 認 介 予 所 型 費 防 期 介 病 護 防 認 短  $\mathcal{O}$ 介 院 療 介 が 介 期 診 短 護 知 護 防 知 療 入 護 床 費 短 療 養 護 (ii) 利 症 養 期 費 所 予 期 症 費 短 護 入 療 経 (III)養 介 予 用 介 予 所 疾 (V) 期 疾 認 所 入 療 防 過  $\mathcal{O}$ 入 病 護 防 (ii) 護 す 患 入 患 防 知 療 介 所 養 短 型 病 所 費  $\mathcal{O}$ 床 短 る居室 型 型 養 介 認 所 費 短 症 護 療 診 介 期 院 療 介 (I) 期 介 経 期 介 予 養 護 護 養 護 知 療 (III)疾 療 療 入  $\mathcal{O}$ 入 防 所 症 養 護 患 護 介 所 費 予 養 介 所 過 予 病  $\mathcal{O}$ 入 型介 型介護予 介 (I)認 費 護 防 院 療 疾 予 所 介 療 病 短 療養室 養 患 護 療 期 費 防 養 床 費 知 (I) 護  $\mathcal{O}$ 短 短 護予 養介 病 介 期 介 期 養 介 型 費 予 短 症  $\mathcal{O}$ 入 (ij) (ii) 介 期 所 防 認 護 護 (<u>ii</u>) 疾 院 入 入 病 患型 所 又 防 護 入 護 防 知 療 診 短 療 費 予 病 所 床 費 は 期 短 予 認 所 費 短 症 養 療 養 (<u>ii</u>) 療 防 院 療 介 (ii) 病 期 防 知 療 介 (ii) 期 疾 介 所 入 病 養 短 療 室 入 短 症 養 護 入 患 護 介 所 床 病 介 期 養 介 予 所 期 疾 介 予 認 所 型 費 護 療 経 院 護 入 病 防 院 入 療 患 護 防 知 療 介 予 養 過 療 費 所 床 費 短 療 (ii) . う。 所 費 短 症 養 護 防 介 型 養 (I) 療 介 (II)期 養 介 療 介 (IV)期 疾 介 予 認 短 護 介 病  $\mathcal{O}$ 養 護 入  $\mathcal{O}$ 病 養 護 入 患 護 防 知 期 費 護 床 病 介 予 病 所  $\mathcal{O}$ 床 予 所 型 費 短 症 入 (I) 予 経 院 護 防院 療 介

0 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限

額 (平成十七年厚生労働省告示第四百十四号) 【平成二十七年八月一 日施行】 傍 線 0 部 分は 改 正

第六十 得 欄 第 「居 ピ の区 五. 介 掲 住 +護 費等 · 一 条 分及び中 げ 保 条 る 険 額とす の 三 の 三  $\mathcal{O}$ 法 負 - 欄に 第二 第二 担 平 ź。 限 成 掲 度 項項 九 げる居室等 額」という。 第二号に規定する滞 第二号に規定する居 年 法 律 第 百二十三 の 区 は、 分に応じ、 次の表 在費 住 費 以  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 下 それぞ 0 負 負 上 担 担 法 一欄に掲 限度額 限 度 れ 同 額 局表の下 表の · う。 及 以 び 下 法 得の区が 第六十 第 五 介 +護

改

正

後

改

正

前

部

分

度

所 イ 」という。 十 平 得 - 六号。 介護 + 0) 保 年 険 区 厚 法 下 生省令 近施行規 第八十三条 分 施行 規第三 則 則 室 ユ 居 ユ ニッ = 室 ツ 等  $\vdash$ 1  $\mathcal{O}$ 型個 型 区 準 分 千三百 日 日 に額 に

口

行規則第八 第一号に掲

 $\mathcal{O}$ 

従

(来型個

室

12

0

五. 施

だげる者 十三条

個

室

千三百

五.

第二

号に掲げる者であ

特養等)

百二 日

二十五

年法律第百四十四

を必要とし

ない状態とな 以下同じ。

施行規則第八十三条の

をいう。

第二条に規定する保

多 等 多

床

室

(老

健

療養等)

百 日 に 百七 日

保 げ 度 0

護 る 額

(生活保護法

(昭

和

床

室

特

養

に

がこの

項

0

下  $\mathcal{O}$ 

に掲

老

· 健

療

養等

千三

居

住費等

負担限 欄

従来型個室

日

に

額であっ

たとすれば

居住費等 げる額 分及び中 一条の三第二項 保 条 険 0 の三第二項 法 とす 負 欄 担 平 る 限 に 成 度 掲 九 第二号に げ 額 第二号に規 年 る居 法 という。 律 室等 第 規 百二 Ò 定する滞在費の 定する居住 十三 区 は、 分に応じ、 号。 次の表 費の 下 それぞ 負担 の 上 負 担限 法 欄 限 に掲げる 度額 لح れ 度 額 同 . う。 ( 以 下 表 及 の下 び 法

	十一つ円き	十円円	つき		十円	つき	十円	つき	十円円	つき		十円	つき	нж
<u>ハ</u>								口					イ	所
るを必	護をい第一	二十五	保護	げる	度額	って、	五第	施	の五第	ک	十六号。	平成	介	得
行 の 要 規 則	いう。条	五年法	( 生 活	額でな	がこ	居	第二号に掲	行規	第一日	」という。		成十一只	護保公	の
則 と な	以上が見	法律等		あっ	の項	住費	に掲げ	則第	号に出		以 下	年厚;	険法	区
八十、状に	下同じ。	律第百四十	護法(	たとすれ	の下欄	等のな	げる者	八十三条	一号に掲げる者	第八	施行	生省^	施行品	分
行規則第八十三条ののとしない状態とな	護をいう。以下同じ。) 号)第二条に規定する係	十四	( 昭 和	すれば	懶に掲	負担限	有であ	二条の	る者	第八十三条	行規 則	生省令第三	規則(	
			多床室	)	老健	従来	特養	従来	個室	ユニ		室	ユニ	居室
			室		* 睿	型個	等)	型個		ット			ット	等の
					·療養等	室(		室(		型準			型個	区分
_		三	一日			一日	八五	一日	千二	一日		千二	一日	
		三百七十円	につ		千三百十円	につ	百二十円	につ	千三百十	につ		千三百十円	につ	額
		円	き		円	き	円	き	円	き		円	き	

二項第一号に規定する公	三十三号)第三十五条第	税法(昭和四十年法律第	年金等の収入金額(所得	ては、前々年)中の公的	ら六月までの場合にあっ	る日の属する月が一月か	介護予防サービスを受け	定介護サービス又は特定	日の属する年の前年(特	<ul><li>。以下同じ。) を受ける</li></ul>	介護予防サービスをいう	三第一項に規定する特定	ービス(法第六十一条の	。)又は特定介護予防サ	ービスをいう。以下同じ	項に規定する特定介護サ	(法第五十一条の三第一	って、特定介護サービス	五第一号に掲げる者であ	イ 施行規則第八十三条の	となるもの	の規定に該当しないこと	第八十三条の五第四号イ	あったとすれば施行規則	の項の下欄に掲げる額で	居住費の負担限度額がこ	第二項第二号に規定する	って、法第五十一条の三	五第四号に掲ける者であ
								· 療養等) 三百七十円	多床室 (老健) 一日につき	) 三百七十	多床室(特養 一日につき	)	老健・療養等 四百九十円	従来型個室 (一日につき	特養等) 四百二十円	従来型個室 (一日につき	個室 四百九十円	ユニット型準 一日につき	室  八百二十円	ユニット型個 一日につき									
																				_									
二項第一号に規定する公	三十三号)第三十五条第	税法(昭和四十年法律第	年金等の収入金額(所得	ては、前々年)中の公的	ら六月までの場合にあっ	る日の属する月が一月か	介護予防サービスを受け	定介護サービス又は特定	日の属する年の前年(特	。以下同じ。)を受ける	介護予防サービスをいう	三第一項に規定する特定	ービス(法第六十一条の	。)又は特定介護予防サ	ービスをいう。以下同じ	項に規定する特定介護サ	(法第五十一条の三第一	って、特定介護サービス	五第一号に掲げる者であ	イ 施行規則第八十三条の	となるもの	の規定に該当しないこと	第八十三条の五第四号イ	あったとすれば施行規則	の項の下欄に掲げる額で	居住費の負担限度額がこ	第二項第二号に規定する	て、法第五十一条の	ける者で
											多床室	)	老健・療養等	従来型個室(	特養等)	従来型個室(	個室	ユニット型準	室	ユニット型個									
										三百七十	一日につ		四百九十	一日につ	四百二十	一日につ	四百九十	一日につ	八百二十	一日につ									

って、国民年金法等の一 五第一号に掲げる者であれ 施行規則第八十三条の	。) の写口に掲げる者を防く	りょこ易ずったこい状態となるもの		下欄に掲げる額であった	の負担限度額がこの項の	って、当該者の居住費等	五第二号に掲げる者であ	ロ 施行規則第八十三条の	額が八十万円以下のもの	は、零とする。)の合計	の額が零を下回る場合に	合計所得金額をいい、そ	一項第十三号に規定する	六号) 第二百九十二条第	二十五年法律第二百二十	得金額(地方税法(昭和	ては、前々年)の合計所	ら六月までの場合にあっ	る日の属する月が一月か	介護予防サービスを受け	定介護サービス又は特定	属する年の前年(当該特	防サービスを受ける日の	サービス又は特定介護予	う。)及び当該特定介護	的年金等の収入金額をい
ユニット型準一日につきエニット型個一日につき																										
って、国民年金法等の  イ 施行規則第八十三条の	の項口に掲げる者を除く	頁ュこ号がったことい状態となるもの(	すれば保護を必要	下欄に掲げる額であった	この項	って、当該者の居住費等	五第二号に掲げる者であ	ロ 施行規則第八十三条の	額が八十万円以下のもの	は、零とする。)の合計	場合	合計所得金額をいい、そ	一項第十三号に規定する	六号)第二百九十二条第	二十五年法律第二百二十	得金額(地方税法(昭和	ては、前々年)の合計所	ら六月までの場合にあっ	る日の属する月が一月か	介護予防サービスを受け	定介護サービス又は特定	属する年の前年(当該特	防サービスを受ける日の	サービス又は特定介護予	該	的年金等の収入金額をい
ユニット型 輝																										
一日につき																										

一 備

等 条 この に要する平 て厚生労働大臣 の三第二項 表に お 均的、 第二 V て な費用 号に が定める費用  $\neg$ ユ 規 = の額及び施設の状定する特定介護保 ット 型個 0) 額 室 並 لح び に は、 同 況 険 法第六十 そ 施 介  $\mathcal{O}$ 設 護 保険 他 等 0 に -一条の三年 お 法 第五 け を勘案 + 第

五第三号に掲げる者の一人が流行規員第八十三条の	・ 塩テ見川等し上三を除く。)	び二の項ロに掲げる者を	となるもの(一の項ロ及	保護を必要としない状態	げる額であったとすれば	度額がこの項の下欄に掲	って、居住費等の負担限	五第二号に掲げる者であ	ロ施行規則第八十三条の	<b>5</b> <i>0</i>	く。)の受給権を有する	停止されているものを除	(その全額につき支給が・療養等) 零	)に基づく老齢福祉年金 多床室 (老健 一	十四年法律第百四十一号 等) 零	前の国民年金法(昭和三   多床室(特養   一	第一条の規定による改正し	によるものとされた同法   老健・療養等   四	規定によりなお従前の例 従来型個室 (一	附則第三十二条第一項の 特養等) 三	一一一年沒有拿三一世子   名字五十年 / 一
													零円	一日につき	零円	一日につき		四百九十円	一日につき	三百二十円	- F

口

施

行

規

則

第

十三

条

ŧ

0

て、

居住費等

負

担

額

がこの

項

0)

下  $\dot{O}$ る

欄

に

ば掲限

五

第二号に掲

げ 八

者

で

あの

十四四

年

法

(律第百)

)に基づく老齢 (その全額に

福 兀

世十一号

前

の国

民年金法

(昭

和三

多

床

室

に

つ

き

零

円 日 第一条の規

定による改

É 法 例

によるも

0)

とされ

た 同

老 健

療

養等 室

兀

百

九十

十つき

停

止

さ

れ

の受給権を有するれているものを除

0)

六十

年 改

法 正

律

第

匝

| 号

従来型個立

室

日 百

に 九

つき

部

を

する

法

律

昭

和

個

室

兀

+

円

附

則

第三十二条

項

0)

規

定により

な

お

従 第

前

0

従来型個 特養等)

日に

百二十円

一備 考

びニの

項口

に

掲げる者

除

五.

第三号に掲げ

る者

施

行

規

則

第

八

+

条

となるもの

 $\mathcal{O}$ 

項口

を及態

保 げ 度

護

を必必

要としない

状 ħ

る額

であったとす

等に要する平均的な費用 条の三第二項 L この て厚生労働大臣 表に お 第二号に 1 て 正が定め ユ 規 ット る費用 の額及び施設の状況定する特定介護保証 型 0 個 額並びに同法第六施設の状況その他 室」 لح は、 険 介 施 設等 護 保 の事 +に 険 -一 条 の お 法 情 け 第 を る 五. 三 勘 居 十 案 住

Ļ 第 四 に 定 するユニット型個室をいう。 て厚生労働 要する平均 項 第二号に 百 十二号。 大臣が 的 規定する特 以下 にな費用 定める費用 「居住費用告 る費用の額(平成十七年厚生労働額及び事業所の状況その他の事情 定介護予防 示」という。 サー -ビス事 <u>)</u> 業 者 表備考一 に お け る 滞 在

「請答ここ見ぎ」、3.4 この、2.1 生 固含という。 二 この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表

三 この表において「従来型個室(特養等)」とは、居住費用告示備考二に規定するユニット型準個室をいう。

兀 用  $\mathcal{O}$ この表において「従来型個室 告 表備考三に規定する従来型個 示 0) 表備考四に 規定する従来型個室 室(特養等)をいう。 (老健・療養等)」とは、 (老健・療養等) をいう 居 住 費

兀

この表において「従

(来型個

室

(老健・療養等)」とは、

居

い住

う費

Ŧī. 備 考 五 0 に 表 規 に おい 定 とする多 て 多床 床 室 室 特 養等) 特養等) を 」とは、 いう。 居 住費用 告 示 0) 表

六 示 0 表備考六に 0 表 お 11 規定する多床室 て 多 床 室 老 健 (老健 療 養等) 療養等) を は いう。 居 住 一費用

> 第四 に 定するユニット型個室をいう。 して厚生労働大臣が 要 項 (する平均的 百十二号。 第二号に 規 以 下 な費用 定 する か定める費用の額及び事 「居住費用 定介護予防サー Rの額(平5 い事業所のは 告示」という。 (平成十七年厚生) ビス事業者 0) 生労働 表備  $\mathcal{O}$ に 事 お 考 情 け ーに 省告 を勘 る 滞 規示案 在

備考二に規定するユニット型準個室をいう。 二 この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表

の表備考三に規定する従来型個室(特養等)をいう。三 この表において「従来型個室(特養等)」とは、居住費用告示

五 この表において「多床室」とは、居住費用告示の表備考五。 用告示の表備考四に規定する従来型個室(老健・療養等)を

五. 定する多床室を この 表に お いう。 て「多床 室 とは、 居住費用 告 示 0 表 備 考 五.

に

規

(新設)

告

0 情 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉 を勘案して厚生労働大臣が定める費用 の額 (平成十七年厚生労働省告示第四百十 |施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設 六号) 平 成二十七年八月 日施行】 の 状況 その 他 。 の

(傍線の部分は改正部分)

改

正

前

げ 額 び 護 号 は、 施 老人福 る 介 に 額とする。 設 護 次  $\mathcal{O}$ 規 保 状  $\mathcal{O}$ 祉 定 険 表の い況その する 施 法 設 施 上 を 特 行 一欄に いう。 他 定 法 0 介 伞 掲げる区分に応じ、 事情を勘案して厚生労働 護 成 こに 老人福 九 おける居住に要する平均 年 法 祉施設 律 第百二十四 (同条第一 それぞれ 号)第 大臣 項に規定する特定 同 が 十三条第 的 表の 定める費 な費用 下 . 欄 五 0) 用 に 項 額 0 掲 及 介

改

正

後

区分	額
ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円
従来型個室	一日につき千百五十円
多床室	一日につき八百四十円

## 備考

者生活 い位省 ピ この スに 告 数 表 示第百二十六号) )に規 要する費用 介護費川若しくはユニット 表 以 に 下「指 お 定するユニット 1 て 定地 0 額 ユ 別表指字 域 =  $\mathcal{O}$ ット 密着型サ 算 定定に 型地: 定地 型 関 個 型旧 ĺ する基 域密 域 室 密 ビス介護給 とは、 着型サ 措 着 型介 置 準 入所者 護 ] 平 指 老 付 ピ 成 定 ス介 経 人 費 + 地 過 福 単 八 域 年厚 的 護 祉 位 密 給 着 地 施 数 生労 域 型 設 表 付 密 サ 入 費 لح 単 働 着 所

> B老人福: 一号に規 は、 施設 る額とする。 介 護 次の表  $\mathcal{O}$ 保 状況その 祉 定 険 施 する特定 法 の上 設 施 を 行 いう。 欄 他 法 に掲 の事 介護 平 こに 成 と 人福 げる区分に応じ、 情 九 を勘 おける居 年 法 繁し 祉 律 施設 第百二十四号)第 て厚生労働大臣 住に要する平均的 同 条第 それぞれ同 項に規 十三 が 表の下 定める費 %定する な費用 一条第 欄 五. 特定  $\mathcal{O}$ に 用 項 掲 0 及 介

額び護

げ

区分	額
ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円
従来型個室	一日につき千百五十円
多床室	一日につき三百七十円

## 備考

者生活介護費川芸位数表(以下「毕位数表(以下「毕 ピ この ス に 介護費川若しくはユニット 要 表に する費 お · 「 指 1 - 六号) するユニ 用 て 定地  $\mathcal{O}$ 額 ユ 域 別 0 = ット 表指 ット 密 算 定に 着型サー 定地 型 型 地 関 個 ·型旧 域密着型介護 |域密着型サ する基準 ビス介護給 とは、 措置入所者 伞 指 老 付 ピ 成 定 广 経 費 ス + 地 介 過 福 単 八 域 的 祉 位 護 年 密 地 施 数 給 厚 着 域 設 表 付 生 密 入 費 労 サ 所 لح 単 働 1

き ツ ユ 指 に  $\mathbb{F}$ 定 が 型 ツ 施 す 護 1 利 小 老 用 型 + 人 す 模 旧 别 用 措 る 旧 ピ 表 居 措 ス 指 置 額 等 室 置 入 定  $\mathcal{O}$ 設 を 所 入 介 入 所 設 者 護 定 所 . う。 者 介 給 サ に 者 介 護 1 関 付 護 ピ 福 費 す 福 祉 単 ス る 介 等 祉 施位 基 施 設 数 介 準 費 設 サ 表 護 (I) サ 給 又 ] لح 成 ピ 付 は ス 費 ピ 11 + 指 · う。 費 単 ス 定 費 (I) 位 施 (I) 若 数 厚 に 表 生 を + L < 算 規 省 1 以 定 は 定 告 ピ す ユす 下 ス 示 ベニ る 等 第

居措置 定者老 1 室 置 入 施 経 人 ビ 所 福  $\mathcal{O}$ を 入 設 過 ス 11 所 者 サ 介 的 祉 表 う。 者 介 1 護 に 地 施 給 介 護 設 お ピ 域 護 福 ス 密 付 入 11 祉 等 着 所 費 7 福 介 型 者 単 祉 施  $\neg$ 設 護 ユ 施 介 生 位 サ 数 = 設 給 護 活 ĺ 付 表 ツ サ 老 介 ŀ ĺ に 費 護 ピ 人 規 ス 単 福 費 ピ 型 費 (Ⅱ) ス 位 祉 定 準 費 (I)数 施 若 す 個 表 (II)若 設 し る 室 に 入 < を L ユ 算 < 規 所 は لح 定は 定 者 ツ は ユ す す = ユ 生 1 ~ = 型 る 活 ツ 指 き ツ ユ 介 1 地 定 者 = 護 型 1 域 地 が型 ツ 費 域 旧 密 利 小 1 (II)措 着 密 用 型 規型 着 又 置 模 旧 す は 介 型 入 サ る旧措 指 所 護

< 者 単福者介 護 が は 位 祉 生  $\mathcal{O}$ 利 小 数 施 活 給 用 表 規 表 設 介 付 に す 模 に 入 護 費 単 る 旧 規 所 費 お 居 措 定 者 (I) 位 11 若し 生 室 置 す 数 て を る 活 入 表 < 所 従 11 旧 介 に · う。 者介 措 護 は 規 来 型 置 費 旧 定 す 護 措 個 入 (I) 福 所 る 又 置 室 祉 者 は 入 地 所 لح 施 介 指 域 設 護 定 者 密 は サ 福 施 経 着 型 指 祉 設 過 施 サ 介 ピ 的 定 ス Ì 設 地 護 地 費 サ ピ 域 老 域 (I) 1 ス 密 人 密 等 F. 福 を 着 着 算 ス 介 型 型 祉 費 護 介 サ 定 施 (I) 給 ] す 護 設 老 べ若 付 ピ 入 き 費 L 人所ス

利 小 数 施 活 給 用 す 入  $\mathcal{O}$ る 所 単 表 居 定 者 (Ⅱ) 位 に 生 室 す 若 数 お 表 活 11 所 < に て 旧 介 者 措 規 は 介 多 定 置 費 旧 す 入 (Ⅱ) 措 床 室 る 福 所 又 置 者 は 地 祉 入 لح 施 介 指 所 域 とは、 密 設 護 定 者 サ 福 施 経 着 ] 祉 設 過 指 的 ピ 施 サ 介 定 ス 設 地 護 地 費 ピ サ 域 老 域 (II) 1 ス 密 人 密 築 福 を ビ 着 着 算 ス 介 型 祉 型 費 定 護 介 施 サ す (II)給 護 1 設 べ 若 付 老 ピ 入 き 所 ス 人 < 福 者 単 介 がは位祉 生 護

兀

兀

き ツ ユ 指 に 十 } 者 定 要 介 型 ツ が 施 す 護 号)  $\vdash$ 利 る 老 小 用 規 型 # 人 す 模 Ì 别 福 旧 用 る 旧 措 ピ 表  $\mathcal{O}$ 祉. 居 措 置 ス 指 額 施 等 室 置 定 設 入  $\mathcal{O}$ 所 を 入 介 施 入 V 所 者 護 設 定 所 う。 者 介 給 サ に 者 介 護 ] 関 付 F, 護 福 費 す 単 福 ス る 祉 介 等 基 祉 施 位 施 設 数 介 準 費 設 表」 サ 護 (I) 給 亚 サ 又 と ] F, 付 成は ピ ス 11 費 十 指 う。 費 ス 単 定 (I) 位 (I) 若 数 厚 に を し 表 生 # < 規 省 ] (以告 定 は 定 ピ す ユ す 下 ス 示 ベニ る 等 第

居 措 置 定 老 1 者 室 置 入 施 経 人 ビ 所 福 を 入 設 過 ス  $\mathcal{O}$ 所 介 い 者 サ 的 祉 表 . う。 1 者 介 護 に 地 施 介 護 ピ 域 給 設 お 護 福 ス 密 付 入 11 等 所 て 福 祉 着 費 介 単 祉 施 型 者 施設 ユ 護 介 生 位 サ 給 数 = 設 護 活 ĺ サ 付 老 介 表 ツ 1 ピ 費 護 に 卜 人 ス 福 費 規 単 型 ピ 費 (Ⅱ) ス 位 祉 定 進 費 (II)個 数 施 若 す (II)若 表 設 L る 室 < しく を に 入 ユ 所 規 لح 算 は = には、 定は 定 者 ユ ツ す す 生 1 ベ = る 活 ツ 型 指 き ツ ユ 介  $\vdash$ 地 定 者  $\vdash$ = 護 型 域 地 が 型 ツ 費 旧 密 域 利 小  $\vdash$ (II)措 密 用 規 型 置 又 着 す 模 旧 は 介 型 入 措 指 護 る 旧 所 サ

三 < 単福 者 介 者 この が は 位 祉 生 護 利 小 数 施 活 給 用 規 表 設 介 付 表 に す 模 に 護 費 入 る 規 所 費 単 お 旧 居 措 定 者 (I) 位 V 室 置 す 生 若 数 て しく る を 入 活 表 71 所 旧 に 介 従 · う。 者介 措 護 は 規 来 置 費 旧 定 型 護 措 す 個 入 (I) 所 る 福 置 室 又 者 は 地 祉 入 介 لح 指 所 施 域 護福 は、 者 設 定 密 施 サ 経 着 ] 指 祉 設 過 型 ピ 施 サ 的 介 定 ス 設 Ì 地 護 地 費 サ ピ 域 老 域 (I) 1 ス 密 人 密 を ピ 着 福 着 算 ス 介 型 祉 型 費 護 介 施 サ 定 す (I) 給 護 設 ] べ若 付 老 入 ピ き 費 所ス L 人

利 小 数 施 活 す 入  $\mathcal{O}$ る 旧 規 所 単 表 居 定 者 (Ⅱ) 位 に 措 牛 若 数 お 室 置 す る 入 活 L 表 11 所 < て 旧 介 に 者 措 護 は 規 多 介 置 費 旧 定 す 措 床 入 (Ⅱ) 所 る 室 福 置 又 者 は 地 祉 入 介 لح 施 指 所 域 は、 護 設 密 者 定 サ 福 施 経 着 ] 指 祉 設 過 型 ビ 施 サ 的 介 定 ス 設 護 地 費 サ ピ 域 老 域 (II)ス 密 人 密 を ピ 着 福 着 算 ス 介 祉 型 定 費 護 介 施 サ す (Ⅱ) 給 護 設 1 べ 若 付 老 入 ビ 人 所 ス 者 福 者 介 単 護 が は位 祉 生

## 0 年 居 住、 日 滯 施 在 及び 行 宿 泊 並 び に 食事 の 提 供 に 係る利用 料等に 関する指 針 (平成 十 七 年 厚 生 厚 生 一労働 省告 示 第四百 十九 号) (抄) 【平成二十七

月

傍 線  $\mathcal{O}$ 部 分 は 改 正 部 分

適 正 な 手 き 0

改

正

後

い 定 養 指 通 型 介 老 所 指 護 護 介 掲 約 介介 護 定 う 介 介 護 人 、保 指 定 予 事 護 護 事 げ 介 定 所 護 短 指 る 護 介 介 護 事 通 防 業 予 事 業 定 老 期 定 該 護 護 老 健 定 業 下 予 事 業 所 小 者 防 者 認 人 入 通 に 業 予 短 IJ 福 所 契 防 事 人 所 施 規 短 知 所 約 ろ 契 お 小 所 防 業 福 設 期 ハ 模 指 期 指 生 症 祉 介 ビリテ に 約 け 規 短 所 指 入 多 定 入 定 活 護  $\mathcal{O}$ 祉 指 対 施 締 ょ ے Ź 模 指 期 施 定 指 所 機 介 所 定 地 応 事 設 介 結 ŋ 居 多 定 入 指 設 小 定 療 能 護 生 介 域 型 護 業 介護 派養介 定介 に 住 機 介 所 規 1 型 予 活 護 密 通 事 者 1 介 . う。 当た ショ 当 能 護 生 指 模 居 防 介 予 着 護 業 所 **/護予防** 予防 該 滞 型 活 多機能型居宅 療 護 宅介護事業者 認 護 防 型 老 者 定複合型サー 介 吱事業者、 契約 居 養型医療施 事 ン 知 介 護 通 在 介 人 0 定 法症対応 記 宅介 業所、 て  $\mathcal{O}$ 認 護 事 所 護 保 及 事 指 涌 知症対抗 業所 IJ 業者 老 適 通 は び 健 に係る手続 定 所 護 宿 所リハビリテー ハビリテー 施 短 正 人 IJ 事業 利用者 指 指 福 設、 型 期 な 泊 ハ ・ビス事 介護事 定介護 締 応 指 ビ 並 設 定 は 通 祉 指 入 介護 所 型 指 所 IJ 結 び 定 所 施 定 指 指 設、 指 介 テ 等 を を に 通 定 短 小 定 療 以 予防 護 行 確 介 業 業 定 老 期 定 シ 規 介 養 ] 食 所 (指 うこ 入所 護 保 事 下 介 所 認 人 通 事  $\exists$ 指 模 護 所 介 シ 護 予 シ 福 ン 多 定 す  $\mathcal{O}$ 知 所 業 短 定 療 護 日 え た 生活 事 通 事 事 防  $\exists$ 指 者 期 介 機 提 指 症 祉 介 養 事 供 業 ン 護 型 所 業 短 定 定 対 施 及 入 業 護 能 事 介 設、 び 所 介  $\Diamond$ に 所 所 期 事 地 応 介 事 予 型 医 者 入所 型 護 係 護 域 護 業 指 療 防 居 療 及 び 予 密 通 介 事 所 定養 指 宅 施 事 次 る 所 通 と 契 指療 防 着 所 護 業 介 介 定所 介 定

指

定

通

所

IJ

ハ

ビリテ

]

ション事業所

指

定

短

期

入所

生

活

介

所、

指

定

通

所

IJ

ハビ

IJ

テ

Ì

シ

彐

事

業

所

指

定

短

期

入

所

生

活

介

掲 約

イ

い定養

指 通

適 正 な 手 き  $\mathcal{O}$ 

現

行

護

介

定

介 老 所 指 護 港 人 指 通 防 型介 護事 介護 介護 護 げ う。 事 指 短 介 介 定 所 指 業 · 業 当 るところ 護 護 護 予 事 介 介 定 老 期 定 防 護 護 業 者、 業 人福 下 予 事 老 健 定 所 小 者 認 入 涌 に 業 人福 施 短期 IJ 者、 防 予 事 所 規 短 知 所 所 約 契 生 お 小 防 業 設 ハ 模 指 期 指 所 症 祉 介 ビリ 所 多 に 約 け 規 短 祉 指 入 定 入  $\mathcal{O}$ 指 定 対 施 所 機 締 る 模 指 期 指 介 所 定 事 ょ 施 定 地 応 設 介 り、 テー 生活 居 多 定 入 設 療 護 介 型 結 指 小 定 能 域 業 機 所 V) 住 介 規 介 養 型 予 護 密 に 定 通 う。 当 当 護 生 介 指 模 護 介 シ 居 防 介 予 能 所 護 型 予 活 護 多 護 彐 護 た 該 滞 定 療 宅 認 防 型 介 老 者 介 予 複 機 事 ン 介 0 契 居 防 養 知 事 介 在 通 定 合型 型 業 事 護 業 て 約  $\mathcal{O}$ 及 宅 認 護 防 能 症 護 事 保 所 指 通 グリハ 型 業 事 者 業 び 介 知 事 通 医 対 老 は 適 所 健 定 に 所 業 サ 居 業 係 症 所 療 応 宿 護 施 短 IJ 正 所 者 IJ ĺ 宅 者 ビリ 福 施 指 型 指 期 利 る な 泊 事 対 所、 設 介 用 業 応型 定介 締 手 並 ハ ビ 設 指 は 通 定 祉 指 入 ピ 者 介 テ 続 指 ピ ス 結 護 IJ び 所 定 所 施 定 指 所 事業 IJ 介護 護 短 ] を を に 通 定 事 指 指 護 設 小 定 療 テ 以 テ 行 確 食 所 介 業 定 老 期 定 予 シ 規 養 1 1 指 うこ 保 事 下 介 護 所 所 認 人 入 通 事 防 3 指 模 介 定 す  $\mathcal{O}$ 護 予 シ 知 福 所 所 業 短 定 彐 事 通 る 提 事 事 防  $\exists$ 指 指 症 祉 生 介 者 期 介 機 養 所 た 供 業 業 短 ン 定 定 対 施 活 護 及 入 業 護 能 業 事 所 介 に 所 所 期 事 介 地 応 設 介 事 び 予 医 護 係 及 入 業 護 域 型 護 業 指 療 防 居 療 る び 所 予 密 通 介 事 定 養 事 次 所 所 指 通 宅 施 契 لح 指 療 防 着 護 業 介 介 所 定所 介 設 定指

入 居 型 同 能 予 介 防 所 U 保 型 防 護 サ 通 介 事 者 健 居 事 1 護 認 所 業 並 施 業 宅 知 IJ ピ 事 所 又 び 設 介 症 所 ハ ス は に 及 護 対 ピ 事 所 リテ そ 指 び 事 応 定  $\sigma$ 定 指 業 型 定 所 短 家族 介 定 所 介 ] 诵 定 期 護 地 護  $\mathcal{O}$ シ 指 小 所 入 に 療 域 利 予 彐 介 定 規 所 密着 対 養 用 護 防 介 模 療 型型 事 事 護 多 者 短 L 養 業所 型型 期 左 業 予防 機 介 療施 当該 所 介 指 入 能 護 所 及 定 通 型 事 契約 介護 老 び 療 居 業 設 指 所 人福 指 介護  $\mathcal{O}$ 養 宅 定 所 入院  $\mathcal{O}$ 老 定 介 介 介 介護 人福 内 護 護 事 護 祉 指 容 患 事 予 業 施 事 定 に 者 業 防 設 祉 予 所 業 認 つい 所 所 防 を  $\mathcal{O}$ 施 短 知 11 入 設 小 期 症 う。 所者 て 規 指 入 定 指 対 模多 文 介 定 所 介 定 応 含書に 及 以 護 介 生 護 複 型 び 老 機 下 護 活 予 合 涌

口 ること IJ 型 居 予 知 テー 防 サ 症 宅 当 ] 該 介 小 対 護 規 契 シ ビ 応 ス、 を 模多 彐 型 指 約 ン、 除 通 定  $\mathcal{O}$ ₹ . 機 指 所 通 内 定介護 能 指 介 所 容 護、 元につい 定介 型居宅介 介 護、 護予 指定小 予 防通 て、 指定 防 護及び指 認知症 所 規 利 通 介育 **烷模多機** 所リハ 定介護 対 等 心型通 ビリテー 指 能 カゝ ら文 型居 定 予防 介護 宅 書 所 予 介 シ に 小 介 護、 規 護 防 3 ょ 模 ŋ 通 多 指 所 指 同 リハ 機 定 指 意 定 介 複 定 を 能 型 護 F. 合 認 得

ょ

ŋ

事

前

に

説

明

を

行うこと。

口

ょ

ŋ

事

前

説

を行

うこと。

条、 百三 運 0 護 + 保 そ 営 居 所 規 +  $\mathcal{O}$ 五 険 住 に 百 百 法 具 程  $\mathcal{O}$ 百 第 三十 掲 を 規 兀 条 百 施 体 滞 示を 定 + 三 +行 的 在 一十一条 内容 及び う に 条 第 一条 条 規 行 基 0 百 텘 うこと + 兀 0 第 宿 づ 伞 石二十 き +八の二、  $\mathcal{O}$ 泊  $\sim$ 金 · 条 の 額 0 五. -成十一年厚生省令第三十 並 第百四 記 都  $\mathcal{O}$ び 八、 第百三十 設定及び変更に に 道 載 -条、 府県知 第百三十四 食 を行うとともに 事の 十条 第百四十条 第百二十二条 提供に · — 条 事 の二十四 文は 上条、 小の六、 0) 関 係 市 第 事業所 町 又 九 L る 有三十 は 第 六 利 村 , 号) 長 第 百 第 用 第 運 等 に 三 百 百 百 営 料 + 0) 提 兀 兀 六 第 規 に 2 見 出 + + 百 程 条 1 B + **介** す 条 条 条 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 九

> 入居 予防 型 同 能 介 防 所 保 ľ 型 護 诵 サ 介 事 ĺ 者 健 居 認 事業 所 護 業 並 施 宅 知 IJ ピ 所 又 は び 設 介 症 ス 所 及び ピ 事 に 護 対 所 指 その IJ 指 事 指 業 応 定 テー 定 指 業 型 定 短 家族 介 定 所 通 介 定 期 護 地 護  $\mathcal{O}$ 所 小 入 に対 療 域 利 介 予 彐 定 所 養 密 用 護 防 介 模 療 Ļ 型 着 者 事 短 事 護 多 養 医 型 業 業 期 機 予 介 介 所 当 入 療 指 防 所 能 施 該 護 所 定 及 通 事 契 老 介 び 設 療 居 業 所 人福 約 護 指 介 宅  $\mathcal{O}$ 養 定 所 入 院  $\mathcal{O}$ 老 定 介 介 介 内 祉 人 介 事 指 容に 患 施 福 護 事 予 定 者 設 祉 予 業 防 業 認 つ を  $\mathcal{O}$ 施 防 短 所 知 入所者 V 1 設 小 期 症 · う。 て 規 入 定 指 指 対 文 介 模 定 所 介 定 応 書に 以下 護老 多 及 介 生 護 複 型 び 機 護 活 予 合 通

型サ 居 予 IJ 知 ること 防 テー 当 宅 症 介護 小規 Ì 該 対 ショ ピ (指 契 応 ス、 約 を 模 型 に ン、 除 多 通 定  $\mathcal{O}$ < 機 指 通 内 明 所 定介護 容に 指 介 所 能 定介 護、 型 介 居 護、 つい 護 子 宅 指 て、 介 予 防 定 指 防 小 護 定 通 及び 認 所 規 通 利 知 介 模 所用

リ

者 指 症 多 護 ;定介護; 機 対 ハ 等 応 指 ピ 能 か リテ 型 型 定 6 文 居 予 通 介 ] 書 防 所 護 宅 小 介 予 介 シ に 護、 規 護 防 彐 ょ 模 通 ŋ 多 指 所 指 同 機 定 IJ 定 指 意 能 介 ハ 複 定 を 型 護 ビ 合 認 得

二 十 条、  $\vec{+}$ 百三 護 運  $\mathcal{O}$ その 保 居 営 兀 第 規 第 険 住 五 具 に 程 百 八 百 第 百 法 条、 三十 三 十 規 兀 百 施 体 滞 掲 三十 定 +行 的 在 示 1 を う。 · 条、 条 第 規 内 及 に --条 0 百 則 容 び うこ づ + 兀 0 第 宿 伞 き、 百  $\sim$ +八 0 金 泊 二十 0) 条 0) 五. 成 額 並 第  $\mathcal{O}$ 記 都 + $\mathcal{O}$ び 八、 百 道 第 設 に 載 条、 を行うととも 百三 府 兀 年 定 食 第 百三 厚生 及び 県 + 事 第  $\overline{+}$ 第百二十二条 知 条 百  $\mathcal{O}$ 省令 変更 事 匹 +提  $\mathcal{O}$ 条の <u>-</u> 十 十条 匝 又 供 条、 に は 第三十六 に 六、 関 に 市 兀  $\mathcal{O}$ 係 事 町 又 九 第 Ĺ る ·業所 村 は 百 第 利 号) 長 第 第 百 第 運 用 +百 百 百 営 料 第 0 提 兀 兀 六 規 に 見 出 + 十 百 程 0 つやす する 条 条 一条 + *\* \ 条  $\dot{O}$  $\mathcal{O}$ 第  $\mathcal{O}$ 九 介 7

居 滞 在 及 び 宿 泊 並 び に 食 事 0 提 供 に 係 る利 用

料

居

滞

在

及

び

宿泊並びに

食事の

提

供に

係る利

用

料

(1) 料 居 住 在 及 び 宿 泊 **(**以 下 居 住 · 等 \_ という。 に 係 る 利 用

- (i) h 次 に 掲 げ に る 係 額 る 利 を 基 用 本とすること 料 は 住 環 境 0 違 V に · 応 じ て、 そ れ
- 8 注 期 表 関 7  $\mathcal{O}$ 注 単生 ス で かサ す 人以 福 入 す 位 省 等 5 1  $\mathcal{O}$ と 9 指 並 注 1 11  $\mathcal{O}$ る ユ いう。 期 所 所 定 る び 9 (1) 並 数 告 に 注 (3)ピ ŧ 居 祉 から Ŀ 療 介 基 に び 表 示 要 ま ス ツ 施 室 又 9 入 又(以 第二十 つする の 所 設 (1) 養 護 準 指 に 0 及 で 介  $\vdash$ ハ 介護 介護 指 下 及 予 定 (1) (4) 介 び 0 護 平 に ŧ 生 伞 入 まで から 0 活 院 Ţ 防 介 護 費 注 給 成 定 属 指 定 = 介 従 (2)費 サ 成 護 療 保 角 (1) 13 す す 什 + 居 定 ユ 介 つるも 号) んる居 来型 護 短 護  $\mathcal{O}$ ĺ +予 (3) $\mathcal{O}$ 養 健 から 費単  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 宅 じまでの ツ 一料及び光熱費に相当する 事業所 期 注 1 ビス 凣 防 注 施 施 額 年 サ 老 口 12 設 設 別 、サート指 五個室 カナー 入所 年 (4)までの (1) 位 <u>۱</u> 厚 7 (1) $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 福 · 並 介護 厚生労働 表指 算定に関 から(5) - ビスに は 数 生 に属さな 及 生活 び び に (2) ・ビスにア 注 口 (1) 省 表 0 祉 除 -ビスの 居室に - ビスの 6 並 例 給 定  $\mathcal{O}$ 告 施 養 要する 二 (1) 及び 施 注 短 室 介 設 対  $\mathcal{O}$ 付 ま 示 費単 要する なする基準 護 象 注 期 第 省 び 設 6 で 及 イ及 サー 並 に (2) 1 0) 居 限 指 者 か 告 並 入 +び 事 9 る。 業所 ハ の (1) 注 九 6 位 示 (1) び 注 所 室 定 び 病 第百 号) 費 地 (3)口 数 カュ び ピ 準 に 療 用 等 に 11 室 8 ス 等 表 用 ら 指 養 又 域 ユ ま (1) か 口  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 平 0 で 0 5 (4) $\mathcal{O}$ 別 は 密 か  $\mathcal{O}$ 定 ハ 介 額 う うち 0) 5 (3)介 成 (1) 護 ち 指 着 ツ 介 額 口 ま 注 施 表  $\mathcal{O}$ 下 での + = 護 定 型 1 注 (4)護 七  $\mathcal{O}$ ま (1)10 設 か 費 指 算 定 での 号) まで 算 5 定 介 介 に が 4 予 並 給 サ 0) 定 員 及 定 定 CK 注 年 護 防 び 付 (3)1 居 に が 員 護 属 利 老 さ 用 定  $\mathcal{O}$ 短 別 に 注 (2) 11 に 費 厚 ピ ま 宅 (1)

1 居 住 滞 在 及 び 宿 泊 **(以** 下 居 住 · 等 」 لح V 、 う。 に 係 る 利

(1) 料 居 等 に る 利 用 料 は 居 住 環 境 0 違 1 に 応じ

次

げ

る

額

を

基

本

غ

す

ること

て、

そ

れ

用

(i) n 第二十 施設 に関 護 防 亚 介 ま 護 護 す 及 で 居 が 来  $\mathcal{O}$ 密 地 カン  $\mathcal{O}$ 1 伞 لح で 保 る び  $\mathcal{O}$ 一人の 1 費 サ 成 護 着 域 b 療 介 及 宅 ユ Ì 予 護 いう。 ニット 個 7 (1)+ 型 密 (3)の養 健 費 = 注 び サ す  $\mathcal{O}$ + 成 んる基 防 1 室 並 八 1 サ 注 施 施 福 用 (1) 13 及 1 ピ + 着 ま 口 号) 12 設 サ から 特 び び 及 年 サ ] 型 で 設  $\mathcal{O}$ ŧ ス ビ 八 祉  $\mathcal{O}$ ピ 例 介 かー サー に (2)厚 年 サ  $\mathcal{O}$ 額 口 準 に び ス 施 注 ス  $\mathcal{O}$ ピ 費 対 ス 設 別 (4)(1) 介 並 属 = 0 護 生 ピ 厚 注 口  $\mathcal{O}$ 9 口 棄 から 象 (1) 給 労 ス 介 (1) ピ サ 算 び す 注  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 生 6 ピ 表 ま 並 護 ピ から 及び スの スの 者」という。 働 に ] 定 で 給 注 付 護 労 ス 並 指 び 成 定 に る 9 1 要 に 12 Ø (5) に 付 居 7 費 省 カコ 給 働 び 定 十 居 ユ ピ タする費 ニット イ及 費単 単 告 5 省告 (3)(2)1 ス 関 ま 短 室 並 付 要 に 施 注 宅 口 ]費単 はする基 よでの (1)期 年 サ ま (1) 位  $\mathcal{O}$ 6 示 す  $\mathcal{O}$ 設 び = から で から ま び 数 第 (1) 注 並 入 位 厚 ] に 1 サ 示 る 8 0 用 第 費 所 及  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 注 生 数 F, 介 表 百 で 位 か 口 省告 )に指: 療養 こスに 室 5 (4) $\mathcal{O}$ び 準 注 (4)数 用 護  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 百 ピ 11 表 +まで 注 さ が 介 額 4 ま 予 注 表 0 (3)口 口 ス 伞  $\mathcal{O}$ 及 利用 等 介護 . 要す 防 + 短 示第 に で 護 七  $\mathcal{O}$ 15  $\mathcal{O}$ 額 ま (1)10  $\mathcal{O}$ 定 び 定め 成 (1) 号) 期  $\mathcal{O}$ 短 予 算 及 地 六 0 で 及  $\mathcal{O}$ 並 注 介 施 病 号) + から 注 期 防 定 び 域 算  $\mathcal{O}$ び 注 U 15 護 設 費 入 +る 居 入所 9 入所 る 短 別 に 注 密 定 注 (2)11 に 並 給 サ 0 所 九 室 期 表 関 16 着 別 12 7 0 注 び 付 年 (3)1 用 等 又 療 入 指 す 並 型 表 関 並 注 1 11 に 費 厚 ピ ま (1) 活  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 下 以 (1) ス等 は 養 所 定 る び 介 指 す び 9 (1) 並 注 単 生 で か 介 別 額 う からいからい 16 入 下 及 介 牛 介 に 護 定 る に 位 省 0) 5 護 表  $\mathcal{O}$ び 護 活 護 準 指 福 地 基 指 数 告 に 注 (3)費 指 算 定 室 す (2)予 定 域 潍 定(1)(4)介介表 示 要 9 ま 定 定 介 祉  $\mathcal{O}$ 

- (ii) 定 る 象 所 額 地 ユ 者が利用、 又 域 = のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室 は 密 ットに 指 着 定介護予防短期入所生活介護 型 介 属さない居室等 入所又は入院するもの 護 老人福祉施設 (指 指 定介護 定短期 光熱水費に 事業所の 老人福 入所 の居室を除 祉 施 設 相 当す 特例 指
- (2)居 住等に 係る利用 料の 水準の設定に当たって勘案すべ き次
- (i) 項 は、 用 等 利 を含み、 用 次 者等が利用する施設の建設費用 のとおりとすること。 公的助成の有無についても勘案すること。) (修繕費用、 維 持
- (ii) 的 な 近隣地 費用 域に 所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平 均
- 口 相 当する 食 食 事の 事 0) 額を基本とすること。 提 提供に係る利用 供に係る利用料は、 食材料費及び 調 理 に係る費用 に
- 利に 用 係 利 用者 料と明確に区分して受領すること。 る利用料 等 が は、 選 定する特別な居室等の提供又は特別な食事の 前号に掲げる居住、 滞在及び食事の提供に 保る 提 供

三

その

- $\mathcal{O}$ 並 びに従来型個室特例対象者が利用、 ユニットに属さない居室等のうち定員が二人以 光熱水費に相当する額 入所又は入院するも 上
- (2)(i) 項 は、 居 住 次のとおりとすること。 等に係る利 用 料 0 水準 . (7) 設定に当たって勘案す ~ き次
- 用等を含み、 利用者等が利用する施設の 公的助成の有無についても勘案すること。 建設費用 (修繕費用、 維 持 費
- $(\ddot{1})$ 的 な費用 近隣地5 域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均
- 口 相当する額を基本とすること。 食事の提供に係る利 食事の提供に係る利 用料は、 用 食 (材料費及び調

理

に

係る費用

に

三

その他

利用料と明確に区分して受領すること。 に係る利用料 利用者 等 が は、 選 定 前号に掲げる居住、 する特別な居室等の 滞在及び食事 提供又は特別な食 の提供 事 0)

係る 提

供

るも 0) は 除く。 室 料及び光熱費に相 当する

0)

ŧ

0

 $(\ddot{1})$